

令和4年度
福岡県包括外部監査の結果報告書

令和5年3月

福岡県包括外部監査人
公認会計士 西 秀雄

目次

県有施設の管理運営に関する財務事務の執行について

第 1 包括外部監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件(監査テーマ)	1
3 監査の対象年度	1
4 監査対象部署等	1
5 監査の実施期間	1
6 監査実施者	1
7 特定の事件として選定した理由	1
8 監査の方法	2
9 利害関係	2
第 2 監査対象の概要	3
I 福岡県の状況	3
1 財政状況	3
2 人口推移	9
II 県有施設の管理施策について	10
1 県有施設の概要	10
(1) 定義	10
(2) 県有施設に関連する状況	11
(3) 県有施設の管理運営について	17
(4) 県の公共施設等総合管理計画について	23
(5) 県の個別施設計画について	26
III 監査対象とした施設等について	34
1 抽出基準	34
2 抽出件数	35
3 監査の対象とした施設等	35
4 包括外部監査手続の概要	36
(1) 施設の概要の把握	36
(2) 施設視察	41
第 3 監査結果	43
I 監査の結果の記載方法	43
1 指摘事項及び意見の件数	43
2 監査対象及び監査の結果または意見の一覧	43

II 個別施設について	47
1 本庁舎(行政棟)	47
(1) 施設の概要	47
(2) 現場の視察	47
(3) 施設管理に関連する予算執行について	52
2 千代合同庁舎	53
(1) 施設の概要	53
(2) 現場の視察	53
(3) 施設管理に関連する予算執行について	55
3 福岡県北九州西県税事務所	57
(1) 施設の概要	57
(2) 現場の視察	57
(3) 施設管理に関連する予算執行について	59
4 工業技術センター機械電子研究所	61
(1) 施設の概要	61
(2) 現場の視察	62
(3) 施設管理に関連する予算執行について	64
5 消防学校	65
(1) 施設の概要	65
(2) 現場の視察	67
(3) 施設管理に関連する予算執行について	67
(4) その他の監査結果	69
6 農業大学校	71
(1) 施設の概要	71
(2) 現場の視察	72
(3) 施設管理に関連する予算執行について	75
7 福岡県動物愛護センター	77
(1) 施設の概要	77
(2) 現場の視察	78
(3) 施設運営管理に関連する予算執行について	79
8 福岡県立公文書館	81
(1) 施設の概要	81
(2) 現場の視察	82
(3) 施設管理に関連する予算執行について	82
9 福岡県国際文化情報センター	85
(1) 施設の概要	85
(2) 現場の視察	86
(3) 施設管理に関連する予算執行について	88
(4) その他の検討事項	88

(5) その他の監査結果	92
10 福岡県立ももち文化センター	97
(1) 施設の概要	97
(2) 現場の視察	99
(3) 施設管理に関連する予算執行について	102
(4) その他の検討事項	102
11 警察本部高取職員住宅	103
(1) 施設の概要	103
(2) 現場の視察	103
12 職員住宅(香住ヶ丘)	105
(1) 施設の概要	105
(2) 現場の視察	105
(3) 施設管理に関連する予算執行について	106
13 単身寮(春日原)	107
(1) 施設の概要	107
(2) 現場の視察	107
(3) 施設管理に関連する予算執行について	109
14 警察本部北九州試験場	113
(1) 施設の概要	113
(2) 現場の視察	113
(3) 施設管理に関連する予算執行について	115
15 苅田港	117
(1) 施設の概要	117
(2) 現場の視察	119
(3) 施設管理に関連する予算執行について	122
16 福岡県平尾台自然観察センター	123
(1) 施設の概要	123
(2) 現場の視察	124
(3) 施設管理に関連する予算執行について	125
17 飯塚研究開発センター	127
(1) 施設の概要	127
(2) 現場の視察	128
(3) 施設管理に関連する予算執行について	131
18 大牟田港	133
(1) 施設の概要	133
(2) 現場の視察	134
(3) 施設管理に関連する予算執行について	140
19 公立学校共済組合(福岡リーセントホテル)	141
(1) 施設の概要	141

(2) 現場の視察	141
20 発電所 大淵	143
(1) 施設の概要	143
(2) 現場の視察	145
(3) 施設管理に関連する予算執行について	150
21 発電所 木屋	151
(1) 施設の概要	151
(2) 現場の視察	151
22 福岡県立四王寺県民の森	153
(1) 施設の概要	153
(2) 現場の視察	153
(3) 施設管理に関連する予算執行について	157
(4) その他の監査結果	157
23 福岡県緑化センター	159
(1) 施設の概要	159
(2) 現場の視察	160
(3) 施設管理に関連する予算執行について	163
24 福岡県立北九州勤労青少年文化センター	165
(1) 施設の概要	165
(2) 現場の視察	168
(3) 施設管理に関連する予算執行について	173
(4) その他の監査結果	173
25 福岡県総合福祉センター	175
(1) 施設の概要	175
(2) 現場の視察	179
(3) 施設管理に関連する予算執行について	182
26 博多サンヒルズホテル	183
(1) 施設の概要	183
(2) 現場の視察	183
27 大阪事務所、所長公舎	185
(1) 施設の概要	185
(2) 現場の視察	185
28 福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園	189
(1) 施設の概要	189
(2) 現場の視察	189
(3) 施設管理に関連する予算執行について	192
29 福岡県立あまぎ水の文化村	193
(1) 施設の概要	193
(2) 現場の視察	195

(3) 施設管理に関連する予算執行について	199
(4) その他の監査結果	199
Ⅲ 指定管理者制度について	203
1 監査対象施設	203
2 指定管理者の選定と業務執行について	204
(1) 指定管理者の選定	204
(2) 指定管理者の業務執行	210
(3) その他の検討事項	212
Ⅳ 総合意見	217
1 県有施設の管理運営に関するリスク対応について	217
(1) 県有施設の管理運営における「ヒト」に関するリスク	218
(2) 県有施設の管理運営における「モノ」に関するリスク	220
(3) 県有施設の管理運営における「カネ」に関するリスク	221

第 1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(監査テーマ)

県有施設の管理運営に関する財務事務の執行について

3 監査の対象年度

原則として令和3年度とし、必要と認めた場合、令和4年度及び令和2年度以前の過年度についても監査対象とした。

4 監査対象部署等

総務部財産活用課・総務部行政経営企画課及び施設所管部局

5 監査の実施期間

令和4年6月 16 日から令和5年3月 10 日まで

6 監査実施者

包括外部監査人	西 秀雄	公認会計士
補助者	吉村 祐二	公認会計士
同	内野 健志	公認会計士
同	古賀 竜介	公認会計士
同	久米村 翔	公認会計士
同	大塚 美和	公認会計士
同	田中 峻太	公認会計士
同	大隈 淳史	公認会計士試験合格者
同	渡邊 洋祐	弁護士
同	西田 真希	

7 特定の事件として選定した理由

我が国では、1960 年代から始まった高度成長期以降に集中的に整備された公共施設の老朽化対策が大きな課題となっている。厳しい財政状況が続く中、今後地方公共団体では、人口減少等により公共施設の利用需要が変化していくことを踏まえ、早急に公共施設全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められている。

このような状況のもと、福岡県(以下「県」とする。)では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本方針として、2017 年3月に「福岡県公共施設等総合管理計画」を策定した。また、2021 年3月までに個別施設ごとの維持管理・修繕・更新等に係る取組方針や具体的な実施内容、時期等を示す「個別施設計画」を策定している。

「福岡県公共施設等総合管理計画」では、県が所有し、又は管理する公共施設等の維持管理・

修繕・更新等に係るコストは、50年間で約5兆3995億円(年平均約1,080億円)を要するものと見込まれており、県民の将来の財政負担に大きな影響を与える可能性がある。

また、地方自治法第244条第1項に規定されている「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する施設」、いわゆる「公の施設」の運営については、住民サービスの向上と経費節減を目的として、指定管理者制度の導入や外部への委託範囲の拡大が行われている。県では2023年1月末現在42の施設に指定管理者制度が導入されている。

施設運営面では、設置目的が達成されるような住民サービスの質、運営コスト、そして受益者負担のバランスは、福岡県民の大きな関心事であると考えられる。

県による県有施設の管理運営に関する財務事務の実施状況について正確に課題を認識し、各種規則等への準拠性(法規準拠性)のほか、各施設の管理運営事務の効率性、有効性、経済性を視点として監査の対象とすることは、その規模や重要性を踏まえると大変意義があることであり、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

8 監査の方法

(1) 監査の視点

県有施設の管理運営に関する財務事務の執行について、県が実施する県有施設の管理運営に関する事業が、「長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現すること」、及び、「設置目的が達成されるような住民サービスの質、運営コスト、そして受益者負担のバランス」が達成されるよう実施されているか否かについて、法規準拠性、3E(有効性-Effectiveness、効率性-Efficiency、経済性-Economy)、真実性、公平性の視点から監査を実施した。

(2) 監査の実施方法

関係部署から提供を受けた県有施設の管理運営事務の執行に関する資料の閲覧及び担当者へのヒアリング、サンプリングによるアンケート調査及び施設の視察を実施した。

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき事項はない。

第2 監査対象の概要

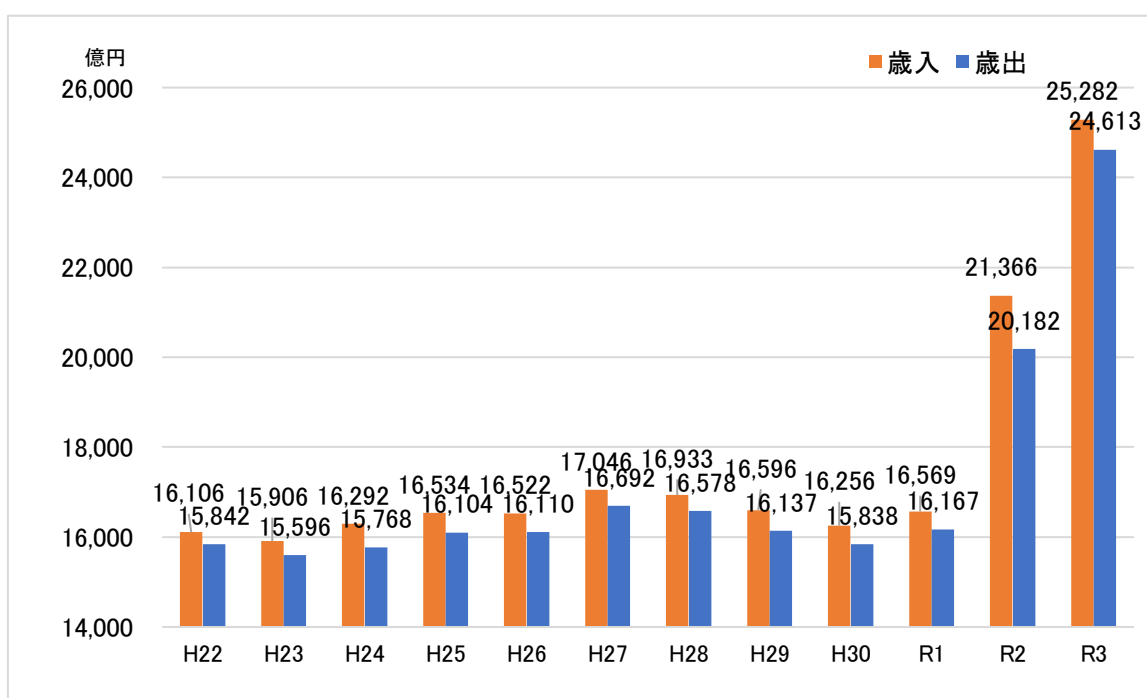
I 福岡県の状況

1 財政状況

< 普通会計歳入・歳出額の推移 >

県の普通会計の歳入歳出規模は、平成21年度に緊急雇用創出事業臨時特例交付金等が国の経済対策により創設されたことで約1,128億円国庫支出金が増加したことなどに伴い、歳入、歳出ともに大きく増加した。その後、平成23年度までは減少し、平成24年度からは増加傾向にあったが、平成28年度以降は減少傾向にあった。

令和2年度の普通会計決算は、新型コロナウイルス感染症対策の実施により、歳入歳出ともに過去最大、対前年度伸び率でも歳入で129%、歳出で125%と平成以降で最大となった。令和3年度も歳入歳出ともに過去最大となり、対前年度伸び率は118%、歳出で122%となった。



(出典:「決算カード」、「令和3年度普通会計決算見込み」及び「福岡県の財政」を基に監査人作成)

< 県の実質収支・単年度収支・実質単年度収支の推移 >

決算収支の均衡を更に詳細に分析するために、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支の推移も把握した。なお、これらの指標の定義は次のとおりである。

○ 実質収支と実質単年度収支

- ・ 実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額(形式収支)から、翌年度への繰越し財源(継続費の通次繰越[執行残額]、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰越すべき財源)を差し引いたもの。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれている。
- ・ 実質単年度収支とは、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額(単年度収支)から、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いたもの。当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標。

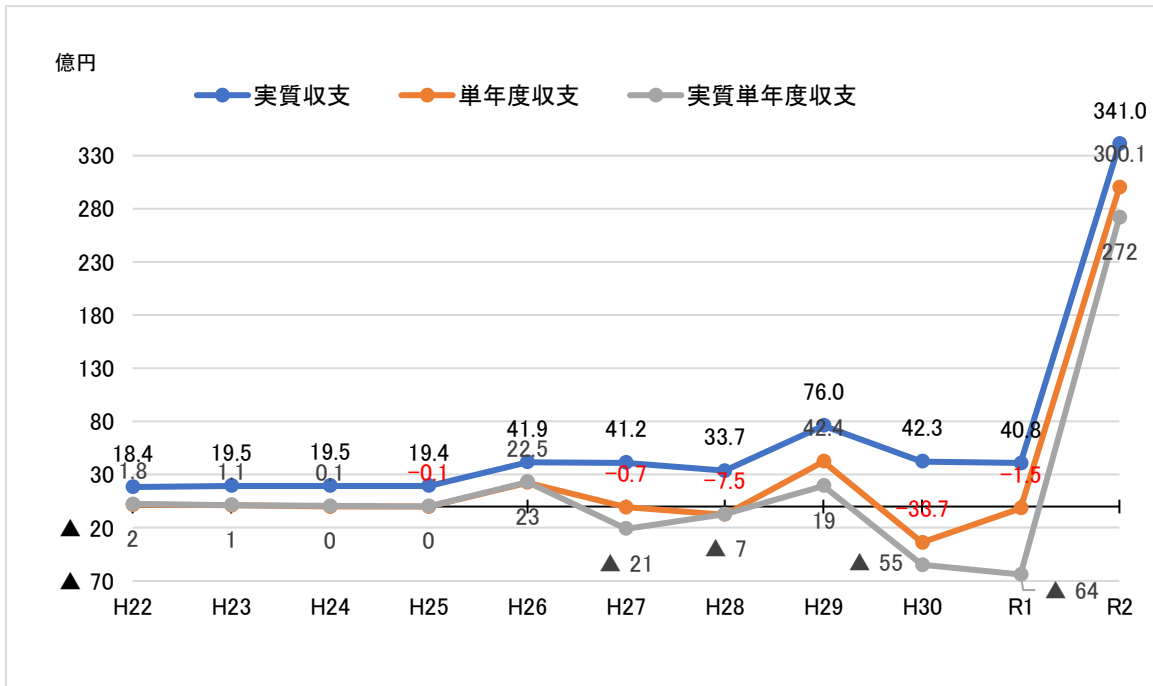
$$\begin{aligned} \text{実質単年度収支} = & \text{当該年度実質収支} - \text{前年度実質収支} + \text{財政調整基金積立額} \\ & + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩し額} \end{aligned}$$

○ 実質収支と実質単年度収支の相違点

- ・ 実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれている。
- ・ 前年度からの影響を遮断し、当該年度のみの実質的な収支状況を示したものが実質単年度収支。
- ・ 実質収支が黒字であっても、実質単年度収支が赤字であれば、前年度までの黒字により当該年度が黒字となっていることを示している。この状態が続けば、やがて実質収支も赤字となる。
- ・ 地方財政の健全性(決算収支の均衡)の判断は、実質収支が黒字か否かを見るだけでは不十分。実質収支が前年度と比べてどう増減したのか(単年度収支)に加え、それに基金の積立てや取崩し・地方債の繰上償還などを考慮した場合はどうか(実質単年度収支)を併せて見る必要がある。

(出典:総務省「令和3年度地方公共団体普通会計決算の概要」)

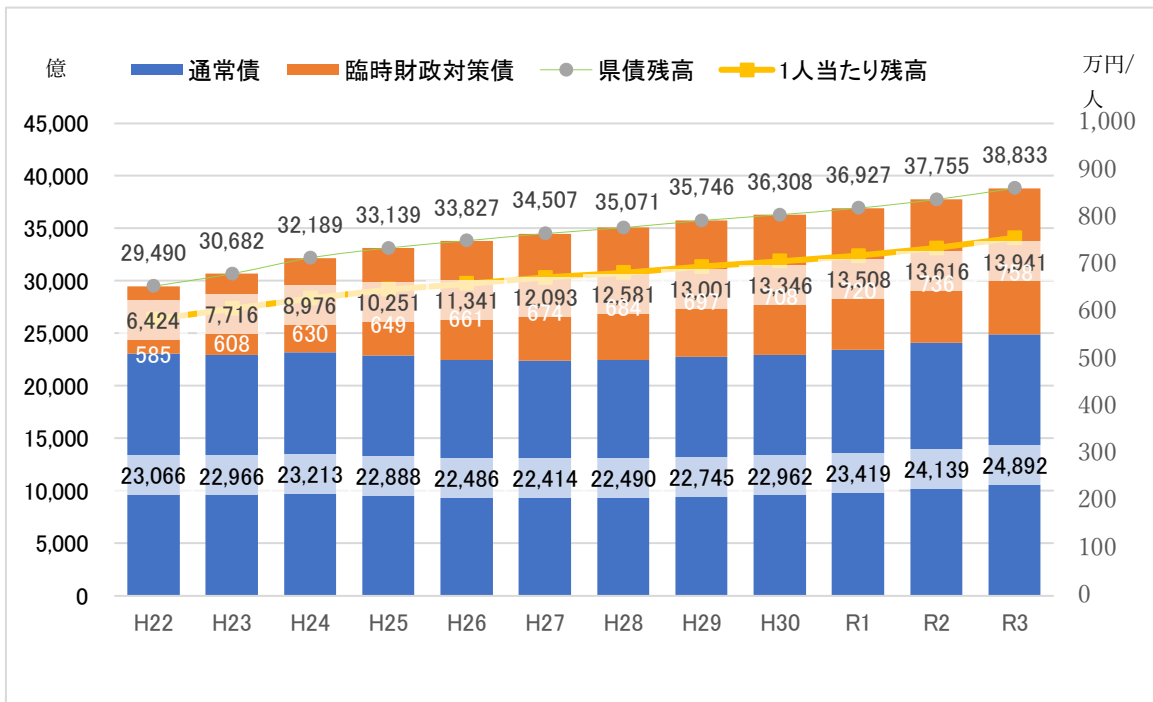
実質収支は、令和元年度まで 44 年間連続の黒字となっている。一方、単年度収支をみると、平成 22 年度から令和元年度までの 10 年間分において平成 25 年度、27 年度、28 年度、30 年度、令和元年度が赤字となっている。また、実質単年度収支は平成 22 年度から平成 26 年度まで黒字となっているが、平成 27 年度は財政調整基金から約 20 億円の取崩し等により赤字であり、それ以降は平成 29 年度を除いて赤字である。なお、財政調整基金とは、年度間の財源の不均衡を調整するための基金である。



(出典:「決算カード」を基に監査人作成)

＜県債残高(総額・一人当たり)の推移＞

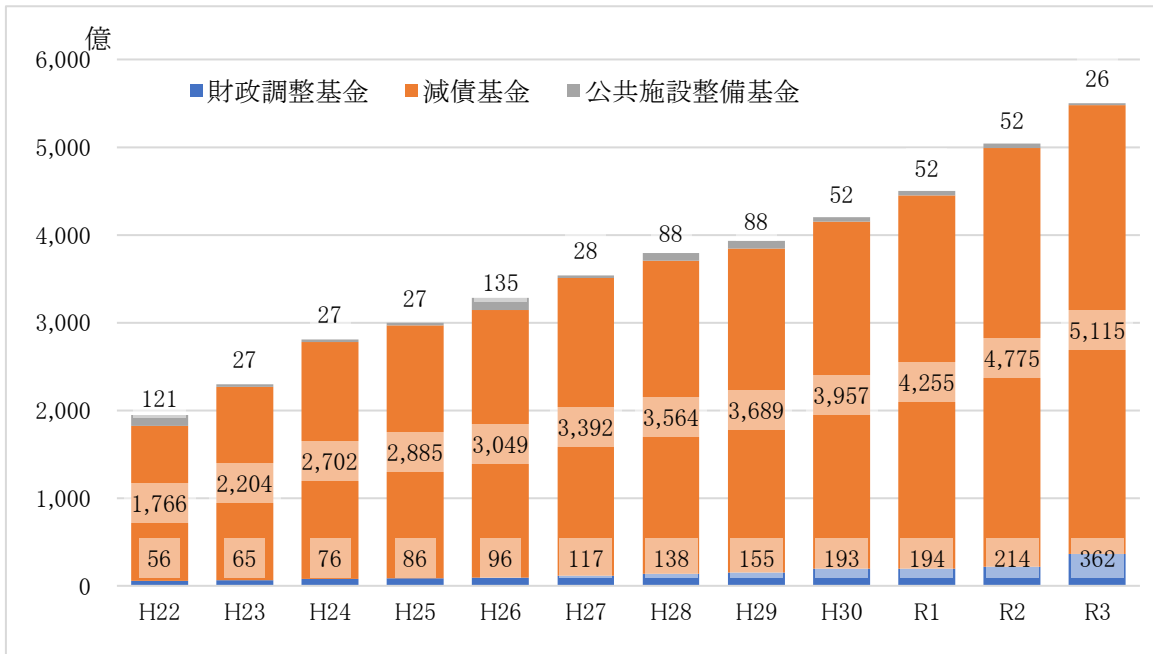
県の借金である県債残高は令和3年度末における普通会計の県債残高は3兆8,833億円で昨年度に比べ1,078億円の増となっている。この主な要因は、地方交付税の振替として発行を余儀なくされている臨時財政対策債の増嵩(ぞうそう)によるものである。このうち臨時財政対策債を除く通常債の残高は、豪雨災害復旧・復興対策及び新型コロナの影響による県税の減収を補填する減収補填債の発行等のやむを得ない要因により573億円増加した。



(出典:県 HP「決算及び財政事情」及び「令和3年度普通会計決算見込み」を基に監査人作成)

<基金残高の推移>

前述の財政調整基金のほか、地方債の償還及びその適正な管理に必要な財源を確保するため設けられた減債基金、並びに公共施設等の整備その他の経費の財源に充てるため設けられた公共施設整備基金は年度間の財政調整のために用いられる基金である。平成 22 年度以降、これらの合計額は増加傾向にあり、令和3年度も引き続きその状況が継続していく。



(出典:福岡県歳入歳出決算「実質収支・財産に関する調書」を基に監査人作成)

県は、平成 26 年度から平成 28 年度を対象とした「財政改革推進プラン」において、

- ①財政調整基金等三基金の取崩しに頼らない財政運営を実現する。
- ②通常債残高を毎年度確実に減少させ、28 年度末における通常債残高を 24 年度に比べ 550 億円程度圧縮する。

という二つの目標を掲げ、改革を実行した。

一方で、将来を展望すると、前プランの成果を踏まえてもなお、社会保障費、公債費など義務的経費の増大が続く、厳しい財政運営を強いられるものと見込まれる。

中長期的に持続可能な財政運営を目指すためには、県債残高の増嵩を抑制することが重要であり、国の財政健全化目標も踏まえ、基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化を図る必要があるものとして、令和4年度から令和8年度までを対象とした「福岡県財政改革プラン 2022」を掲げ、財政健全化に取り組んでいる。

(改革の方針)

以下の2点を目標とし、計画期間中に、財政調整基金等三基金の取崩しをせずに実質収支(※)が黒字となる財政構造への転換を目指します。

[※ 実質収支 = 歳入 - 歳出 - 翌年度への繰越財源]

- ① 必要な社会資本整備を着実に進める一方、やむを得ない要因を除いた令和8年度末

の通常債残高を、令和3年度末よりも 500 億円程度圧縮させる。

※ やむを得ない要因：災害復旧・復興対策、国の防災・減災、国土強靱化への対応、国の補正予算対応、減収補填債発行、コロナ感染症対策

- ② 経済の急変による税収減や災害発生時の緊急的な支出などに対応するため、令和8年度末の財政調整基金等三基金残高を、400 億円～500 億円確保する。

(出典：福岡県財政改革プラン 2022 より抜粋)

当プランの改革方針に基づく改革措置として、以下の項目が掲げられている。

- ① 事務事業の見直し 安定的な財政運営を行うため、デジタル化などの社会経済状況の変化やアウトソーシングの更なる活用を踏まえ、既存の事務事業について廃止・縮小・効率化など、不断の見直しを行う。
- ② 社会保障費の増加の抑制 福岡県医療費適正化計画に基づき、特定健診・特定保健指導の推進やジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進等による医療費の適正化を図る。また、適切な要介護認定やケアプランチェックの促進等による介護給付の適正化、被保護者の就労・自立支援や適切な医療扶助の給付による生活保護費の適正化を図る。
- ③ 建設事業の重点化 安全・安心で豊かな県民生活を実現し、活力ある地域社会を構築するとともに、防災・減災、県土強靱化を推進するため、道路、河川などの社会資本整備を着実に進める。また、公共施設等総合管理計画に基づき、県有施設・県立学校等の県有建築物や橋りょう、漁港、下水道などの公共インフラ施設について、中長期的な視点による更新・集約化・長寿命化等を進めるとともに、公共施設等の脱炭素化の取組を推進する。一方で、プランの目標を達成するために、国直轄・補助事業から県単独事業までの公共事業全体の規模を勘案し、県単独公共事業費について、令和4年度～令和8年度において2%程度の抑制(※)を行う。
(※) 抑制の実施については、各年度の予算編成段階において、景気・雇用情勢及び公共事業全体の規模等を勘案した上で判断する。
- ④ 効果的・効率的な組織体制の整備 強化を図るべき分野への職員の重点的な配置を進めながら、社会環境の変化等に応じた業務執行体制の見直しや業務の効率化、アウトソーシングの推進に取り組む。
- ⑤ 財政収入の確保 税収確保に向けた取組の充実、クラウドファンディング型ふるさと納税や企業版ふるさと納税の推進、PPP 事業方式での県有地の定期借地方式による貸付といった民間活力による県有財産の有効活用等により、財政収入の確保を図ります。

(単位:億円)

項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R4～8 5年間計
改革措置前の財源不足額 (A)	▲ 120	▲ 201	▲ 222	▲ 204	▲ 240	▲ 987
事務事業の見直し	(64) 64	(55) 119	(55) 174	(55) 229	(55) 284	(284) 870
社会保障費の増加の抑制	15	16	14	14	14	73
建設事業の重点化	(1) 1	(1) 2	(1) 3	(1) 5	(1) 6	(6) 17
効果的・効率的な組織体制の整備	(2) 2	(5) 6	(2) 8	(5) 13	(3) 16	(16) 46
財政収入の確保	59	53	38	40	54	244
改革効果額 計 (B)	(141) 141	(130) 197	(110) 237	(115) 301	(127) 374	(623) 1,250
政策課題対応枠 (C)	(23) 23	(22) 45	(22) 67	(22) 89	(22) 111	(111) 335
改革措置後の財源不足額 (D)=(A)+(B)-(C)	▲ 2	▲ 49	▲ 52	+8	+23	▲ 72

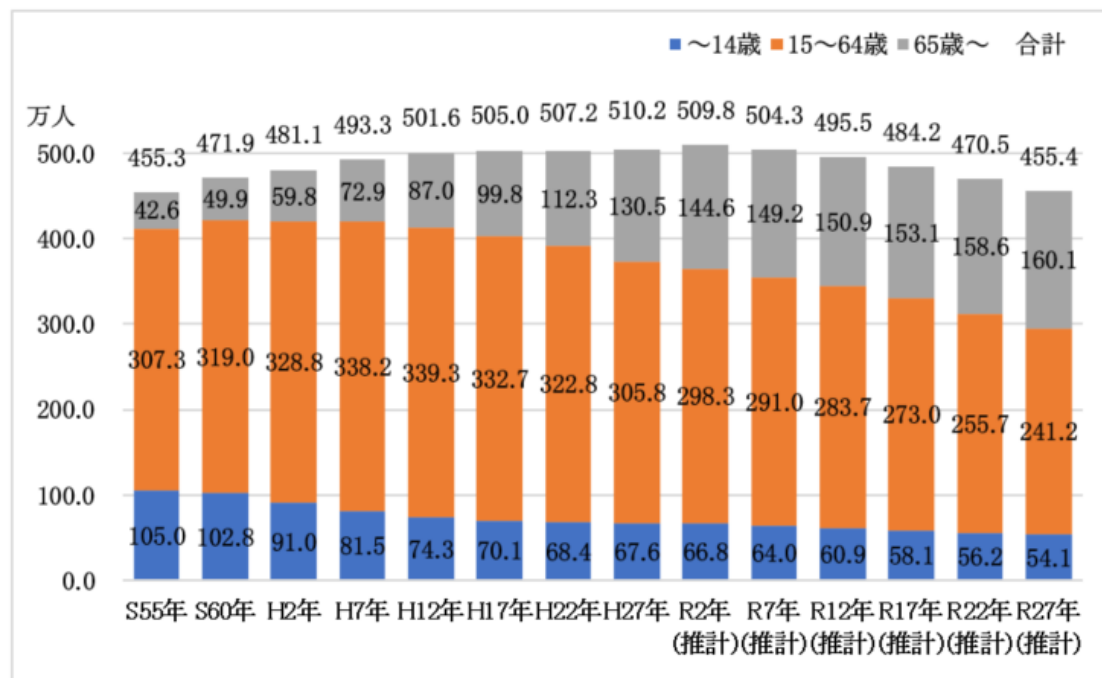
※ 上段()書きは単年度効果額、下段は累積効果額。

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所がある。

(出典:福岡県財政改革プラン 2022 より抜粋)

2 人口推移

県の総人口は昭和 55 年以降、一貫して増加傾向にあったが、平成 27 年の約 510 万人をピークとして将来は減少することが見込まれており、令和 27 年(2045 年)には約 455 万人になると予測されている。また年齢別人口をみると、昭和 55 年以降、年少人口(15 歳未満)は減少し、老年人口(65 歳以上)は増加傾向にある。また、生産年齢人口(15 歳以上 65 歳未満)は、平成 12 年の約 339 万人をピークとして減少傾向にあり、令和 27 年(2045 年)には約 241 万人と、平成 27 年(約 306 万人)から約 65 万人減少すると予測されている。なお、下記グラフの平成 27 年度以前実績値について、総人口は年齢不明者を含むため、年齢構成の単純合計とは一致しない。



(出典:「国勢調査」、「日本の地域別将来推計人口(H30年・国立社会保障・人口問題研究所)」を基に監査人作成)

II 県有施設の管理施策について

1 県有施設の概要

(1) 定義

地方自治体における財産は、地方自治法にて次のとおり規定されている。

① 公有財産

地方自治法

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権

公有財産は、地方自治法第 238 条第3項及び第4項において、「行政財産」と「普通財産」に分類されている。

また、行政財産はさらに「公用財産」と「公共用財産」に分類されている。

地方自治法

238 条

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

② 物品

物品は、地方自治法第 239 条第1項において、次のとおり規定されている。

地方自治法

(物品)

第二百三十九条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。

- 一 現金(現金に代えて納付される証券を含む。)
 - 二 公有財産に属するもの
 - 三 基金に属するもの
- 2 物品に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る物品(政令で定める物品を除く。)を普通地方公共団体から譲り受けることができない。
- 3 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 4 前二項に定めるもののほか、物品の管理及び処分に関し必要な事項は、政令でこれを定める。
- 5 普通地方公共団体の所有に属しない動産で普通地方公共団体が保管するもの(使用のために保管するものを除く。)のうち政令で定めるもの(以下「占有動産」という。)の管理に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

③公共インフラ施設

自治体は、道路、港湾、ダム、上下水道といった公共インフラ施設を整備している。

自治体は各法令に基づき管理者として公共インフラ施設を管理する義務を負っている。

総務省より公表されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」によれば、公共施設等について以下のように示されていることから、公共インフラ施設は、県有施設のうち、公有財産以外の施設と考えることができる。

公共施設等

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設(上水道、下水道等)、プラント系施設(廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等)等も含む 包括的な概念である。

(出典:公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について(総務省))

(2) 県有施設に関連する状況

①概要

県は、行政庁舎や、文化スポーツ施設、児童相談所といった県民向け施設等の県有建築物のほか、道路、港湾、ダムといった公共インフラ施設など、多種多様な公共施設を保有している。

県は、県有施設についてまず県有建築物と公共インフラ施設の2つに大別し、その上で施設類型を17施設類型に分類し、管理を行っている。

施設類型	
県有建築物	庁舎等
	県民向け施設
	学校
	警察施設
公共インフラ施設	道路
	河川・ダム
	港湾
	海岸
	砂防
	公園
	下水道
	県営住宅
	土地改良
	漁港
	治山
	企業局工業用水道事業施設
	企業局電気事業施設

(出典:福岡県公共施設等総合管理計画から監査人が作成)

②県有建築物の状況

県有建築物の現況は令和2年度末現在で4,925棟、総延床面積は約315万㎡であり、施設類型別では以下のとおりである。

【県有建築物の所有状況】 (令和2年度末現在)

施設類型	主な施設	延床面積(㎡)	割合	棟数
庁舎等	行政庁舎、試験研究施設等 〔例：本庁舎、総合庁舎、職員研修所、 農林業総合試験場 等〕	520,220	16.5%	780
	職員住宅等 〔例：職員住宅、寮 等〕	33,307	1.1%	67
	小計	553,527	17.6%	847
県民向け施設	文化スポーツ施設 〔例：福岡県国際文化情報センター（アク ロス福岡）、図書館 等〕	232,147	7.4%	262
	保健医療・福祉施設 〔例：児童相談所、太宰府病院 等〕	66,528	2.1%	55
	産業系施設 〔例：高等技術専門学校、農業大学校 等〕	77,451	2.5%	130
	小計	376,126	12.0%	447
学校	高等学校等 〔例：高等学校、中学校 等〕	1,675,901	53.3%	2,422
	特別支援学校	184,340	5.9%	352
	小計	1,860,241	59.1%	2,774
警察施設	警察署等 〔例：警察署、交番、待機宿舎、 運転免許試験場 等〕	356,098	11.3%	857
	小計	356,098	11.3%	857
計		3,145,992		4,925

(出典：福岡県公共施設等総合管理計画より抜粋)

③公共インフラ施設の状況

公共インフラ施設はその管理単位が様々であるが、令和2年度末時点で施設類型別では以下のとおりである。

施設類型	主な施設	管理対象 (A)	施設数(総延長) (B)	単位 (C)
道路	舗装	401路線	3,540	km
	橋梁		4,966	橋
	トンネル		35	本
	シェッド・大型カルバート		49	箇所
	横断歩道橋		80	橋
	門型標識等		38	基
	小規模付属物		16,718	基
	道路土工構造物		913	箇所
河川・ダム	堤防・護岸	334河川	1,915	km
	河川構造物(水門・樋門・樋管・堰・陸閘)		94	箇所
	排水機場(排水機場・揚水機場)		7	箇所
	ダム		17	ダム
港湾	水域施設	7港	51	箇所
	外郭施設		95	箇所
	係留施設		77	箇所
	臨港交通施設・その他		273	箇所
海岸	海岸保全施設(堤防・護岸等) 【県土整備部管理分】	80海岸	80	箇所
	海岸保全施設(堤防・樋門等) 【農林水産部管理分】	7海岸	7	箇所
砂防	砂防設備(堰堤工)	2,476箇所	1,508	基
	砂防設備(溪流保全工)		592	溪流
	地すべり防止施設 【県土整備部管理分】		59	地区
	急傾斜地崩壊防止施設	317	区域	
	地すべり防止施設 【農林水産部管理分】	26箇所	26	箇所
公園	都市公園施設 (園路広場、運動施設等)	9公園	2,395	施設
下水道	処理場・ポンプ場	8流域下水道	20	施設
	管路		213	km
県営住宅	県営住宅	211団地	28,866	戸
土地改良	ダム・ため池	50施設	10	施設
	排水機場		40	施設
漁港	外郭施設	6漁港	75	箇所
	係留施設		116	箇所
	水域施設		13	箇所
	機能施設		49	箇所
治山	溪間工	7,635施設	7,200	施設
	山腹施設		409	施設
	海岸施設		26	施設
企業局工業用 水道事業施設	導水・浄水・配水施設等	4事業	39	施設
	管路		101	km
	建物		9	棟
	付随設備		86	施設
企業局電気 事業施設	発電所	3箇所	3	施設
	水路		8	km
	管路		1	km
	水車・発電機		6	基
	付随設備		25	施設
警察施設	信号機制御機	—	10,120	基
	信号柱		37,539	本
	管制機器		8,572	基
	大型標識柱		7,740	本

④過去5年間の予算の執行状況

各施設類型毎の過去5年における経費実績は以下のとおりである。

公共施設等の令和3年度経費実績

(単位:千円)

施設類型		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
県有建築物	庁舎等	2,573,125	3,169,156	4,271,600	4,250,243	4,446,458
	県民向け施設	10,402,137	4,546,470	5,670,058	5,264,156	7,496,960
	学校	7,563,953	10,520,122	10,526,337	11,783,079	12,245,032
	警察施設	2,511,699	4,066,025	2,643,426	3,215,282	5,163,774
公共インフラ施設	道路	13,098,000	13,684,000	14,621,000	14,314,000	17,259,000
	河川・ダム	3,020,739	3,215,173	3,221,525	4,362,036	4,712,442
	港湾	545,000	1,127,000	1,147,000	1,106,000	1,005,101
	海岸(海岸保全施設)	72,923	540,438	63,494	74,708	142,610
	海岸(海岸個別施設)	975,000	973,000	1,436,000	1,337,000	1,336,216
	砂防(地すべり防止施設)	20,000	32,051	55,210	69,400	218,998
	砂防(砂防関係施設)	532,420	549,877	567,333	584,789	602,246
	公園	696,363	530,128	475,567	640,000	536,941
	下水道	4,882,953	5,091,353	5,445,815	6,402,071	7,037,705
	県営住宅	8,050,757	7,602,655	7,449,243	8,045,791	8,165,124
	土地改良	1,140,924	957,482	495,000	1,592,690	1,228,994
	漁港	228,420	34,800	95,000	142,000	145,300
	治山	180,049	149,003	101,300	335,000	256,000
	企業局工業用水道事業施設	519,867	268,855	1,019,654	583,641	432,950
	企業局電気事業施設	236,022	212,893	110,174	223,223	433,996
	警察施設(交通安全施設)	5,159,592	4,964,249	4,453,362	4,583,758	4,524,558
合計		62,409,943	62,234,729	63,868,098	68,908,867	77,390,404

(出典: 県提供資料「経費実績」を監査人が集計して作成)

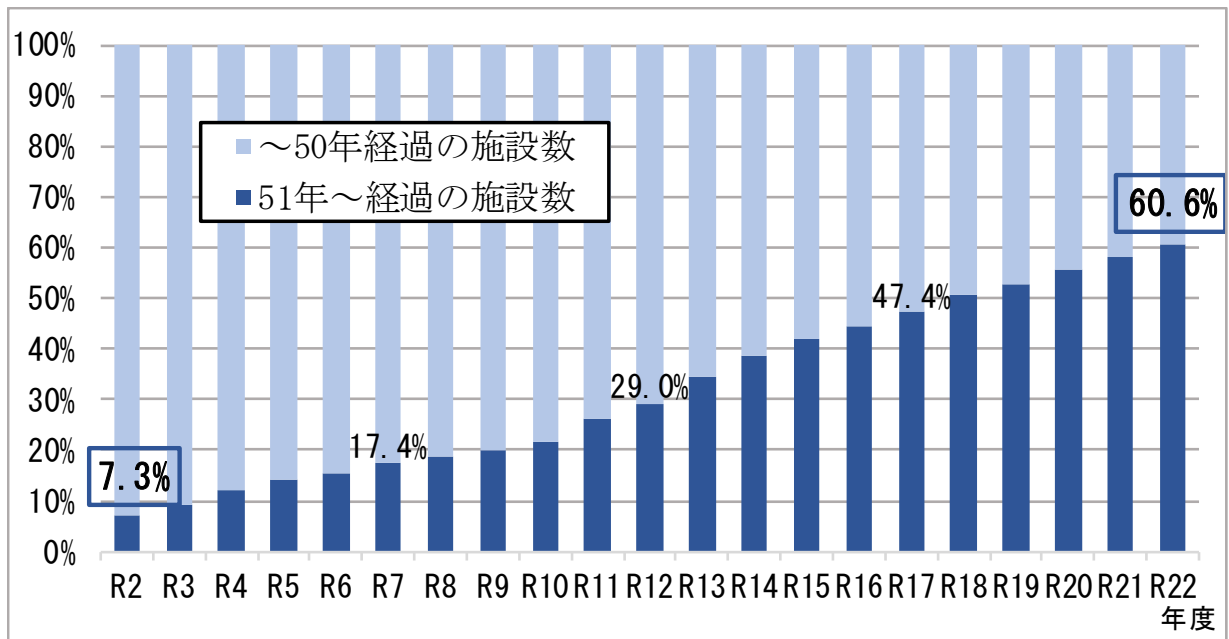
経費実績の内訳として、以下のような費目を含んでいる。

i 維持管理・修繕費	施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などの費用。 例えば法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等。
ii 改修費	改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修等の費用。
iii 更新等費	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備する費用。

⑤ 県有施設の老朽化の状況

(ア) 県有建築物

【建築後50年を経過した県有建築物が占める割合の推移】



(出典:福岡県公共施設等総合管理計画より抜粋)

(イ) 公共インフラ施設

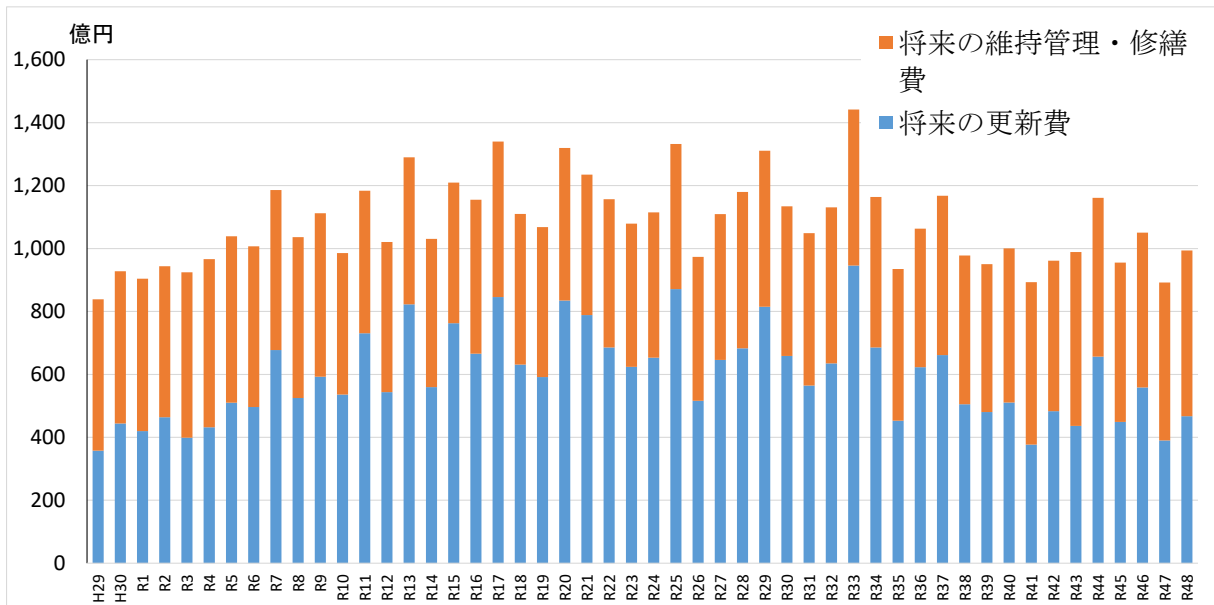
【主な公共インフラ施設の老朽化状況】

施設 類型	主な施設	施設数(総延長) (B)	単位 (C)	建設後50年経過する施設の割合(%) (D)		
				令和2年 度末現在	10年後	20年後
道路	舗装	3,540	km	—	—	—
	橋梁	4,966	橋	26.0	39.7	50.1
	トンネル	35	本	42.9	51.4	65.7
	シェッド・大型カルバート	49	箇所	0.0	2.0	4.0
	横断歩道橋	80	橋	25.0	63.8	73.8
	門型標識等	38	基	0.0	0.0	7.9
	小規模付属物	16,718	基	1.0	3.0	9.0
河川・ダム	道路土工構造物	913	箇所	—	—	—
	堤防・護岸	1914.8	km	—	—	—
	河川構造物(水門・樋門・樋管・堰、陸閘)	94	箇所	5.0	23.0	43.0
	排水機場(排水機場、揚水機場)	7	箇所	14.0	43.0	71.0
港湾	ダム	17	ダム	23.5	47.1	52.9
	水域施設	51	箇所	12.8	48.7	66.7
	外郭施設	95	箇所	32.1	61.9	72.6
	係留施設	77	箇所	23.6	41.7	66.7
海岸	臨港交通施設・その他	273	箇所	10.0	32.4	61.0
	海岸保全施設(堤防・護岸等) 【国土整備部管理分】	80	箇所	45.6	70.2	80.7
砂防	海岸保全施設(堤防・樋門等) 【農林水産部管理分】	7	箇所	0.0	14.3	14.3
	砂防設備(堰堤工)	1508	基	50.2	61.7	69.8
	砂防設備(溪流保全工)	592	溪流	—	—	—
	地すべり防止施設 【国土整備部管理分】	59	地区	20.3	45.8	67.8
	急傾斜地崩壊防止施設	317	区域	2.8	26.2	48.3
公園	地すべり防止施設 【農林水産部管理分】	26	箇所	15.4	34.6	53.8
	都市公園施設 (園路広場、運動施設等)	2,395	施設	10.0	12.0	28.6
下水道	処理場・ポンプ場	20	施設	0.0	5.0	15.0
	管路	212.9	km	0.0	10.8	14.4
県営住宅	県営住宅	28,866	戸	4.3	22.8	34.7
土地改良	ダム・ため池	10	施設	50.0	80.0	80.0
	排水機場	40	施設	0.0	2.5	50.0
漁港	外郭施設	75	箇所	36.0	49.3	68.0
	係留施設	116	箇所	31.0	56.0	72.4
	水域施設	13	箇所	46.2	46.2	77.0
	機能施設	49	箇所	18.4	36.8	57.2
治山	溪間工	7200	施設	14.7	29.3	52.0
	山腹施設	409	施設	2.9	15.6	36.2
	海岸施設	26	施設	34.6	57.7	88.5
企業局工業用 水道事業施設	導水・浄水・配水施設等	39	施設	25.6	61.5	61.5
	管路	101.3	km	11.3	29.2	30.9
	建物	9	棟	33.3	77.8	77.8
	付随設備	86	施設	—	—	—
企業局電気 事業施設	発電所	3	施設	66.7	66.7	66.7
	水路	7.9	km	100.0	100.0	100.0
	管路	0.8	km	93.1	93.1	93.1
	水車・発電機	6	基	—	—	—
	付随設備	25	施設	—	—	—
警察施設	信号機制御機	10,120	基	—	—	—
	信号柱	37,539	本	0.0	0.0	0.0
	管制機器	8,572	基	—	—	—
	大型標識柱	7,740	本	—	—	—

(出典:福岡県公共施設等総合管理計画より抜粋)

⑥ 県有施設の中長期的な経費見込みについて

今後の老朽化見込を踏まえ、県は今後 50 年の老朽化等対応経費を 50 年間で約 5 兆 3995 億円(年平均約 1,080 億円)と試算している。



(出典:福岡県公共施設等総合管理計画より抜粋)

⑦ 課題

(「福岡県公共施設等総合管理計画」記載事項)

4 公共施設等に関する課題

公共施設等の老朽化が進み、施設の修繕や更新の時期が集中して到来する一方で、高齢化の進展等により今後も厳しい財政状況が続くことに加え、人口減少等による公共施設等の利用ニーズの変化にも対応していく必要があります。

こうした現状を踏まえ、以下の取組みが求められます。

- ・ 今後新たに整備する公共施設等については、事前に事業の必要性やその効果の評価を行うなど、従来以上に事業を厳選します。また、事業の実施に当たっては、PPP/PFI 等の民間活力等の活用や、ライフサイクルコストを考慮した事業手法を採用するなど、より効率的な整備に努める必要があります。
- ・ 既に整備済みの公共施設等については、維持管理・修繕・更新等を総合的かつ計画的に進めていくことが必要であり、次章以下のような取組みを進めていきます。

(3) 県有施設の管理運営について

① 利用料金について

県は県有施設の利用に際して利用料金を徴収することがある。

その収入は主に使用料、目的外使用許可使用料、貸付料であり、施設管理の財源となっている。

施設における使用料は、地方自治法では以下のように定められている。

地方自治法

(使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受け

てする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

県は条例にて施設毎にその使用料を定めており、5年に一度の頻度で使用料の見直しを行っている。直近の使用料の見直しは、消費税増税が行われた平成 31 年度に実施されている。

②目的外使用許可について

使用許可については、地方自治法では以下のように定められている。

第二百三十八条の四
(行政財産の管理及び処分)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

行政財産の本来の用途又は目的が阻害されない限り、行政財産の効率的利用の見地から、その用途又は目的以外の使用を認めるものとして、目的外使用許可が認められている。

なお、行政財産の目的外使用許可については、将来当該財産を本来の目的に使用したとき、直ちに原状回復又は使用関係の是正が困難となり、ひいては行政財産の本来の用途又は目的を妨げる結果ともなるような長期継続的使用の許可ができないことから、その期間はなるべく短い期間であることが望ましいとされている。

県は財務規則にて使用許可の期間を1年以内としている。

福岡県財務規則
(使用許可の期間)

第二百十七条

行政財産の目的外使用許可の期間は、電気事業、水道事業、ガス事業その他これらに類する施設の用に供する場合を除き、一年以内とする。

③貸付について

貸付については、地方自治法では以下のように定められている。

第二百三十八条の四
(行政財産の管理及び処分)

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であって当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)において、その者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者(当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下この号において「庁舎等」という。)についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者(当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該余裕がある

部分を貸し付けるとき(前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

貸付は、目的外使用許可と比べて長期安定的に施設を利用することが可能であり、県の財務規則においても、以下のようにその貸付期間は使用許可に比べて長期となっている。

福岡県財務規則

(貸付期間)

第二百二十五条 公有財産の貸付けは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 建物の所有を目的とするための土地の貸付けで借地借家法第二十二条の規定の適用を受けるもの 五十年

二 専ら事業の用に供する建物(居住の用に供するものを除く。)の所有を目的とする土地の貸付けで借地借家法第二十三条の規定の適用を受けるもの 五十年未満

三 建物の所有を目的とする土地の貸付けで前二号に掲げるもの以外のもの 三十年

四 植樹を目的とする土地の貸付け 二十年以内

五 前各号に掲げるもの以外の土地の貸付け 十年以内

六 土地以外の公有財産の貸付け 五年以内

2 貸付けの期間は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間を超えない範囲内で更新することができる。

一 前項第三号に掲げる貸付け 最初の更新は二十年、第二回目以降の更新は十年

二 前項第四号から第六号に掲げる貸付け それぞれ当該各号に定める期間

④管理運営について

県有施設の管理運営については、県が直営で管理運営している施設と指定管理者制度を導入している施設に大別される。

県有施設では、公営住宅を除いた公の施設数 88 施設のうち、令和4年4月現在で 42 施設に指定管理者制度を導入している。

令和4年4月時点で、県における指定管理者導入施設は以下のとおりである。

部	課	対象施設名
人づくり・県民生活部	文化振興課	福岡県立もち文化センター
	文化振興課	大濠公園能楽堂
	文化振興課	福岡県立あまぎ水の文化村
	文化振興課	福岡県国際文化情報センター
	文化振興課	筑後広域公園芸術文化交流施設
	男女共同参画推進課	福岡県男女共同参画センター
保健医療介護部	健康増進課	福岡県立精神医療センター太宰府病院
福祉労働部	福祉総務課	福岡県総合福祉センター
	障がい福祉課	福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園
	障がい福祉課	福岡県障がい者リハビリテーションセンター
	労働政策課	福岡県立北九州勤労青少年文化センター
	人権・同和对策局調整課	福岡県人権啓発情報センター
環境部	自然環境課	福岡県平尾台自然観察センター
商工部	新産業振興課	福岡県立飯塚研究開発センター
農林水産部	林業振興課	福岡県立四王寺県民の森
	林業振興課	福岡県立夜須高原記念の森
	林業振興課	福岡県緑化センター
	水産振興課	福岡県営津屋崎漁港内プレジャーボート係留施設
	県土整備部	企画課
建築都市部	公園街路課	福岡県営東公園
	公園街路課	福岡県営西公園
	公園街路課	福岡県営大濠公園
	公園街路課	福岡県営名島運動公園
	公園街路課	福岡県営天神中央公園
	公園街路課	福岡県営春日公園
	公園街路課	福岡県営中央公園
	公園街路課	福岡県営筑豊緑地
	公園街路課	福岡県営筑後広域公園
	公園街路課	筑後広域公園プール
福岡県教育委員会	文化財保護課	旧福岡県公会堂貴賓館
	文化財保護課	求菩提資料館
	文化財保護課	甘木歴史資料館
	文化財保護課	柳川古文書館
	社会教育課	福岡県青少年科学館
	体育スポーツ健康課	福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等
	体育スポーツ健康課	福岡県立スポーツ科学情報センター
	体育スポーツ健康課	福岡県立総合プール
	体育スポーツ健康課	福岡県馬術競技場
	体育スポーツ健康課	福岡県立総合射撃場
	社会教育課	福岡県立社会教育総合センター
	社会教育課	福岡県立社会教育総合センター少年自然の家
	社会教育課	福岡県立英彦山青年の家
	社会教育課	福岡県立少年自然の家「玄海の家」

(出典:指定管理者導入施設の一覧(令和4年4月現在)を基に監査人が作成)

(ア) 直営管理と指定管理者制度について

施設の運営は、地方公共団体の直営による管理と指定管理者制度に基づく管理がある。

指定管理者制度とは、平成 15 年に地方自治法改正に伴い導入された制度であり、指定管理者制度は、公の施設に対する多様な住民ニーズに対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的として導入された制度である。

また、地方公共団体の直営による管理施設については、その業務の全てを県の職員で担うことは難しいことから、業務の一部を委託していることがほとんどである。

業務委託と指定管理については以下のような点で相違がある。

項目	業務委託	指定管理者制度
法的性質	個別業務の執行の委託(契約)	管理権限を指定(行政処分)
受託者	限定なし 個人も可	民間法人、その他の団体 個人は不可
管理権限	設置者である県が有し、業務の範囲や基準は契約で定める	指定管理者が有し、管理の範囲や基準は条例で定める。 具体的な内容は協定で定める。
使用許可	不可	指定管理者が行うことが可能
経営権	県	指定管理者も可
受託者の決定	制限なし。 契約手続に従う。	議会の議決が必要
契約期間	契約で定める	議会の議決が必要

(イ) 指定管理者制度に係る事務手続

i 指定管理者の選定について

県の指定管理者の選定に係る流れは以下のとおりである。

主な手続	具体的な手続
条例の制定又は改正	・設置条例の制定又は改正について議会議決 ※新たに指定管理者制度を導入する場合のみ
選定(公募)	・選定委員会で募集方法(公募・個別)、募集要領、評価項目・評価基準について協議 ・約2か月程度の周知期間を設けて県公報等で公募 ・各部局による現地説明会の開催
選定(審査)	・各部局審査の実施 ・選定委員会による各部局審査の妥当性等の協議 ・選定委員会の意見を最大限に尊重し、最終的に県が指定管理者を決定
指定の議決	・指定管理者、指定期間等について指定議決
協定の締結	・指定管理者に指定の通知 ・協定の締結
公表	・指定結果の公表(県公報)
適正な管理運営の確保	・月次又は四半期毎の協議会の開催 ・毎年度終了後、事業報告書及び翌年度の事業計画書の提出 ・利用者の声の聴取など管理の実態把握 ・必要に応じて実地調査、指導等の実施

(出典: 県の庁内説明会資料を監査人が加工して作成)

ii 指定管理者による適切な管理運営の確保

県は、選定された事業者との間で基本協定及び年度協定を締結する。

基本協定にて以下の定めを設けて指定管理者に施設の設備の維持運営管理を委託している。

(管理業務の内容)

第4条 乙は、条例第〇条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の承認
- (2) センターの施設・設備の維持及び保守
- (3) ○○○……………
- (4) ○○○……………

2 前項各号に掲げる業務の細目は、管理仕様書に定めるとおりとする。

(出典:協定書【条文例】)

iii 県のモニタリングの実施

四半期毎や月次等、一定の頻度で指定管理者に定期報告を求めている。

指定管理者に年に1回、管理業務に係る実績報告書を提出させる。

必要に応じて、実地調査を行う。

(定期報告)

第12条 乙は、四半期ごと(又は毎月)業務の終了後速やかに、センターの利用実績、収支状況等を記載した定期業務報告書を作成し、甲に提出するものとする。

(事業報告)

第13条 乙は、自治法第244条の2第7項の規定に基づき、毎事業年度終了後甲が指定する期日までに、管理業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) センターの利用実績
- (3) 使用料(利用料金)の収入の実績
- (4) 管理業務に要した経費
- (5) その他甲が必要と認める事項

(実施状況の調査等)

第14条 甲は、自治法第244条の2第10項の規定に基づき、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前2条の報告のほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて報告を求め、実地調査をし、又は必要な指示をすることができる。

(出典:協定書【条文例】)

⑤指定管理者制度の全国の導入状況

全国における指定管理者の動向は公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果(令和4年3月29日公表)によれば、以下のとおりである。

調査時点 令和3年4月1日現在(前回調査は平成30年4月1日現在)

(ア) 指定管理者制度導入施設

都道府県	6,847 施設
政令指定都市	8,063 施設
市区町村	62,753 施設
合計	77,537 施設

前回調査では 76,268 施設であり、1,269 施設の増加となっている。

(イ) 民間企業等(株式会社、NPO 法人、学校法人、医療法人等)が指定管理者である施設数

都道府県	2,712 施設(40.2%)
政令指定都市	3,903 施設(47.3%)
市区町村	27,093 施設(42.8%)
合計	33,708 施設(43.1%)

(イ)内は、各区分の導入施設に占める割合である。

前回調査では 40.0%であり、3.1 ポイントの増加となっている。

(ウ) 指定期間

3年未満	2.2%
3年	13.3%
4年	4.3%
5年	72.7%
5年超	7.6%
合計	100%

5年の割合が、前回調査(71.5%)から 1.2 ポイントの増加、5年超の割合が、前回調査(6.5%)から 1.1 ポイントの増加となっており、指定期間は長期化の傾向にある。

(エ) 公募割合

都道府県	63.7%
政令指定都市	67.8%
市区町村	47.4%
合計	50.9%

前回調査(49.1%)よりも 1.8 ポイント増加し、50%を超えた。

(4) 県の公共施設等総合管理計画について

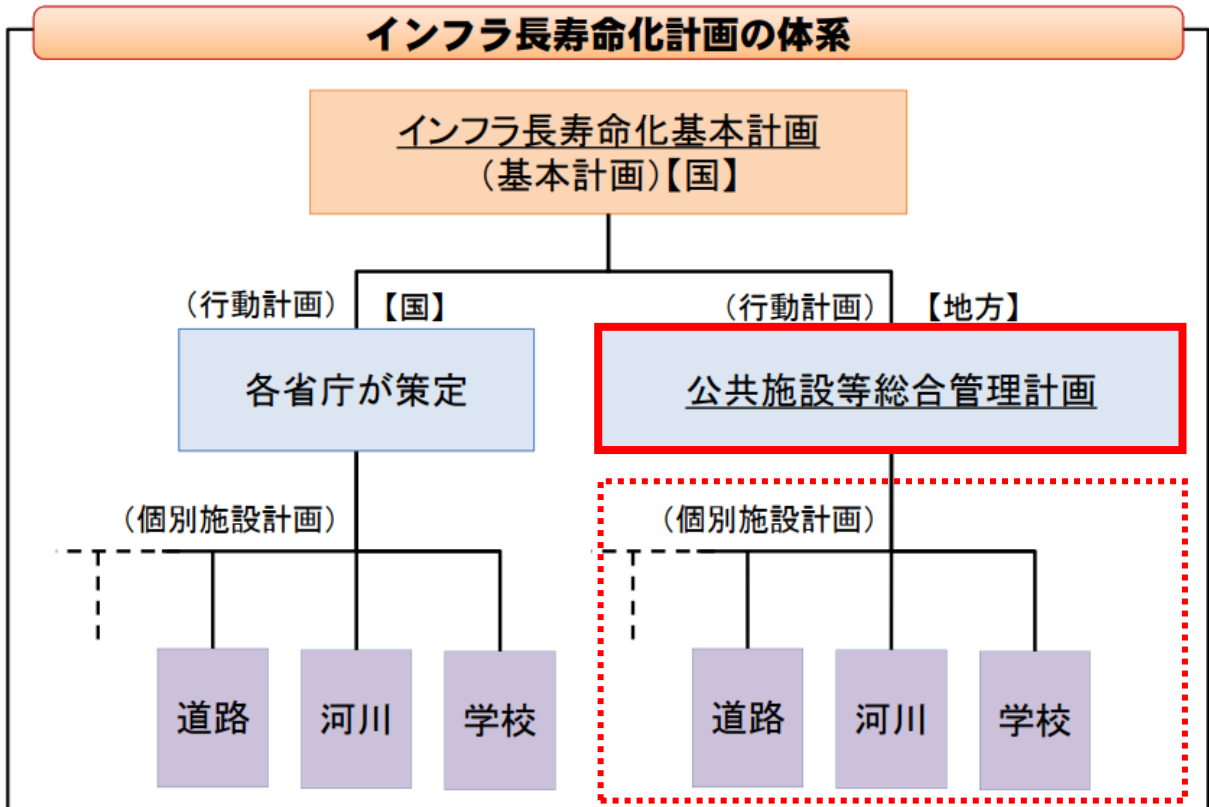
① 背景と目的

県の公共施設等は、今後、老朽化の進行に伴い、施設の修繕や更新の時期が集中して到来することが予想されており、厳しい財政状況や人口減少等による公共施設等の利用ニーズの変化にも対応していくことが必要と考えられている。

財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適配置の実現のため、中長期的な視点による計画が必要である。

② 位置づけ

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本的な方針を取りまとめたものであり、「個別施設計画」の指針となるものである。



(出典:総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の概要」より抜粋)

③計画期間

平成 29 年度から令和8年度までの 10 年間

④対象施設

県が所有し、又は管理する全ての公共施設等。

県有建築物と公共インフラ施設の2つに大別し、その上で施設類型を 17 施設類型に分類。

また、令和2年度までに策定した個別施設計画等の内容を踏まえ、令和4年2月に公共施設等総合管理計画を一部改訂している。

⑤基本方針について

(「福岡県公共施設等総合管理計画」記載事項)

第三章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

今後も厳しい財政状況が続く中、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に進め、将来にわたって県民サービスを持続的に提供していくため、公共施設等の点検・診断に基づく予防保全型の維持管理・修繕、改修、更新等を推進し、安全・安心の確保及び施設の長寿命化を図るとともに、施設の最適配置や民間活力等の活用を検討します。

予防保全とは、施設の損傷が軽微な段階で予防的な修繕等により機能保持を図る維持管理手法である。予防保全は、施設の損傷が軽微な段階で予防的な修繕等により機能保持を図ることから、補修回数が増加するものの、1回ごとの補修費用は小さい。

⑥実施方針について

(「福岡県公共施設等総合管理計画」記載事項)

2 公共施設等の管理に関する実施方針

(1) 予防保全による安全・安心の確保及び施設の長寿命化

ア 点検・診断等の実施

- ・ 建築基準法等で定められた法定点検に加え、「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」等を活用した職員等による日常点検・診断等の充実を図ります。
- ・ 点検マニュアルの作成、点検結果のデータベース化等を行い、長寿命化や修繕計画の策定に役立てます。

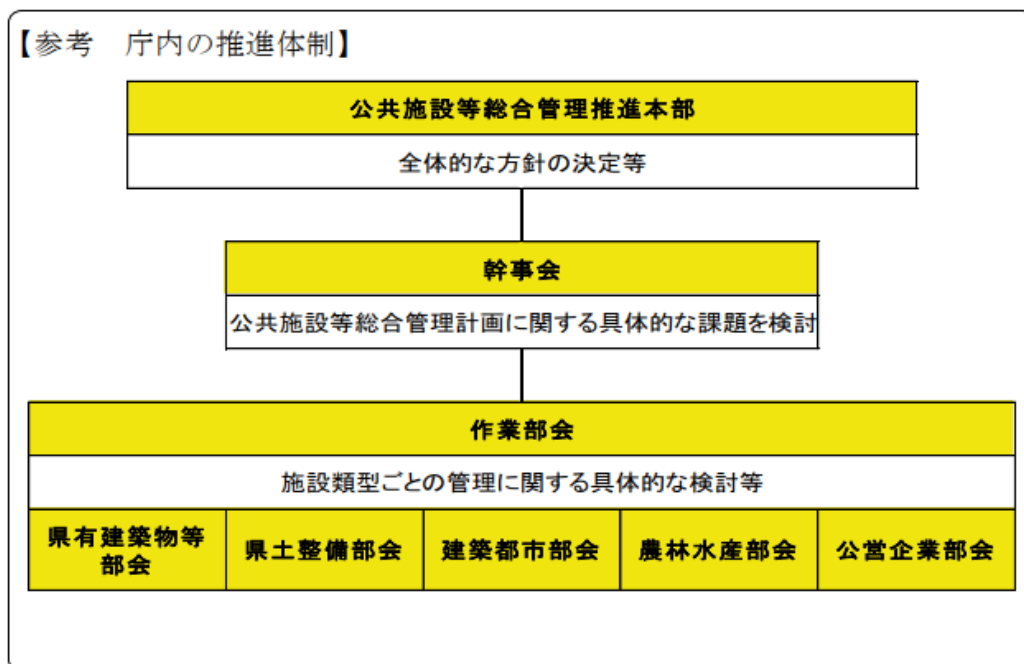
イ 維持管理・修繕・更新や長寿命化の実施

- ・ 点検・診断等の結果を基に、(2)の「施設の最適配置」の実実施方針に照らし、施設類型ごとに優先順位を付した対策を実施します。
- ・ 予防保全の徹底により単年度当たりのライフサイクルコストの縮減を図り(注7)、また、管理委託の内容の見直しや省エネの取組み等により経費の節減に努めることとし、トータルの財政負担の軽減や平準化を図ります。
- ・ 維持管理・修繕・更新等の履歴はデータベース化し、今後の老朽化・劣化対策等に役立てます。
- ・ 長寿命化については、施設ごとに目標となる使用年数を定め、優先順位を付して計画的な大規模修繕及び予防保全による修繕を実施します。

ウ 安全確保や耐震化の実施

- ・ 点検・診断等の実施により危険箇所を早期に発見し、速やかに対応を図ります。
- ・ 防犯・防災・事故防止等の観点から、利用の見込みのない施設は除却します。
- ・ 県有建築物の耐震化については、「県有建築物耐震対策計画」(平成19年3月策定)に基づき実施しました。また、公共インフラ施設の耐震化については、対策が必要な施設に優先順位を付し、計画的に対策を実施します。

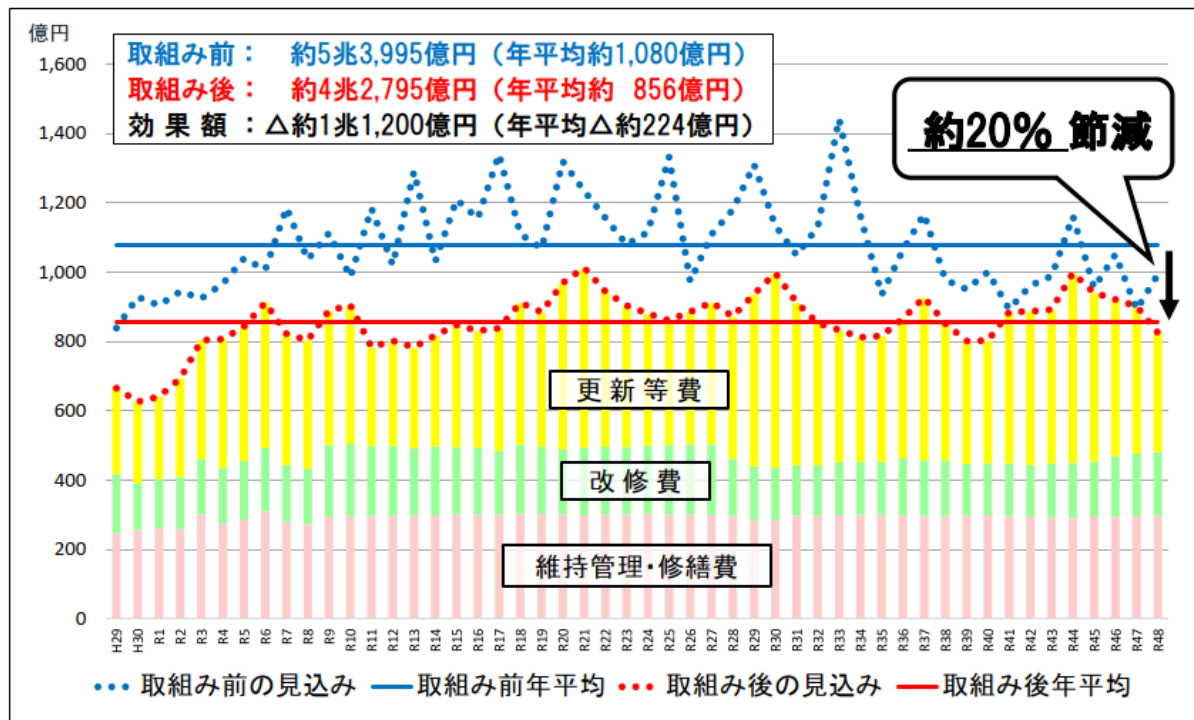
⑦庁内体制について



(出典:福岡県公共施設等総合管理計画より抜粋)

⑧計画の効果と目標について

県は、計画の実施方針に基づく総合的かつ計画的な管理により、維持管理・修繕、改修、更新等に係る50年間のトータルコストを約20%節減することを目標としている。



(出典:福岡県公共施設等総合管理計画より抜粋)

(5) 県の個別施設計画について

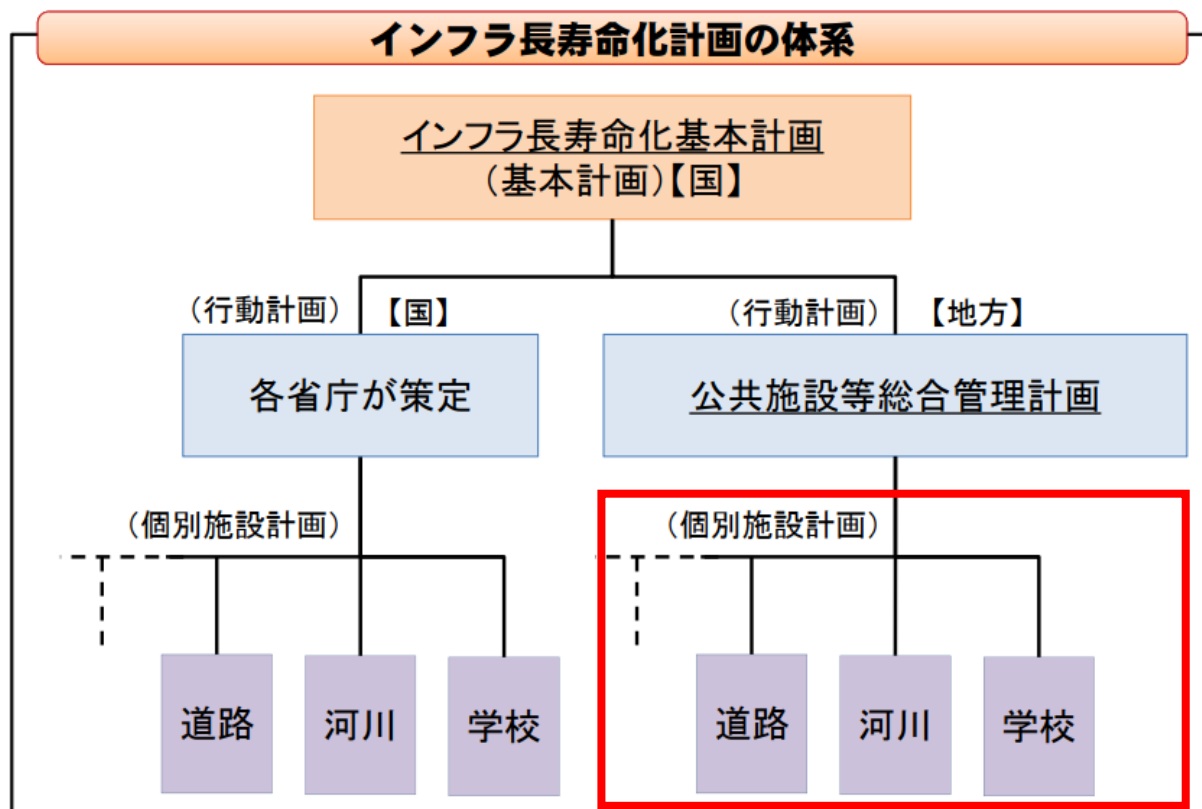
県の公共施設等総合計画を踏まえて、令和3年3月までに各施設類型毎に個別施設計画を策定している。

各施設類型毎の策定年月

番号	施設類型	主な施設	個別施設計画策定年月
1	庁舎等	本庁舎、総合庁舎 県税事務所、県土整備事務所 工業技術センター、農林業総合試験場 職員住宅、单身寮 等	令和2年2月～令和3年2月
2	県民向け施設	福岡県国際文化情報センター(アクロス福岡 県所有部分) 児童相談所、太宰府病院、高等技術専門校 等	平成30年5月～令和3年2月
3	学校	高等学校、特別支援学校 等	平成30年3月
4	警察施設	警察署、交番、運転免許試験場、武道館 等	平成30年12月～令和2年3月
5	道路	舗装、橋梁、トンネル	平成31年3月～令和3年2月
6	河川・ダム	河川、ダム	令和2年2月～令和3年2月
7	港湾	外郭施設、係留施設	令和2年2月(令和3年2月改定)
8	海岸	海岸保全施設	令和3年2月
9	砂防	地すべり防止施設、砂防施設 急傾斜地崩壊防止施設	令和2年2月～令和3年2月
10	公園	都市公園	令和3年2月

11	下水道	流域下水道	令和3年2月
12	県営住宅	県営団地	令和3年2月
13	土地改良	ダム・ため池、排水機場	令和3年2月
14	漁港	外郭施設、係留施設	令和3年2月
15	治山	治山ダム	令和3年2月
16	企業局工業用水道事業施設	導水・浄水・排水施設、管路 等	令和3年2月
17	企業局電気事業施設	発電所、水路	令和3年2月

(出典: 県の HP「個別施設計画の策定について」を基に監査人が作成)



(出典: 総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の概要」より抜粋)

①基本方針について

(「福岡県公共施設等総合管理計画」記載事項)

〈基本的な方針〉

- 点検・診断等の実施
- 維持管理・修繕・更新等や長寿命化の実施
- 安全確保や耐震化の実施
- 施設の最適配置
- 民間活力等の活用

②個別施設毎の基本的な考え方

施設類型の特徴や現況を踏まえ、各施設類型毎に基本的な考え方を策定している。

施設類型	基本的な考え方
庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> ○予防保全の考え方に基づき、維持管理・修繕、改修、更新等を計画的に実施し、長寿命化に取り組みます。 ○庁舎等の集約化の可能性を検討し、集約化する場合は、管理コストを削減するなどの観点から、可能な限り大規模庁舎に集約します。 ○PPP/PFI等の活用を積極的に検討します。
県民向け施設	<ul style="list-style-type: none"> ○県民のスポーツ・文化活動等に十分に応えられるよう、利用者に配慮した安全・安心の確保に努めます。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○長寿命化改修等を計画的に実施することによって、施設機能の回復・向上、教育内容への対応を図ります。 ○教育施設という特色上、地域の特性や状況を考慮した適正な施設配置が求められるため、最適配置については慎重な検討をすることとし、現状のまま維持することとした施設についても管理の効率化に努めます。
警察施設	<ul style="list-style-type: none"> ○警察署や交番等の一般施設については、予防保全の考え方に基づき、維持管理・修繕・更新等を計画的に実施します。また、信号機や標識等の交通安全施設については、優先順位を付し、計画的な維持管理を行います。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○各施設については、将来にわたって安全に利用していくため、計画立案・点検・状態評価・維持管理対策といったメンテナンスサイクルを実施しながら、予防的な維持・修繕・更新等を行います。これにより、施設の長寿命化を図ることや、財政負担を軽減・平準化することで効率的・効果的な維持管理を実施します。
河川・ダム	<ul style="list-style-type: none"> ○各施設については、将来にわたって施設を安全に利用していくため、計画立案・点検・状態評価・維持管理対策といったメンテナンスサイクルを実施しながら、予防的な維持・補修を行います。これにより、施設の長寿命化を図ることや、財政負担を軽減・平準化することで、効率的・効果的な維持管理を実施します。
港湾	<ul style="list-style-type: none"> ○各施設については、将来にわたって安全に利用していくため、計画立案・点検・状態評価・維持管理対策といったメンテナンスサイクルを実施しながら、予防的な維持・補修を行います。これにより、施設の長寿命化を図ることや、財政負担を軽減・平準化することで、効率的・効果的な維持管理を実施します。
海岸	<ul style="list-style-type: none"> ○各施設については、将来にわたって安全に利用していくため、計画立案・点検・状態評価・維持管理対策といったメンテナンスサイクルを実施しながら、予防的な維持・補修を行います。これにより、施設の長寿命化を図ることや、財政負担を軽減・平準化することで、効率的・効果的な維持管理を実施します。 ○点検診断を基に作成した、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理や施設の更新を実施します。また、巡視により施設の防護機能や利用者の安全に影響を及ぼすような異常が確認された場合には、速やかに応急措置や安全確保措置を講じます。
砂防	<ul style="list-style-type: none"> ○各施設については、将来にわたって安全に利用していくため、計画立案・点検・状態評価・維持管理対策といったメンテナンスサイクルを実施しながら、予防的な維持・補修を行います。これにより、施設の長寿命化を図ることや、財政負担を軽減・平準化することで、効率的・効果的な維持管理を実施します。 ○土砂災害に対する安全性を低下させることなく、また、個々の施設の適切な維持管理の両面を考慮し、優先度の高い施設から対策を進めます。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ○各点検基準に基づき、指定管理者による日常点検及び専門技術者による定期点検を実施し、必要な修繕や更新を行います。また、福岡県公園施設長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコストの削減を行います。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○点検調査のデータから適切な維持管理を行うとともに、ライフサイクルコストの比較等により優先順位を付した中長期的な改築更新計画を策定し、同計画に基づき、修繕や改築更新工事による長寿命化を行います。

県営住宅	<p>○団地規模、災害リスクの有無、生活利便性、立地適正化計画での位置付け、地域需要等を勘案し、地域の実情に応じて管理戸数の適正化を図ります。</p> <p>○計画的な建替や改善事業、また、適切な点検と修繕を実施することにより、建物の安全性や機能性の向上を図ります。</p> <p>○計画的な建替や改善事業により、高齢者世帯や子育て世帯に対応した居住環境の向上を図ります。</p>
土地改良	<p>○各施設の機能診断結果に基づき、修繕や更新等を計画的に実施し、長寿命化に取り組めます。</p>
漁港	<p>○機能保全計画に基づき、修繕・更新を実施します。また、台風通過後や地震発生後等には臨時点検を行い、早急な対応が必要と判断された場合は、緊急的な修繕により安全を確保します。</p>
治山	<p>○治山施設の機能を効率的・効果的に確保するため、点検・診断や補修・更新等を適切に行います。</p>
企業局工業用水道事業施設	<p>○施設の劣化診断により、老朽化(劣化)の進行度や重要度に応じて、優先順位を付した施設全体の中長期計画を策定し、その実現に努めます。</p>
企業局電気事業施設	<p>○点検や調査の結果から発電施設等の老朽化(劣化)の進行度や重要性を踏まえて、優先順位を付して修繕計画に反映させ、計画的な維持管理・修繕、更新(改良)、長寿命化に取り組めます。</p>

(出典:福岡県公共施設等総合管理計画より監査人が集約して作成)

③個別施設計画の概要について

施設類型毎に構成に相違はあるものの、概ね以下のような項目で策定されている。

(ア)概要

- ・計画の目的と具体的な取組方針
- ・対象施設
- ・計画期間
- ・施設の現況・活用状況

(イ)優先順位の考え方

- ・施設間の優先順位
- ・施設内の優先順位
- ・その他(バリアフリー対応・省エネルギー対策・木材促進等の対応)

(ウ)施設の状況等

- ・個別施設の状態
- ・目標耐用年数

なお、施設類型毎の施設の目標耐用年数は以下のとおりである。

施設類型	施設類型	目標耐用年数
県有建築物	庁舎等	65年
	県民向け施設	65年
	学校	80年、65年、50年
	警察施設	65年
公共インフラ施設	道路	(耐用年数ではない)
	河川・ダム	(耐用年数ではない)
	港湾	(耐用年数ではない)
	海岸	(耐用年数ではない)
	砂防	(耐用年数ではない)
	公園	(耐用年数ではない)
	下水道	(耐用年数ではない)
	県営住宅	70年
	土地改良	(耐用年数ではない)
	漁港	(耐用年数ではない)
	治山	(耐用年数ではない)
	企業局工業用水道事業施設	80年/73年
	企業局電気事業施設	80年/73年

(出典:個別施設計画を基に監査人が作成)

上記のとおり、県有建築物については65年が施設の目標耐用年数の基準となっている。

(エ) 対策の内容

- ・対策の優先順位・平準化
- ・対策の実施時期・内容
- ・対策費用の概算
- ・点検計画

④これまでの県の取組状況について

(ア) 点検・診断等の実施

県有建築物

○「福岡県県有建築物点検マニュアル」の作成

建築物点検の内容・手順等を分かりやすく示した、施設管理者向けの点検マニュアルを作成しました。

施設管理者が日常的かつ効率的に点検を実施し、異常箇所を早期に発見し改善することで、建物の長寿命化を図ります。

「福岡県県有建築物点検マニュアル」令和元年6月改訂版→

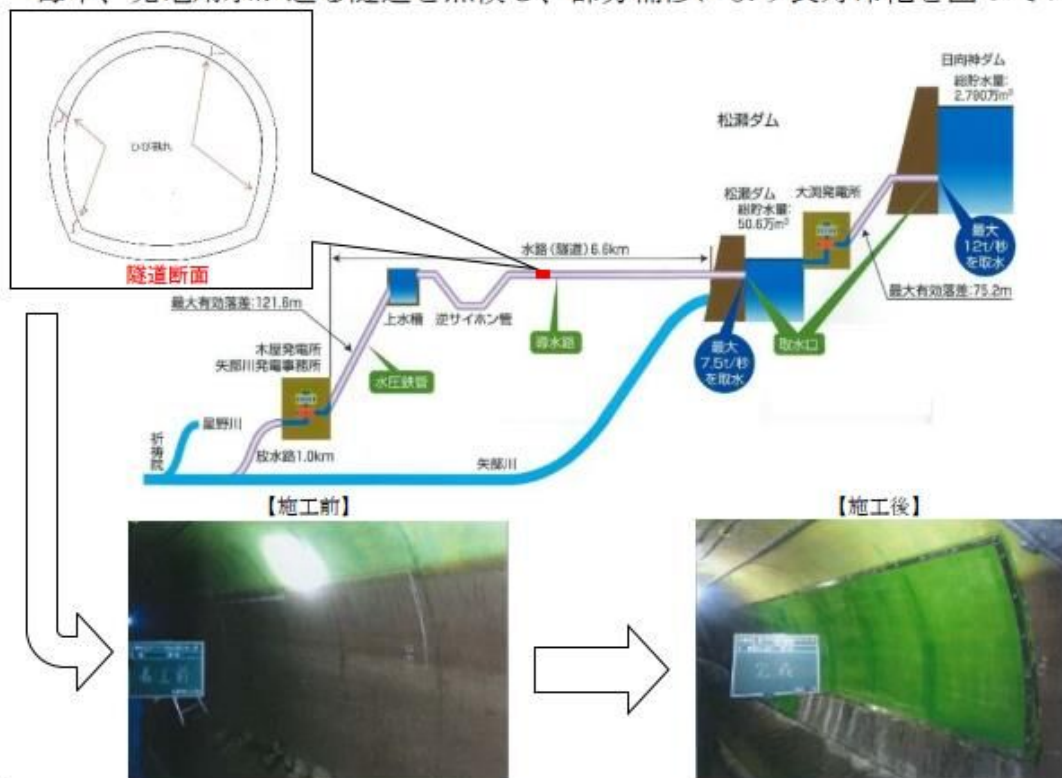


(出典:福岡県公共施設等総合管理計画より抜粋)

(イ)維持管理・修繕・更新等や施設の長寿命化の実施
 公営企業施設

○維持管理・修繕による長寿命化

毎年、発電用水が通る^{すいどう}隧道を点検し、部分補修により長寿命化を図っています。



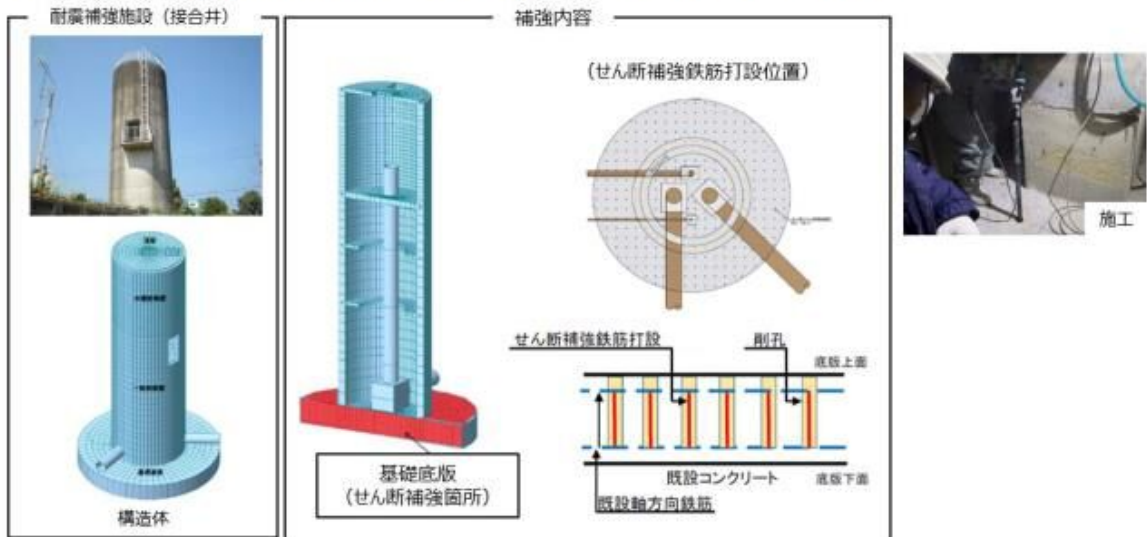
(出典:福岡県公共施設等総合管理計画より抜粋)

(ウ)安全確保や耐震化の実施

公営企業施設

○重要施設の耐震化

耐震診断結果において、レベル2地震動※に対応できないと判断された^{せつごうせい}接合井について、基礎底版に補強鉄筋を配置して耐震化を図りました。



※ レベル2地震動とは、過去から将来にわたって当該地点で考えられる最大規模の強さの地震動

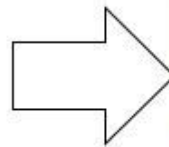
(出典:福岡県公共施設等総合管理計画より抜粋)

(エ)施設の最適配置

○旧福利厚生施設 (ホテルレガロ福岡) を千代合同庁舎へ転用



旧ホテルレガロ福岡 2F チャペル



千代合同庁舎 2F 事務所

(出典:福岡県公共施設等総合管理計画より抜粋)

○筑後県税事務所を南筑後教育事務所庁舎内へ移転



耐用年数が過ぎ、老朽化した筑後県税事務所を、同一地域に存する南筑後教育事務所庁舎に一部改造工事等を行った上で移転（集約化）しました。

（出典：福岡県公共施設等総合管理計画より抜粋）

(オ)民間活力等の活用

○PPPにより福岡東総合庁舎の敷地（福岡市博多区博多駅東一丁目）を有効活用

<新施設の外觀透視図（イメージ）>



※今後計画に変更の可能性があります。
(令和6年3月竣工予定)

【福岡東総合庁舎敷地有効活用事業】

平成30年10月に、PPP（公民連携）の一手法である定期借地方式（70年間）による福岡東総合庁舎敷地の有効活用を目的とした事業者公募を実施しました。

本事業においては、県産食材を使用したカフェの導入や建物の一部に県産木材を活用、また環境負荷に配慮するなどした博多駅東エリアを活性化する高機能オフィスビルの開発が予定されており、完成後には、その一部に博多県税事務所が入居予定となっています。

（出典：福岡県公共施設等総合管理計画より抜粋）

III 監査対象とした施設等について

1 抽出基準

《個別施設計画策定対象施設》

県では、平成 29 年3月に策定した「福岡県公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設ごとの維持管理・修繕・更新等に係る取組方針や具体的な実施内容、時期等を示すものとして、令和2年度までに「個別施設計画」を策定している。対象とする施設は、県が所有し、又は管理する全ての公共施設等となっている。

県では、公共施設等を「県有建築物」と「公共インフラ施設」に区分するとともに、これらをさらに 17 の施設類型に分類の上、個別施設計画を策定している。

個別施設計画の 17 の施設類型に基づき、次の基準を基に、監査の対象とする施設を抽出した。

- (1) 延床面積が大きい施設
- (2) 公有財産台帳上、取得価格が大きい施設
- (3) 築年数が 20 年を超える施設
- (4) 施設のあり方を検討する必要があると考えられる施設
- (5) 指定管理者制度を導入している施設
- (6) 利用料金があり、受益者負担を求めると考えられる施設

ただし、次の施設については除外した。

- (1) 過去5年間の間に包括外部監査対象となっている施設

年度	包括外部監査対象となっている施設
令和3年度	県営住宅(テーマ:住宅施策に係る財務事務の執行について)
令和2年度	監査対象となっている施設はない(テーマ:補助金等に係る財務事務の執行について)
令和元年度	教育事務所、歴史資料館、公会堂貴賓館、スポーツセンター、総合プール、馬術場、射撃場、美術館、科学館、青少年自然の家、図書館(テーマ:教育施策に関する財務事務の執行について)
平成 30 年度	福祉事務所、児童相談所、教育事務所(テーマ:子育て支援関連施策に関する財務事務の執行について)
平成 29 年度	労働者支援事務所、高等技術専門校、障がい者職業能力開発校(テーマ:雇用労働施策に関する財務事務の執行について)

- (2) 道路、都市公園、海岸、河川・ダム等のインフラ資産

- (3) 企業局工業用水道事業施設

2 抽出件数

番号	施設類型	主な施設	全施設数	抽出件数
1	庁舎等	本庁舎、総合庁舎 県税事務所、県土整備事務所 工業技術センター、農林業総合試験場 職員住宅、単身寮 等	847	10
2	県民向け施設	福岡国際文化情報センター(アクロス福岡_県所有部分) 児童相談所、太宰府病院、高等技術専門校 等	447	12
3	学校	高等学校、特別支援学校 等	2,774	-
4	警察施設	警察署、交番、運転免許試験場、武道館 等	4,925	3
5	道路	舗装、橋梁、トンネル	401	-
6	河川・ダム	河川、ダム	334	-
7	港湾	外郭施設、係留施設	7	2
8	海岸	海岸保全施設	87	-
9	砂防	地すべり防止施設、砂防施設 急傾斜地崩壊防止施設	2,502	-
10	公園	都市公園	9	-
11	下水道	流域下水道	8	-
12	県営住宅	県営団地	211	-
13	土地改良	ダム・ため池、排水機場	50	-
14	漁港	外郭施設、係留施設	6	-
15	治山	治山ダム	7,635	-
16	企業局工業用水道事業施設	導水・浄水・排水施設、管路 等	4	-
17	企業局電気事業施設	発電所、水路	3	2
		計	20,250	29

3 監査の対象とした施設等

No	施設名	施設類型
1	本庁舎(行政棟)	庁舎等
2	千代合同庁舎	庁舎等
3	福岡県北九州西県税事務所	庁舎等
4	工業技術センター機械電子研究所	庁舎等
5	消防学校	庁舎等
6	農業大学校	県民向け施設
7	福岡県動物愛護センター	庁舎等
8	福岡県立公文書館	県民向け施設
9	福岡県国際文化情報センター	県民向け施設
10	福岡県立ももち文化センター	県民向け施設
11	警察本部高取職員住宅	警察施設
12	職員住宅(香住ヶ丘)	庁舎等
13	単身寮(春日原)	庁舎等
14	警察本部北九州試験場	警察施設

15	苅田港	港湾
16	福岡県平尾台自然観察センター	県民向け施設
17	飯塚研究開発センター	庁舎等
18	大牟田港	港湾
19	公立学校共済組合(福岡リーセントホテル)	県民向け施設
20	発電所 大洲	企業局電気事業施設
21	発電所 木屋	企業局電気事業施設
22	福岡県立四王寺県民の森	県民向け施設
23	福岡県緑化センター	県民向け施設
24	福岡県立北九州勤労青少年文化センター	県民向け施設
25	福岡県総合福祉センター	県民向け施設
26	博多サンヒルズホテル	警察施設
27	大阪事務所、所長公舎	庁舎等
28	福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園	県民向け施設
29	福岡県立あまぎ水の文化村	県民向け施設

4 包括外部監査手続の概要

(1) 施設の概要の把握

抽出した29施設に対して、次の「①依頼資料」を依頼・資料を閲覧するとともに、施設の概要を把握するための「②個別監査対象施設のアンケート」を実施し、その回答に基づいて監査を実施した。

①依頼資料

No.	依頼資料
1	施設案内とパンフレット
2	利用料金一覧や利用者より徴収している費用がわかる資料
3	条例、規則等ルール
4	令和3年度 施設運用に係る委託契約
5	令和3年度の施設の経費実績(委託料・建設請負費・維持修繕費・保守料・水道光熱費等)の内訳が分かる資料
6	令和3年度実績報告資料
7	指定管理協定(指定管理者制度導入施設)
8	過去5カ年度の収支計算書及び実績報告(指定管理者制度導入施設)
9	令和3年度 備品台帳

②アンケート内容

(ア)施設の概要

NO				
施設名称				
施設の所管部署名				
施設の住所				
供用開始(竣工)年月日				
施設の概要、設置目的等				
根拠となる条例等				
土地の敷地面積				
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
事業概要				
施設の管理方法	直営 指定管理 委託 その他			

(イ)各項目についてのアンケート

No	項目	アンケート	回答例
1-1	料金等	利用者もしくは使用者(以下、利用者等という)より、利用もしくは使用料金(以下、料金等という)を徴収されていますか?有無についてご回答ください。	(例) 料金を徴収している/料金を徴収していない
1-2		料金等を徴収する根拠となる条例についてご回答ください。 ※1-2～1-11については、1-1において【料金を徴収している】と回答した場合にご回答ください。	(例) ●●センター使用料及び利用料条例
1-3		料金等の適切性や見直しの必要性を所管課にて検討しているかについてご回答ください。	(例) 料金等の決定・見直しについて所管課で検討している/検討していない
1-4		目的外使用により使用料を徴収していますか。 徴収している場合、その使用料の適切性や見直しの必要性を検討されているかについてご回答ください。	(例) 目的外使用による使用料の徴収あり/なし 目的外使用に係る使用料については、前年度の建物評価額と使用面積を基礎に使用料を算定した上で、民間や他都市の状況を踏まえて受益者負担が適正となるように検討している。 /特に使用料の適切性や見直しは検討していない。
1-5		使用料・利用料以外に受益者から徴収する負担金等の有無についてご回答ください。ある場合には、その内容についてもご回答ください。	(例) 協定に基づき、●●町から運営費の○割を負担
1-6		料金等に減免もしくは減額などの制度がありますか?あればご回答ください。減免対象としては、利用もしくは使用者の属性による減免(例えば	(例) ある:対象者 小学生以下、身体障がい者、70歳以上、公益法人

No	項目	アンケート	回答例
		身体障がい者など)と利用目的の属性による減免(ボランティアや社会科見学など)を想定しています。	/ある:利用目的 保育目的及び教育目的のための利用 /減免制度はない
1-7		料金等の滞納があればご回答ください。あれば滞納金額についてもご回答ください。	(例) ある(〇〇円)/ない
1-8		情報、サービス、部屋、備品などの利用もしくは使用にあたり、無料(無償)で利用もしくは使用でき、料金等が徴収されないものはありますか?あればご回答ください(減免の結果徴収されないものは除きます)。	(例) マイク等備品
2-1	利用者等	利用者数の KPI(成果指標)の設定とその把握状況をご回答ください。把握されている場合には、年別、日別(曜日別)、時間別など、どこまで詳細に把握されているかご回答ください。	(例) KPIとしては利用者数を設定している。利用者数については年別、日別(曜日別)、時間別で管理している。 /庁舎等であり、KPI は設定していない。
2-2		利用者等の数は、料金等の減免もしくは減額の対象となった利用者数を区分して把握(分かるように把握)されていますか?ご回答ください。	(例) はい/いいえ
2-3		施設の会員制度(例えば年度会員や年間フリーパス制度、回数券の設定など)などがあればご回答ください。	(例) フリーパス制度/回数券(10枚綴)
2-4		利用者等に資格や要件があればご回答ください。あれば資格や要件の内容についてもご回答ください。	(例) 職員であること/〇〇の認可/福岡県民であること/特に資格や要件はない
2-5		利用者等に対して満足度を図るアンケート等を(令和元年度から令和4年度まで)実施されていますか?	(例) 実施している/していない
2-6		利用者等について、県民と県外者で分けて把握されていますか?ご回答ください。法人利用の場合も含みません。	(例) 県民/県外で利用者数を把握している。/していない。
2-7		料金等について、県民と県外者とで別々に設定されていますか?ご回答ください。 また、別々に設定されている場合には、その根拠となる条例についてもご提示ください。	(例) 県民/県外で利用料金が異なる/設定していない。 ●●センター使用料及び利用料条例
3-1	施設管理	指定管理者もしくは運営委託者の選定方法についてご回答ください。	(例) 公募/一般競争入札/特命随契//該当なし
3-2		指定管理者もしくは運営委託者の選定の頻度についてご回答ください。	(例) 5年に1回/年1回/該当なし
3-3		指定管理者もしくは運営委託者が県の外郭団体である場合にはその旨をご回答ください。	(例) 公益財団法人〇〇/該当なし

No	項目	アンケート	回答例
3-4		指定管理者による管理が行われている場合、自主事業の有無についてご回答ください。	(例) あり/なし
4-1	敷地と施設 (建物等)	敷地と施設(建物等)の財源についてご回答ください。地方債の発行も含めて県の単独か、国の補助金が入っているか、他の市町村の負担金等があるかについてご回答ください。	(例) 県の単独事業/国の補助事業/〇〇町の負担金
4-2		敷地と施設(建物等)の所有権の割合(県単独であれば100%、他の市町村等との共同所有であれば県の所有割合)をご回答ください。	(例) 100%/〇〇%(●●町が△△%所有)
4-3		施設(建物等)の一部を賃借している場合には、その旨をご回答ください。	(例) 賃借契約あり/なし
4-4		施設(建物等)の一部を使用許可している場合には、その旨をご回答ください。	(例) あり/なし
4-5		使用許可している以外で施設の賃貸をしている場合には、その旨をご回答ください。	(例) あり/なし
4-6		敷地の全部もしくは一部を賃借している場合には、その旨をご回答ください。	(例) あり/なし
4-7		敷地の一部を使用許可している場合には、その旨をご回答ください。	(例) あり/なし
4-8		使用許可している以外で敷地の賃貸をしている場合には、その旨をご回答ください。	(例) あり/なし
4-9		敷地もしくは建物の使用許可について、無料(無償)で使用許可されているものがありますか?ご回答ください。	(例) あり/なし
4-10		敷地もしくは建物の貸借について、無料(無償)で貸借されているものがありますか?ご回答ください。	(例) あり/なし
5-1	駐車場	駐車場の有無と駐車台数についてご回答ください。職員用駐車場と来客(来場者)用駐車場に分けてご回答ください。	(例) 職員用●台、来客用●台/〇〇台(区別なし)
5-2		駐車場(職員用駐車場は除く)は有料か無料かご回答ください。	(例) 有料/無料
5-3		有料駐車場の場合、駐車料金をどのような方法で徴収しているかご回答ください。	(例) 有人窓口による徴収
5-4		有料駐車場の場合、駐車料金の徴収漏れがないような仕組みを導入されていますか?ご回答ください。	(例) 駐車場に監視員を配置/無人パーキングシステムによる駐車バーの設置
5-5		駐車場に身体障がい者用スペース	(例)

No	項目	アンケート	回答例
		があるかご回答ください。	あり/なし
5-6		駐車場は施設と隣接していますか？ご回答ください。離れている場合には施設までの距離をご回答ください。	(例) 隣接している/●●メートル程度離れている
5-7	その他	敷地と施設(建物等)で大雨や火事等による被災はありますか？過去(令和4年度も含めて5～10年程度)のものも含めてご回答ください。	(例) なし/平成〇〇年に豪雨被害による被災あり
5-8		令和3年度において、敷地と施設(建物等)並びに機械装置等で、遊休・休止となっているものがあればご回答ください。例えば、空き地(緑化地帯としているものは除く)や施設内スペース、空き部屋など使用していないものをご回答ください。ボイラー機器など休止状態となっている機械装置等も含みます。	(例) あり/なし
5-9		ネーミングライツ(命名権)の付与について所管課で検討していれば、その旨ご回答ください。	(例) 検討中/過去に検討したことはあるが、現在は検討していない/検討したことはない。
5-10		消防法に定める防火管理者もしくは統括防火管理者は選定されていますか？ご回答ください(対象外であればその旨をご回答ください)。	(例) 選定している/選定していない/対象外
5-11		防火管理者もしくは統括防火管理者が管理対象とする施設の消防計画を策定し、所轄機関に提出していますか？	(例) 提出している/提出していない
5-12		消防計画に計画されている消火・通報・避難訓練等は実施されていますか？ご回答ください。	(例) 年に1回実施している/実施していない

(2) 施設視察

抽出した 29 施設の全てに対して施設視察を行った。

視察日は以下のとおりである。

No	施設名	視察日
1	本庁舎(行政棟)	令和4年 11 月 29 日
2	千代合同庁舎	令和4年 12 月 19 日
3	北九州西県税事務所	令和4年 11 月 8 日
4	工業技術センター機械電子研究所	令和4年 11 月 11 日
5	消防学校	令和4年 12 月 8 日
6	農業大学校	令和4年 12 月 1 日
7	福岡県動物愛護センター	令和4年 12 月 6 日
8	福岡県立公文書館	令和4年 12 月 22 日
9	福岡県国際文化情報センター	令和4年 12 月 21 日
10	福岡県立ももち文化センター	令和4年 11 月 14 日
11	警察本部高取職員住宅	令和4年 12 月 16 日
12	職員住宅(香住ヶ丘)	令和4年 12 月 16 日
13	単身寮(春日原)	令和4年 12 月 15 日
14	警察本部北九州試験場	令和4年 11 月 24 日
15	苅田港	令和4年 11 月 18 日
16	福岡県平尾台自然観察センター	令和4年 12 月 12 日
17	飯塚研究開発センター	令和4年 12 月 1 日
18	大牟田港	令和4年 11 月 21 日
19	公立学校共済組合(福岡リーセントホテル)	令和4年 12 月 1 日
20	発電所 大淵	令和4年 11 月 15 日
21	発電所 木屋	令和4年 11 月 15 日
22	福岡県立四王寺県民の森	令和4年 11 月 22 日
23	福岡県緑化センター	令和4年 12 月 7 日
24	福岡県立北九州勤労青少年文化センター	令和4年 12 月 16 日
25	福岡県総合福祉センター(クローバープラザ)	令和4年 12 月 2 日
26	博多サンヒルズホテル	令和4年 11 月 22 日
27	大阪事務所、所長公舎	令和4年 12 月 6 日
28	福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園	令和4年 12 月 5 日
29	福岡県立あまぎ水の文化村	令和4年 11 月 4 日

視察に際しては「①施設視察の主な実施内容」に基づき視察を行い、必要に応じて県や指定管理者へのヒアリングを実施した。また視察に際しては「②視察当日の依頼資料」を行った。

①施設視察の主な実施内容

No	監査項目	概要
1	全般的な施設の管理体制	・施設の概況や管理状況に係るヒアリング
2	施設管理(老朽化、施設利用の状況等)	・施設の使用状況の確認 ・施設の老朽化状況及び修繕対応状況の確認 ・空室や未利用スペース、利用頻度の低いスペースの状況確認 ・施設の使用許可、貸付の状況確認 等
3	その他、施設の整備・管理状況	・駐車場の設置状況・管理状況の確認 ・バリアフリー対応状況の確認 ・防災・防犯に係る状況の確認 ・料金に係る状況の確認 等
4	備品管理	備品及び車両等の管理状況の確認 ・図書のたな卸し状況の確認 ・劇薬や医薬品等に係る管理状況の確認 ・指定管理者が管理する備品の管理状況の確認 等
5	備品以外の資産管理	・小口現金や切手等換金性のある資産の管理状況の確認(領収書控え、金庫等の管理を含む) ・徴収した料金等の管理状況、領収書控えの保管状況 ・情報資産管理(入館者、利用者名簿及びUSB、HDD等)の管理状況の確認 等

②施設視察当日の依頼資料

No.	依頼資料
1	備品台帳
2	施設の使用許可、貸付の状況が分かる一覧表
3	施設の概要が分かる資料
4	現金出納帳や切手等換金性のあるものに係る管理台帳及び領収書控え
5	貸出図書がある場合には、図書のたな卸し資料
6	劇薬や医薬品に係る管理台帳
7	図書に係るたな卸し資料

第3 監査結果

I 監査の結果の記載方法

「指摘事項」とは、合規性・正確性に問題があり、是正措置が必要であるとして記載するものである。

「意見」とは、合理性や能率性の観点から、監査の過程で、不合理若しくは不能率な事項を発見した場合に、組織運営の合理化に資するものとして記載するものである。

なお、「指摘事項」と「意見」が混同することのないよう、項目の文頭に【指摘事項】又は【意見】と記載している。本報告書においては、監査結果を「指摘事項」と「意見」に区分している。

1 指摘事項及び意見の件数

分類	指摘	意見	合計
II 個別施設について	12	45	57
III 指定管理者制度について	0	4	4
合計	12	49	61

総合意見		意見	合計
1	県有施設の管理運営に関するリスク対応について	1	1

2 監査対象及び監査の結果または意見の一覧

区分	内容
II 個別施設について	【指摘事項1-1】執務室内の整理について
	【指摘事項1-2】トレーニング室の整理について
	【意見1-1】遺失物に関する事務について
	【意見1-2】備品管理台帳に登載されていないパソコンについて
	【意見2-1】不用品の整理について
	【意見3-1】雨漏りと屋根の防水工事について
	【指摘事項3-1】指名競争入札の参加者について
	【意見3-2】清掃業者など施設内で業務に従事する者の事前届出について
	【意見5-1】入校経費管理事務処理規程について
	【意見6-1】施設の老朽化対策について
	【意見6-2】消火器の所定の場所での保管について
	【意見7-1】再委託の承認について
	【意見8-1】再委託の承諾について
	【意見9-1】未使用の録画済ビデオテープについて
	【意見9-2】基本協定に基づいた業務の報告について
	【指摘事項10-1】ポスター掲示に係る掲示許可について

区分	内容
	【意見 10-1】寄贈された美術品の管理の必要性について
	【意見 10-2】指定管理者の管理対象となる敷地の明確化について
	【指摘事項 13-1】私物放置について
	【意見 13-1】委託業務実績の確認について
	【指摘事項 14-1】試験場敷地外の使用許可について
	【意見 14-1】仕様書等の契約書への綴じ込みについて
	【意見 14-2】契約関連書類の保管について
	【意見 15-1】使用見込みがないパソコンについて
	【意見 15-2】港湾施設管理に係る情報資産の保存について
	【意見 17-1】危険性がある箇所への表示について
	【意見 17-2】施設の未利用スペースに係る網羅的な検討の必要性について
	【意見 17-3】管理仕様書に対応する実績報告の徴収について
	【指摘事項 18-1】野積場の使用について
	【意見 18-1】港湾施設に関する情報について
	【指摘事項 18-2】占用の申請について
	【意見 18-2】港湾管理嘱託員の巡視について
	【意見 20-1】施設管理に必要な資格保有者の確保について
	【意見 20-2】土地の現状確認について
	【意見 20-3】長期間未利用となっている備品の取扱いについて
	【意見 22-1】施設管理に係る県の適切な指導と状況把握の必要性について
	【意見 22-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて
	【指摘事項 22-1】県の使用許可が必要な業務について
	【意見 22-3】個別施設計画の基本方針の考え方について
	【意見 23-1】費用対効果を踏まえた施設更新に係る検討について
	【意見 23-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて
	【意見 23-3】備品管理ラベルの貼付について
	【意見 24-1】講師が利用する持ち込み楽器の保管について
	【意見 24-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて
	【意見 24-3】県備品の管理について
	【指摘事項 24-1】美術品の適切な管理について
	【意見 24-4】基本協定書の管理仕様書の定め必要性について
	【意見 25-1】未利用スペースの有効活用の検討について
	【意見 25-2】利用者を想定した維持管理の必要性について
	【意見 27-1】大阪事務所長公舎の継続保有について
	【指摘事項 28-1】指定管理者交代の際の備品管理責任について
	【意見 29-1】敷地内の建築物に係る管理について
	【意見 29-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて

区分	内容
	【指摘事項 29-1】目的外使用許可の漏れについて
	【意見 29-3】実績報告の徴収の必要性について
	【意見 29-4】あまぎ水の文化村における県有施設運営コスト把握の必要性について
	【意見 29-5】あまぎ水の文化村における持続可能な指定管理者制度の運用について
Ⅲ 指定管理者制度について	【意見Ⅲ1】指定管理者応募者数増加のための方策の検討について
	【意見Ⅲ2】県と指定管理者との責任分担表の再検討と募集要項での公表について
	【意見Ⅲ3】指定管理者運用に係る共通ガイドラインの検討について
	【意見Ⅲ4】指定管理料と受益者負担の考え方について

II個別施設について

1 本庁舎(行政棟)

(1) 施設の概要

NO	1			
施設名称	行政棟			
施設の所管部署名	総務部 財産活用課			
施設の住所	福岡市博多区東公園7番7号			
供用開始(竣工)年月日	昭和56年11月16日(昭和56年8月31日)			
施設の概要、設置目的等	庁舎			
根拠となる条例等	福岡県庁の位置を変更する条例			
土地の敷地面積	79,370.62 m ² (議会棟及び警察棟の敷地を含む。)			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	行政棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	77,082.21	昭和56年度
事業概要	庁舎			
施設の管理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> その他

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

庁舎内・外の状況を視察した結果、老朽化や地震等の影響により、外のひび割れ、タイル剥げ落ち箇所があった。所管課では当該状況を認識しており、要修繕箇所の状況・規模、危険性を総合的に判断して小規模な修繕を順次行っている。



(監査人撮影:北棟九大病院側 102 会議室付近)

(監査人撮影:北棟九大病院側 外部通路)

また、庁内各階廊下への一時的な荷物保管等が認められたものの、産業医の職場巡視でも同様の指摘がされているとのことであり、定常化しないような配慮が行われているとのことである。

【指摘事項1-1】執務室内の整理について

執務室内の整理が不十分である。視察した執務室では、過年度の資料、備品等が雑然と置いてある状況であり、資料の盗難・紛失による情報漏洩、備品の盗難が生じても適時に発見できない可能性がある。



(監査人撮影:南棟9階財産活用課会議スペース)

福岡県庁内管理規則では、「庁内の使用の規整、秩序の維持並びに災害及び盗難の防止に当たるもの」と規定しているが、上記の状況は、庁内における公務の正常な遂行、秩序の維持及び災害等の防止に資するような管理ができていないと言えない。

(目的)

第一条 この規則は、庁内における公務の正常な遂行、秩序の維持及び災害等の防止に資するため、庁内の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(庁内管理者)

第四条 総括責任者の前条第一項に規定する事務を補助するため、本庁及び出先機関に、次の表に定める区分により、庁内管理者を置く。この場合において、二以上の出先機関が同一庁内を共用する部分(前条第一項後段に規定する共用部分を除く。)については、当該二以上の出先機関の長のうち総括責任者が指定する者を庁内管理者とするものとする。

～中略～

2 庁内管理者は、所管に係る庁内の使用の規整、秩序の維持並びに災害及び盗難の防止に当たるものとする。

(出典:福岡県庁内管理規則より抜粋)

(是正の方向性)

福岡県庁内管理規則には、室内管理に係る管理者及び職員の権限・義務は規定されているものの、具体的な室内整理方法について規定されていない。行政文書管理に関する規程、及び備品管理に関する規程の趣旨を踏まえ、かつ、執務スペース確保及び執務環境の改善の観

点を加えた具体的な室内整理に関するルールを設け、運用を行うことを検討されたい。

【指摘事項1-2】トレーニング室の整理について

南棟地下1階に設置されている職員向けトレーニング室には、私物と推定されるトレーニングシューズやウェアが放置してある。



(監査人撮影:南棟地下1階トレーニング室)

私物の放置は一部職員による専用使用の状況を生み出す可能性があり、職員全体の福利向上というトレーニング室の設置目的を果たせない。

(是正の方向性)

私物放置を厳しく取り締まり、利用を希望する職員が躊躇なく使用できる室内環境を維持されたい。そのために、トレーニング室使用の現状、福利向上目的の達成状況の随時確認を検討されたい。

【意見1-1】遺失物に関する事務について

指摘事項1-1に指摘した執務室内に書類等に紛れて、約1年前に届出があった遺失物が保管してあった。

遺失物の処理事務を確認したところ、令和3年10月28日以降令和4年3月29日までに拾得したものが、令和4年10月17日に警察署長に届出されていた。

福岡県庁舎遺失物事務処理要領において、財産活用課長は、拾得物の届出を受けた日から7日以内に遺失物返還の請求がない場合は、事務処理の上警察署長に提出することになっているが、約1年にもわたり警察署長への提出がなされていない。

県は、当要領にある「拾得物の届出を受けた日から7日以内」以降、事務処理を行う期限が規定されていないため、「拾得物の届出を受けた日から7日以内」経過後に、直ちに警察署長へ届出事務は行われていない。

このような状況では、遺失した県庁利用者が、どこで遺失したかわからず、直接警察に遺失物の照会をしても、警察への届出がないため、遺失物を発見できない可能性がある。

また、遺失物のうち財産価値がきわめて低いと判断されるものについては、警察署長に提出せ

ずに、引き続き保管できると規定されている。その場合でも、適切な手続を経て約6か月後には廃棄処分するものとされている。

(警察署長への提出)

第10 課長等は、拾得物の届出を受けた日から7日以内に遺失物返還の請求がない場合は、拾得物処理票及び拾得物一覧簿に必要事項を記載のうえ、警察署長が指定する様式に拾得物を添え、警察署長に提出する。ただし、課長等が財産価値がきわめて低いと判断した物品については、引き続き補完することができる。
(以下、省略。)

(保管物品の処分)

第12 課長等は、財産価値がきわめて低いと判断して、保管している物品で遺失者が判明しない場合は、拾得物一覧表に記載した日から起算して14日を経過した日から3か月保管した後、拾得物処理票に必要事項を記載して拾得者に交付し、権利放棄等に係る物品及び拾得者が受け取ることができることになった日から2か月以内に引き取りのない物品については廃棄処分する。

(出典:福岡県庁内遺失物事務処理要領より抜粋)

警察署の届出書式には、届出のあった日から警察署において公示し、その後3箇月を経過しても落とした人がわからない場合には、届出者が取得物の所有権を取得する旨が記載されている。そのため警察署長への届出は所有権確定時点を起算する重要な日付となり、その届出が遅延すれば、拾得物について当要領における関連法令等との期限に関する整理を当てはめることができなくなる。

なお、県は警察署長へ届け出た拾得物に関し権利を放棄しているため、県が警察署長へ遺失物を提出するに当たっては、県以外の拾得者のうち、当該遺失物について権利を放棄しない者について考慮する必要がある。

※「拾得者又は占有者への通知事項」欄

- 1 上記の物件は、届出のあった日から警察署において公告し、その後3か月間を経過しても落とした人がわからない場合は、あなたがこの物件の所有権を取得することになりますので、「拾得者の物件引取期間」内にこの預り書及び身分証明書等を上記警察署会計課に持参して受け取って下さい。この期間を過ぎますと、取得する権利がなくなりますのでご注意ください。

(出典:取得物件預り書(福岡県警察の書式)より抜粋)

(是正の方向性)

遺失物に関して、福岡県庁内遺失物事務処理要領の趣旨に基づき適時の事務処理を検討されたい。

また、遺失物を警察署長へ提出する適切な時期について、福岡県庁内遺失物事務処理要領に規定されたい。

さらに、上記要領に明確にされていない「遺失物のうち財産価値がきわめて低いと判断されるもの」については、その判断基準を明確にするとともに、保存場所とその記録について規定をすることを検討されたい。

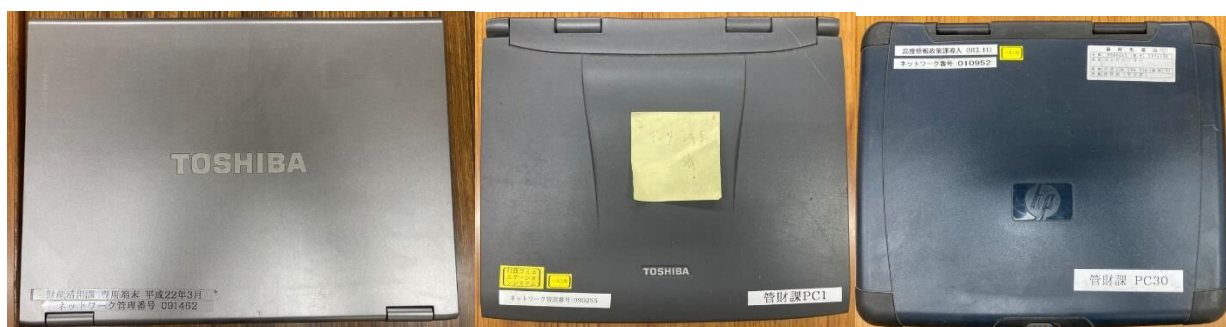
②備品管理

(視察結果)

備品管理台帳より一部任意に抽出し、現物の保管状況を確認した。

【意見1-2】備品管理台帳に登載されていないパソコンについて

指摘事項1-1に指摘した執務室内に書類等に紛れて、備品管理台帳に登載されていない財産活用課が管理しているパソコン3台が保管してあった。



(監査人撮影:南棟9階財産活用課会議スペース)

各パソコンにラベルが添付しており、導入当時のルールに基づく管理がされていたことがうかがえるが、現行の福岡県情報処理規程(平成24年2月27日施行)及び福岡県情報資産管理システム管理運用要領(平成30年2月5日施行)にハードウェア台帳への登録は行われていない。

(ハードウェア台帳の入力・管理)

第9条 システム利用所属の長は、新たにハードウェアを導入する際には、前条に定める情報管理範囲に従い、ハードウェア台帳に必要事項を登録しなければならない。

(出典:福岡県情報資産管理システム管理運用要領より抜粋)

メーカー	取得日/導入日	添付ラベル等情報	ネットワーク管理番号
ヒューレットパカード	平成13年10月31日	高度情報政策課導入	010952
東芝	不明	行政コミュニケーションシステム 「データ消去済」との付箋あり	990285
東芝	平成22年3月	財産活用課専用端末	091462

当3台のパソコンについては、過去使用していたとのことであるが近年使用した実績はなく、今後の使用見込みもないとのことである。

このような状況でパソコンを紛失した場合には、台帳管理記録がないため紛失事実の認識できない、もしくは、適時には認識できない可能性がある。また、ハードディスク内の過去データを消去したものであっても、データ復旧技術、及び暗号化の復号技術の進化により、情報漏洩リスクを0にすることができない。

(改善提案)

使用見込みがないパソコンについては、ハードディスク破損など情報漏洩リスクを0にする対応をしたうえで、廃棄等を実施することを検討されたい。

使用見込みがあるパソコンについては、現行の情報資産管理ルールに基づく管理を実施されたい。

③使用許可及び賃貸

(視察結果)

自販機の設置、外部団体等への執務スペースなど行政財産の目的外使用許可の状況について確認した。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

施設管理に関連する委託契約について以下の取引を抽出し監査を実施した。契約一覧を入手し、当初契約金額が100万円以上の契約を抽出した。

契約業者の選定手続、契約手続、委託料の支払い、業務が仕様書に基づいて実施されているか等について関連書類を閲覧し、検討した。

契約名	契約金額	契約期間	業者選定方法
福岡県行政棟警備業務委託	426,305,000 円	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	一般競争入札

2 千代合同庁舎

(1) 施設の概要

NO	2			
施設名称	千代合同庁舎			
施設の所管部署名	総務部財産活用課			
施設の住所	福岡市博多区千代一丁目 20 番 31 号			
供用開始(竣工)年月日	令和3年2月3日(平成10年5月15日)			
施設の概要、設置目的等	庁舎			
根拠となる条例等				
土地の敷地面積	3, 918.32 m ²			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	千代合同庁舎	鉄筋コンクリート造	10, 210.51	平成10年度
事業概要	千代合同庁舎 鉄筋コンクリート造 10, 210.51平成10年度			
施設の管理方法	直営	指定管理	委託	その他

(施設の概要について補足)

当施設は、地方公務員共済組合が建設した職員福利厚生施設である福岡会館レガロ(ホテルレガロ)を、当組合から県に譲渡されたものである。令和3年からは県の事務所、会議室、及び博多県税事務所の仮事務所として使用されているほか、外郭団体である福岡県 Ruby・コンテンツ産業振興センターとして利用されている。

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

建築時から24年程度経過しているが目立った施設の損傷等は見受けられない。以前はホテルとして使用されていた建物を庁舎として使用しているため、会議室等として使用するのが難しいスペースがあるが、限定的である。

以前ホテルとして利用していた時の厨房施設は撤去済である。一部、冷蔵施設がそのまま残っているが、危険がないよう使用禁止として扉が開かないような措置がされている。



(監査人撮影:2階スペース)



(監査人撮影:地下冷蔵施設跡)

また、旧ホテルとして利用していた宴会場跡、厨房跡スペースには、各所管課の物資保管庫として利用されている。



(監査人撮影:地下厨房跡スペース)

【意見2-1】不用品の整理について

使用見込みのない応接家具等が保管されている。なお、当該家具は備品管理台帳に登載されておらず、施設譲渡時前から使用していたものと推測される。

上記のとおり、当施設の宴会場跡や厨房跡など改修なしでは会議室等の用途には不向きだが、非常用物資等の保管庫としては使用価値があるまとまったスペースが本庁舎から数百メートルと利便性の高い場所にある。このようなスペースを不用品で占有することは、施設の有効活用の視点から望ましくない。



(監査人撮影:地下厨房跡スペース)

(改善提案)

使用見込みがない不用品については、適時に廃棄等を行うことを検討されたい。

②備品管理

(視察結果)

備品管理台帳より一部任意に抽出し、現物の保管状況を確認した。

③使用許可及び賃貸

(視察結果)

自販機の設置、外部団体等への執務スペースなど行政財産の目的外使用許可の状況について確認した。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

施設管理に関連する委託契約について以下の取引を抽出し監査を実施した。契約一覧を入手し、当初契約金額が 100 万円以上の契約を抽出した。

契約業者の選定手続、契約手続、委託料の支払い、業務が仕様書に基づいて実施されているか等について関連書類を閲覧し、検討した。

契約名	契約金額	契約期間	業者選定方法
福岡県千代合同庁舎 警備・設備保守・及び 清掃業務委託	281,069,800 円	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	一般競争入札

3 福岡県北九州西県税事務所

(1) 施設の概要

NO	3			
施設名称	福岡県北九州西県税事務所			
施設の所管部署名	総務部 財産活用課			
施設の住所	福岡県北九州市八幡東区平野2丁目 13 番2号			
供用開始(竣工)年月日	平成元年3月 25 日			
施設の概要、設置目的等	県税の賦課徴収			
根拠となる条例等	福岡県県税事務所設置条例			
土地の敷地面積	2,907.93 m ²			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	庁舎・事務所	鉄筋コンクリート造	1,818.87	昭和 64 年度
	車庫	鉄筋コンクリート造	35.94	昭和 64 年度
	試験・研究棟 (一階車庫)	石綿板張り	39.75	平成 10 年度
事業概要	職務の遂行に当たっては、税込確保対策に基づき、県民の理解と信頼を基本とし、適正かつ公平な賦課徴収、厳正な服務規律及び綱紀の保持、計画的かつ効率的な事務運営に心掛け、常に法令の研鑽と事務の簡素化、職場環境の改善を図るとともに、職員の健康に留意し円滑な税務行政の運営に努めています。			
施設の管理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> その他

(施設の概要について補足)

県税事務所は県税の賦課・徴収に関する業務を主に実施する事務所であり、福岡県には博多県税事務所、東福岡県税事務所、西福岡県税事務所、筑紫県税事務所、北九州東県税事務所、北九州西県税事務所、田川県税事務所、飯塚・直方県税事務所、久留米県税事務所、大牟田県税事務所、筑後県税事務所、行橋県税事務所がある。

そのうち、北九州西県税事務所を選定し、現場を視察した。

北九州西県税事務所の庁舎・事務所は2階建て鉄筋コンクリート造りで、3階は屋上と一部倉庫となっている。収税第一課、収税第二課、課税第一課、課税第二課による県税の賦課徴収事務が行われている。また同じ敷地内に試験・研究棟と車庫がある。

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

外壁、屋根、内装の状況を視察した結果、雨漏り箇所が3箇所あった。また屋根については、一部近年において防水工事を実施しているが、それ以外の部分については防水工事を行っておらず、建設当初は防水加工が実施されていたものの、その効果は現時点では不十分となっている可能性があるとのことであった。

庁舎・事務所棟を視察したところ、職員休憩室、所長室、更衣室の3箇所が雨漏りするとのことであった。ある程度の雨が降ると雨漏りがするとのこと、バケツを置いて対応している状況である。職員休憩室は特に雨漏りがひどく、一部分の天井が取り外されたままの状態となっていた。



(雨漏りの状況について、監査人撮影)

【意見3-1】雨漏りと屋根の防水工事について

屋根を視察すると、所長室の上部にあたる屋根部分は防水工事が行われていたが、その他の部分は予算が取れないとして、ここ数年、防水工事などの対策は取られていない状況にあった。

防水工事などの対策を行わなければ建物の老朽化が急速に進み、個別施設計画で掲げる利用年数である65年の利用が困難となる恐れがある。

(改善提案)

屋根の一部については近年に防水工事が行われていたが、それ以外の部分からは雨水の浸食があり、コンクリートのクラックなどを通して建物躯体の老朽化を促進する恐れがある。従前の防水工事の効果が経年により十分ではないと判断される場合には、早急に屋根等の防水対策を行うことで建物躯体の維持、長寿命化を図りたい。

②備品管理

(視察結果)

軽油検査用の薬品について保管状況を確認した。独立した棚にカギがかけられている独立した棚で保管されていることを確認し、薬品管理台帳を閲覧した。また備品管理台帳より一部任意に抽出し、現物の保管状況を確認した。

③資金管理

(視察結果)

つり銭と小口現金を保管しており、保管状況を確認した。また、切手とレターパックを保管しており、保管状況を確認するとともに郵便切手等出納整理簿を閲覧した。

④情報資産管理

(視察結果)

情報資産の管理についてヒアリング及び事務所の管理状況を視察した。

⑤使用許可及び賃貸

(視察結果)

賃貸は自販機の設置のためとのことであったため、該当箇所について視察を行った。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

施設管理に関連する委託契約について以下の取引を抽出し監査を実施した。契約一覧を入手し、当初契約金額が 100 万円以上の契約を抽出した。

契約業者の選定手続、契約手続、委託料の支払い、業務が仕様書に基づいて実施されているか等について関連書類を閲覧し、検討した。

契約名	契約金額	契約期間	業者選定方法	選定経過
庁舎清掃業務	2,574,000 円	平成 30 年4月 1日～令和5年 3月 31 日	指名競争入札	6社指名による入札。 入札参加者選定委員 会回議済み。

業者の指名にあたっては、指名の理由とともに指名競争入札参加者選定委員会に回議されており、その結果の通知を受けて指名業者に入札参加者選定の通知が行われ、指名競争入札が執行されている。

【指摘事項3-1】指名競争入札の参加者について

平成 30 年3月 12 日の指名競争入札参加者選定委員会における資料では、入札参加予定業者として6社が提示されていたが、平成 30 年3月 13 日の指名競争入札参加者選定委員会委員長名の通知(29 財活第 2922 号)では、当該6社以外に別の1社が追加され、計7社が入札参加者として通知されていた。

最終的に使用された入札参加者選定の通知は、指名競争入札参加者選定委員会から通知された7社ではなく、平成 30 年3月 12 日に指名競争入札参加者選定委員会に提示された6社に対して行われ、指名競争入札が執行されていた。

業者に対する入札参加者選定の通知は、指名競争入札参加者選定委員会によって審査された結果に基づいて行われるべきである。指名競争入札参加者選定の通知は間違い等がないように行われるべきである。また通知を受けた部署も、それが当初の資料と異なる結果であれば、その理由を確認し、単なる間違いであれば修正し、正しい通知書をもって通知するように依頼すべきであった。

なお、どのような経緯で平成 30 年3月 13 日指名競争入札参加者選定委員会委員長名の通知が、選定委員会の回議資料と異なる内容になっていたのか、その原因について確認することが出来なかった。

(是正の方向性)

入札参加者選定手続は、入札の公平性を担保する重要なものであるため、手続過程を正確に記録し、それに基づく正確な通知を行うことに特に留意されたい。

【意見3-2】清掃作業など施設内で業務に従事する者の事前届出について

庁舎清掃業務について、業務開始時点での清掃員の届出、変更手続、敷地内作業の許可証の交付に係る手続が、契約書、仕様書等で明示されていない。

県は、清掃員については特定の決まった者が毎日実施しており、臨時的に変更する場合には、口頭で確認を行っている、としているが承認されていない人物が施設に入ることを防止できない可能性がある。

(改善提案)

清掃などの業務を外部の民間企業に委託し、その民間企業に所属する者が施設に出入りする場合には、民間企業との委託契約の仕様書に契約締結後の業務開始時点で、業務の担当者の届出を行うこと、変更があった場合にも変更届出を行うように規定することが望ましい。

臨時的な場合を除き、委託業務の実施体制(複数者で行う場合にはその監督者)、施設への出入りを行う者、所属などを把握するため、①担当者の名前、②担当者の連絡先、③所属先は事前に把握しておくことが望ましい。また、資格が必要な業務などは契約当初のみではなく、例えば1年に1回など、その資格を継続的に保有している者が従事しているかどうか(条件を満たさないと失効する資格もある)を確認するため、追加で記載することが望ましい。

4 工業技術センター機械電子研究所

(1) 施設の概要

NO	4			
施設名称	工業技術センター機械電子研究所			
施設の所管部署名	総務部財産活用課			
施設の住所	福岡県北九州市八幡西区則松3丁目6-1			
供用開始(竣工)年月日	(和暦)昭和 56 年6月			
施設の概要、設置目的等	県内中小地域企業の発展を支援する実践的研究開発機関			
根拠となる条例等				
土地の敷地面積	9,104 m ²			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	本館棟	鉄筋コンクリート造	3,778.03	昭和 55 年度
	実験A棟	鉄筋コンクリート造	1365.14	昭和 55 年度
	実験A棟 (エレベーター)	鉄筋コンクリート造	112.53	平成 29 年度
	実験B棟	鉄筋コンクリート造	1032.75	昭和 55 年度
	RI棟	鉄筋コンクリート造	89.48	昭和 55 年度
	車庫棟	鉄鋼モルタル造	68.85	昭和 55 年度
	重金属処理棟	鉄筋コンクリート造	9.81	昭和 55 年度
事業概要	研究開発、人材育成、技術相談、情報収集・提供、技術交流、試験分析			
施設の管理方法	直営	指定管理	委託	その他

(施設の概要について補足)

福岡県工業技術センターのホームページには、以下の「業務の目的」が公表されている。

<p>【キャッチフレーズ】 ～“創る”を“共に” 福岡の未来をひらく技術拠点～ 福岡県工業技術センターは、中小企業を中心とする県内企業(以下「企業」という)1社1社の“創る”に寄り添い、“共に”課題解決に取り組んでまいります。 また、将来を見据えた技術の蓄積にも取り組み、企業のみなさまにご活用いただくことを通じて、福岡の未来を切り拓いていきたいと考えています。 技術的なお困りごとの相談のほか、研究開発、ものづくりを担う人材の育成等、様々な技術支援を行うハブとして技術拠点を目指してまいります。</p> <p>【工業技術センターの使命】 企業のみなさまを技術面から総合的に支援して成長・発展を図り、その積み重ねをもって県内産業の振興に貢献します。</p> <p>【工業技術センターの役割】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業のみなさまが抱える課題の解決を支援します。 2. 将来を見据えて技術を蓄積し、企業のみなさまへ積極的に移転・普及を図ります。 3. 県が推進する産業政策に対して技術面から貢献します。
--

(出典:福岡県工業技術センターHP)

福岡県工業技術センターのホームページには、以下の「主な業務」が公表されている。

研究開発

「デジタル技術の積極活用」「カーボンニュートラルへの対応」「ものづくり基盤技術の高度化」を柱とし、最終的に企業のみなさまにご活用いただくことを目的とした実践的研究開発を行います。

人材育成

生産現場のものづくりを担う人材や新たな技術を開発する人材の育成を目指し、関係団体等とも連携してセミナーや講習会、研修等を行います。

技術相談・試験分析

企業のみなさまが抱える課題やニーズを把握し、試験分析を行う、あるいは研究開発や人材育成へ展開するなどきめ細やかな支援を行います。

交流・連携

研究会活動の運営や産学官連携活動への参画等により企業や産業支援機関、研究機関等と連携します。

情報発信

研究開発成果やセンター活用事例、センターが保有する技術や機器、支援機能等の情報を積極的に発信します。

(出典:福岡県工業技術センターHP)

福岡県工業技術センターは、福岡県筑紫野市に本部・企画管理部と化学繊維研究所を有しており、そのほか、福岡県久留米市に生物食品研究所、福岡県大川市にインテリア研究所、福岡県北九州市に機械電子研究所を有している。

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

・過去には雨漏りがあったが、すでに屋根の防水工事などを実施しており、現在は雨漏りしていないとのことであった。

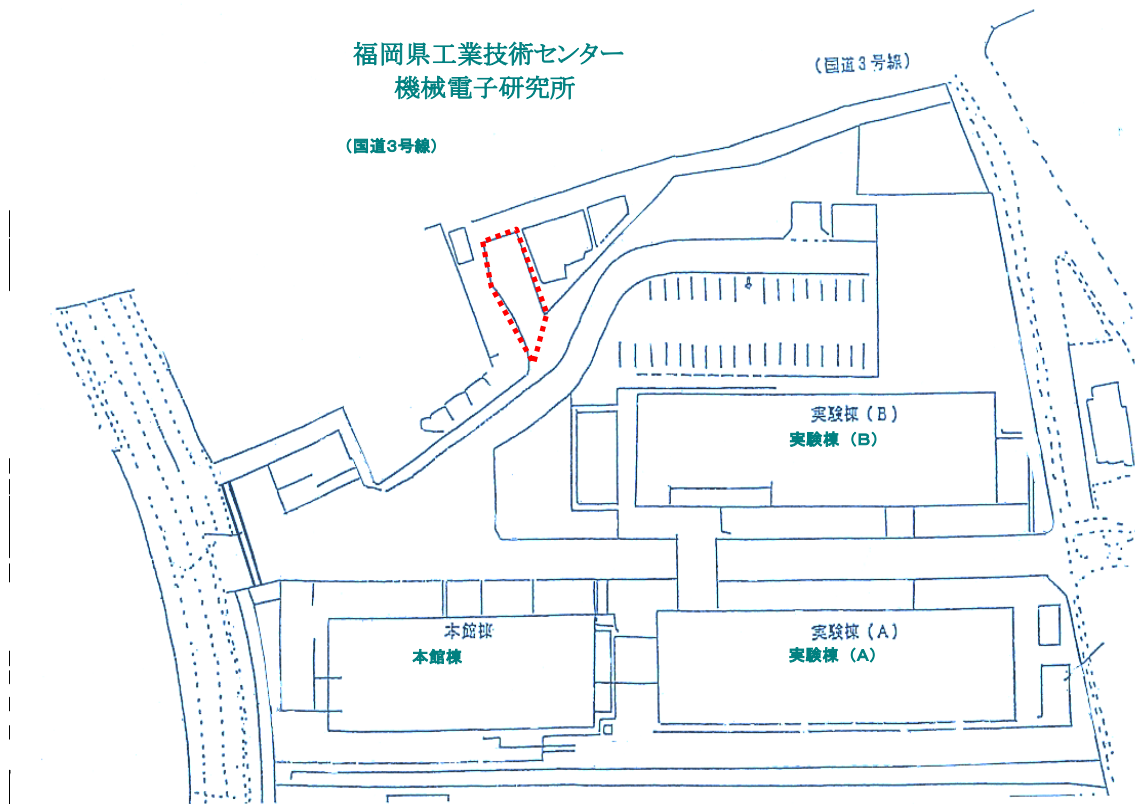
・空き室等はないが、土地について一部遊休となっているものがあった。

・アンケートにおいて、「敷地と施設(建物等)並びに機械装置等で、遊休・休止となっているもの」があるかとの質問に対して、「北側の一部敷地」が該当するとの回答があったため、追加で質問及び視察を行った。

該当する箇所の広さは約 125 m²で、特に勾配はなく、工業技術センター機械電子研究所の敷地内道路より2m 弱ほど低いとのことであった。また、過年度において利用されていた形跡はなく、使用予定も売却予定もないとのことであった。

第三者への売却もしくは賃貸が可能かどうかについて質問したところ、困難との見解であった。

以下、工業技術センター機械電子研究所の敷地のうち、赤枠が該当する敷地である。



(出典: 県提供資料「庁舎敷地図面」)

②備品管理 (視察結果)

薬品庫があつて劇薬等を管理している。劇薬等はバーコード管理されており、毒劇物管理システムでの在庫管理が行われている。劇薬等の保管状況と毒劇物管理システムでの管理方法を確認した。また備品管理台帳より一部任意に抽出し、現物とその保管状況を確認した。

③資金管理 (視察結果)

現金は保管されていないが、切手とレターパックはあるとのことであつたため、現物の保管状況を確認し、郵便切手等出納整理簿を閲覧した。

④情報資産管理 (視察結果)

管理状況をヒアリングしたところ、タブレットがあるが、たな卸しは1年に1回実施していた。

⑤料金徴収及び減免の状況 (視察結果)

福岡県工業技術センターに対し、工業に関する各種の試験、分析、設計、加工、設備の使用、技術情報の検索若しくは複写又は写真の交付を申請しようとする者は、福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の定めるところにより、使用料又は手数料を納付しなければならない。

そこで、福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例を閲覧し、料金等の見直しの頻

度(5年に一度見直しとのこと)、見直しの方法についてヒアリングを実施した。

また令和4年度「使用料・手数料の見直しに係る調査」を閲覧した。各使用料・手数料について、「手数料改定に係る事務所経費算定資料」が作成され、一定のルールのもと、所要経費を人件費、印刷製本費、減価償却費、その他の経費に分けて算定し、その結果に基づいて各使用料・手数料が決定されていることを確認した。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

施設管理に関連する委託契約について以下の取引を抽出し監査を実施した。契約業者の選定手続、契約手続、委託料の支払い、業務が仕様書に基づいて実施されているか等について関連書類を閲覧し、検討した。

契約名	契約金額	契約期間	業者選定方法	選定経過
庁舎付帯設備保守業務委託	5,387,800 円	平成 30 年4月1日～ 令和5年3月 31 日	指名競争入札	7社指名による入札。 入札参加者選定委員会回議済み。
庁舎清掃等業務委託	2,747,800 円	平成 30 年4月1日～ 令和5年3月 31 日	指名競争入札	11 社指名による入札。 入札参加者選定委員会回議済み。

5 消防学校

(1) 施設の概要

NO	5			
施設名称	消防学校			
施設の所管部署名	総務部 防災危機管理局消防防災指導課			
施設の住所	福岡県嘉麻市牛隈			
供用開始(竣工)年月日	平成 29 年4月1日			
施設の概要、設置目的等	消防組織法第 51 条の規定に基づき、消防職員及び消防団員に消防の責務を正しく認識させるとともに、資質の向上、学術及び技能の修得、規律及び体力の向上を図り、もって人格の育成と技術の涵養に努め、その職務を遂行するにたる消防職員及び消防団員を養成することを目的として設立されたものである。			
根拠となる条例等	消防組織法第 51 条			
土地の敷地面積	83,736 m ²			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	管理棟	RC 造	1,907	平成 28 年度
	教育棟	RC 造	2,013	平成 12 年度
	体育館	RC 造	2,359	平成2年度
	宿泊棟	RC 造	3,876	平成 28 年度
	食堂棟	RC 造	543	平成 28 年度
	高層訓練棟	RC 造	1,347	平成 28 年度
	中層訓練棟	RC 造	908	平成 28 年度
	屋内訓練棟	RC 造	1,434	平成 28 年度
	救助基本訓練施設	S 造	528	平成 28 年度
	車庫兼訓練施設	RC 造	576	平成 28 年度
	水難救助訓練施設	RC 造 プール FRP 製	410	平成 28 年度
家屋火災消火訓練施設	S造	119	平成 28 年度	
事業概要	県内消防職員及び消防団員の教育訓練			
施設の管理方法	直営	指定管理	委託	その他

(施設の概要について補足)

消防学校には、道府県が設置する道府県消防学校、政令指定都市が設置する政令指定都市消防学校がある。福岡県には政令指定都市である福岡市と北九州市のうち、福岡市には政令指定都市消防学校がある。

よって福岡県消防学校は、福岡市を除く福岡県内消防職員及び消防団員の教育訓練を行う施設であり、令和4年度の教育種別入校予定者数は以下のとおりである。

(単位:人)

教育種別 消防本部名	初 任 教 育	火 災 調 査 料	救 急 料	初 級 幹 部 料	初 級 幹 部 料	上 級 幹 部 料	水 難 救 助 教 育	消 防 操 法 指 導 員 研 修	警 防 実 務 研 修	入 校 希 望 者 総 数
北九州市	18		19	2	2			8		49
福岡市				25						25
大牟田市	6	1	6	3	3			1	3	23
直方市	4	2	4	2	1		2	2	2	19
柳川市	1	2	1	2	2		2	2	2	14
筑後市		1		1	1		2	2	1	8
行橋市	2	2	2	2			2	2	3	15
中間市	3		2					2		7
みやま市		2		2	2		2	2	1	11
糸島市	2	3	2	1	1	1	3	3	1	17
荻田町		1		1	1		2	2	1	8
八女	1	1	1	1				3	2	9
筑紫野大宰府	1	3	1	2	2		3	2	2	16
飯塚地区	8	4	12	1	1	1	4	2	1	34
春日・大野城・ 那珂川	2	3	2	3	3		3	3	3	22
田川地区	10	1	10	1	1	1	2	2	2	30
久留米広域	15	6	15	1	1	1		10	1	50
京築広域圏	1	4	1	2	2	1	2	2	2	17
直方・鞍手広域		2		3	2		2		4	13
甘木・朝倉	1	1	1	1	1			3	2	10
粕屋南部	8	2	5	1	1	1		3	2	23
宗像地区	6	4	4	2	2	1	1	2	2	24
粕屋北部	3	1	3	1	1		2	3	1	15
遠賀郡	1	1	1	1	1		2	3	2	12
合計	93	47	92	61	31	7	36	64	40	471

(出典:令和4年度消防学校教育訓練計画_令和4年度消防職員教育別入校予定者数より)

福岡県消防学校では、(1)消防職員に対する教育(2)消防団員に対する教育(3)自衛消防隊に対する教育(4)自主防災組織等に対する教育が行われており、上記の各種訓練施設のほか、消防ポンプ自動車などの特殊車両も保有している。

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

消防学校の管理棟のエントランスホールは、いわゆる正方形ではなく、デザインを重視した特別な形状をしている。管理棟の建築年度は平成 28 年度と比較的新しい建物であるが、エントランスホールのデッドスペース(デザイン上のスペースで、消防に関連する業務に使用することを想定していない)で継続的な雨漏りに悩まされており、雨漏り対策のための修繕工事を行っているものの、大雨のたびに雨漏りが発生することがあるとのことであった。継続的な雨漏りはコンクリート躯体の老朽化に繋がるため、早期の対応が望ましい。

②備品管理

(視察結果)

備品管理台帳より一部任意に抽出し、現物とその保管状況を確認した。

③資金管理

(視察結果)

現金は保管されていないが、切手とレターパックの保管状況を確認し、郵便切手等出納整理簿を閲覧した。

④情報資産管理

(視察結果)

個人情報等の管理方法についてヒアリング及び事務所の管理状況を視察した。

⑤使用許可及び賃貸

(視察結果)

自販機の設置、消防関連行事のための道具置き場や電柱等の使用許可や賃貸の状況について確認した。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

施設管理に関連する委託契約について以下の取引を抽出し監査を実施した。契約一覧を入手し、当初契約金額が 100 万円以上の契約を抽出した。

契約業者の選定手続、契約手続、委託料の支払い、業務が仕様書に基づいて実施されているか等について関連書類を閲覧し、検討した。

契約名	契約金額	契約期間	業者選定方法	選定経過
給食業務委託	90,909,000 円	平成 29 年4月 1 日 ～令和4年3月 31 日	指名競争入札	10 社指名による入札。入札参加者選定委員会回議済み。そのうち8社が辞退、2社のみが応札し、1社は最低制限価格以下であるため失格となった。
庁舎設備保守管理・清掃業務委託	93,500,000 円	令和2年4月 1 日～ 令和7年3月 31 日	指名競争入札	5社指名による入札。5社が応札。入札参加者選定委員会回議済み。
庁舎警備業務委託	7,992,000 円	平成 31 年4月 1 日 ～令和6年3月 31 日	指名競争入札	5社指名による入札。入札参加者選定委員会回議済み。
電話交換機設備保守点検業務委託	1,836,000 円	平成 29 年4月 1 日 ～令和4年3月 31 日	指名競争入札	5社指名による入札。入札参加者選定委員会回議済み。
自家用電気工作物保安管理業務委託	2,187,000 円	平成 29 年4月 1 日 ～令和4年3月 31 日	指名競争入札	9社指名による入札。入札参加者選定委員会回議済み。
エレベーター保守点検業務委託	1,584,000 円	令和3年4月 1 日～ 令和4年3月 31 日	特命随意契約	予定価格と見積書の価格は同額であった。
浄化槽維持管理業務委託	1,387,412 円	令和3年4月 1 日～ 令和4年3月 31 日	特命随意契約	予定価格と見積書の価格は同額であった。

(特命随意契約理由)

契約名	令和3年度エレベーター保守点検業務委託
前回の契約業者	同じ
前回の契約方式	同じ
特命随意契約の理由 (随意契約伺い等に 記載されている理由)	<p>本校のエレベーターは、受託事業者製であり、以下の理由から製造メーカー以外の履行が困難であるため、受託事業者を選定するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの運転性能の維持に必要な制御に関するコンピューターのソフトウェア部分は外部に公開されていない。 ・メーカーによって、エレベーターの構造やシステムが違い、部品も多種多様であり、製造メーカーでなければ知り得ない技術やマニュアル、コンピューター制御部分の点検整備に係る分析ツール等が存在するため、運転性能の維持は製造メーカー系列の保守点検業者でなければ行えない。 ・故障が発生した場合、短期間の復旧が必要となり、緊急時の迅速な対応が重要となる。製造メーカーではパーツセンターを擁し、緊急時に対応できるように専門部品の供給体制を整えているが、製造メーカー系列の業者と保守契約を締結していない場合には、一般の注文と同様の取り扱いとなり、復旧まで不測の日数を要することになる。

契約名	令和3年度浄化槽維持管理業務委託
前回の契約業者	同じ
前回の契約方式	同じ
特命随意契約の理由 (随意契約伺い等に 記載されている理由)	<p>浄化槽維持管理業務のうち、保守点検業務については、「福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」第2条により登録制となっており、登録を受けている業者の中から選定する必要がある。</p> <p>また清掃業務については、本校が所在する嘉麻市からし尿収入処理に係る営業許可を受けている必要があり、許可業者による地区割当制を導入しているため、本校所在地区(嘉穂地区)の許可業者以外とは契約できない。</p> <p>加えて、保守点検、清掃及び法定点検業務を一括管理することで、常に浄化槽の状態を把握し、適切な点検、清掃実施時期を見極めることが可能となる。</p> <p>保守点検業務の登録を行っており、かつ本校所在地のし尿収集処理業務の営業許可を受けている業者は受託事業者のみであるため、同社を選定するもの。</p>

(4) その他の監査結果

【意見5-1】入校経費管理事務処理規程について

入校経費負担金収入及びそれを財源とした入校経費は、県の歳入、歳出として取り扱われていない。出納員名義の口座に出納し、出納員個人が任意団体となって会計処理を行っている。

消防学校では、福岡県消防学校入校経費管理事務処理規程に基づき、消防職員、消防団員等の食費、図書教材費、調査研究費及び共益費(以下、「入校経費」という)を入校生が負担することとなっている。

負担金は入校生個人が負担し消防学校に入金するのではなく、消防職員、消防団員等が所属する市町村が負担し、市町村より負担金として福岡県消防学校に入金されるものである。

各市町村からの負担金や入校経費の出納は、県名義の銀行口座ではなく、出納員名義の銀行口座に行われている。出納員は、「庶務課長の職にあるものを充てる。」こととされており、庶務課長名義の口座が作成され、消防学校で管理されている。

また、福岡県消防学校入校経費管理事務処理規程によれば、入校経費についての予算編成や支払手続等は福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)の規定に準じて行うものとされ、出納員名義の口座は出納閉鎖後に決算が行われ、出納事務について福岡県消防学校教育研究会から推薦された監査委員2名によって毎年度監査を受けることとなっている。

福岡県消防学校入校経費管理事務処理規程には、負担金は「入校生からの預り金」であることは明記されているが、預り金の精算及び返還についての規定がない。現状は、入校生が入校辞退、退校する場合、成文に拠らず慣例で精算、返還処理を行っている。

(改善提案)

福岡県消防学校入校経費管理事務処理規程に、預り金の精算及び返還について規定し、精算、返還処理を行うにあたっては、規定に基づいて行われたい。

6 農業大学校

(1) 施設の概要

NO	6			
施設名称	農業大学校			
施設の所管部署名	経営技術支援課			
施設の住所	福岡県筑紫野市大字吉木 767 番地			
供用開始(竣工)年月日	昭和58年6月			
施設の概要、設置目的等	農業後継者及び農業技術者育成のための教育施設			
根拠となる条例等				
土地の敷地面積	農林業総合試験場からの借地のため不明			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(㎡)	建築年度(和暦)
	管理教育棟	RC造 地上2階	2244.97	昭和56年度
	宿泊棟	RC造 地上4階	4516.55	昭和55年度
	研修棟	RC造 地上2階	479.4	平成元年度
	体育館	RC造 地上2階	1107.00	昭和57年度
	実習棟 (現場教室)	S造 地上1階	559.84	昭和55年度
	特殊施設 (温室等)	鉄骨造	2232.00	昭和56～58年度
	果樹貯蔵庫	RC造、S造 地上1階	202.00	昭和58年度
事業概要	農業に関する高度な知識及び技術を修得させるとともに、創造と錬磨の精神を培うことを通じ、次世代の農業及び農村社会を担うにふさわしい優れた農業後継者及び農業技術指導者の養成並びに農業者等の高度技術研修を行うことを目的とした教育施設であり、農業後継者の育成を行う「養成科」とUターン等就農希望者及び品目転換を志す農業者を対象に短時間での技術取得のための研修を行う「研修科」がある。			
施設の管理方法	直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>			

(施設の概要について補足)

農業大学校は農業後継者及び農業技術指導者を育成するための教育施設であり、教育棟、宿泊棟、実習棟のほか、環境制御システムを装備したイチゴDXハウスなど、30棟のハウス施設、3ヘクタールの露地ほ場やトラクター練習場を有した広大な施設である。敷地は農林業総合試験場からの借地であり、農林業総合試験場と隣接している。

2年間の養成科、6か月～1年間の研修科があり、学生は寮費やテキスト・教材費などの実費を負担しているが、学生から入学金や授業料等は徴収されていない。

①養成科・・・募集人員は50名程度。自営就農を目指す「自営コース」と、農業法人や農業関連企業等への就農を目指す「法人・総合コース」がある。

②研修科・・・募集人員は20名程度。即戦力となる本県農業の担い手を育成するコースで「野菜コース」と「花きコース」がある。

③リカレント教育・・・農業者を対象とした経営力強化のための講座を開設。

福岡県農業大学校定員数

	養成科	研修科
定数	50名	20名程度

入学者数(4月)

年度	養成科	研修科
平成29年度	46名	17名
平成30年度	42名	18名
令和元年度	48名	13名
令和2年度	45名	17名
令和3年度	50名	18名

なお、養成科、研修科ともに、途中入学者はおりません。

卒業者数(3月)

年度	養成科	研修科
平成29年度	44名	17名
平成30年度	42名	18名
令和元年度	36名	10名
令和2年度	43名	16名
令和3年度	42名	14名

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

管理教育棟は昭和56年度、宿泊棟は昭和55年度の建造であり、いずれも老朽化が著しく、大雨の際の雨量によっては雨漏りがする箇所が確認された。

宿泊棟(学生寮)は最上階の4階ではなく3階や2階で雨漏りがあるとのことであった。4階は屋根の防水工事を行った結果、雨漏りを確認した部屋はないとのことであった。3階や2階に雨漏りがする理由については、ベランダや躯体そのものの外壁の剥離が多く、そこから雨水が浸入しているのではないかとのことである。

宿泊棟(学生寮)は、4階は15部屋のうち、6部屋が空き部屋。3階は23部屋のうち、9部屋が空き部屋。2階は27部屋のうち、7部屋が空き部屋となっていた。

2階から4階まで65部屋があるが、そのうち3分の1程度の20部屋が使用されていない。そのうち、2部屋は雨漏りがあり、エアコンなしも5部屋あるため、現況のままでは利用は困難な状況となっていた。

また各現場教室においても、建設からかなりの年数が経過しており、それぞれ老朽化が激しかった。

管理教育棟は、保健室が雨漏りするとのことであった。管理教育棟の屋根の一部は、近年に

防水工事を行っているが、保健室の屋根に該当する部分などには実施されておらず、雨漏りの原因となっている可能性があるとのことであった。

管理教育棟の雨漏り



(監査人撮影:雨漏りや老朽化の状況)

宿泊棟の雨漏りや外壁の剥離



(監査人撮影:雨漏りや老朽化の状況)



(監査人撮影:雨漏りや老朽化の状況)

その他施設



(監査人撮影: 雨漏りや老朽化の状況)

【意見6-1】施設の老朽化対策について

管理教育棟及び宿泊棟(学生寮)、いずれも老朽化が著しく、大雨の際の雨量によっては雨漏りがする箇所があることから、放置すると建造物の利用可能年数を縮めることになりかねない。

特に宿泊棟においては雨漏りがある部屋については寮として使用できず、施設利用にも支障をきたしていた。

(改善提案)

雨漏りが見られる建造物については、放置すると建造物の利用可能年数を縮めることになりかねないので、防水工事などの早期の対策を行う必要がある。特に宿泊棟では、最上階ではない3階や2階の雨漏りが見られ、躯体そのものの毀損が懸念される。屋根の防水工事のみならず、全体的な外壁、ベランダの保全工事を実施することについても検討されたい。

【意見6-2】消火器の所定の場所での保管について

管理教育棟2階の消火器1基が所定の場所になかった。消火器の表示板(標識)は壁に掲示されていたが、その下に保管されているはずの消火器が見当たらなかった。

後日、県より管理教育棟2階の教室内で発見されたとのことであるが、ドアストッパーなど本来の目的とは異なる目的に使用されていた可能性があるとのことであった。

消火器が所定の場所がない場合には、初期消火での利用ができず、重要な火災に繋がる可能性がある。

(改善提案)

消火器は、火災の初期消火に重要な役割を持つ器材であり、消火器の表示板(標識)の下など、所定の場所に設置しているかを定期的に点検する必要がある。

また本来の目的とは異なる目的で使用する場合、故障などの原因にもなりかねないので、本来の目的以外に使用せず、所定の場所から持ち出すことがないように教職員と学生に周知徹底されたい。

②備品管理

(視察結果)

医療品や劇薬等が保管されているため、現物の管理状況を視察し、管理簿を閲覧した。監査対象年度において動きのない劇薬等については保有の必要性についてヒアリングを実施し、使用の予定がなく、不要なものについては処分するとのことであった。

また閲覧用の図書として1室に複数の図書が保管されていたため管理状況等を閲覧した。貸し出しは実施しておらず、図書目録や管理簿等はないとのことであった。閲覧する場合には、図書の保管室で閲覧することとなっている。

車両については、車検が漏れなく通されているか確認した。また車両の利用頻度、必要性についてヒアリングを実施した。

③資金管理

(視察結果)

小口現金等はないとのことであった。切手等については、管理状況を視察し収受管理簿を閲覧した。

④情報資産管理

(視察結果)

個人情報管理などの状況についてヒアリングを実施した。また学籍簿については鍵がかかる保管棚に保管されていることを確認した。

⑤使用許可及び賃貸

(視察結果)

賃貸は自動販売機の設置のためとのことであったため、該当箇所について確認した。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

施設管理に関連する委託契約について以下の取引を抽出し監査を実施した。契約業者の選定手続、契約手続、委託料の支払い、業務が仕様書に基づいて実施されているか等について関連書類を閲覧し、検討した。

契約名	契約金額	契約期間	業者選定方法	選定経過
福岡県農業大学校給食調理業務委託	40,425,000 円	令和3年4月1日～令和8年3月31日	公募型プロポーザル方式による随意契約	3社応募し、3社ともに1次審査通過、各応募者のプレゼンテーションを令和3年2月24日に実施し、福岡県農業大学校給食調理業務委託事業者選定委員会により採点評価が行われ、最優秀提案事業者との契約が行われている。
農業大学校清掃及び施設設備保守管理業務	15,805,000 円	平成29年4月1日～令和4年3月31日	一般競争入札	平成29年3月1日入札8社が参加申し込み、3社が辞退、5社が応札

7 福岡県動物愛護センター

(1) 施設の概要

NO	7			
施設名称	福岡県動物愛護センター			
施設の所管部署名	保健医療介護部生活衛生課			
施設の住所	福岡県古賀市小竹 131-2			
供用開始(竣工)年月日	昭和 57 年1月 30 日			
施設の概要、設置目的等	動物愛護と適正飼養の普及啓発及び人材育成、動物に関する調査研究、福岡県の動物愛護及び管理に関する法律関係業務の補完業務を行う。			
根拠となる条例等	福岡県動物の愛護及び管理に関する条例			
土地の敷地面積	11,394.62 m ²			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	管理棟	鉄筋コンクリート造平屋	698.92 m ²	昭和 56 年度
	動物棟	鉄筋コンクリート造一部地下	631.93 m ²	昭和 56 年度
	渡廊下棟	鉄筋コンクリート造平屋	28,36 m ²	昭和 56 年度
	車庫	鉄骨造鉄板葺平屋	59,50 m ²	昭和 56 年度
	給水ポンプ棟	鉄筋コンクリート造平屋	52.00 m ²	昭和 56 年度
	猫飼養棟	木造スレート葺平屋	79.50 m ²	令和3年度
	犬係留棟	鉄骨造鋼板葺平屋	205.35 m ²	令和3年度
事業概要	動物愛護と適正飼養に関する普及啓発及び人材育成などに関する事業や動物管理事業等を実施することにより、福岡県内での公衆衛生の向上や生活環境の保全を確保しつつ、人と動物が共生できる社会の実現を目指す。			
施設の管理方法	直営	指定管理	委託	その他

(施設の概要について補足)

飼育を放棄もしくは迷子等になった犬や猫は、まずは各地の保健福祉(環境)事務所で保護される。

保健福祉(環境)事務所での保護期間は原則5日間であり、これを経過すると動物愛護センターに収集、殺処分されることになる。

福岡県内において、同様の施設を、福岡市、北九州市、久留米市がそれぞれ有しており、それ以外の福岡県内で収集された犬や猫を管理するのが福岡県動物愛護センターであり、設立以来、公益財団法人福岡県動物愛護センターに施設の運営管理を委託している。

(福岡県動物愛護センターの事業内容)

- ①動物愛護と適正飼養に関する普及啓発及び人材育成に関する事業
- ②動物に関する調査、研究及び情報提供に関する事業
- ③動物の収集及び管理に関する事業
- ④収容動物の譲渡に関する事業
- ⑤収容負傷動物の治療に関する事業
- ⑥災害時に福岡県が行う動物救護活動への協力

(令和3年度の収集、譲渡及び致死処分状況)

(単位:頭数)

区分		犬	猫	その他	計
①前年度からの繰り越し		5	4	0	9
収集	②保健福祉(環境)事務所等からの捕獲犬及び引取犬・猫	267	410	0	677
	③保健福祉(環境)事務所等からの負傷動物	31	181	1	213
	④収集計(②+③)	298	591	1	890
譲渡	⑤センター譲渡	18	52	0	70
	⑥譲受団体譲渡	220	246	0	466
	⑦譲渡計(⑤+⑥)	238	298	0	536
⑧致死処分計		61	296	1	358
⑨翌年度への繰越		4	1	0	5

(出典:県提供資料「令和3年度事業報告書」)

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理

(視察結果)

雨漏り等は現在していないとのことであった。令和2年度に屋根の防水工事実施済みとのことで、屋上などを視察した。

空室や空きスペースはないとのことであった。むしろ犬の飼育スペース(10頭)や猫の飼養スペース(30頭)が足りず、引き取りや保護が一時期に集中するなど登録譲受団体の引き取り希望がなかった場合はやむを得ず処分せざるを得ない状況にあり、猫の飼養スペースの拡充を行ったとのことで、新しく拡充された建屋を視察した。

②備品管理

(視察結果)

県所有の備品、医薬品や劇薬、図書はない。施設で使用している備品、保管している医療品や劇薬は公益財団法人が所有しているものである。公益財団法人所有のものではあるが、医療品については、保管状況、管理台帳の整理状況を視察した。

③情報資産管理

(視察結果)

犬や猫を譲渡した個人の情報は公益財団法人が管理している。情報は紙でファイリングされ、鍵のかかる棚で保管されていることを確認した。

④使用許可及び賃貸

(視察結果)

ヒアリング及び視察をした結果、使用許可及び賃貸はなかった。

⑤ドッグランの一般開放について

(視察結果)

アンケートにおいて、「情報、サービス、部屋、備品などの利用もしくは使用にあたり、無料(無償)で利用もしくは使用でき、料金等が徴収されないもの」があるかとの質問に対して、県が所有する敷地の一部がドッグランとして一般開放されているとの回答であったため、ドッグランの視察とヒアリングを実施した。

ドッグランは2箇所あり、柵などの施設のほか、いずれも日よけのための遮光シートが設置されていた。使用方法(使用許可)は民間のドッグランと基本的に同じであった。

ドッグランは誰でも利用することが可能であり、利用者は登録制となっているが、利用料金は徴収されていなかったため、理由についてヒアリングを実施した。

その結果、ドッグランは保護犬が利用することと普及啓発活動のために使用することを想定して設置したもので、一般開放し、利用してもらうことを目的として設置したものではないとのことであった。通常は保護犬を運動させるために使用しており、民間のドッグラン専用施設とは異なるため、民間と同様の利用料金は徴収していないとのことであった。

(3) 施設運営管理に関連する予算執行について

施設管理に関連する委託契約について以下の取引を抽出し監査を実施した。契約一覧を入手し、当初契約金額が100万円以上の契約を抽出した。

契約業者の選定手続、契約手続、委託料の支払い、業務が仕様書に基づいて実施されているか等について関連書類を閲覧し、検討した。

契約名	契約金額	契約期間	業者選定方法	選定経過
福岡県動物愛護センター運営業務委託契約	111,378,300円	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	特命随意契約	単独見積のみ

(特命随意契約理由)

契約名	福岡県動物愛護センター運営業務委託契約
前回の契約業者	同じ
前回の契約方式	同じ
特命随意契約の理由(随意契約伺い等に記載されている理由)	本委託業務は、しつけ方教室等の動物愛護の啓発事業のほか、生体の動物(主として犬、猫)を取扱い、飼養希望者への譲渡や致死処分(炭酸ガスによる致死処分、焼却)を行うなど特殊の性質を有するものであることから特定の者しか実施できず競争入札に適さないため随意契約を行うものである。 また、本県においてこの業務を適正かつ効率的に実施できる者は(公財)福岡県動物愛護センターのみであることから、過去3年以上特命随意契約としている。

福岡県動物愛護センター運営業務委託契約書の第18条には再委託についての規定があり、受託者が業務の再委託をしようとするときは、事前に県の了解を得るものとされている。

再委託について確認したところ、令和3年4月1日に業務の再委託について以下の業務について、事前の承認依頼があり、県の承認が行われていた。

1. 動物回収及び収容動物の飼養管理業務(県保健福祉環境事務所からの犬及び猫の回収並びに収容動物の飼養管理、久留米市からの犬及び猫の回収)
2. 処分機設備管理業務(処分機設備の保守点検)
3. 浄化槽維持管理業務(合併浄化槽の維持管理)
4. 施設清掃業務(建物施設内外の清掃)
5. 施設警備業務(盗難・火災等の警備)
6. 樹木等管理業務(樹木等の剪定、薬剤散布、施肥等)
7. 電気保安管理業務(電気設備の点検)
8. 冷暖房設備管理業務(冷暖房設備の点検調整)
9. 制御盤管理業務(制御盤の保守点検)
10. マイクロチップ装着施術業務(登録譲渡団体へ譲渡した犬・猫に係るもの)

県は、再委託について委託費内訳を入手して再委託先の業者名を確認していたが、承認資料では、再委託の業務を記載しているのみで、業者名が記載されていなかった。

【意見7-1】再委託の承認について

再委託について承認をする趣旨は、委託業者が主たる委託業務を担当せずに下請け再委託にだすことによって生じる責任関係の不明確化を防ぐものである。

したがって、包括的な再委託をしていないか、再委託すべきでない業務が再委託されていないか、県として業務を委託すべきではない業者への再委託を行っていないかを確認するためのものでもある。その趣旨から、業者名の記載がないまま再委託の承認を行うことは望ましくない。

(改善提案)

再委託の承認依頼にあたっては、再委託する業務名、再委託先、再委託期間を記載した依頼書類を入手し、承認することが望ましい。

また令和3年4月1日の承認依頼時点で、すでに相手先が確定している契約については、委託業者名と委託期間を記載した再委託の依頼書類を受け取ったうえで承認することが望ましい。

8 福岡県立公文書館

(1) 施設の概要

NO	8			
施設名称	福岡県立公文書館			
施設の所管部署名	総務部行政経営企画課			
施設の住所	福岡県筑紫野市上古賀1丁目3番1号			
供用開始(竣工)年月日	平成24年11月18日			
施設の概要、設置目的等	公文書館の必要性:住民共有の財産として公文書等を保存。行政の適正かつ効率的な運営のための検証を図る。住民への説明責任を果たし開かれた行政を保証する。 設置目的:健全な民主主義を支える住民共通の知的資源として歴史的価値を有する公文書等を継続的に後世へ伝える。公文書等を体系的に保存し、住民の利用に供する。行政運営に資するための調査研究活動を行う。			
根拠となる条例等	福岡県立公文書館条例			
土地の敷地面積	6,129 m ²			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	福岡県立公文書館	鉄筋コンクリート造 地上3階(一部4階)建て	3,539 (福岡共同公文書館としては5,421 m ²)	平成24年度
事業概要	福岡共同公文書館は、福岡県と県内全市町村(政令市である北九州市、福岡市を除く)が共同で設置・運営する公文書館として、福岡県と県内市町村の歴史資料として重要な公文書(歴史公文書)や行政資料を収集、整理、保存し、一般の利用に供している。			
施設の管理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> その他

(施設の概要について補足)

福岡共同公文書館文書保存庫の書架の総延長は26.4km、80万冊以上の文書を収蔵することが可能であり、まだ文書の保存能力には余力があるとのことであった。なお、福岡県と県内全市町村(政令指定都市である北九州市、福岡市は独自の公文書館を保有運営しているため除く)が共同で設置・運営する公文書館であり、運用に要する経費のうち、県内全市町村(政令指定都市である北九州市、福岡市を除く)の負担分は福岡県自治振興組合より受け取っている。

書架についても福岡県の文書を保存する書架(保管室)と市町村の文書を保存する書架(保管室)が区分して設けられており、文書の長期保存が可能となるように、一定の湿度と気温を維持することが可能となっている。

令和3年度末における所蔵資料数はおおよそ以下のとおりである。

種類	作成自治体	冊数
歴史公文書	県	約48,000冊
	市町村	約46,000冊
行政資料		約44,000冊
合計		約138,000冊

福岡県と市町村から持ち込まれた文書は、担当職員により保存文書とそれ以外の文書に分けられ、保存文書は保管室へ、それ以外の文書は福岡県と市町村に返還される。

また福岡共同公文書館には、文書保存庫以外にも研修室(90名収容、171㎡、1時間につき1,180円)、会議室(16名収容、58㎡、1時間につき400円)があり、一般に貸し出しを行っている。また展示室も併設されており、歴史的公文書の展示や定期的に特定のテーマによる企画展が行われている。

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況等)

(視察結果)

施設の老朽化、空室や空きスペースの有無についてヒアリング及び確認を行った。

②備品管理

(視察結果)

医薬品や劇薬等は保管していないとのことであった。また備品管理台帳より一部任意に抽出し、現物の保管状況を確認した。

③資金管理

(視察結果)

つり銭のみ保管されており、小口現金は保管されていなかった。つり銭の保管状況を確認するとともに収納金出納簿、つり銭資金整理簿等を閲覧した。また、切手とレターパックを保管しており、保管状況を確認するとともに郵便切手等出納整理簿を閲覧した。

④情報資産管理

(視察結果)

情報資産の管理方法についてヒアリング及び管理状況を視察した。

⑤使用許可及び賃貸

(視察結果)

下水道管渠のため筑紫野市へ使用許可している。

福岡県自治振興組合へ土地を無償貸付している。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

施設管理に関連する委託契約について以下の取引を抽出し監査を実施した。契約一覧を入手し、当初契約金額が100万円以上の契約を抽出した。

契約業者の選定手続、契約手続、委託料の支払い、業務が仕様書に基づいて実施されているか等について関連書類を閲覧し、検討した。

契約名	契約金額	契約期間	業者選定方法	選定経過
福岡共同公文書館の付帯設備保守及び清掃等業務委託契約	(当初) 42,120,000 円 (変更後) 42,510,000 円	平成 29 年4月1日 ～令和4年3月 31 日	一般競争入札	3社入札参加届、その後辞退、2社応札
福岡共同公文書館資料管理検索システム運用保守業務委託契約	3,426,324 円	令和3年4月1日～ 令和4年3月 31 日	特命随意契約	令和2年2月 10 日の随意契約審査会審査を受審している。
特定歴史公文書の補修業務(重度の劣化分)に係る委託	1,633,500 円	令和3年 11 月 25 日～令和4年3月 31 日	過去当館における特定歴史公文書の補修業務委託において受託経験のある事業者2者の見積もり合わせにより実施	2社見積もり合わせの結果、1社が辞退したため、予定価格を超過しない見積額であった1社を選定。
特定歴史公文書の補修業務に係る委託	1,848,000 円	令和3年 11 月 25 日～令和4年3月 31 日	過去当館における特定歴史公文書の補修業務委託において受託経験のある事業者2者の見積もり合わせにより実施	2社見積もり合わせの結果、1社が辞退したため、予定価格を超過しない見積額であった1社を選定。
マイクロフィルム撮影業務委託	5,444,901 円	令和3年 10 月 26 日～令和4年3月 31 日	指名競争入札	6社指名。そのうち1社辞退、5社応札。
特定歴史公文書のデジタル化業務委託	4,719,000 円	令和3年 12 月 24 日～令和4年3月 23 日	指名競争入札	5 社指名。そのうち1社辞退、4社応札。

(特命随意契約理由)

契約名	福岡共同公文書館資料管理検索システム運用保守業務委託契約
前回の契約業者	同じ
前回の契約方式	同じ
特命随意契約の理由(随意契約同い等に記載されている理由)	福岡共同公文書館資料管理検索システムは汎用ソフトウェアではなく、受託事業者により開発され独占的に供給されている「Musetheque V4」をベースにし、福岡共同公文書館に合わせてカスタマイズし開発されており、システム運用保守に必要な知識、技術も同社が独占的に保有しているため、受託事業者を選定するもの。

福岡共同公文書館の付帯設備保守及び清掃等業務委託契約(H29.4.1～R4.3.31)の契約書では第8条に再委託の禁止についての規定があり、業務委託契約の受託者は、この契約の履行について、業務の全部を第三者に委託し、又は代行させてはならないとされているが、あらかじめ委託者である県の書面による承諾を受けたときは、この限りではないとされている。

【意見8-1】再委託の承認について

毎年度の受託業者から提出される業務執行体制図には再委託業者名が記載されており、再委託の状況について県は認識できる状況であった。

契約初年度である平成 29 年度に契約期間(平成 29 年4月1日～令和4年3月 31 日)にわたって再委託を予定しているため契約初年度に承認を行ったかについても確認したところ、その事実は確認できなかった。

(改善提案)

再委託の承認がない再委託については、直ちにその内容を確認して承認手続を実施されたい。

なお、当該契約は5年間の契約であったが、長期継続契約においても再委託先の業者が毎年度変更される可能性もあるので、毎年度再委託の承認を行う必要がある。

ただし、事務処理の効率性のために、長期継続契約において、契約当初に再委託の承認をする場合には、先方より再委託予定の業者とその予定期間を記載した文書を入手して承認を行い、予定と異なる業者に再委託を行う場合には、その都度承認依頼の文書を入手し、承認の可否を検討することが望ましい。

9 福岡県国際文化情報センター

(1) 施設の概要

NO	9			
施設名称	福岡県国際文化情報センター			
施設の所管部署名	人づくり・県民生活部 文化振興課			
施設の住所	福岡市中央区天神1-1-1			
供用開始(竣工)年月日	平成7年3月			
施設の概要、設置目的等	県民に文化の創造と享受の場を提供するとともに、国際的な文化、情報の総合的交流拠点とし、もって県民の生活と文化の向上に寄与する。			
根拠となる条例等	福岡県国際文化情報センター条例			
土地の敷地面積	13,647.54 m ²			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	アクロス福岡	S造・SRC造・RC造	97,403.23 m ² (うち、県所有(公の施設)面積 38,628.95 m ²)	平成6年度
事業概要	<p>県所有部分(公の施設)に係る主な事業</p> <p>施設サービス事業:各種ホールや会議室などの貸出</p> <p>文化振興事業:芸術性の高い良質の音楽・舞台芸術の鑑賞機会の提供、演奏者や文化振興の担い手等の育成、市町村、企業、大学、文化団体等との連携事業の実施 等</p> <p>情報提供事業:文化観光情報の提供、伝統工芸品の紹介、文化イベントや各種のセミナー、作品展の実施、市町村、学校、文化団体等との連携事業の実施 等</p>			
施設の管理方法	直営	指定管理	委託	その他

(設備の概要について補足)

福岡県国際文化情報センターは、アクロス福岡の県所有部分である。アクロス福岡は、地下4階、地上14階、塔屋1階の建造物で、福岡県と民間事業者との共同所有ビルである。民間の所有部分には賃貸オフィスと店舗が設けられており、県の所有部分にはシンフォニーホール、イベントホール、国際会議場、会議室、文化情報ラウンジ及びパスポートセンター等が設けられている。

また、有料の駐車場施設があるが、駐車場施設は県と民間の共用部分であり、駐車場使用料金は共有部分の管理を受託しているエイ・エフ・ビル管理(株)が徴収し、共用部分の管理委託費と相殺されている。

アクロス福岡のうち、福岡県の所有部分を対象として、公益財団法人アクロス福岡を指定管理者とする指定管理が行われている。指定管理の基本協定によれば、管理業務の内容は次のとおりである。

- ①センターの利用の許可に関する業務
- ②センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
- ③文化事業の企画及び実施に関する業務
- ④文化に関する情報の提供に関する業務
- ⑤前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

なお、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響により、貸館稼働率の低下や予定していた事業の中止・延期など厳しい状況が続いており、さらに令和3年8月1日からは天井耐震化工事のため、14か月間のシンフォニーホールの長期休館を行っている。

<令和3年度 主な施設の稼働率>

区分		申込者数 (人)	利用日数 A(日)	開館日数 B(日)	稼働率 A/B(%)	令和2年度 利用日数 (日)	令和2年度 稼働率 (%)
施設名 福岡シン フォニー ホール	音楽など	44	44	89	60.7	90	38.5
	会議など	10	10			10	
	計	54	54			100	
イベントホール		113	163	264	61.7	113	42.5
国際会議場		36	52	224	23.2	67	23.0
大会議室		126	168	273	61.5	115	38.6

(注)「開館日数」は休館日(年末年始)と施設の保守点検日を差し引いた日数

(注)福岡シンフォニーホールと国際会議場は改修工事のため年度途中から利用を停止している

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

空き室や空きスペースはないとのことであった。視察でも該当する箇所はなかった。また利用頻度であるが、新型コロナ対策として各種イベント等が開催できない状況であったが、ようやく正常化しつつあり、各種イベントに観客が戻りつつあるとのことであった。

警備についてはエイ・エフ・ビル管理㈱に再委託されており、同社が民間所有、共有部分含めて、アクロス福岡全体を一括して実施しているとのことであった。

②備品管理

(視察結果)

施設内に医薬品や劇薬は保管されていなかった。施設内の県の備品は、指定管理者である公益財団法人アクロス福岡へ貸与されているので、備品台帳より任意に複数件を抽出し、現物の保管状況を確認した。その結果、ここ数年使用されておらず、今後も使用する予定はないVHSビデオテープ 10本、ハイビジョン映像ソフト4本が貸与、保管されていた。

録画済みビデオテープ



(監査人撮影)

【意見9-1】未使用の録画済みビデオテープについて

録画済みビデオテープとして備品台帳に登録されている、VHSビデオテープ 10 本、ハイビジョン映像ソフト4本が数年使用されておらず、今後も使用する予定はない。

(改善提案)

重要物品として備品台帳に登録されているため、ビデオテープに収録された動画の製作には金額的重要性がある。かつ、施設の歴史資料としての質的重要性も高い可能性がある。

一方で、記録媒体はビデオテープであるため現時点で簡単に閲覧できる状況ではない。

当該動画の永久等長期間保存の必要性を検討し、保存の必要性がある場合には、将来においても閲覧可能な状態で保存することが望ましい。

(品名が録画済みビデオテープとなっているもの)

管理番号	品名	メーカー／品番	重要物品	数量
9550010333～00334	録画済みビデオテープ	VHSビデオテープ「いにしえと今」日本語版	○	2
9550010335～00336	録画済みビデオテープ	VHSビデオテープ「いにしえと今」英語版	○	2
9550010337～10337	録画済みビデオテープ	VHSビデオテープ「福岡の郷土料理」日本語版	○	1
9550010338～10338	録画済みビデオテープ	VHSビデオテープ「福岡の郷土料理」英語版	○	1
9550010339～10339	録画済みビデオテープ	ハイビジョン映像ソフト「遠の朝廷・太宰府」日本語版	○	1
9550010340～10340	録画済みビデオテープ	ハイビジョン映像ソフト「遠の朝廷・太宰府」英語版	○	1

9550010341～10341	録画済ビデオテープ	ハイビジョン映像ソフト「福岡のまつり 夏・祇園祭」 英語版	○	1
9550010342～10342	録画済ビデオテープ	ハイビジョン映像ソフト「福岡のまつり 夏・祇園祭」日本語版	○	1
9550010343～10343	録画済ビデオテープ	VHSビデオ「アクロス福岡」 日本語版	○	1
9550010344～10344	録画済ビデオテープ	VHSビデオ「アクロス福岡」 英語版	○	1
9550010345～10345	録画済ビデオテープ	VHSビデオテープ「福岡の郷土料理」 日本語版	○	1
9550010346～10346	録画済ビデオテープ	VHSビデオテープ「福岡の郷土料理」 英語版	○	1

③情報資産管理

(視察結果)

個人情報の管理方法についてヒアリング及び管理状況を確認した。

④使用許可及び賃貸

(視察結果)

使用許可は自販機の設置のためとのことであったため、該当箇所について視察を行った。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

アクロス福岡については、建物の所有者である福岡県、第一生命保険株式会社及び三井不動産株式会社との間で「アクロス福岡管理規約」を定めており、同規約により共用部分の管理業務等は第三セクターであるエイ・エフ・ビル管理株式会社に委託されている。

契約業者の選定手続、契約手続、委託料の支払い、業務が仕様書に基づいて実施されているか等について関連書類を閲覧し、検討した。

契約名	契約金額	契約期間	業者選定方法	選定経過
アクロス福岡共用部分管理業務委託契約	170,781,499 円 (福岡県の負担限度額)	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	「アクロス福岡管理規約」にエイ・エフ・ビル管理(株)に委託することが規定されている。	左記のとおり

(4) その他の検討事項

①利用料金について

利用料金が、類似団体、近隣の相場等を考慮して決定されているか、比較して適正な水準かどうかを検討されているかを確認した。

また利用料金について県の承認が必要であるため、承認についての文書(福岡県国際文化情報センターの利用料金の承認について)を閲覧した。令和3年3月1日付で申請のあった利用料金について令和3年3月17日付で承認され、施行年月日は令和3年4月1日であった。

なお、近隣の相場等と比較して適正な水準かどうかを県が検討した資料は以下のとおり。

(県の検討資料「類似施設との比較」)

アクロス福岡の主な施設と類似施設との利用料金の比較について

1 音楽専用ホール

施設	開館年	経過年数	終日料金(平日)	座席数	円/席	シンフォニーホールの席数で計算した基準料金
福岡シンフォニーホール	H7	25	401,500 円	1,867 席	215 円	
			522,500 円	1,867 席	280 円	
			683,100 円	1,867 席	366 円	
福岡サンパレス	S56	39	660,000 円	2,316 席	285 円	532,095 円
北九州ソレイユホール	S59	36	452,650 円	2,008 席	225 円	420,075 円

○両政令市を代表する音楽専用ホールと比較し、ホールの質や立地を考慮すると、利用料金は適正であると考えられる。

2 イベントホール

施設	開館年	経過年数	終日料金(平日)	床面積	円/m ²	イベントホールの床面積で計算した基準料金
アクロスイベントホール	H7	25	311,300 円	700 m ²	445 円	
			404,800 円	700 m ²	578 円	
			529,100 円	700 m ²	756 円	
			794,200 円	700 m ²	1,135 円	
福岡国際会議場多目的ホール	H15	17	416,592 円	1,320 m ²	316 円	221,200 円
			541,569 円	1,320 m ²	410 円	287,000 円
			624,888 円	1,320 m ²	473 円	331,100 円
イムズホール	H1	32	440,000 円	407 m ²	1,081 円	756,700 円
エルガーラホール	H9	23	605,000 円	650 m ²	931 円	651,700 円

○同規模で競合する福岡国際会議場の単価と比較すると割高であるが、立地や同じ天神地区で代表的な多目的ホール(イムズホール、エルガーラホール)と比較すると、利用料金は適正であると考えられる。

3 国際会議場

施設	開館年	経過年数	終日料金(平日)	床面積	円/㎡	国際会議場の床面積で計算した基準料金	
アクロス国際会議場	H7	25	入場料 0~1000円	271,700 円	440 ㎡	618 円	
			入場料 1001~3000円	353,100 円	440 ㎡	803 円	
			入場料 3001円~	462,000 円	440 ㎡	1,050 円	
福岡国際会議場 国際会議室	H15	17	入場料 0~3000円	225,599 円	420 ㎡	537 円	236,280 円
			入場料 3001円~	293,278 円	420 ㎡	698 円	307,120 円
			営利を主たる目的	338,398 円	420 ㎡	806 円	354,640 円

○同規模で競合する福岡国際会議場の単価と比較すると割高であるが、立地を考慮すると、利用料金は適正であると考えられる。

施設	開館年	経過年数	3時間料金(平日)	床面積	円/㎡	アクロス605会議室の床面積で計算した基準料金
アクロス605会議室	H7	25	17,160 円	65 ㎡	264 円	円
天神ビル	S60	35	17,600 円	62 ㎡	284 円	18,460 円
JR博多シティ	H24	8	20,900 円	36 ㎡	581 円	37,765 円
共創館カンファレンス	H23	9	17,600 円	67 ㎡	263 円	17,095 円

○天神地区の同規模の会議室と利用料金が均衡しており、適正であると考えられる。

(出典: 県提供資料より抜粋)

②KPIについて

KPIの質問に対して「利用者数をKPIとして設定していないが、利用者数については年別、月別、日別、時間別で管理している」との回答であったため、改めてKPIについてヒアリングを実施した。その結果、利用者数はKPIとして設定していないが、施設の稼働率をKPIとして採用しているとのことであった。またその結果は、指定管理者の評価に反映させているとのことであった。

令和2年度の福岡県指定管理者選定委員会資料を閲覧し、「指定管理者候補団体の予備審査結果」において、公演来場者数、文化振興事業実施実績とともに、施設稼働率が記載されていることを確認した。

なお平成27年度から令和3年度までの各施設の稼働率は以下のとおりである。

ア)福岡シンフォニーホール

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用日数	274	252	262	262	202	100	54
開館日数	314	315	313	306	258	260	89
稼働率	87.3%	80.0%	83.7%	85.6%	78.3%	38.5%	60.7%
入場者数	306,333	289,720	312,075	302,271	224,532	49,762	34,980

イ)イベントホール

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用日数	235	232	222	231	230	113	163
開館日数	317	304	309	321	328	266	264
稼働率	74.1%	76.3%	71.8%	72.0%	70.1%	42.5%	61.7%
入場者数	90,070	93,724	100,378	118,726	117,559	21,683	34,825

ウ)国際会議場

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用日数	217	197	216	213	194	67	52
開館日数	336	320	325	310	344	291	224
稼働率	64.6%	61.6%	66.5%	68.7%	56.4%	23.0%	23.2%
入場者数	36,598	34,816	35,348	34,438	30,846	4,752	4,068

エ)円形ホール

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用日数	275	278	293	285	258	100	170
開館日数	321	328	339	332	329	282	269
稼働率	85.7%	84.8%	86.4%	85.8%	78.4%	35.5%	63.2%
入場者数	28,106	29,780	31,170	37,713	33,354	4,861	9,933

オ)交流ギャラリー

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用日数	201	174	191	158	156	61	91
開館日数	341	341	342	350	351	295	266
稼働率	58.9%	51.0%	55.8%	45.1%	44.4%	20.7%	34.2%
入場者数	53,616	52,428	43,327	45,000	43,895	9,534	11,580

カ)セミナー室(2室)

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用日数	548	512	486	490	468	227	361
開館日数	715	718	708	710	715	613	605
稼働率	76.6%	71.3%	68.6%	69.0%	65.5%	37.0%	59.7%
入場者数	21,920	20,480	19,440	19,600	18,720	9,080	14,440

※利用日数と開館日数は2室合計

キ)大会議室

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用日数	275	261	274	263	240	115	168
開館日数	351	351	350	352	343	298	273
稼働率	78.3%	74.4%	78.3%	74.7%	70.0%	38.6%	61.5%
入場者数	34,276	34,172	34,898	34,487	29,111	6,337	11,296

ク)中小会議室(15室)

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用日数	4,294	4,185	4,082	3,883	3,717	2,039	2,358
開館日数	5,399	5,379	5,382	5,385	5,388	4,663	4,375
稼働率	79.5%	77.8%	75.8%	72.1%	69.0%	43.7%	53.9%
入場者数	193,230	188,325	183,690	174,735	167,265	90,005	106,110

※利用日数と開館日数は15室合計

ケ)練習室(5室)

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用日数	1,707	1,668	1,654	1,663	1,629	1,107	1,358
開館日数	1,792	1,782	1,785	1,784	1,788	1,549	1,637
稼働率	95.3%	93.6%	92.7%	93.2%	91.1%	71.5%	83.0%
入場者数	59,745	58,380	57,890	58,205	57,015	37,850	47,530

※利用日数と開館日数は5室合計

合計

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
----	-------	-------	-------	-------	------	------	------

利用日数	8,026	7,759	7,680	7,448	7,094	3,929	4,775
開館日数	9,886	9,838	9,853	9,850	9,844	8,517	8,002
稼働率	81.2%	78.9%	77.9%	75.6%	72.1%	46.1%	59.7%
入場者数	823,894	801,825	818,216	825,175	722,297	233,864	274,762

(出典: 県提供資料「アクロス福岡の施設利用率及び入場者数の推移」)

(5) その他の監査結果

【意見9-2】基本協定に基づいた業務の報告について

指定管理者から提出される報告書(月次の定期報告書)を確認したところ、業務及び設備名が管理仕様書と合致していない箇所が散見された。

また具体的な実施回数が記載されていないため、設備の整備・点検等の回数が管理仕様書の要求どおりに実施されたかどうかを、確認することが出来ず、年度の事業報告においても「センターの諸施設の維持及び保守に関する業務」の実施状況については具体的な記載はなかった。

指定管理業務の内容は基本協定に定められており、「福岡県国際文化情報センターの管理に関する協定書(基本協定)」の第4条第1項に列挙されている。その業務内容の一つに「センターの諸施設の維持及び保守に関する業務」が掲げられており、第4条第2項では、「業務の細則は、管理仕様書」に定めるとしている。

管理仕様書では、「センターの諸施設の維持及び保守に関する業務」として、①管理衛生業務(細目は4業務・設備に区分)、②警備業務、③建築・設備管理業務(細目は建築物・建築設備が10業務・設備、舞台等特殊設備19業務・設備に区分)、④インフォメーション業務に、具体的な業務及び設備名が明記され、それぞれ年間の清掃・警備等の回数や、設備の整備・点検等の回数が定められている。

定期報告の「電気設備」は管理仕様書の受変電設備に、「空調設備」は「空調機」であろうと推定することが可能である。しかし、定期報告の「搬送設備」は管理仕様書に記載はなく、仕様書のどの業務に該当するのか不明である。また、管理仕様書では、法定点検等を含めて年間に整備・点検を何回実施すべきかが記載されているが、月次の定期報告書には具体的な回数は記載されていない。

(管理仕様書における「施設・設備の維持管理」の業務内容)

業務	内容及び回数	
①環境衛生業務	一般清掃	専有部分における清掃 申請要領に示したとおり
	害虫駆除	
	ガラリ、照明器具清掃	
	臨時清掃	
②警備業務		申請要領に示したとおり
③建築設備管理業務 (建築物・建築設備)	エレベーター設備	申請要領に示したとおり
	空調機	
	給排気ファン	
	受変電設備	
	エスカレーター設備	
	ウォークスルー	

	自動制御装置	
	電気温水器	
	各種ポンプ点検	
	その他保守	
(舞台等特殊設備)	舞台機構	別紙3-2のとおり
	舞台等照明	
	舞台等音響	
	映像・ITV 設備	
	ビデオ編集	
	表示板(時計等)	
	同時通訳	
	ゴンドラ	
	スライディングウォール	
	移動観覧席	
	ドア	
	可動式展示パネル	
	エリアセンサー	
	案内表示板管理システム	
	LAN 設備	
	AV システム	
	テレビ会議システム	
	中継車トランスボックス	
	ピアノ	
④インフォメーション業務		申請要領に示したとおり

(申請要領に記載されている業務及び回数)

業務		内容及び回数
①環境衛生業務	一般清掃	毎日
	害虫駆除	年2回
	ガラリ、照明器具清掃	年1回
	臨時清掃	必要時
②警備業務		毎日
③建築設備管理業務 (建築物・建築設備)	エレベーター設備	月1回(法定点検年1回を含む)
	空調機	年5回
	給排気ファン	年2回
	受変電設備	月1回、法定点検1回
	エスカレーター設備	月1回(法定点検年1回を含む)
	ウォークスルー	年4回
	自動制御装置	年1回
	電気温水器	年2回
	各種ポンプ点検	月1回
	その他保守	必要時
④インフォメーション業務		毎日

(別紙3-2)

内容		年間回数
舞台機構	シンフォニーホール	12

	イベントホール	6
	国際会議場	2
	大会議室	2
	円形ホール	3
舞台等照明	シンフォニーホール	2
	国際会議場	2
	大会議室	2
	円形ホール	2
	イベントホール	2
	イベントホール(ムービングライトシステム)	2
	シンフォニーホール(高所)	1
	シンフォニーホール(シャンデリア)	1
舞台等音響	シンフォニーホール	2
	イベントホール	2
	国際会議場	2
	大会議室	2
	大練習室	1
	円形ホール	2
	コミュニケーションエリア	0
	シンフォニーホール(残響支援設備)	0
映像・ITV 設備	シンフォニーホール(ITV)	1
	イベントホール(映像)	1~2
	イベントホール(ITV)	1
	大会議室(映像)	1
	円形ホール(映像)	2
	国際会議場(映像)	1~2
	中小会議室(ITV)	1
	コミュニケーションエリア	0
	匠ギャラリー	0
	匠ギャラリー(展示映像)	0
ビデオ編集	共通	0
表示板(時計等)	シンフォニーホール	1
	イベントホール	1
	国際会議場	1
同時通訳	国際会議場	1
	シンフォニーホール	0
	イベントホール	0
ゴンドラ	シンフォニーホール	1
スライディングウォール	イベントホール	1
	イベントホール(移動観覧席収納扉)	1
	会議室	1
移動観覧席	イベントホール	1
ドア	シンフォニーホール	1
	イベントホール	1
	円形ホール	1
	交流ギャラリー	1
	国際会議場	1
	大会議室	1
可動式展示パネル	交流ギャラリー	2
エリアセンサー	コミュニケーションエリア	2

案内表示板管理システム	共通	1
LAN 設備	共通	1
AV システム	共通	0
テレビ会議システム	共通	0
中継車トランスボックス	共通	0
ピアノ	スタインウェイ2台	1
	ベーゼンドルファー1台	1
	河合ピアノ ・イベントホール:1台 ・練習室1:1台 ・練習室3:1台	4
	ヤマハピアノ ・シンフォニーホール:1台 ・指揮者控室:1台 ・ソリスト控室:1台 ・円形ホール:1台 ・コミュニケーションエリア:1台	4

以上のように、県の業務仕様書には業務名及び施設名と、それぞれの年間に必要な整備・点検回数を記載しているが、指定管理者から提出された月次の定期報告書(サンプルとして令和4年3月分を掲示)と年度の報告書は以下のとおりである。

(センターの諸施設の維持及び保守の状況(令和4年3月分))

業務	実施状況	備考
1環境衛生業務	・日常清掃の実施 ・定期清掃の実施	
2警備業務	・定期巡回の実施	
3建築・設備管理業務 (1) 日常管理業務	・電気設備 ・空調設備 ・給排水設備 ・中央監視制御設備 ・搬送設備 ・通信設備 以上の設備運転、維持管理を行い、いずれも良好	
(2) 設備の保守点検等	・舞台機構設備(イベントホール)保守点検	
4インフォメーション業務	・施設の経路案内、館内催事の案内 ・障害者介助 ・迷子、遺失物対応 ・不審者への対応 ・匠ギャラリー展示品監視	
5その他		

(改善提案)

指定管理の実施報告は、指定管理の管理仕様書に則って行うことが望ましい。業務及び設備名は管理仕様書の記載と一致させること、管理仕様書に具体的な回数が記載されている場合には、具体的な実施回数なども記載し、県より要望された実施回数を満たしているのかどうかにか

についても記載することが望ましい。

県は、指定管理が管理仕様書に則って行われているかどうかを確認する必要があるので、指定管理の実績報告書は、可能な限り基本協定書、年度協定書、管理仕様書の文言を使用するとともに、管理仕様書に整備・点検回数を明記している場合には、実際行われた回数を実績報告書に明記するように指定管理者に指導されたい。

10 福岡県立ももち文化センター

(1) 施設の概要

NO	10			
施設名称	福岡県立ももち文化センター			
施設の所管部署名	人づくり・県民生活部 文化振興課			
施設の住所	福岡市早良区百道2丁目3番 15 号			
供用開始(竣工)年月日	ももち文化センターとしての供用開始は平成 19 年 (竣工は昭和 48 年で、同年福岡県立福岡勤労青少年文化センターとして供用)			
施設の概要、設置目的等	県民に文化活動の場を提供し、芸術文化の振興を図るため			
根拠となる条例等	福岡県立ももち文化センター条例			
土地の敷地面積	10124.28 m ²			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	本館	鉄筋コンクリート造	6,298.99 m ²	昭和 48 年
	大ホール	鉄筋コンクリート造	2,609.03 m ²	昭和 48 年
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用受付・承認(大ホール及び本館の研修室等) ・施設の利用に伴う設備・備品の貸出し ・施設の利用料金の徴収、減免及び還付 ・施設の利用案内、広報 ・施設・設備の維持管理 ・その他、指定管理者負担による自主事業等 			
施設の管理方法	直営	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理	委託	その他

(施設の概要について補足)

当初、本館施設・大ホール・体育館施設を備える福岡県勤労青少年センターとして昭和 48 年に竣工した。

その後、勤労青少年の利用が減少したことに伴い、平成 19 年に福岡県勤労青少年文化センターを廃止し、本館・ホールについて福岡県立ももち文化センターとして供用を開始している。体育館施設については、福岡市民の利用が大多数を占めていたことから福岡市に譲渡し、福岡市ももち体育館として福岡市有施設となっている。以上の経緯から、元々は体育館施設を含めて1つの施設として運用されていたことから、同じ敷地に県有施設と福岡市有施設が存在している。

本館施設は、小ホール(大会議室)、展示ホール、会議室、研修室、音楽室、料理教室等を備えており、大ホールは最大で 800 名までを収容可能な県内でも有数の長い伝統と歴史を持つホールとして県民に親しまれている。

使用料及び手数料の体系及び減免の概要

使用料及び手数料の料金体系						
一 大ホール						
区分	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後十時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後十時まで	午前九時から午後十時まで
平日	一二、四〇〇円	二四、八〇〇円	三七、二一〇円	三七、二〇〇円	六二、〇一〇円	七四、四一〇円
土・日・休日	一四、八八〇円	二九、七六〇円	四四、六五〇円	四四、六四〇円	七四、四一〇円	八九、二九〇円
二 本館各施設						

区分	午前九時から正 午まで	午後一時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時まで	午前九時から 午後五時まで	午後一時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで
小ホール	九、九二〇円	一二、四〇〇円	一二、四〇〇円	二二、三二〇円	二四、八〇〇円	三四、七二〇円
二階展示 ホール	五、五八〇円	七、四四〇円	七、四四〇円	一三、〇二〇円	一四、八八〇円	二〇、四六〇円
三階展示 ホール	四、四六〇円	五、九五〇円	五、九五〇円	一〇、四一〇円	一一、九〇〇円	一六、三六〇円
特別会議 室	六、六九〇円	八、九三〇円	八、九三〇円	一五、六二〇円	一七、八六〇円	二四、五五〇円
会議室第 一・二・ 三・四	二、七二〇円	三、七二〇円	三、七二〇円	六、四四〇円	七、四四〇円	一〇、一六〇円
会議室第 五・六	一、三五〇円	一、八六〇円	一、八六〇円	三、二一〇円	三、七二〇円	五、〇七〇円
第一研修 室	四、四六〇円	五、九五〇円	五、九五〇円	一〇、四一〇円	一一、九〇〇円	一六、三六〇円
第二研修 室	三、三四〇円	四、四六〇円	四、四六〇円	七、八〇〇円	八、九二〇円	一二、二六〇円
第三研修 室	四、二九〇円	五、七二〇円	五、七二〇円	一〇、〇一〇円	一一、四四〇円	一五、七三〇円
第四研修 室	四、二九〇円	五、七二〇円	五、七二〇円	一〇、〇一〇円	一一、四四〇円	一五、七三〇円
視聴覚教 室	三、三四〇円	四、四六〇円	四、四六〇円	七、八〇〇円	八、九二〇円	一二、二六〇円
音楽室	四、四六〇円	五、九五〇円	五、九五〇円	一〇、四一〇円	一一、九〇〇円	一六、三六〇円
一般教室	四、四六〇円	五、九五〇円	五、九五〇円	一〇、四一〇円	一一、九〇〇円	一六、三六〇円
アトリエ	四、四六〇円	五、九五〇円	五、九五〇円	一〇、四一〇円	一一、九〇〇円	一六、三六〇円
料理教室	六、六九〇円	八、九三〇円	八、九三〇円	一五、六二〇円	一七、八六〇円	二四、五五〇円
和室	三、三四〇円	四、四六〇円	四、四六〇円	七、八〇〇円	八、九二〇円	一二、二六〇円
茶室	二、二三〇円	二、九七〇円	二、九七〇円	五、二〇〇円	五、九四〇円	八、一七〇円
練習室	四、七一〇円	六、二〇〇円	六、二〇〇円	一〇、九一〇円	一二、四〇〇円	一七、一一〇円

(出典: 福岡県立ももち文化センター条例)

減免の概要

- ・指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合
→指定管理者が認める額
- ・ 知事が特に必要と認める場合
→知事が認める額
- ・ 2箇月に1回以上定期的に大ホールを利用する団体が行う音楽、演劇、舞踏等の催物の場合及び大ホールにおける催物で入場料に相当する金額が1,000円未満の場合
→利用料金の額の3分の1に相当する額
- ・ 参加者の9割以上が障がいのある人又は介護者で構成されている団体が、本館を非営利目的で実施する事業の場合
→利用料金の全額(附属設備等利用料を除く。)

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況) (視察結果)

利用者も立入が行われる倉庫で、コンクリートの剥げたところが発見された。雨漏り等は発生しておらず、危険性の高い箇所ではないとのことであったが、視察後に修繕対応を行うとのことであった。



(監査人撮影:倉庫内の天井)

4階の貸し会議室に、カルチャースクールに関するポスターの掲示されていた。



(監査人撮影:4階貸会議室内)

【指摘事項 10-1】ポスター掲示に係る掲示許可について

4階貸し会議室に、掲示許可が得られていないポスター掲示があった。

当該会議室は、カルチャースクールに賃貸しているスペースに含まれていない。カルチャーセンターは一般利用と同様に、当該会議室の利用の際にはその都度利用手続をしている。

当施設の指定管理基本協定には、ポスター掲示について具体的に明示されたものはないが、貸し会議室の管理については、基本協定に定める「センターの運営に関する業務」であり、ポスターの掲示に際しては、原則として指定管理者へのポスターの掲示に係る掲示申請及びその許可が必要である。

基本協定
(管理業務の内容)
1 センターの運営に関する業務
ア 施設の利用受付・承認(取消しを含む)業務
イ 施設の利用に伴う設備備品の貸出し業務
ウ 施設の料金徴収、減免及び還付業務
エ 施設の利用案内、広報業務
(以下、省略)

(出典:福岡県立もち文化センターの管理に関する協定書(基本協定)より抜粋)

(是正の方向性)

ポスターの掲示については、希望者からの掲示申請を指定管理者が受け、その掲示内容や掲示場所が公の施設での掲示にふさわしいものであるか検討して許可を行う必要がある。

なお、管理仕様書には以下の内容が定められている。

管理仕様書
2管理運営の基本的事項
(1)利用の平等
全ての利用者が平等に施設を利用できるよう管理運営を行い、特定の利用者に有利または不利になるような運用を行わないこと

ポスターの掲示箇所については県民が誰でも利用可能な貸し会議室であることを踏まえて、貸し会議室を専用スペースとして利用していると誤認されるような掲示は望ましくない。

ポスターの掲示については、適切な掲示場所で掲示するように指導を行うことが望ましい。

(視察結果)

駐車場の整備状況について視察を行った。また障がい者等用駐車場の場所を視察し、障がいのある人への配慮がなされていることを確認した。駐車場は住宅地に隣接していることから、過去入庫待ちの車による渋滞が発生し、近隣住民から苦情が出ていたが、警備員の増員対応により現在は解消されているとのことである。

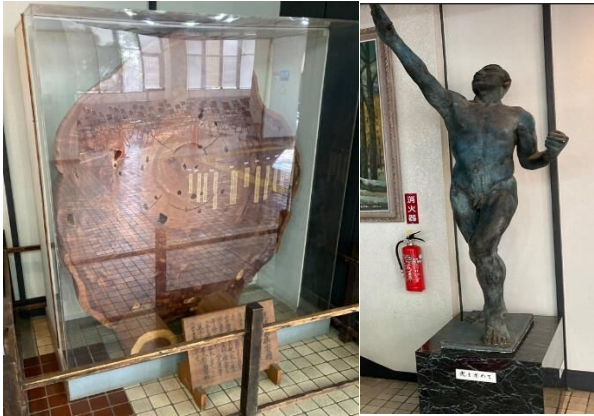
防災施設については視察及びヒアリングを行った。防犯については機械警備が導入されており、外部業者への委託により管理されていた。消火栓及び消火器の点検状況について確認を行った。

②備品管理(車両、図書などを含む)

(視察結果)

・医薬品や劇薬はない。また備品管理台帳より一部任意に抽出し、現物の管理状況を確認した。

・視察の際に、備品台帳に乗っておらず、備品管理ラベルもない屋久杉やブロンズ像がロビーに展示されていた。



(監査人撮影:ロビー展示物)

【意見 10-1】寄贈された美術品の管理の必要性について

寄贈時の資料が残っておらず取得経緯や正確な価値が不明な美術品(屋久杉加工品及びブロンズ像)が展示してあった。

過去から展示されているものであり、指定管理者の所有ではなく県所有財産であるとのことである。

類似美術品の取引額について EC サイトやネットオークションにて確認したところ、少なくとも備品台帳の登録基準である 5 万円を超える価値で取引されている事例があった。

現在は、備品台帳に登録がされておらず財産管理が行われていない。そのため、盗難リスクにも対応できず、現状の管理のままでは県の財産が毀損する恐れがある。

(改善提案)

県の備品管理は、備品台帳に記載の備品について、備品の現物確認することに主眼が置かれており、網羅的に備品台帳に登録されているかの観点では行われていない。したがって、備品が存在しても備品台帳で管理されていない恐れがある。

特に寄贈等で支出を伴わずに取得した美術品は、備品台帳への登録が漏れている可能性があることから、価値のある美術品について盗難が生じても適時に発見できない。価値があるか否かの判断は容易ではないが、EC やネットオークションにて容易に価値の有無を把握可能なものも存在する。

美術品については、価値があることが判明した段階で備品台帳へ適切に登録を行うことが望ましい

③資金管理

(視察結果)

管理についてヒアリング及び指定管理者の事務所の管理状況を確認した。

④情報資産管理

(視察結果)

情報資産の管理についてヒアリング及び指定管理者の事務所の管理状況を視察した。

⑤使用許可及び賃貸

(視察結果)

使用許可一覧を閲覧した。視察時に、他に使用許可が必要な設置物は発見されなかった。

⑥料金徴収及び減免の状況

(視察結果)

利用申込及びHPに掲載された料金表、減免申請書を閲覧した。

収支計算書により受益者負担の状況を把握し、直近の料金の見直し資料を閲覧した。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

指定管理施設であり、指定管理料が主な県の支出であったため、検討を省略した。

(4) その他の検討事項

【意見 10-2】指定管理者の管理対象となる敷地の明確化について

県が実施した指定管理者の公募において、指定管理者が管理すべき建築物は示されているが、敷地の範囲が不明瞭なまま公募を行っている。

本施設は、福岡県立福岡勤労青少年文化センターとして設立され、平成 19 年にはその一部である体育館施設のみを福岡市に譲渡した。そのため、県の施設と福岡市の施設が同一のエリアにあり、指定管理者が管理すべき敷地の範囲が不明瞭となっている。

県は、指定管理者に対して管理すべき敷地の境界を示しているかについて指定管理者から相談があった際に、管理対象となる敷地を指定管理者に示す等の対応をしている。

この対応では、応募を検討する事業者は公募の際に管理対象とする敷地の境界が不明瞭であり、指定管理者の責任範囲を正確に識別できない。

(改善提案)

もち文化センターは県有施設と福岡市有施設が同一敷地内にある特殊性を考慮し、応募者が責任範囲を認識できるように、公募資料にて管理対象となる敷地の範囲を明確にすることが望ましい。

11 警察本部高取職員住宅

(1) 施設の概要

NO	11			
施設名称	警察本部高取職員住宅			
施設の所管部署名	福岡県警察本部総務部施設課			
施設の住所	福岡市早良区高取1丁目12-1			
供用開始(竣工)年月日	昭和44年5月22日			
施設の概要、設置目的等	職員住宅			
根拠となる条例等	福岡県職員住宅貸付規則、福岡県警察職員住宅貸付規程			
土地の敷地面積	2,902.16 m ² (紅葉寮の敷地を含む。)			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	公舎(D棟)	鉄筋コンクリート造	1,333.40	昭和44年度
	ポンプ小屋	コンクリートブロック造	5.46	昭和44年度
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和44年度 職員住宅として建設 ・令和4年度 老朽化に伴い使用廃止(経年53年) ・令和4年8月1日～令和5年2月28日 取り壊し 			
施設の管理方法	直営	指定管理	委託	その他

(施設の概要について補足)

監査対象となっている令和3年度では実際に入居職員がおり、職員住宅としての使用実績はあった。

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

(視察結果)

解体工事中の現場を視察し、工事車両出入り口付近の警備、騒音対策、アスベスト等の特定粉塵排出等対応の状況を確認した。



(監査人撮影: 解体現場周辺)

12 職員住宅(香住ヶ丘)

(1) 施設の概要

NO	12			
施設名称	職員住宅(香住ヶ丘)			
施設の所管部署名	総務部総務事務厚生課			
施設の住所	福岡市東区香住ヶ丘4丁目 14-1,2			
供用開始(竣工)年月日	平成4年 10 月 13 日			
施設の概要、設置目的等	職員住宅			
根拠となる条例等	福岡県職員住宅貸付規則、福岡県職員住宅貸付要綱			
土地の敷地面積	2,512.72 m ²			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	香住ヶ丘住宅 1棟	鉄筋	837.81 m ²	平成4年度
	香住ヶ丘住宅 2棟	鉄筋	755.13 m ²	平成4年度
事業概要	福岡県職員が、一定の条件により入居ができる職員住宅(世帯用住宅)として使用しているもの。			
施設の管理方法	直営 指定管理 <u>委託</u> その他			

(施設の概要について補足)

県は知事部局所管の職員住宅として12箇所17棟336戸を保有している。職員住宅のうち一般住宅と種別される職員住宅は8箇所186戸である。監査対象となっている香住ヶ丘は2棟24戸であり、令和4年5月1日現在時点も入居実績がある。

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

寮敷地内の除草が十分でない箇所がみられた。除草や清掃は一部委託業務に含まれているが、職員住宅は県職員が入居する施設であることを鑑み、職員が主体的に環境保全をすることで公費負担を最低限の範囲になるよう委託業務が設計されている。当該趣旨を踏まえた入居職員による定期的な除草作業が望まれる。



(監査人撮影)

(3) 施設管理に関連する予算執行について

※次章、13 単身寮(春日原)にて検討している。

13 単身寮(春日原)

(1) 施設の概要

NO	13			
施設名称	単身寮(春日原)			
施設の所管部署名	総務部総務事務厚生課			
施設の住所	福岡県大野城市曙町2丁目4番24号			
供用開始(竣工)年月日	平成12年11月21日			
施設の概要、設置目的等	単身寮			
根拠となる条例等	福岡県職員住宅貸付規則、福岡県職員住宅貸付要綱			
土地の敷地面積	3,231.31 m ²			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	春日原寮	鉄筋	1,773.47 m ²	平成12年度
事業概要	福岡県職員が、一定の条件により入居ができる職員住宅(単身寮)として使用しているもの。			
施設の管理方法	直営 指定管理 <u>委託</u> その他			

(施設の概要について補足)

県は知事部局所管の職員住宅として12か所17棟336戸を保有している。職員住宅のうち「寮」と種別される職員住宅は4か所150戸である。監査対象となっている春日原寮は50戸であり、令和4年5月1日現在時点では33戸の入居実績がある。

寮には、原則として現住所からの通勤時間が概ね90分以上(女性は60分以上)である、28歳未満の独身の県職員は入居の申し込みができる。

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

寮敷地内の除草が十分でない箇所がみられた。除草や清掃は一部委託業務に含まれているが、職員住宅は県職員が入居する施設であることを鑑み、職員が主体的に環境保全をすることで公費負担を最低限の範囲になるよう委託業務が設計されている。当該趣旨を踏まえた入居職員による定期的な除草作業が望まれる。



(監査人撮影)



(監査人撮影)
令和4年12月15日

(出典:委託業者「管理業務に係る実績報告書(月報)」より抜粋)
令和3年10月13日

【指摘事項 13-1】私物放置について

建物内共有スペースには、多くの私物が放置されていた。

寮の使用については、「福岡県職員住宅春日原寮規約」には、共用施設に許可なく物を置く行為は禁止事項として掲げられている。

第2章 寮の運営

(遵守事項)

第3条 寮生は、自主的に日常的な寮の保全と秩序の維持を行うとともに、次に掲げる事項を誠実に遵守するものとする。

- (1) 建物、施設及び備品を大切に扱うこと。
- (2) 居室及び共用施設の整理整頓に努め、それらを清潔に保つよう努めること。

(禁止行為)

第4条 寮生は、次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、第1号に掲げる行為を知事の承認を得て行う場合は、この限りでない。

- (8) 寮内の共用施設、避難経路等に許可なく物を置く行為

(出典:福岡県職員住宅春日原寮規約より抜粋)

当該状況は、委託業者から実績報告書を通じて寮を所管する総務部総務事務厚生課に報告されている。また、総務部総務事務厚生課は、令和3年度には春日原寮の現場確認を4回実施している。

私物が放置されている状況を把握できる状況にありながら、少なくとも委託業者からの報告により確認できる令和3年10月13日から監査人による現地監査までの期間、県に

よる指導を実施しているものの私物の撤去が完了していない。

(是正の方向性)

直ちに私物撤去を行い寮の住環境改善及びその維持を図られたい。

県では、現地確認等により懸念事項がある場合には、注意喚起チラシを作成して掲示板に掲示する場合や寮長に対し連絡を行うなど必要に応じて指導を実施している。これは、寮の入居者は独身者であり、家族とともに入居する一般住宅と比較して住環境に対する配慮が不足するケースを想定しての対応であることが考えられる。

しかし、今回のように上記県の対応では懸念事項は解消できない状況が発生しているため、寮については独身者の入居という住環境に与えるリスク認識を高め、懸念事項を具体化したうえで所管による現場確認と現地指導を強化することを検討されたい。

(視察結果)

防災施設については視察及びヒアリングを行った。消火栓及び消火器の点検状況について確認を行った。

②備品管理(車両、図書などを含む)

(視察結果)

医薬品や劇薬はない。また備品管理台帳より一部任意に抽出し、現物の管理状況を確認した。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

施設管理に関連する委託契約について以下の取引を抽出し監査を実施した。契約業者の選定手続、契約手続、委託料の支払い、業務が仕様書に基づいて実施されているか等について関連書類を閲覧し、検討した。

契約名	契約金額	契約期間	業者選定方法
福岡県職員住宅管理業務委託	105,050,000 円	令和2年4月1日～ 令和5年3月31日	一般競争入札

【意見 13-1】委託業務実績の確認について

委託業者からの報告様式である「福岡県職員住宅巡回確認表 様式3」に添付されている巡回日の写真が、複数の月で重複して使用されていた。

「福岡県職員住宅巡回確認表 様式3」は施設ごとに作成され、委託業者担当者が巡回時に撮影した写真が10枚程度添付してある。

春日原寮の令和3年度12か月分の「福岡県職員住宅巡回確認表 様式3」を査閲したところ、写真の重複使用を確認した。

(ケース1) 添付写真のうち 1 部を重複使用

春日原寮職員住宅 巡回写真		春日原寮職員住宅 巡回写真	
	令和3年6月9日(水) 駐車場		令和3年7月7日(水) 駐車場
	令和3年6月9日(水) 駐輪場(寮裏)		令和3年7月7日(水) 駐輪場(寮裏)
	令和3年6月9日(水) 裏庭 植栽状況		令和3年7月7日(水) 裏庭 植栽状況
	令和3年6月9日(水) 寮入口付近 植栽状況		令和3年7月7日(水) 寮入口付近 植栽状況

(出典:福岡県職員住宅巡回確認表より抜粋)

(ケース2) 添付写真の全てを重複使用

春日原寮職員住宅 巡回写真		春日原寮職員住宅 巡回写真	
	令和3年8月11日(水) 駐車場		令和3年9月8日(水) 駐車場
	令和3年8月11日(水) 駐輪場(寮裏)		令和3年9月8日(水) 駐輪場(寮裏)
	令和3年8月11日(水) 裏庭 植栽状況		令和3年9月8日(水) 裏庭 植栽状況
	令和3年8月11日(水) 寮入口付近 植栽状況		令和3年9月8日(水) 寮入口付近 植栽状況

(出典:福岡県職員住宅巡回確認表より抜粋)

(ケース1)での重複写真は令和3年8月分と9月分でも使用されている。また、(ケース2)は令和4年2月と令和4年3月でも発生している。

なお、今回現地監査を実施した職員住宅(香住ヶ丘)においても、写真の重複使用が確認されている。

これまで県では、委託業者からの月次報告をうけ、以下の手順で施設の状況確認を行っている。しかし、前月と当月の委託業者からの報告書の比較は、委託業者が巡回業務を実施している前提では写真による施設状況把握で目的は達成されるため実施していない。

(委託業者から提出された「管理業務に係る実績報告書(月報)」(以下、報告書という。)の確認手順)

- 1.毎月 10 日に委託先より報告書の提出を受ける。
- 2.担当者が報告書の各様式により業務実施状況を確認。異常箇所や確認事項があれば管理会社担当者に連絡し状況の聞き取りを行う。その際、修繕等の対応が必要となれば管理会社に対し指示を行う。
- 3.報告書の内容確認を行った後、検査調書を作成し課内決裁を行う。

県は、今回の月次報告における巡回写真の重複使用を踏まえて、当該委託契約期間における巡回写真の重複使用の状況を検証した。また、県は委託契約に基づき、委託業者に対して、巡回実態、及び重複使用の発生原因について調査を行った。

(業務の調査等)

第8条 甲は、管理業務の処置状況等について、随時に管理業務に係る帳簿、書類、その他の記録を検査し、職員住宅等の維持管理について実地に調査し、報告を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(出典:福岡県職員住宅管理業務委託契約書 より抜粋)

その結果、県は、委託業者が巡回に使用した車両の運行記録と月次報告の内容が整合していることから、巡回実態はあり、重複使用の発生原因は月次の報告書作成時における事務処理上の誤りと結論付けている。

(改善提案)

県は、委託業者から提出された月次報告については、委託業務が仕様どおりに実施されていることを慎重に確認し、内容に疑義が生じた場合は適時に検証されたい。

また、当該委託業務は単に県有施設の維持・清掃保全だけが目的ではなく、居住する県職員による職員住宅の使用実態を把握することも目的としている。

【指摘事項 13-1】私物放置について」に記載した状況、寮敷地内の不十分な除草の状況、もしくは県職員の職務違反が疑われる私物放置の状況は、委託業者からの報告書に全て記載されている。

県は、委託業者から居住する県職員による職員住宅の不適切な使用が報告された場合には、直ちに正しい状況確認を行い、必要な場合には厳正な是正措置を指導することを検討された。

14 警察本部北九州試験場

(1) 施設の概要

NO	14			
施設名称	警察本部北九州試験場			
施設の所管部署名	福岡県警察本部総務部施設課			
施設の住所	福岡県北九州市小倉南区日の出町2丁目4-1			
供用開始(竣工)年月日	昭和53年3月20日			
施設の概要、設置目的等	自動車運転免許試験場(運転免許試験・免許更新等)			
根拠となる条例等	福岡県警察の組織及び定員に関する条例、福岡県警察の組織に関する訓令			
土地の敷地面積	10,083.07 m ²			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	本館	鉄筋コンクリート造	5,205.64	昭和52年度
事業概要	自動車運転免許試験場庁舎			
施設の管理方法	直営 指定管理 委託 その他			

(施設の概要の補足)

福岡県には4つの自動車運転免許試験場がある。福岡県警察のホームページに掲載されている順番と名称を紹介すると、筑豊自動車運転免許試験場、北九州自動車運転免許試験場、福岡自動車運転免許試験場、筑後自動車運転免許試験場の4つである。また、優良運転者向けの更新センターとして、北九州市に黒崎優良運転者免許更新センター(黒崎ゴールド免許センター)が、福岡市に渡辺通優良運転者免許更新センター(渡辺通ゴールド免許センター)がある。

北九州自動車運転免許試験場施設内には四階構造の本館のほか、隣接して屋上まで駐車できる三階構造の駐車場建屋があり、合わせて視察を行った。

区分	令和3年度中の取扱状況
来場者数	159,931 人
更新	107,176 人
再交付	4,349 人
記載事項変更	9,554 人
試験等	43,232 人
学科試験	32,781 人
外免切替	127 人
国外免許	466 人
安全運転相談等	454 人
手配通報	730 人

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況) (視察結果)

四階の天井に雨漏りの跡があり、天井のボードの一部がない状態となっていた。現状雨漏りはしていないとのことであるが、対策のために当年度も屋上防水改修工事を実施する予定(令和4年11月から令和5年3月までの防水工事予定)とのことであった。



(監査人撮影)

本館に隣接して屋上まで駐車できる三階構造の駐車場建屋があり、合わせて視察を行った。また障がい者等用駐車場の場所を視察した。

機械警備は導入せず、警察官による立哨などの警備が行われている。

②備品管理 (視察結果)

医薬品や劇薬はないとのことであった。また備品管理台帳より一部任意に抽出し、現物の管理状況を確認した。

③資金管理 (視察結果)

小口現金は管理されていない(証紙などは警友会が販売しているため、警察本部北九州試験場は現金を保有していない)。また切手は保有されているため、切手の保管状況を確認し、切手の出納簿を閲覧した。

④使用許可及び賃貸 (視察結果)

賃貸は「広告付きデジタルサイネージ式等案内板設置・運営」であったため、現物と内容等について視察を行った。使用許可は自動販売機の設置(賃貸ではなく使用許可の理由についてのヒアリングを含む)、一般財団法人福岡県交通安全協会への事務室、一般財団法人福岡県警友会への事務作業の場所、電柱等について、使用許可部分の視察や業務内容などのヒアリングを行った。

【指摘事項 14-1】試験場敷地外の使用許可について

令和3年度行政財産目的外使用許可(電柱敷)一覧表に基づいて現場視察及び県に確認を行ったところ、支柱1本については、北九州市より借用していた土地に設置された電柱であり、この土地はすでに北九州市へ土地を返還しているにも関わらず、そのまま使用許可の更新継続(年額 1,500 円)をしていたことが判明した。

現在、九州電力と変更及び使用料返還の手続を進めているとのことであった。

(是正の方向性)

敷地となっている土地の貸し借りに関しては、その上に設置されている構造物にも留意し、目的外使用許可などの行政手続は誤りなく行われるように留意されたい。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

施設管理に関連する委託契約について以下の取引を抽出し監査を実施した。契約業者の選定手続、契約手続、委託料の支払い、業務が仕様書に基づいて実施されているか等について関連書類を閲覧し、検討した。

契約名	契約金額	契約期間	業者選定方法	選定経過
北九州自動車運転免許試験場庁舎清掃業務	12,100,000 円 (令和3年度)	平成 29 年4月 1日～平成 34(令和4)年3月 31 日	一般競争入札	3社が入札参加を表明したが、1社が辞退、2社が入札した。
北九州自動車運転免許試験場建築物環境衛生管理業務	4,004,000 円 (令和3年度)	平成 29 年4月 1日～平成 34(令和4)年3月 31 日	一般競争入札	2社が入札参加を表明したが、1社が辞退、1社が入札した。
北九州自動車運転免許試験場空調設備保守点検業務	3,176,800 円	令和3年 5 月 6 日～令和4年3月 31 日	指名競争入札	5 社を指名したが、2社が辞退、3社が入札した。
運転免許更新等業務委託	単価契約	令和3年4月 1 日～令和4年3月 31 日	一般競争入札	1社が入札参加を表明し、1社が入札した。
停止処分者講習等業務委託	単価契約	令和3年4月 1 日～令和4年3月 31 日	一般競争入札	1社が入札参加を表明し、1社が入札した。

【意見 14-1】仕様書等の契約書への綴じ込みについて

北九州自動車運転免許試験場庁舎清掃業務、北九州自動車運転免許試験場建築物環境衛生管理業務、北九州自動車運転免許試験場空調設備保守点検業務、運転免許更新等業務委託、停止処分者講習等業務委託のいずれの契約書においても契約書を綴るにあたって、仕様書等が綴られていなかった。

(改善提案)

仕様書等を契約書と一緒に綴るかどうかにについては、県の条例等において決まった規定はないものの、一般的に仕様書等は契約書に記載された業務の内容について、より具体的に記載されたものである。仕様書等は、契約書の締結に当たって委託業者との間で合意された内容であることから、業務内容の適切な実施を担保し、委託業者との間で業務内容の実施に齟齬が生じないようにするためにも契約書と一緒に綴じ込むことが望ましい。

【意見 14-2】契約関連書類の保管について

「北九州自動車運転免許試験場庁舎清掃業務」(契約日は平成 29 年4月1日)においては、「北九州自動車運転免許試験場庁舎清掃業務仕様書」に「清掃作業員の事前承認」として「受託者は、業務着手前に北九州自動車運転免許試験場長(以下「場長」)に対して、「清掃作業員一

覧表」を提出し、承認を得ること」とされているため、「清掃作業員一覧表」の提示を求めたが、現物を確認できなかった。

また、「北九州自動車運転免許試験場建築物環境衛生管理業務」(契約日は平成 29 年4月1日)においては、「北九州自動車運転免許試験場建築物環境衛生管理業務仕様書」に「作業員の事前承認」として「請負業者は、業務着手前に場長に対して、「作業員一覧表」を提出し、承認を得ること」とされているため、「作業員一覧表」の提示を求めたが、現物を確認できなかった。

現物を確認できなかった要因は、各書類を一般書類として整理し、一般書類の処分期間を過ぎているため廃棄した可能性があるとのことであった。

(改善提案)

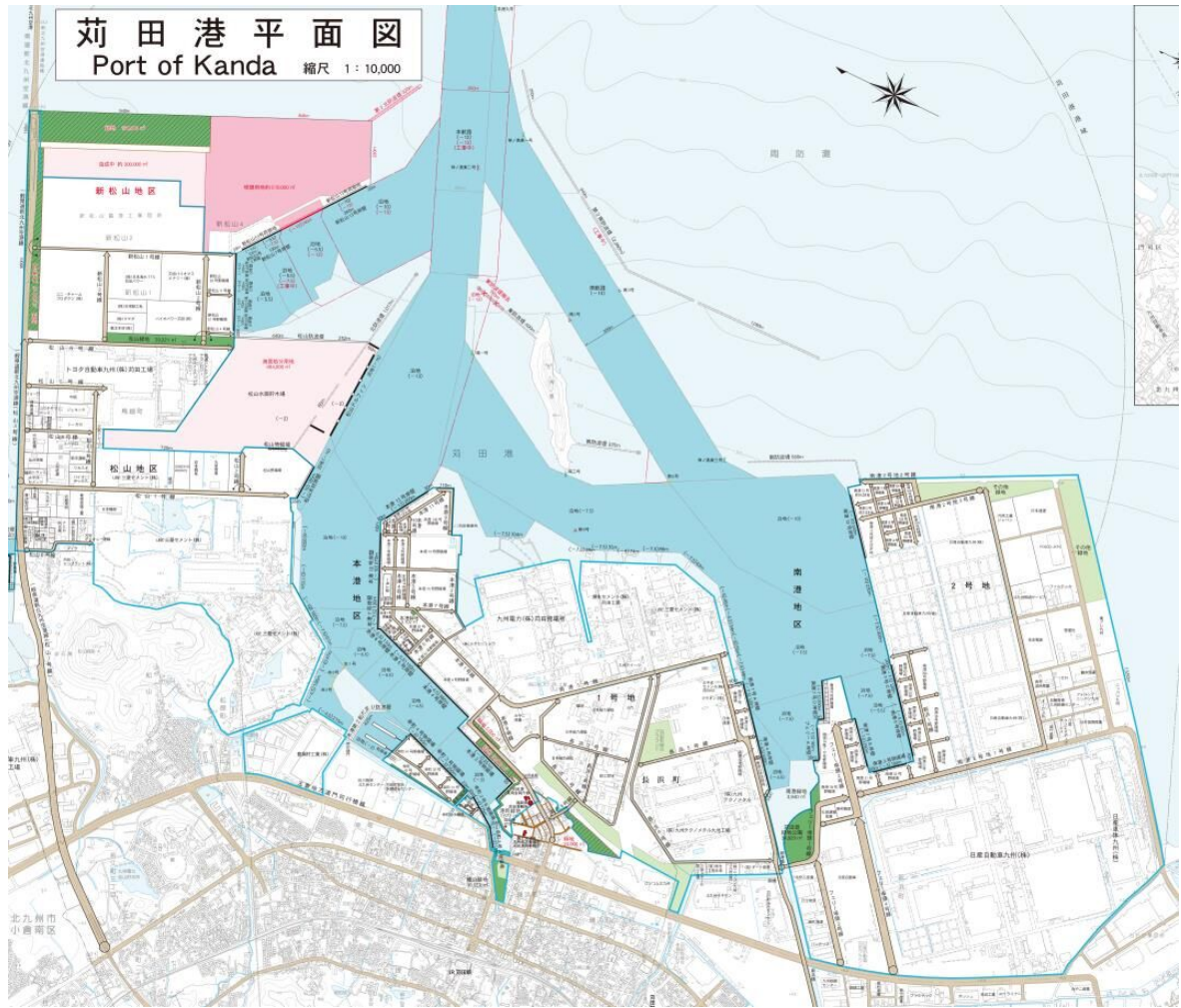
委託契約において、作業員の一覧は必要な資格を作業員が保有しているか、実際に委託業者により雇用された者か、県の施設に出入りする許可を与えた者かどうか等を確認するために必要な書類であると思われる。仕様書に書類の提出を求め、県が承認することを明記している書類については、県が承認した事実を確認することが出来るように、少なくとも契約期間の継続する間は契約書とともに保管しておくことが望ましい。

15 苅田港

(1) 施設の概要

NO	15			
施設名称	苅田港			
施設の所管部署名	苅田港務所			
施設の住所	福岡県京都郡苅田町港町			
供用開始(竣工)年月日	(和暦)昭和 19 年(昭和 26 年 福岡県が港湾管理者となる)			
施設の概要、設置目的等	<p>石炭積出港で開港し、昭和 43 年に貿易港として開港。 港内に4つの地区があり、各地区に岸壁、貨物の荷捌を行う荷捌地、貨物の保管場所である野積場を有しており、原料、完成品の各地区の進出企業は下記のとおり。 本港地区:電力会社、及びセメント製造会社など 南港地区:自動車メーカー及びその関連企業など。 松山地区:自動車メーカー及び化学製品製造会社など。 新松山地区:衛生用品メーカー及びバイオマス発電所など。</p>			
根拠となる条例等	福岡県港湾施設管理条例。福岡県港湾施設管理条例施行規則。福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例。福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例施行規則。福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例。			
土地の敷地面積	875.8ha(苅田港陸域 工業用地私有地含む) 港湾施設(道路・橋梁:3.4ha 荷捌地:9.1ha 野積場:69.3ha 水面貯木場:4.1ha 緑地 8.8ha)			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	1号上屋	鉄骨平屋	4,588.07	昭和 46 年
	本港2号上屋	鉄筋、鉄骨コンクリート造平屋	1,200	平成5年
事業概要	航路、泊地浚渫 ふ頭用地造成事業 港湾施設占用許可に関する事項 公共岸壁使用(内航、外航)調整に関する事項			
施設の管理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> その他			

(施設の概要の補足)



※臨港地区は水色実線部分

(入港船舶トン数階級別推移)

種 別	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	
30,000総トン以上	外航	216	8,163,174	220	8,493,502	146	5,642,717	168	6,509,998
	内航	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	216	8,163,174	220	8,493,502	146	5,642,717	168	6,509,998
30,000総トン未満 10,000総トン以上	外航	260	6,036,315	234	5,396,696	175	4,045,258	184	4,150,671
	内航	555	6,433,026	645	7,513,775	659	7,680,588	697	8,250,615
	計	815	12,469,341	879	12,910,471	834	11,725,846	881	12,401,286
10,000総トン未満 6,000総トン以上	外航	10	83,217	10	80,747	12	89,292	9	75,618
	内航	238	1,966,146	164	1,386,842	117	997,768	170	1,442,543
	計	248	2,049,363	174	1,467,589	129	1,087,060	179	1,518,161
6,000総トン未満 3,000総トン以上	外航	33	171,652	16	78,160	27	135,625	20	104,346
	内航	1,000	4,354,230	987	4,434,634	992	4,528,291	941	4,286,342
	計	1,033	4,525,882	1,003	4,512,794	1,019	4,663,916	961	4,390,688
3,000総トン未満 1,000総トン以上	外航	90	166,526	97	187,004	93	187,365	84	165,914
	内航	810	1,918,139	717	1,619,316	592	1,340,257	590	1,314,104
	計	900	2,084,665	814	1,806,320	685	1,527,622	674	1,480,018
1,000総トン未満 500総トン以上	外航	1	796	1	796	—	—	1	652
	内航	2,355	1,702,452	2,261	1,607,244	2,098	1,494,679	1,916	1,362,203
	計	2,356	1,703,248	2,262	1,608,040	2,098	1,494,679	1,917	1,362,855
500総トン未満 5総トン以上	外航	—	—	—	—	—	—	—	—
	内航	4,348	1,598,816	4,078	1,524,048	3,957	1,499,216	4,220	1,557,492
	計	4,348	1,598,816	4,078	1,524,048	3,957	1,499,216	4,220	1,557,492
計	外航	610	14,621,680	578	14,236,905	453	10,100,257	466	11,007,199
	内航	9,306	17,972,809	8,852	18,085,859	8,415	17,540,799	8,534	18,213,299
	計	9,916	32,594,489	9,430	32,322,764	8,868	27,641,056	9,000	29,220,498

(主な港湾施設の使用料単価)

入港料

区 分	単 位	単価 (円)
総トン数20トン以上の外航船舶	船舶総トン数10トンにつき	10
	積卸し貨物重量トン数10トンにつき (船舶が貨物を積卸しする場合の加算単位)	10
外航船舶を除く総トン数20トン以上の船舶	船舶総トン数10トンにつき	11
	積卸し貨物重量トン数10トンにつき (船舶が貨物を積卸しする場合の加算単位)	11

通常使用の使用料

港湾施設	使用の種類	区 分	使用料の単位	使用料の単価 (円)
岸壁、物揚場、棧橋、ドルフィン	一般使用	普通船舶のうち外航船舶 (総トン数20トン以上の船舶)	係留1回 (継続するものは、24時間までを1回とする。) 総トン数1トンにつき	4.54
		普通船舶のうち外航船舶を除く船舶 (総トン数20トン以上の船舶)	係留1回 (継続するものは、24時間までを1回とする。) 総トン数1トンにつき	4.98
		自動車航送船のうち外航船舶を除く船舶 (総トン数20トン以上の船舶)	係留1回 (継続するものは、24時間までを1回とする。) 総トン数1トンにつき	11.19
可 動 橋	一般使用		係留1回につき	6,600
荷さばき地	一般使用	10日以内	1平方メートル1日につき	1.86
		11日以上1月以内	1平方メートル1日につき	3.73
上屋 (木造又はブロック構造)	一般使用	10日以内	1平方メートル1日につき	3.90
		11日以上1月以内	1平方メートル1日につき	7.81
	専用使用	1月を超え1年以内	1平方メートル1月につき	197
上屋 (鉄骨耐火構造)	一般使用	10日以内	1平方メートル1日につき	8.63
		11日以上1月以内	1平方メートル1日につき	17.28
	専用使用	1月を超え1年以内	1平方メートル1月につき	437
野積場 (舗装)	一般使用	3月未満	1平方メートル1日につき	3.34
	専用使用	3月以上1年以内	1平方メートル1月につき	67
野積場 (未舗装)	一般使用	3月未満	1平方メートル1日につき	2.75
	専用使用	3月以上1年以内	1平方メートル1月につき	55
水面貯木場	一般使用	3月未満	1平方メートル1日につき	0.36
	専用使用	3月以上1年以内	1平方メートル1月につき	11
アンローダ	専用使用	1月以上1年以内	1月につき	16,125,000
荷役ホッパー	一般使用		取扱量1トンにつき	8.08

(出典: 苅田港リーフレットより抜粋)

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

苅田港の主な港湾施設について、「苅田港平面図」をもとに現場を視察した。



(監査人撮影)

県は、「港湾の施設の点検診断ガイドライン(国土交通省)」、「港湾の施設の維持管理計画書作成の手引き(国土交通省港湾局監修)」等のマニュアルに基づき、港湾施設の点検・維持管理計画を立案し実行している。

荇田港臨港地区には、港全体の環境維持及び改善を図るとともに、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するために、緑地が設置されている。国は過去「臨港地区(予定を含む)の面積に対する緑地の整備率を5%とすること」と目標としており、荇田港では当該5%を確保できるよう緑地を計画している。

②備品管理(車両、図書などを含む)

(視察結果)

医薬品や劇薬はないとのことであった。また備品管理台帳より一部任意に抽出し、現物の管理状況を確認した。

【意見 15-1】使用見込みがないパソコンについて

一般備品として登録されているパソコンが 5 台ある。そのすべては購入から 10 年超経過しており、情報システム所管部門が関知しないパソコンである。

古いパソコンであっても記録媒体としての機能を有し、その中に県事務事業に関する情報が保存されていれば、情報漏洩のリスクが存在する。そのため、情報漏洩を防止する観点から、パソコン等の情報機器の取扱いについては特別の配慮が必要となる。

(改善提案)

使用見込みがないパソコンについては、ハードディスク破損など情報漏洩リスクを0にする対応をしたうえで、廃棄等を実施することを検討されたい。

使用見込みがあるパソコンについては、現行の情報資産管理ルールに基づく管理を実施されたい。

なお、上記パソコンのうち4台は、現地監査以後に廃棄処分がなされている。また、残り1台はDVDプレーヤーとしての使用可能性があるため、取扱いには留意したうえで管理を継続するとともに、DVDプレーヤーを購入後に廃棄する予定である。

③資金管理

(視察結果)

ヒアリングにより管理状況を確認し、一部預金通帳の現物実査、資金の動きについて確認した。

④情報資産管理

(視察結果)

情報資産についてヒアリングにより管理状況を確認した。

荻田港務所では、外部記憶媒体として外付ハードディスクドライブを6台使用している。荻田港務所では、その使用について「所属外部記憶媒体使用管理簿」に記録し管理を行っている。

当該ハードディスクドライブは、庁内ネットワーク上に割り当てられた荻田港務所の記憶容量が不足することから、容量の大きい設計図書や港湾維持管理関連工事等の記録を保存するために導入されたものである。

【意見 15-2】港湾施設管理に係る情報資産の保存について

港湾施設の設計図書や港湾維持管理関連工事等が、外付ハードディスクドライブに保存しており、当該ハードディスクドライブの破損、紛失により、港湾管理に必要な情報にアクセスできないリスクがある。

現在、外付ハードディスクドライブに保存されているデータのバックアップはとられていない。

(改善提案)

港湾施設の設計図書や港湾維持管理関連工事等、港湾管理に必要な情報(データ)については、適時に情報アクセスができるよう庁内ネットワークに保存することを検討されたい。庁内ネットワークの記憶容量の割当が不足する場合には、記憶容量の割当追加することを検討されたい。

⑤使用許可及び賃貸

(視察結果)

貸付台帳を閲覧した。一部について契約書閲覧、貸付状況の視察を実施した。

⑥料金徴収及び減免の状況

(視察結果)

料金表、利用申請書、利用料金減免申請書を閲覧した。

収支計算書により受益者負担の状況を把握し、直近の料金の見直し資料を閲覧した。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

施設管理に関連する委託契約について以下の取引を抽出し監査を実施した。契約業者の選定手続、契約手続、委託料の支払い、業務が仕様書に基づいて実施されているか等について関連書類を閲覧し、検討した。

契約名	契約金額	契約期間	業者選定方法
令和3年度苅田港 路面清掃業務	6,820,000	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	一般競争入札

16 福岡県平尾台自然観察センター

(1) 施設の概要

NO	16			
施設名称	平尾台自然観察センター			
施設の所管部署名	環境部 自然環境課			
施設の住所	福岡県北九州市 小倉南区平尾台1-4-40			
供用開始(竣工)年月日	平成 11 年(竣工)			
施設の概要、設置目的等	北九州国定公園平尾台地区地区における県民と自然とのふれあいを促進し、自然環境及び自然保護に対する県民の理解を深めることに寄与することを目的として設置された施設。施設内部には、平尾台の自然等を紹介した展示室、レクチャールーム、研修室等を備える。			
根拠となる条例等	福岡県平尾台自然観察センター条例、福岡県平尾台自然観察センター条例施行規則			
土地の敷地面積	4,018 m ²			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	平尾台自然観察センター	RC 造 地上2階	849	平成 11 年
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開館時間 9:00～17:00 (16:30 まで入館受付) ■ 休館日 毎週 月曜日(月曜日が祝日の場合は火曜休館)、年末年始 夏休み期間中は無休 ■ 入館料 無料 ■ 駐車場 無料 			
施設の管理方法	直営	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理	委託	その他

(施設の概要の補足)

平成 12 年に、カルスト台地平尾台において、公園利用者、自然とのふれあい、自然の仕組みや公園利用のマナーを学ぶための施設として供用開始されている。

施設は県有施設と北九州市有施設で構成されている。県有施設エリアに主要な建築物である平尾台自然観察センターが存在しており、無料の施設となっている。

県が管理する施設は平尾台自然観察センター及びその隣接地域である。

施設の利用者数の状況(令和3年度実績)

入館者数
15,785 人

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

視察の結果、3F 展望デッキに昇る外部階段の劣化が著しかった。老朽化に係る対応は、令和5年度に対応予定である。



(監査人撮影)

施設に隣接して駐車場があり、整備状況について視察を行った。また障がい者等用駐車場の場所を視察し、障がいのある人への配慮がなされていることを確認した。

防災施設については視察及びヒアリングを行った。また、防犯については機械警備が導入されており、外部業者への委託がなされていた。また、消火栓及び消火器の点検状況を確認した。

②備品管理(車両、図書などを含む)

(視察結果)

医薬品や劇薬はない。備品管理台帳より一部任意に抽出し、現物の管理状況を確認した。

なお、県が貸与している管理備品(スタンド式 非接触型体温測定器)について、備品管理ラベルがなかったが視察時点で備品管理ラベルを申請中であるとのことであった。



(監査人撮影)

③情報資産管理

(視察結果)

情報資産の管理についてヒアリング及び指定管理者の事務所の管理状況を確認した。

管理状況について特記すべき事項はなかった。

④使用許可及び賃貸

(視察結果)

敷地内には自動販売機等は設置されておらず、使用許可が必要な設置物は発見されなかった。

建築物は県有であるが、敷地は北九州市有となっている。北九州市と締結している市有財産使用貸借契約書を確認した。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

指定管理施設であり、指定管理料が主な県の支出であったため、検討を省略した。

17 飯塚研究開発センター

(1) 施設の概要

NO	17			
施設名称	福岡県立飯塚研究開発センター			
施設の所管部署名	商工部 新産業振興課			
施設の住所	飯塚市川津 680-41			
供用開始(竣工)年月日	平成5年4月1日			
施設の概要、設置目的等	筑豊地域における研究開発基盤施設として、地域企業の技術の高度化、地域のリーディング産業の育成を行う。			
根拠となる条例等	福岡県立飯塚研究開発センター条例、福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則			
土地の敷地面積	13,224.00 m ²			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	福岡県立飯塚研究開発センター	鉄筋コンクリート構造	6,874.45	平成5年度
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発支援事業(産学官共同研究、企業間共同研究のコーディネート、新技術開発・製品化等技術課題の解決支援、各種国家プロジェクト等の導入促進) ・人材育成事業(企業活動力の向上、地場企業の技術者育成のため、各種セミナーの実施、国の事業を活用した人材育成事業の実施) ・産学官交流事業(産学官の交流を深め、共同研究や新製品開発に発展させるため、産学官技術交流会をはじめとした各種交流事業を実施) ・情報提供事業(各種媒体を活用し、地域企業への技術開発支援やベンチャー支援に関する情報を提供) ・施設提供事業(研究開発室や研修会議室を提供し、地域企業の研究開発や研修等の活動を支援) 			
施設の管理方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> その他			

(施設の概要の補足)

主に筑豊地域において、起業を目指す人や創業間もない企業等を育成・支援するため、企業が入居する研究開発室(インキュベーションルーム)を備えるとともに、研究会議室(貸会議室)、多目的ホール等の会議室を備え、企業の交流・研究の場を整備している。

元々は宿泊機能を備えていたものの、現在は廃止しており、宿泊室の一部を研究開発室や会議スペースへ用途を変更している状況である。

施設利用の状況(令和3年度実績)

入居者の状況(令和4年3月31日)

29室/37室(入居率 78.4%)

会議室の利用状況

施設区分	利用件数	稼働率
多目的ホール	270	54.7%
大研修室	215	44.0%
研修会議室	445	16.7%

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置等により、新規受付を中止した期間
令和3年5月12日～6月20日、8月6日～9月30日を含む。

使用料及び手数料の体系及び減免の概要

使用料及び手数料の料金体系							
一 研修会議室等							
区分	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで	超過一時間ごと
多目的ホール	一〇、〇五〇円	一三、四〇〇円	一〇、〇五〇円	二三、四六〇円	二三、四六〇円	三三、五一〇円	三、三五〇円
大研修室	六、七〇〇円	八、九三〇円	六、七〇〇円	一五、六四〇円	一五、六四〇円	二二、三四〇円	二、二三〇円
研修会議室	一時間につき 一、一一〇円						
品名	単位			金額			
ビデオプロジェクターシステム	一式(一時間)			一、〇八〇円			
オーバーヘッドプロジェクター	一台(一時間)			四一〇円			
二 研究開発室等							
種別	単位			金額			
研究開発室	一平方メートルにつき一月			二、二三〇円			
試作室	一平方メートルにつき一月			二、二三〇円			
(出典: 福岡県立飯塚研究開発センター条例及び福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則)							
減免の概要							
<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が、センターの設置目的を達成する事業に利用する場合 →利用料金の全額 ・指定管理者があらかじめ知事の承認を得て特に必要と認める場合 →指定管理者が認める額 ・知事が特別の理由があると認める場合 →利用料金の全部又は一部 							

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

・視察が昼間であったことから視察では認識できなかったものの、指定管理者へのヒアリングでは、門扉の一部で電球がつかなくなっているものがあり、改修にコストがかかることから優先度を踏まえて修繕がされていないとのことであった。

・駐車場台数が恒常的に不足しているとのことであり、視察の際、本来は駐車場の敷地でない中庭を職員用の駐車場として活用している状況である。本来は、駐車場の用途ではない敷地であり、本来の用途とは異なる利用を行うことは敷地の煉瓦敷構築物の劣化が早まる恐れがある。来年度、駐車場として敷地用途を変更し、対応する改修を行う予定とのことであった。



(監査人撮影)

施設の築年数が 30 年を経過していることから、タイル張り外壁に係る破損やタイル落下の危険がないかについて調査が行われていた。調査の結果、タイル落下の恐れがある箇所については、真下にコーンを設置し、利用者が立ち入らないように措置がされていた。

【意見 17-1】危険性がある箇所への表示について

タイル落下の恐れがある箇所については、真下にコーンを設置しており、立入禁止としているとのことであるが、その掲示が一目では分かりづらい状況である。



(監査人撮影)

(改善提案)

安全性に問題のある箇所について、施設利用者が立入を行わないように明瞭な掲示を行うことが必要である。立入禁止の表示方法について改善の余地がないか、利用者の視線で検討を行う必要がある。

施設内を視察の結果、利用されていないスペースが発見された。県においては、未利用スペースの今後の活用方法を検討しているとのことである。

【意見 17-2】施設の未利用スペースに係る網羅的な検討の必要性について

当該施設の宿泊機能は廃止している。それにともない、宿泊室は、研究開発室や会議スペースにその用途が変更されているが、リネン室は利用目的を検討する対象から漏れている。

なお、当該リネン室はその形状から他用途への変更が難しく、入居企業の倉庫としての利用程度しか想定されないとのことである。



(監査人撮影)

また、10年以上前から未利用となっている建物がある。電源があり、以前は金属加工用機械等が設置されていた。



(監査人撮影)

未利用となっているスペースや設備について、有効活用や今後の設備の方向性に係る検討がなされていない。

(改善提案)

建設から30年が経過している施設であることから、当初は必要であった施設の機能やスペースでも、その後の産業構造や経済環境の変化により不要となることは想定される事象である。

施設の有効活用を検討するためにも、施設に未利用のスペース等がないかについては網羅的に把握・検討する必要がある。

網羅的な把握のためには、フロア図や敷地図を基に網羅的に未利用の部屋やスペース、設備がないかのつぶしこみを行う必要がある。

あわせて、県は、施設内の未利用箇所について現地の視察や指定管理者へのヒアリングを通じて認識に漏れがないかについて確認する必要がある。

(視察結果)

施設に隣接して駐車場があり、整備状況について確認した。

また障がい者等用駐車場の場所を視察し、障がいのある人への配慮がなされていることを確認した。

防災施設については視察及びヒアリングを行った。防犯については機械警備が導入されており、外部業者への委託がなされていた。消火栓及び消火器の点検状況についてヒアリングを行った。

②備品管理(車両、図書などを含む)

(視察結果)

医薬品や劇薬はないとのことであった。また備品管理台帳より一部任意に抽出し、現物の管理状況を確認した。

③資金管理

(視察結果)

管理についてヒアリング及び指定管理者の事務所の管理状況を確認した。

④情報資産管理

(視察結果)

情報資産の管理についてヒアリング及び指定管理者の事務所の管理状況を確認した。

⑤使用許可及び賃貸

(視察結果)

使用許可一覧を閲覧した。視察時に、他に使用許可が必要な設置物は発見されなかった。

⑥料金徴収及び減免の状況

(視察結果)

・料金表、利用申請書、利用料金減免申請書を閲覧した。

・収支計算書により受益者負担の状況を把握し、直近の料金の見直し資料を閲覧した。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

指定管理施設であり、指定管理料が主な県の支出であったため、検討を省略した。

【意見 17-3】管理仕様書に対応する実績報告の徴収について

県が指定管理者に対し毎年文書で提出を求めている実績報告が、管理仕様書で定める委託業務に対応する形になっておらず、管理仕様書に示す施設の維持管理業務について、指定管理者からの文書による実績報告では適切に業務が遂行されたかどうかの確認が難しい。

県職員が当施設を訪問した際に、老朽箇所の確認や備品の管理状況、清掃状態等について、目視による確認を行っている。また、施設の保守管理については、個別施設計画等の中で、指定管理者と情報交換しながら確認しているとして、管理仕様書に対応した報告書の提出を義務づけていなかったとのことである。

(改善提案)

県が、管理仕様書に基づいた施設の維持管理の実施状況を客観的に確認するため、管理仕様書との対応が分かる実績報告を徴収することが望ましい。

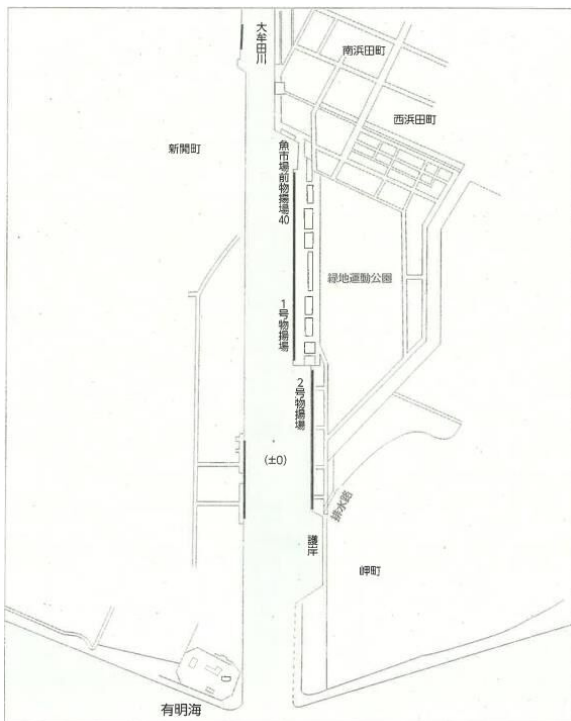
18 大牟田港

(1) 施設の概要

NO	18			
施設名称	大牟田港			
施設の所管部署名	三池港管理出張所			
施設の住所	福岡県大牟田市西新町、岬町			
供用開始(竣工)年月日	港湾: 不明、緑地運動公園: 昭和 63 年4月以降			
施設の概要、設置目的等	港湾、緑地運動公園			
根拠となる条例等	福岡県港湾施設管理条例 福岡県港湾施設管理条例施行規則			
土地の敷地面積	港湾: 不明、緑地運動公園: 95,479.02 m ²			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	上屋	コンクリートブロック	210.90	昭和 32 年
	資材倉庫	鉄骨スレート	97.5	昭和 55 年
事業概要	地方港湾であり、海上輸送の要港として利用されており、係留施設として物揚場 2,292m、荷さばき保管施設として野積場 26,654 m ² がある。 また、その区域内には緑地運動公園が整備されている。			
施設の管理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> その他			

(施設の概要の補足)

【大牟田港位置図】



【令和3年度港湾施設利用料の月次推移】

	係船料		野積場	
	件数	金額	件数	金額
一括調定			24	5,885,080
4月	2	6,120		
5月	2	22,810		
6月	3	21,820	6	664,960
7月	3	26,220		
8月	3	22,550		
9月	3	13,350	12	2,049,510
10月	1	4,690		
11月	0	0		
12月	1	3,960	6	664,960
1月	2	3,880		
2月	1	3,700		
3月	3	5,420		
計	24	134,520	48	9,264,510

(出典: 県提供資料より抜粋)

【令和3年度大牟田港環境整備施設利用料】

	野球場		ソフトボール場		運動広場夜間照明		庭球場		庭球場夜間照明		計	
	870円/30分以内		870円/30分以内		1,330円/30分以内半面		590円/120分以内1面		520円/30分以内			
	使用件数	金額	使用件数	金額	使用件数	金額	使用件数	金額	使用件数	金額	使用件数	金額
3月分	25	34,800	6	11,310	21	75,810	151	150,450	27	77,480	230	349,850
4月分	21	33,930	8	19,140	17	66,500	131	251,340	32	66,040	209	436,950
5月分	9	24,360	4	8,700	5	19,950	103	115,640	10	11,960	131	180,610
6月分	8	16,530	3	5,220	3	7,980	45	60,770	9	15,080	68	105,580
7月分	18	26,100	9	16,530	8	15,960	131	218,300	21	42,640	187	319,530
8月分	5	11,310	2	2,610	2	3,990	58	53,100	6	9,880	73	80,890
9月分	1	1,740	0	0	0	0	2	26,550	0	0	3	28,290
10月分	19	30,450	12	23,490	23	99,750	140	181,130	40	94,120	234	428,940
11月分	15	33,060	11	23,490	22	107,730	113	153,990	22	68,640	183	386,910
12月分	7	17,400	6	10,440	27	134,330	91	158,120	16	45,240	147	365,530
1月分	17	33,930	7	13,050	23	106,400	98	142,780	10	28,080	155	324,240
2月分	13	26,100	10	20,880	29	105,070	123	132,160	12	23,920	187	308,130
計	158	289,710	78	154,860	180	743,470	1,186	1,644,330	205	483,080	1,807	3,315,450

(出典: 県提供資料より抜粋)

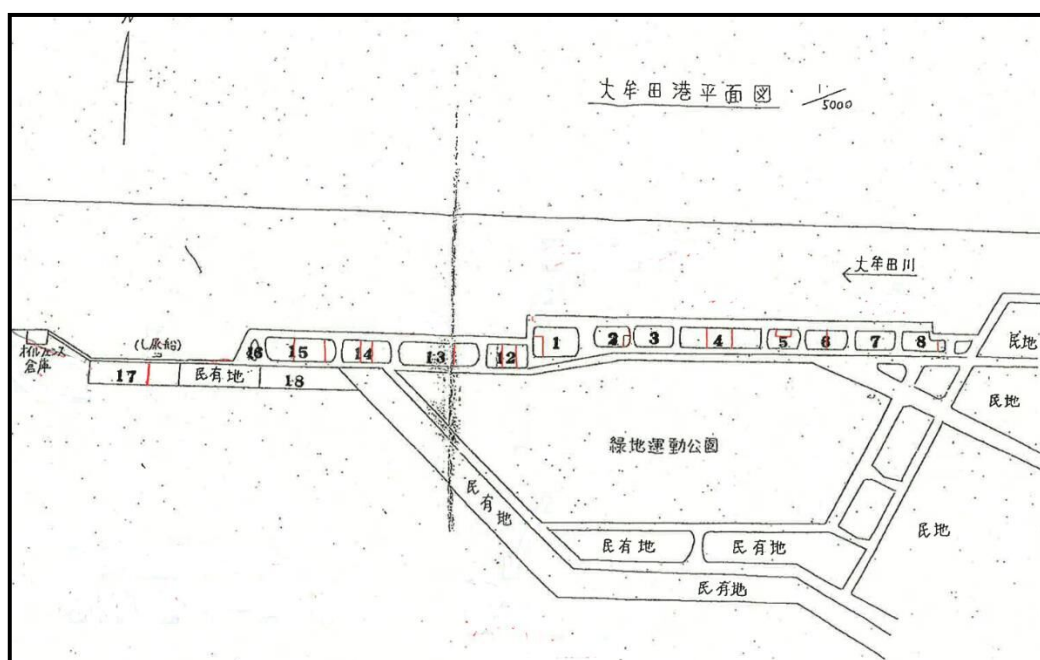
(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

大牟田港の主な港湾施設である物揚場及び野積場について、「大牟田港平面図」をもとに現場を視察した。



(出典: 県提供 大牟田港平面図)

物揚場については、車止めや防舷材等の欠落部分はなく、特に異常なものは検出されなかった。物揚場は平成 25 年3月に九州地方整備局から「大牟田港維持管理計画書」が示され、平成 23 年度の点検時において、「放置した場合に施設の性能が低下する恐れがある状態」と評価されている。当計画から遅れが出ているものの、県では現在に至るまで計画的に修繕が進められている。



(監査人撮影)

一方、野積場については、未舗装であるため長期間野積場として使用していない箇所には草木が生え区画境界が明らかにならない箇所や、船舶が陸揚げされ保管されている箇所、及び車両が駐車している箇所があった。





(監査人撮影)

【指摘事項 18-1】野積場の使用について

港湾施設である野積場について、目的どおりの使用がされていない箇所がある。

野積場とは、その使用目的について明示されたものはないが、海上輸送貨物の荷捌きや一時保管のための施設であると考えられる。福岡県港湾施設管理条例第4条では「港湾施設の目的に従いこれを使用(通常使用)」することと規定されており目的利用が行われていない状況である。

野積場の港湾施設使用許可の状況について、「港湾施設使用者(大牟田港野積場)一覧表」を閲覧したところ、野積場全ての区画において使用許可されている状況である。

また、県から申請者に発出した「港湾施設使用許可書」を閲覧したところ、「取扱貨物」欄が空白にもかかわらず、「使用の種類」を占有使用とする、目的使用として県は許可をしている。

このような状況では、申請者による野積場の使用が、通常使用の範囲内にあるのか、禁止事項に抵触しないか県が検討した状況が確認できない。

港湾施設使用許可書

住所

氏名



様

令和 3 年 3 月 16 日付けで申請の港湾施設の使用については、
福岡県港湾施設管理条例（昭和51年福岡県条例第30号）第 5 条第1項
の規定に基づき、下記のとおり許可します。

令和 3 年 3 月 16 日

福岡県南筑後県土整備事務所長

記

使用施設の名称	[Redacted]			
使用の種類	<input type="checkbox"/> 一般使用 <input checked="" type="checkbox"/> 専用使用 <input type="checkbox"/> 目的外使用			
使用面積 (㎡)	1,008.45 m ²			
使用期間	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 3 年 9 月 30 日まで) 年 6 ヶ月 日間			
使用料 (円)	38円 × 1,008.45 m ² × 6ヶ月 = 229,926 → 229,920円			
取扱貨物	品名	数量 (トン)	荷主	船名
目的外使用の場合 その目的及び理由				
許可条件	裏面記載のとおり			

(出典: 県提示「港湾施設使用許可書」)

(是正の方向性)

県は、港湾施設使用申請について、その使用目的を把握したうえで許可の検討を行う必要がある。

【意見 18-1】港湾施設に関する情報について

港湾施設に関する資料である「大牟田港平面図」及び「港湾施設情報」の情報が更新されていない。

「大牟田港平面図」は大牟田港配置図であるが、手書きで作成されたものであり、その作成時期は不明である。野積場の区画は現状と異なる。

「港湾施設情報」は所定の書式で港湾施設の概要情報がまとめられているものであるが、「面積」欄では、全野積場の臨港地区内敷地面積と臨港地区外敷地面積に同じ面積が記載されている、「主要取扱科目」欄には“雑貨”と記載されている、「主要用材」「保管容量」「建設開始及び終了年度」欄が空欄になっている、と施設状況を把握することができない。

(8) 保管施設(倉庫、野積場、貯水場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設)

種類	野積場		野積場		野積場		
施設番号	H-2-1		H-2-2		H-2-3		
名称	1号野積場		2号野積場		3号野積場		
管理者名等	港湾管理者		港湾管理者		港湾管理者		
面積(m ²)	臨港地区内	総床面積	-	-	-	-	
		敷地面積	1,672.00	1,611.00	1,183.00	2,601.00	636.00
	臨港地区外	総床面積	-	-	-	-	-
		敷地面積	1,672	1,611	1,183	2,601	636
構造	未舗装		未舗装		未舗装		
主要用材							
保管容量(m ³ 、kℓ)							
主要取扱貨物名	雑貨		雑貨		雑貨		
建設開始及び終了年度	開始年度						
	終了年度						
備考							

(出典: 県提供「港湾施設情報」より抜粋)

(改善提案)

適切な港湾施設管理に資するよう適時に「大牟田港平面図」及び「港湾施設情報」の情報更新を実施されたい。

②備品管理(車両、図書などを含む)

(視察結果)

備品管理台帳より一部任意に抽出し、現物の管理状況を確認した。

③使用許可及び賃貸

(視察結果)

港湾施設を視察したところ自販機が設置されていたが、当該自販機についての占用の手続が行われていない。



(監査人撮影: 野積場)



(監査人撮影: 緑地公園内)

【指摘事項 18-2】占用の申請について

自販機設置についての占用の手続が行われていない。

県は、自販機設置について把握しておらず、設置の時期、経緯等について不明である。

(是正の方向性)

県は直ちに自販機設置経緯について調査を行い、継続して設置することが必要と認められる場合には、使用者に対して占用の手續を求めることを実施されたい。

【意見 18-2】港湾管理嘱託員の巡視について

港湾管理嘱託員による巡視が十分に機能していない。

今回の現場視察では、野積場もしくは緑地公園において、その使用方法や自販機設置の目的外使用について不適切な使用実態が明らかになった。

一方で、港湾管理嘱託員が配置されており、大牟田港と三池港を合わせて日常的に巡視活動が行われている。しかし、「港湾巡視日誌」を通査したところ、上記の状況は報告されていない。港湾嘱託員による巡視が有効に機能していれば、上記実態について把握できた可能性がある。

- ・港湾並びに海岸施設等の巡視及び点検に関すること
(閘門・航路灯、保安灯、臨港道路、門扉等)
- ・占用申請及び更新等の職員の補助に関すること。(水域、陸域、施設、野積場等)
- ・管理出張所管内の巡視及び点検・処理に関すること
(ゴミ不法投棄、漂流漂着物、油流出、係船確認等)
- ・防災訓練に関すること
- ・清掃活動に関すること
- ・緊急時の対応に関すること
- ・公共埠頭の巡回
- ・文書の使送に関すること
- ・出張所内清掃
- ・その他、職員の業務補助に関すること

※毎日巡視として臨港道路(5 路線)を行うこと。なお、巡視には歩行巡視を含み、歩行巡視については清掃・除草等を含み月一回の割合で5 路線行うこと。

また、簡易な陥没等があったときには、レミ等で簡易補修を行うこと。

※公共埠頭については、毎日午前9時及び午後4時を目途に外周を巡視し不審物等の確認及びフェンス等の破損を点検すること。

※海岸施設の巡視については、週2回程度行い異常があった場合にはその都度報告すること。また、不法投棄されやすい場所等については巡視を強化し、不法投棄物についてはその場所に貯めることなく回収を行うこと。回収出来ない粗大ゴミ等については、発見次第報告すること。

～以下、省略～

(出典: 県提供「三池港港湾管理嘱託員」より抜粋)

(改善提案)

県は、港湾施設の維持、及びその使用に関する管理水準を上げるため、港湾管理嘱託員による巡視が適切に行われるよう、巡視が十分に機能しなかった要因を分析し、その結果に応じた対策を講じることを検討されたい。

港湾管理職員による巡視が十分に機能しなかった要因としては以下のようなことが考えられる。

要因1:不適切な使用実態が従前から存在し変化がない状況であり、港湾管理嘱託員が巡視結果として報告すべき事項として認識できなかった。

要因2:県による港湾管理嘱託員への巡視指示が具体的ではない。

要因3:港湾管理嘱託員の経験不足。

この要因を踏まえた対応には、以下の手順が考えられる。

- ・県が港湾施設使用の正確な実態把握を行い、ルールに基づく使用への是正を行う。
- ・上記実態把握に基づき港湾施設維持上のリスクを整理する。
- ・当該リスクを適時に港湾管理嘱託員が察知できるよう、巡視上の留意事項を具体化、及びその報告様式を検討する。
- ・港湾管理嘱託員に対し、港湾施設維持上のリスク、及び巡視上の留意事項をレクチャーする。

④料金徴収及び減免の状況

(視察結果)

料金表、利用申請書、利用料金減免申請書を閲覧した。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

施設管理に関連する委託契約について以下の取引を抽出し監査を実施した。契約業者の選定手続、契約手続、委託料の支払い、業務が仕様書に基づいて実施されているか等について関連書類を閲覧し、検討した。

契約名	契約金額	契約期間	業者選定方法
港湾施設管理運営業務委託	15,834,500 円	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	随意契約

19 公立学校共済組合(福岡リーセントホテル)

(1) 施設の概要

NO	19			
施設名称	公立学校共済組合福岡宿泊所(福岡リーセントホテル)			
施設の所管部署名	教育庁教職員課			
施設の住所	福岡市東区箱崎2丁目 52 番1号			
供用開始(竣工)年月日	昭和 62 年4月 24 日			
施設の概要、設置目的等	組合員とその家族のために、宿泊、会合、研修等のための施設を運営し、福祉の向上と健康の増進を図ることを目的とする。			
根拠となる条例等	地方公務員等共済組合法、公立学校共済組合定款			
土地の敷地面積	4906.18 m ²			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積 (m ²)	建築年度 (和暦)
	福岡リーセントホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造 陸屋根地下2階付7階建	9442.60 m ²	昭和 62 年度
	福岡リーセントホテル(職員宿舎)	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	587.7 m ²	昭和 63 年度
事業概要	ホテル業 : 宿泊、会議、宴会、婚礼、レストラン			
施設の管理方法	直営 指定管理 委託 <u>その他</u>			

(施設の概要について補足)

県は福岡リーセントホテルの建物の 50%を所有している。それ以外土地の 100%、及び建物の 50%は公立学校共済組合が所有している。

県の当該施設の関与は、県所有の建物の公立学校共済組合への無償貸付のみであり、施設運営には関与していない。

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

視察の結果、特に老朽化対策で放置されている箇所等は発見されなかった。

また、「県有財産使用貸借契約書」に記載されている使用目的にしたがい、福利事業以外での使用は検出されなかった。



(監査人撮影)

②使用許可及び賃貸 (視察結果)

使用許可の一覧を入手し、一部について使用許可手続の確認、及び該当個所の視察を行った。

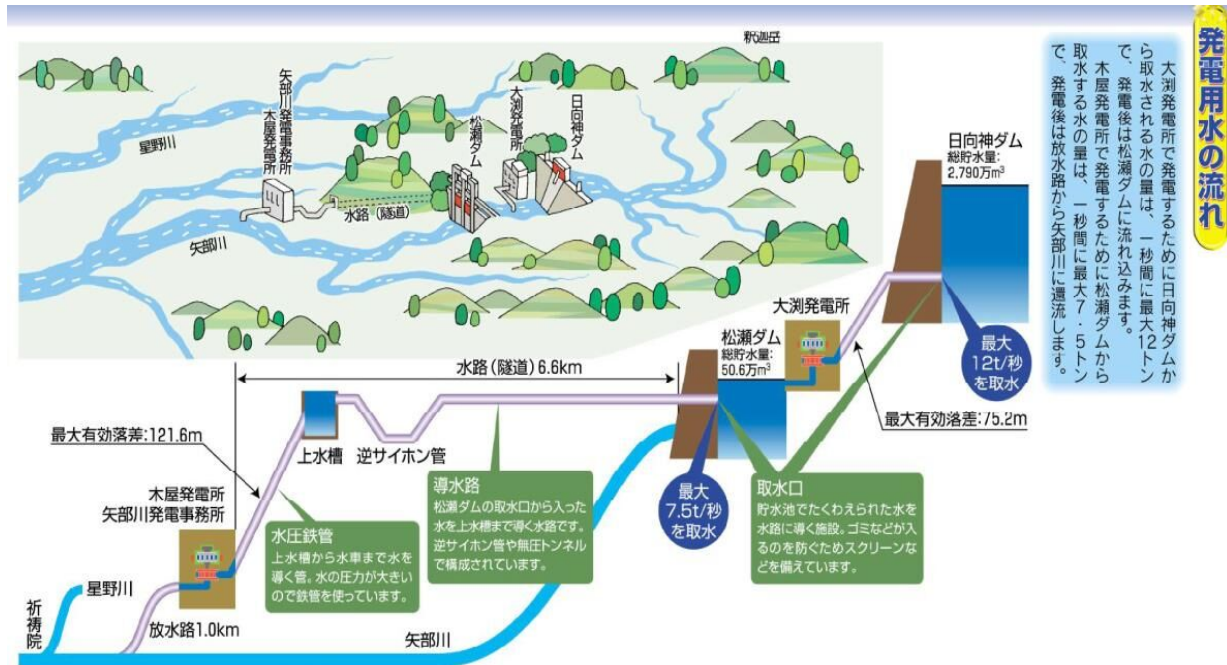
20 発電所 大洲

(1) 施設の概要

NO	20		
施設名称	発電所 大洲		
施設の所管部署名	企業局管理課		
施設の住所	八女市黒木町北大洲		
供用開始(竣工)年月日	昭和 36 年1月 29 日		
施設の概要、設置目的等	電気事業		
根拠となる条例等	福岡県公営企業の設置等に関する条例		
土地の敷地面積	2,023.07 m ²		
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)
	大洲発電所	鉄筋コンクリート造	405.407
建築年度	昭和 33 年度		
事業概要	本県の電気事業は、矢部川水系の日向神ダム及び松瀬ダム並びに那珂川水系の南畑ダムの貯水を利用して、八女市黒木町の大洲発電所(最大出力 7,500kW)及び木屋発電所(最大出力 6,000kW)並びに那珂川市のちくし発電所(最大出力 550kW)で、年間目標供給電力量 46,533,000kW 時の発電を行い、九州電力(株)に供給している。		
施設の管理方法	直営 指定管理 委託 その他		

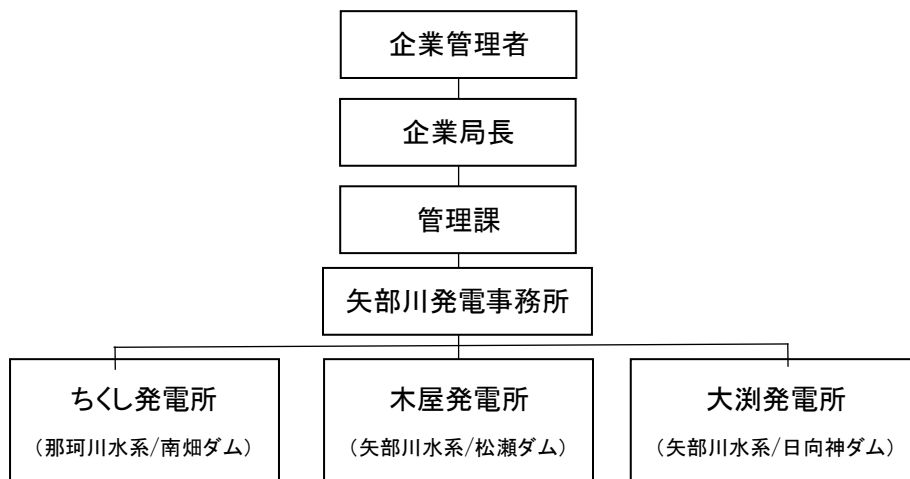
(施設の概要の補足)

大洲発電所は県企業局が所管する電気事業(公営企業)に供される資産であり、保安体制は以下のとおりである。



(出典: 矢部川発電事務所パンフレット)

【保安組織図】



(出典: 福岡県電気事業用電気工作物保安規程より抜粋)

電気事業は、「福岡県公営企業の設置等に関する条例」に規定された公営企業であり、「常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなくてはならない。」とされている。

(経営の基本)

第四条 公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公営企業の規模等は、次の各号に掲げる事業につき当該各号に定めるところによる。

一 福岡県電気事業

イ 発電量は、最大出力一万四千五十キロワットとする。

ロ 発生電力の供給の相手方は、九州電力株式会社とする。

～以下、省略

(出典: 福岡県公営企業の設置等に関する条例より抜粋)

なお、公営企業の用に供する資産については、「福岡県財務規則」とは別に、「福岡県公営企業の設置等に関する条例」に重要な資産の取得及び処分について規定されている。

(重要な資産の取得及び処分)

第十条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない公営企業の用に供する資産の取得及び処分は、不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡の予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が七千万円以上のものとする。

(出典: 福岡県公営企業の設置等に関する条例より抜粋)

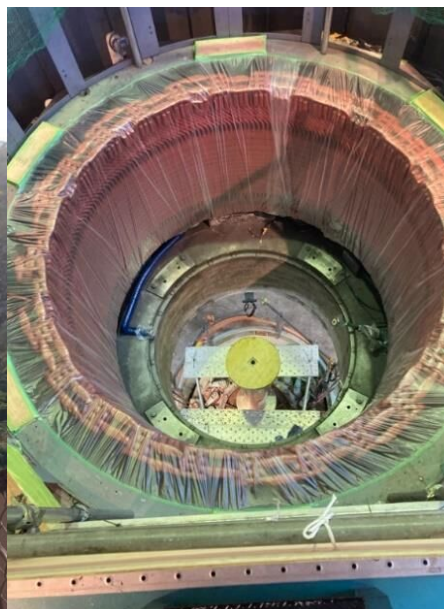
(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

発電施設及び保有土地の字図に基づき視察を行った。



(監査人撮影)

水力発電施設の管理については「福岡県電気事業用電気工作物保安規程（平成10年3月30日）」に基づく管理が行われている。

目次
第一章 総則
第二章 保安管理体制
第三章 保安教育
第四章 電気工作物の巡視、点検及び検査
第五章 電気工作物の運転、操作
第六章 記録
第七章 法定自主検査
附則

(出典:福岡県電気事業用電気工作物保安規程より抜粋)

当水力発電施設は、電気事業法に基づき電気主任技術者の設置を義務付けられている施設であるため、「電気主任技術者」及び「ダム水路主任技術者」を配置している。

(主任技術者の選任)

第5条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に当たらせるため、電気事業法第四十三条に定めるところにより次の各号に掲げる主任技術者を選任する。

一 電気主任技術者

二 ダム水路主任技術者

2 各主任技術者の選任事業場・設備は次表のとおりとし、それぞれ次表の職の欄に掲げる職にある者の中から選任する。ただし、該当者がいない場合はこれに準ずる者を選任することとし、その場合は主任技術者の職務を果たし得るよう配慮するものとする。

種別	専任事業場・設備	職
電気主任技術者	矢部川発電事務所	矢部川発電事務所長
ダム水路主任技術者	大淵発電所 木屋発電所 ちくし発電所	本局又は矢部川発電事務所の係長級以上の職

(出典:福岡県電気事業用電気工作物保安規程より抜粋)

令和4年4月現在における主任技術者の選任状況は以下のとおりである。

箇所名	電気		ダム水路	
	主任技術者		主任技術者	
大淵発電所	矢部川発電事務所 次長	第2種	矢部川発電事務所 副長	第1種
木屋発電所	〃	〃	〃	〃
ちくし発電所	〃	〃	〃	〃

電気主任技術者の資格取得には、資格試験もしくは以下の実務経験が必要となる。

(第2種電気主任技術者免許)

学歴又は資格	実務の経験	
	実務の内容	経験年数
①学校教育法による大学若しくはこれと同等以上の教育施設であって経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものとして認定を受けたものの電気工学に関する学科に	電圧1万V以上の電気工作物の工事、維持又は運用	3 (卒業前の経験年数の1/2と卒業後の経験年数の和)

において、第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者		
②学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設であって、経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものとして認定を受けたものの電気工学に関する学科において、第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	電圧1万V以上の電気工作物の工事、維持又は運用	5 (卒業前の経験年数の1/2と卒業後の経験年数の和)
③①及び②に掲げる者以外の者であって、第3種電気主任技術者免状の交付を受けているもの	電圧1万V以上の電気工作物の工事、維持又は運用	5 (第3種電気主任技術者免状の交付を受けた後)

(出典:電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令)

ダム水路主任技術者の資格取得には、実務経験要件が必要となり取得までに少なくとも3年の年数を要する。

(ダム水路主任技術者免許)

学歴	第1種	第2種
①学校教育法による大学(土木工学) (又はこれと同等以上の教育施設)	5(3)	[3]
②学校教育法による大学 (又はこれと同等以上の教育施設)	9(3)	5[3]
③学校教育法による短期大学(土木工学)若しくは 高等専門学校(土木工学) (又はこれと同等以上の教育施設)	6(4)	[3]
④学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校 (又はこれと同等以上の教育施設)	10(4)	5[3]
⑤学校教育法による高等学校(土木工学) (又はこれと同等以上の教育施設)	10(5)	5[3]
⑥学校教育法による高等学校 (又はこれと同等以上の教育施設)	14(5)	7[3]
⑦学校教育法による中学校	20(10)	12[8]

(1)第1種の必要経験年数は卒業後の水力設備又は、水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用に係わった年数です。()の年数は、必要年数のうち高さ15m以上の発電用のダムに係わった年数です。

(2)第2種の必要経験年数は卒業後の水力設備又は、水力設備に相当する発電用以外の設備の工事、維持又は運用に係わった年数です。[]の年数は、必要年数のうち水力設備に係わった年数です。

(出典:経済産業省 HP)

企業局に配属されている職員のうち「ダム水路主任技術者」及び「電気主任技術者」の資格を保有しているのは、現在当発電施設に配置されている職員のみである。

【意見 20-1】施設管理に必要な資格保有者の確保について

発電施設を運営管理するために配置が必要な資格保有者が不足している。

発電施設については、「電気主任技術者」及び「ダム水路主任技術者」の資格が必要となる。上に記載したとおり、「電気主任技術者」の資格免許交付には、資格試験もしくは学歴及び必要経験年数の要件があり、「ダム水路主任技術者」の資格免許交付には、学歴及び必要経験年数の要件がある。

一方で、「福岡県公共施設等総合管理計画」の「企業局個別施設計画」によれば、令和 12 年度までの事業収支計画が立案されている。木屋発電所は、そこに盛り込まれた改修・更新工事により、建物は令和 25 年度、水路/管路は令和 18 年度(いずれも昭和 38 年度竣工から起算)まで使用することを目標としている。

また、勤務地となる矢部川発電事務所への通勤手段は限られており、近隣に職員住宅がない状況において、勤務職員には長時間通勤による勤務時間上の不利益、もしくは、自家用車利用にかかる手当に関する規定が硬直的な場合には、車両や燃料の高騰に伴う経済的な不利益が生じる恐れがある。資格保有者が少なければ、配置換えの選択肢が限定され、不利益が資格保有者に集中することになる。

(改善提案)

発電施設を運営管理するために配置が必要な資格保有者を計画的に増員することを検討されたい。

なお、現在の資格保有者がきわめて少数であるため、資格を保有することで不利益をうける可能性があるのであれば、職員の積極的な資格取得は期待できない。資格を保有する職員を計画的に確保するには、上記のような不利益が資格保有者に集中することにならないよう手当等のインセンティブを別途具体的に検討する必要がある。

【意見 20-2】土地の現状確認について

土捨場として利用する土地について、保安規則では現状確認の対象になっていない。

県は、水路等の発電施設が設置してある土地の他、施設設置時に発生した不用土砂を捨てるために取得した土地を保有している。

土捨場については、水路等の設置がないため巡視点検の対象になっていないが、不法投棄や隣接する民地所有者による越境使用等のリスクがある。

(改善提案)

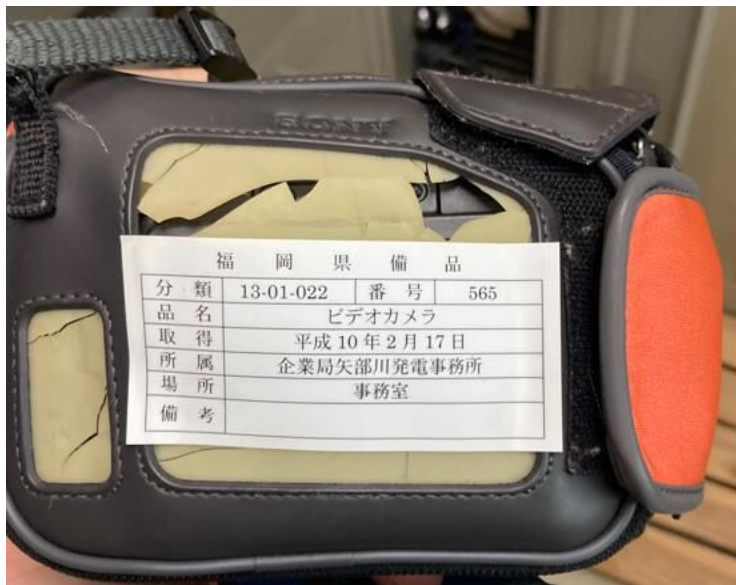
不法投棄等について適時適切な対応を可能にするため、現在実施している施設設置の土地の巡視に加え、土捨場についても巡視の対象とすることを検討されたい。

②備品管理

(視察結果)

備品管理台帳より一部任意に抽出し、現物の管理状況を確認した。

視察の結果、長期間未利用となっている備品が発見された。



(監査人撮影)

【意見 20-3】長期間未利用となっている備品の取扱いについて

最終使用日は不明であり、少なくとも過去3年間には使用実績がない備品(ビデオカメラ)があった。取得から20年以上経過しており機能の陳腐化が生じている可能性がある。

(改善提案)

当該備品は利用見込みがないと考えられるため、備品管理事務の軽減、及び、有効活用の観点からも処分や売却を検討することが望ましい。

③情報資産管理

(視察結果)

情報資産の管理についてヒアリング及び視察により管理状況を視察した。

④使用許可及び賃貸

(視察結果)

行政財産使用料管理一覧表から使用者を一部抽出し、申請手続、使用料の計算及び収納状況を確認した。また、現地の視察を行った。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

施設管理に関連する契約について以下の取引を抽出し監査を実施した。契約業者の選定手続、契約手続、修繕費の支払い、業務が仕様書に基づいて実施されているか等について関連書類を閲覧し、検討した。

契約名	契約金額	契約期間	業者選定方法
木屋発電所上水槽余水路 修繕工事	9,218,000 円	令和3年9月 10 日～ 令和4年1月 31 日	指名競争入札

21 発電所 木屋

(1) 施設の概要

NO	21		
施設名称	発電所 木屋		
施設の所管部署名	企業局管理課		
施設の住所	八女市黒木町北木屋		
供用開始(竣工)年月日	昭和 38 年6月8日		
施設の概要、設置目的等	電気事業		
根拠となる条例等	福岡県公営企業の設置等に関する条例		
土地の敷地面積	2,660 m ²		
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)
	木屋発電所	鉄筋コンクリート造	657.665
建築年度	昭和 38 年度		
事業概要	本県の電気事業は、矢部川水系の日向神ダム及び松瀬ダム並びに那珂川水系の南畑ダムの貯水を利用して、八女市黒木町の大淵発電所(最大出力 7,500kW)及び木屋発電所(最大出力 6,000kW)並びに那珂川市のちくし発電所(最大出力 550kW)で、年間目標供給電力量 46,533,000kW 時の発電を行い、九州電力(株)に供給している。		
施設の管理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> その他		

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

発電施設及び保有土地の字図に基づき視察を行った。



(監査人撮影)

その他の手続については、「20 発電所 大淵」にて実施している。

22 福岡県立四王寺県民の森

(1) 施設の概要

NO	22			
施設名称	福岡県立四王寺県民の森			
施設の所管部署名	農林水産部林業振興課			
施設の住所	福岡県糟屋郡宇美町大字四王寺			
供用開始(竣工)年月日	昭和 51 年6月			
施設の概要、設置目的等	自然に関する知識の普及と向上、豊かな情操のかん養、健康の増進、レクリエーションの便宜を提供する場として設置			
根拠となる条例等	福岡県立森林公園条例			
土地の敷地面積	3,420,000 m ²			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	研修棟	S 構造	320	昭和 50 年度
	学習展示館	S 構造	500	昭和 50 年度
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の森運営(施設の利用許可、利用者の整理指導、野外研修活動の指導、イベントの開催) ・県民の森の施設・設備の維持管理(清掃、警備、保守点検、修繕・改良・改修など) 			
施設の管理方法	直営	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理	委託	その他

(施設の概要の補足)

明治百年記念事業として公園化され、「県民の森」として 1976 年6月にオープンした施設である。

自然公園となっており、春の花、初夏の新緑、秋の紅葉や野鳥など、森の四季を感じながら県民が森林浴を楽しむことができる無料の施設となっている。

施設の主な建物としては、管理センター・学習研修館及び学習展示館であり、他、遊具等を備える子どもの国、木の体験広場や野外研究場や野外音楽堂が県の管理施設として存在している。

施設の利用者数の状況(令和3年度実績)

来園者数
195,863 人

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

視察の結果、野外研修場(キャンプ場)及び場外音楽場については老朽化が著しかった。

場外音楽場については、令和3年度に2件、令和4年度は令和4年 12 月までで7件のイベントがあり、一般開放されているとのことであったが、舞台表層コンクリートの割れがあり、舞台裏の楽屋には落書きがなされている状況であった。

県は、施設の管理については指定管理者に委託しており、施設に不具合が生じたときは、随時報告を受けながら対応しているところである。また、指定管理者の話では、令和2年度の時点では、老朽化はここまで進んでおらず、それ以降の2年間で老朽化が急速に進んだとのことであった。



(監査人撮影)

【意見 22-1】施設管理に係る県の適切な指導と状況把握の必要性について

県は、表層コンクリートの割れや落書きなどの施設状況については、指定管理者からの報告を受けておらず、施設の現状に係る認識がなかった。

(改善提案)

指定管理者は管理する施設に係る現地確認を定期的に行い、不具合等があれば県へ報告すべきであり、県は指定管理者へ施設維持のための必要な指導を行う必要がある。

(視察結果)

- ・他、未利用スペースはないとのことであり、視察でも特に発見事項はなかった。
- ・不法投棄に係る処理は、県の直営部分(管理堂や遊歩道から外れた部分)を含めて指定管理者が行っており、指定管理者が県直営部分の不法投棄に係る処理を行った際には、見合いの賃金について補填を行っているとのことであり、関連する資料を閲覧した。
- ・公園内に遊具が設置されていたため、遊具の点検状況について資料を閲覧した。

②備品管理

(視察結果)

備品管理台帳より一部任意に抽出し、現物の管理状況を確認した。

視察の結果、倉庫の中に、長期間未利用となっている備品が発見された。



(監査人撮影)

県は、現物があるか否かの観点から備品管理を行っており、備品の利用状況までは指定管理者から報告を求めている状況である。また、廃棄申請は指定管理者から廃棄申請を受け、県が確認した上で廃棄を行うこととなっている。

【意見 22-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて

県が指定管理者に求める備品の現物管理は、年次報告にて指定管理者に備品台帳については報告を求めているものの、備品の利用状況については報告を求めている。

※ 別記1 備品管理に関する特記事項

(備品の管理)

第1 乙は、指定期間中、甲から貸与された備品及び甲から支払いを受けた管理業務の実施に要する経費(以下「管理経費」という。)又は自己の費用により購入した備品(以下「管理備品」という。)を常に良好な状態に保ち、管理業務に支障がないように努めなければならない。

(備品台帳への記帳)

第2 乙は、管理備品で甲が指定する別表2に示すもの(以下「備品I種」という。)は、備品台帳に記帳し管理しなければならない。

(略)

(年次報告)

第5 乙は、年度末時点の備品台帳を第13条に定める事業報告書の提出と併せて甲に報告するものとする。

(出典:基本協定 別記1 備品管理に関する特記事項)

(改善提案)

長期間未利用である備品を把握するため、備品の利用状況や長期間未利用となっている備品の有無についても報告を求めることが望ましい。

なお、倉庫で発見された備品は利用見込みがないと考えられるため、施設の有効活用の観点からも処分や売却を検討することが望ましい。

③情報資産管理

(視察結果)

情報資産の管理についてヒアリング及び指定管理者の事務所の管理状況を視察した。

④使用許可及び賃貸

(視察結果)

使用許可一覧を基に、視察を行った。

【指摘事項 22-1】県の使用許可が必要な業務について

視察の際に、学習研修館にて写真展の展示が行われていた。当該写真展は宇美町、大野城市、太宰府市、指定管理者で構成される任意団体である、「福岡県県民の森協議会」が主催しているものであったがその使用許可が漏れていた。



(監査人撮影)

指定管理者が施設を利用して行う業務内容と、県の使用許可の要不要の関係性を示すと以下のとおりである。

業務内容	使用許可の必要性	
基本協定や年度協定に記載の業務	県の使用許可は不要	
基本協定や年度協定に記載のない業務	施設の設置目的内の利用	県の使用許可が必要
	施設の設置目的外の利用	県の目的外使用許可が必要

当該写真展は「福岡の自然や四王寺山にかかわるもの」をテーマとした無料のものであり、施設の設置目的に合致したイベントであると考えられるが、写真展開催の主体は「福岡県県民の森協議会」であり、指定管理者は研修館を貸し出しているのみにすぎない。そのため、基本協定に定める業務内容外の業務であると考えられる。

(管理業務の内容)

第4条 乙は、条例第4条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)センターの運営業務

ア 開園及び閉園時業務

イ 利用者等サービス業務

(2)センターの施設・設備等の維持及び保守業務

ア 植物管理

イ 施設・設備維持管理

(出典:福岡県立四王寺県民の森の管理に関する協定書)

本来は写真展開催に係る研修館の貸出のため、県の使用許可が必要なところ、その許可が行われないまま写真展の開催が行われていた。

(是正の方向性)

指定管理者は、基本協定の業務内容を理解し、使用許可に漏れがないように心掛ける必要がある。

県は、定期報告や年度の実績報告にて指定管理者がどのような業務を行っているかを確認の上、必要な使用許可に漏れがないかについて確認する必要がある。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

指定管理施設であり、指定管理料が主な県の支出であったため、検討を省略した。

(4) その他の監査結果

【意見 22-3】個別施設計画の基本方針の考え方について

四王寺県民の森は県民利用施設の施設類型となっていることから、令和 2 年度に策定された個別施設計画では、主な建物である管理センター・学習研修館及び学習展示館のみが対象となっており、野外研修場、野外音楽堂は個別施設計画の検討外となっている。

そのため、野外研修場、野外音楽堂に係る基本方針や施設改修に係る修繕見込が個別施設計画に考慮されておらず、野外研修場、野外音楽堂の老朽化を踏まえた今後の基本方針の検討がなされていない。

(改善提案)

県の策定した個別施設計画では施設類型が「県民利用施設」であるが本施設の設置目的や施設の現況からいえば施設類型は「公園」に近いと考えられる。

計画対象施設は、県が管理する都市公園の公園施設とする。公園施設の分類と種類は、表 1 のとおり。

表 1 公園施設の分類と種類

分類	種類
園路広場	舗装、縁石、階段、橋梁など
修景施設	日陰たな、噴水、彫像、灯籠など
休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場など
遊戯施設	ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジムなど
運動施設	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場など
教養施設	植物園、動物園、水族館、野鳥観測所など
便益施設	飲食店、売店、宿泊施設、駐車場、便所など
管理施設	門、柵、管理事務所、照明施設、擁壁など
その他施設	展望台、集会所、備蓄倉庫など

(出典:福岡県 施設類型「公園」の個別施設計画)

県の施設類型で「公園」であれば、休養施設やその他施設の種類の含まれることとなる。本施設で言えば、野外研修場、野外音楽堂についても個別施設計画の検討範囲に含まれると考えられる。

県は、形式的な施設類型だけでなく、「個別施設ごとの維持管理・修繕・更新等に係る取組方針や具体的な実施内容、時期等を示すもの」である個別施設計画策定の趣旨を考慮して、個別施設計画の対象とする施設の範囲を検討することが望ましい。

23 福岡県緑化センター

(1) 施設の概要

NO	23			
施設名称	福岡県緑化センター			
施設の所管部署名	農林水産部林業振興課			
施設の住所	福岡県久留米市田主丸町益生田			
供用開始(竣工)年月日	昭和 59 年			
施設の概要、設置目的等	自然に関する知識の普及と向上、豊かな情操のかん養、健康の増進、レクリエーションの便宜を提供する場として設置			
根拠となる条例等	福岡県緑化センター条例			
土地の敷地面積	58,000 m ²			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	本館棟	RC 構造	750	昭和 58 年度
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・センター運営(施設の利用許可、利用者の整理指導、緑化に関する情報の収集及び提供、及び相談対応、講習会の開催、イベントの開催) ・県民の森の施設・設備の維持管理(清掃、警備、保守点検、修繕・改良・改修など) 			
施設の管理方法	直営	指定管理	委託	その他

(施設の概要について補足)

施設は大きくわけて以下の4つで構成されている。

- ①展示ホール、研修室、管理事務室等が存在する本館建物
- ②作業舎、温室、ミストハウス、堆肥舎、倉庫等の附属建物
- ③樹木見本園、生垣見本園、日本庭園、芝生広場等の見本園等
- ④駐車場



(出典:緑化センターHPより引用)

視察については、①本館建物だけでなく、①～④の全ての施設について視察を行った。

【施設の利用状況(令和3年度)】

開園日数	利用者数
240	18,827人

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

遊歩道については一部、クラック等があり、老朽化が進んでいた。

ボイラー室については設置から40年近く経過し、ボイラー設備に大幅に老朽化が進んでいた。

また、ヒアリングでは、ボイラー設備は温室のためだけに維持している設備とのことであった。



(監査人撮影)

ボイラー室内の設備は設置から既に 40 年近くが経過していることから、老朽化の状況から、今後ボイラー設備の更新が必要になる見込みとのことであった。

【意見 23-1】費用対効果を踏まえた施設更新に係る検討について

ボイラー設備を更新するとした場合のコストについて県に確認したところ、現在の経済状況からは数百万円程度のコストがかかる見込みであるとのことであったが、ボイラー施設を維持する目的である温室について今後も維持するかはまだ未検討であった。

(改善提案)

緑化センターの施設の機能として温室を維持するかについては、コスト面だけでなく費用対効果を踏まえて検討することが望ましい。

費用対効果の検討のため、施設を利用する利用者に対して利用者アンケートで意見徴収を図る、HP で県民からの意見を求める等、県民のニーズがどの程度あるかを確認した上で、ボイラー室を維持するためのコストと比較衡量して、今後も、温室を維持するかを検討する必要がある。

②備品管理

(視察結果)

県が貸与している備品管理台帳より一部を任意に抽出し、現物の管理状況を確認した。

指定管理者が管理する備品について、現物の管理状況を確認した。

視察にて、現在は利用されていない昭和 59 年に登録されたブラウン管テレビとビデオデッキが発見された。



(監査人撮影)

【意見 23-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて

今後の利用可能性は著しく低いと考えられる備品が、県民も利用可能なスペースに置かれており、未利用のまま放置されていた。

県が指定管理者に求める備品の現物管理は、年次報告にて指定管理者に備品台帳については報告を求めていたものの、備品の利用状況については報告を求めていない。

※ 別記1 備品管理に関する特記事項

(備品の管理)

第1 乙は、指定期間中、甲から貸与された備品及び甲から支払いを受けた管理業務の実施に要する経費(以下「管理経費」という。)又は自己の費用により購入した備品(以下「管理備品」という。)を常に良好な状態に保ち、管理業務に支障がないように努めなければならない。

(備品台帳への記帳)

第2 乙は、管理備品で甲が指定する別表2に示すもの(以下「備品I種」という。)は、備品台帳に記帳し管理しなければならない。

(略)

(年次報告)

第5 乙は、年度末時点の備品台帳を第13条に定める事業報告書の提出と併せて甲に報告するものとする。

(出典:基本協定 別記1 備品管理に関する特記事項)

(改善提案)

長期間未利用である備品を把握するためには、現物の有無だけではなく、備品の利用状況や長期間未利用となっている備品についてもあわせて報告を求めることが望ましい。

また、視察で確認したブラウン管テレビとビデオデッキについては今後の利用可能性は著しく低いと考えられることから、施設スペースの有効利用の観点からも早急に処分や売却を検討されたし。

(視察結果)

倉庫にある備品について管理状況を確認したところ、異なる物品管理番号の備品管理ラベルが、2重に貼付されている備品が発見された。

県に確認したところ、該当する備品は県の貸与備品であるが、備品管理ラベルは、過去に指定管理者にて管理利用していたラベルと平成26年以降、県の物品番号で管理することとなった

ことに伴い新たに貼付した備品管理ラベルがいずれも貼付されたままで備品が管理されている。



(監査人撮影)

【意見 23-3】備品管理ラベルの貼付について

県は、備品管理の効率化の目的で、備品管理ラベルを発行し、備品に貼付することで、備品現物の所在や現物管理に活用している。

その趣旨からは、過去の備品管理ラベルと現在の備品管理ラベルの両方が貼付されていることは備品の管理で混乱を招きかねず、非効率な管理となっている。

(改善提案)

過去の備品管理ラベルと現在の備品管理ラベルで重複している備品については、現在の備品管理ラベルだけとし過去の管理ラベルは剥がす必要がある。現在利用している備品管理ラベルが明確にわかるようにすることが望ましい。

③情報資産管理

(視察結果)

情報資産の管理についてヒアリング及び指定管理者の事務所の管理状況を視察した。

④使用許可及び賃貸

(視察結果)

使用許可の一覧を入手し、視察を行った。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

指定管理施設であり、指定管理料が主な県の支出であったため、検討を省略した。

24 福岡県立北九州勤労青少年文化センター

(1) 施設の概要

NO	24			
施設名称	福岡県立北九州勤労青少年文化センター			
施設の所管部署名	福祉労働部労働局労働政策課			
施設の住所	福岡県北九州市小倉北区井堀5丁目1-3			
供用開始(竣工)年月日	昭和 57年 10 月 1日			
施設の概要、設置目的等	勤労青少年の福祉を増進するため、勤労青少年に対し、教養の向上、健康の増進、レクリエーション等の便宜の提供			
根拠となる条例等	福岡県立勤労青少年文化センター条例			
土地の敷地面積	18,563.52 m ² ※県営中央公園の敷地内に設置			
建物の延べ床面積と構造、建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	本館	鉄筋コンクリート造	3,309.00	昭和 57 年度
	体育館	鉄筋コンクリート造	2,167.61	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理、利用許可、利用料金徴収 自主企画事業 			
施設の管理方法	直営	指定管理	委託	その他

(施設の概要について補足)

北九州市にある福岡県営公園の敷地内に施設が設置されており、北九州市の市営施設である北九州交通公園が隣接している。

本館には、貸会議室・研修室から最大 300 名収容の小ホールを備えており、会議・研修・セミナー・説明会・各種イベント等、多目的に県民が利用できる施設となっている。

体育館施設は、テニスコート、プール、柔・剣道場・卓球場や、競技場で卓球や、バドミントン等の各種競技で利用可能な設備を備えている。

利用状況の概要(令和3年度)

本館利用	来館者(人)	93,320
	収入(円)	7,176,190
体育施設利用	来館者(人)	54,091
	収入(円)	5,537,992
合計	来館者(人)	147,411
	収入(円)	12,714,182

使用料及び手数料の体系及び減免の概要

使用料及び手数料の料金体系						
一 小ホール						
区分	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
平日	六、六九〇円	一〇、〇四〇円	一〇、〇四〇円	一六、七三〇円	二〇、〇八〇円	二六、七七〇円
土・日・休日	八、〇三〇円	一二、〇四〇円	一二、〇四〇円	二〇、〇七〇円	二四、〇八〇円	三二、一一〇円

二 本館各施設

区分	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
展示ホール	二、四一〇円	三、六一〇円	三、六一〇円	六、〇二〇円	七、二二〇円	九、六三〇円
第一会議室	五五〇円	八二〇円	八二〇円	一、三七〇円	一、六四〇円	二、一九〇円
第二会議室	七四〇円	一、一一〇円	一、一一〇円	一、八五〇円	二、二二〇円	二、九六〇円
第三会議室	五五〇円	八二〇円	八二〇円	一、三七〇円	一、六四〇円	二、一九〇円
第一研修室	一、八五〇円	二、七八〇円	二、七八〇円	四、六三〇円	五、五六〇円	七、四一〇円
第二研修室	一、四八〇円	二、二三〇円	二、二三〇円	三、七一〇円	四、四六〇円	五、九四〇円
美術室	一、四八〇円	二、二三〇円	二、二三〇円	三、七一〇円	四、四六〇円	五、九四〇円
音楽室	一、二九〇円	一、九四〇円	一、九四〇円	三、二三〇円	三、八八〇円	五、一七〇円
写真室	一、二九〇円	一、九四〇円	一、九四〇円	三、二三〇円	三、八八〇円	五、一七〇円
茶室	三六〇円	五五〇円	五五〇円	九一〇円	一、一〇〇円	一、四六〇円
和室	五五〇円	八二〇円	八二〇円	一、三七〇円	一、六四〇円	二、一九〇円

三 体育館

イ 占用利用

区分	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
競技場	平日	四、二六〇円	五、六九〇円	五、六九〇円	九、九五〇円	一一、三八〇円
	土・日・休日	五、二五〇円	七、〇一〇円	七、〇一〇円	一二、二六〇円	一四、〇二〇円
その他の各施設	平日	七二〇円	一、一一〇円	一、一一〇円	一、八三〇円	二、二二〇円
	土・日・休日	七二〇円	一、一一〇円	一、一一〇円	一、八三〇円	二、二二〇円

ロ 個人利用

区分	小学生・中学生	高校生・勤労青少年	一般
体育館	二時間につき 五〇円	七〇円	一二〇円

四 プール

区分	基本料金(二時間以内)	超過料金(三十分以内)	
普通券	一般	個人	一八〇円
		団体	一人につき 一六〇円
	勤労青少年・生徒	個人	一二〇円
		団体	一人につき 一一〇円

	小学生	個人	七〇円	二〇円
		団体	一人につき 六〇円	
回数券	一般	一〇回分	一、六二〇円	
	勤労青少年・生徒	〃	一、〇八〇円	
	小学生	〃	六三〇円	

五 庭球場

区分		料金(二時間以内)	
普通券	一般	二六〇円	
	勤労青少年・生徒	一三〇円	
	小学生	九〇円	
回数券	一般	一〇回分	二、三四〇円
	勤労青少年・生徒	〃	一、一七〇円
	小学生	〃	八一〇円
占用利用	一面一回	一、三八〇円	

(出典:福岡県立勤労青少年文化センター条例)

・小ホール若しくは本館各施設を利用する場合又は体育館を占用利用する場合の超過利用料金

時間区分	算定基準時間及び額	超過時間	超過利用料金
午前七時から午前九時まで	条例別表に掲げる午前九時から正午までの額	一時間以内	五十パーセントに相当する額
		一時間を超え二時間以内	百パーセントに相当する額
正午から午後五時まで	条例別表に掲げる午後一時から午後五時までの額	一時間以内	二十五パーセントに相当する額
		一時間を超え二時間以内	五十パーセントに相当する額
		二時間を超える場合	百パーセントに相当する額
午後五時から午後九時まで	条例別表に掲げる午後六時から午後九時までの額	一時間以内	二十五パーセントに相当する額
		一時間を超え二時間以内	五十パーセントに相当する額
		二時間を超える場合	百パーセントに相当する額

・体育館を個人利用する場合の超過利用料金

時間区分	超過利用料金
一時間未満	条例別表に掲げる使用料の額の五十パーセントに相当する額
一時間以上二時間以内	条例別表に掲げる額

・附属設備等利用料金

小ホール	品名	数量	単価	総額
	ボーダーライト	一式	三六〇円	一〇〇ワット
	アッパーホリゾンライト	一式	四八〇円	五〇〇ワット
	サスペンションライト	一台	一八〇円	五〇〇ワット
	シーリングスポットライト	一式	七四〇円	五〇〇ワット
	スタンド	一台	一一〇円	
	拡声装置	一式	二、四七〇円	
	マイクロホン	一本	三六〇円	
	ワイヤレスマイクロホン	一本	九八〇円	一チャンネル
	テープレコーダー	一台	六一〇円	
	レコードプレーヤー	一台	六一〇円	
	スクリーン	一式	一、二三〇円	スクリーンのみ利用の場合
	コンセント	一個	一一〇円	
	一六ミリ映写機	一台	二、四七〇円	
	演台	一台	二四〇円	

	ピアノ	一台	一、二三〇円	調律料は含まない。
	ピンスポットライト	一台	六一〇円	
	金屏風	一双	六一〇円	
音楽室	ステレオ	一式	一、二三〇円	
	ピアノ(アップライト)	一台	一、二三〇円	
体育館	ストップウォッチ	一個	六〇円	
	フロアシート	一枚	一一〇円	
	コインロッカー	一口	五〇円	
全館共通	長机	一脚	六〇円	
	折りたたみ椅子	一脚	二〇円	
	オーバーヘッドプロジェクター	一台	六一〇円	
	黒板	一台	一一〇円	
	スライド映写機	一台	六一〇円	

(出典:福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則)

減免の概要

福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則第9条に規定

- ・高校生以下が土曜日にプールを利用する場合:個人利用の利用料金の全額を免除
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が施設を利用する場合:個人利用の利用料金の全額を免除
- ・身体障がい者、精神障がい者の介護人が施設を利用する場合※障害の程度による要件あり:個人利用の利用料金の全額を免除
- ・高齢者(65歳以上)が施設を利用する場合:個人利用の利用料金の全額を免除

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

視察を行った結果、施設の一部の部屋の窓枠の老朽化がひどく進んでいた。

視察時にヒアリングを行ったところ、茶室の雨漏りが発生しているとのことであった。

いずれも令和5年度以降に対応を行う予定である。



(監査人撮影)

一般に貸出されている音楽室に県の備品でない楽器が放置されていた。

県及び指定管理者に確認したところ、講師は特に楽器を置くための許可等はおらず、カルチャースクールで利用するための私物の楽器を施設に残しているものであった。



(監査人撮影)

【意見 24-1】講師が利用する持ち込み楽器の保管について

県の施設であり、当該音楽室は一般利用者にも貸出しを行う部屋であることから、施設の私的利用を疑われるような行為は県として容認すべきでない。

(改善提案)

講師の楽器について施設で保管する必要があるのであれば、指定管理者の事務所等、指定管理者の責任管理下で保管することが望ましい。

②備品管理

(視察結果)

備品管理台帳より一部任意に抽出し、現物の管理状況を確認した。

品管理台帳より抽出したサンプルで、少なくとも 10 年以上使用されていない県の貸与備品が 2 点、発見された。昭和 58 年に購入したカメラ・レンズ及び映写機であり、視察時点で少なくとも 10 年間は未利用となっているとのことであった。



(監査人撮影)

【意見 24-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて

県が指定管理者に求める備品の現物管理は、年次報告にて指定管理者に備品台帳については報告を求めていたものの、備品の利用状況については報告を求めていない。そのため、県は指定管理者に貸与している備品が未利用となっていることについて認識していなかった。

※ 別記1 備品管理に関する特記事項

(備品の管理)

第1 乙は、指定期間中、甲から貸与された備品及び甲から支払いを受けた管理業務の実施に要する経費(以下「管理経費」という。)又は自己の費用により購入した備品(以下「管理備品」という。)を常に良好な状態に保ち、管理業務に支障がないように努めなければならない。

(備品台帳への記帳)

第2 乙は、管理備品で甲が指定する別表2に示すもの(以下「備品I種」という。)は、備品台帳に記帳し管理しなければならない。

(略)

(年次報告)

第5 乙は、年度末時点の備品台帳を第13条に定める事業報告書の提出と併せて甲に報告するものとする。

(出典:基本協定 別記1 備品管理に関する特記事項)

(改善提案)

長期間未利用である備品を把握するため、現物の有無だけではなく、備品の利用状況や長期間未利用となっている備品についても報告を求めることが望ましい。

今回、発見された長期間未利用の備品2点は換金性がある備品と考えられるため、長期間未利用で換金性が認められるものについては、売却を含めて検討することが望ましい。

(視察結果)

また、視察において、県の備品である琴に個人の名前のラベルが張られていた。



(監査人撮影)

【意見 24-3】県備品の管理について

県の備品である琴に個人の名前のラベルが張られていた状況について指定管理者にヒアリングしたところ、自主事業で行っているカルチャースクールにおいて講座利用者が利用する際、どの楽器を利用するかが分かるように名前のラベルを貼付しているとのことであった。

琴は県有備品であり、個人の専有物として利用していると誤認される恐れがある。

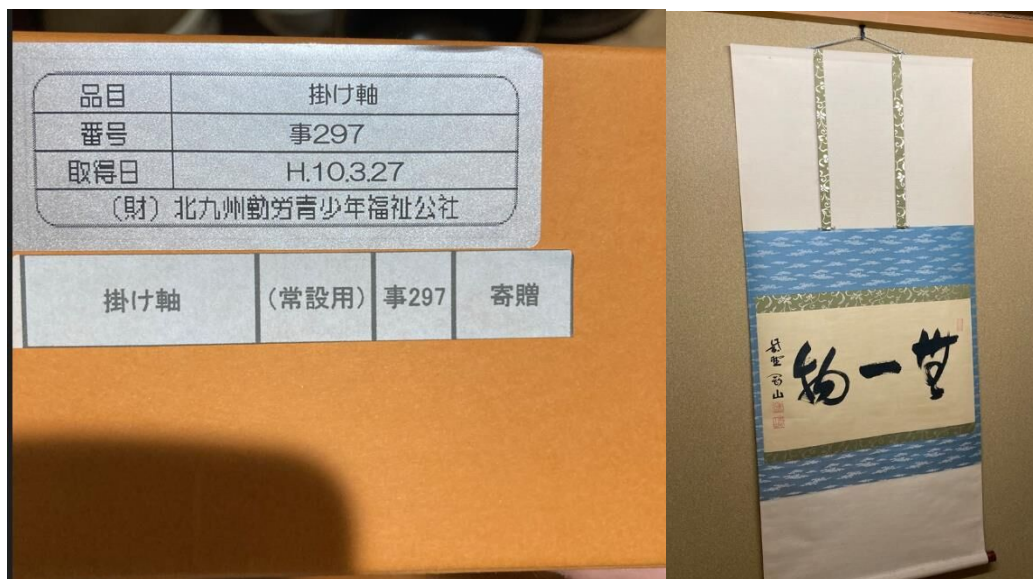
(改善提案)

琴は県有備品であり、個人の専有物として利用していると誤認されないように名前のラベルは利用すべきではない。

琴には備品管理ラベルと別に管理のための連番のラベルが貼付されており、その連番を利用して利用者がどの楽器を利用するかについて分かるように利用者に周知し、個人の専有物として利用していると誤認されないようにする必要がある。

【指摘事項 24-1】美術品の適切な管理について

備品登録されている掛け軸については、備品ラベルが箱に残っていたものの、写真が残されておらず対応する掛け軸が具体的にどれかが不明瞭な状況となっていた。



(監査人撮影)

美術品の管理については、福岡県財務規則で以下のとおりの管理が定められている。

第 262 条関係 帳簿について

12 備品のうち絵画、書、彫刻その他これらに類するもの(骨董品を含む。)で社会通念上芸術的価値のあるもの(以下、「美術品」という。)の取扱いについては、次によること。

(省略)

(2)美術品を取得したとき(交際、報償等の目的をもって取得した美術品をその目的にしたがって無償譲渡する場合を除く。)又は借り受けたときは、次により美術品台帳に記載すること。

なお、この場合、当該美術品の物品登録票を添付すること。

(省略)

オ 写真貼付欄

美術品を的確に把握するため一品ごとに写真(手札形)を撮り貼り付けること。

(出典:福岡県財務規則)

美術品については、通常の備品と違い現物に備品管理ラベルを貼付できないものがあることから、備品の現物を特定するため県の財務規則にて写真(手札形)を撮ったうえで、美術品台帳に記載することを求めていると考えられるが、掛け軸を特定できる写真が残されていなかった。

(是正の方向性)

価値のある美術品のすり替えや盗難を防ぐためにも現物を特定できるようにすることは県の財産管理上、重要である。

美術品の管理に際しては、通常の備品の管理と異なる面があることを認識し、財務規則に従った備品管理を行う必要がある。

③資金管理

(視察結果)

管理についてヒアリング及び指定管理者の事務所の管理状況を視察した。

④情報資産管理

(視察結果)

情報資産の管理についてヒアリング及び指定管理者の事務所の管理状況を視察した。

⑤使用許可及び賃貸

(視察結果)

使用許可一覧を閲覧し、他に使用許可が必要な設置物は発見されなかった。

⑥料金徴収及び減免の状況

(視察結果)

利用契約書及びHPに掲載された料金表、減免申請書を閲覧した。

収支計算書により受益者負担の状況を把握し、直近の料金の見直し資料を閲覧した。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

指定管理施設であり、指定管理料が主な県の支出であったため、検討を省略した。

(4) その他の監査結果

【意見 24-4】基本協定書の管理仕様書の定め必要性について

福岡県立北九州勤労青少年文化センターについては、基本協定に管理仕様書に係る定めがなかった。

(管理業務の内容)

第4条

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) センターの利用料金の徴収に関する業務
- (3) センターの施設・設備の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

(出典:福岡県立北九州勤労青少年文化センターの管理運営に関する協定書(基本協定))

なお、行政経営企画課が提供する協定書の条文例は以下のとおりである。

(管理業務の内容)

第4条 乙は、条例第〇条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の承認
- (2) センターの施設・設備の維持及び保守
- (3) ○○○……………
- (4) ○○○……………

2 前項各号に掲げる業務の細目は、管理仕様書に定めるとおりとする。

(出典:県提供資料「○○センターの管理に関する協定書(基本協定)(例)」)

福岡県立北九州勤労青少年文化センターの所管部署に確認したところは、指定管理者募集の際に現地説明会の出席を応募要件としており、現地説明会にて管理仕様書を出席者に対して配布していることから、指定管理者への周知は図れているとしているが、基本協定で管理仕様書に係る記載がないことは、施設維持管理のための管理仕様を協定で明確にしていなかった状況となっている。

(改善提案)

管理仕様書に法的な根拠を持たせるためにも、管理仕様書は基本協定にその取扱いを明示し、指定管理者に基本協定に基づく要求事項であることを示すことが望ましい。

25 福岡県総合福祉センター

(1) 施設の概要

NO	25			
施設名称	福岡県総合福祉センター、福岡県人権啓発情報センター、福岡県男女共同参画センター			
施設の所管部署名	福祉労働部福祉総務課、福祉労働部人権・同和对策局調整課、人づくり・県民生活部男女共同参画推進課			
施設の住所	福岡県春日市原町3丁目1番7号			
供用開始(竣工)年月日	平成8年10月1日			
施設の概要、設置目的等	<p>社会福祉に関する総合的な情報の提供、調査研究、相談指導、研修等を行うとともに、県民の参加及び交流の場を提供し、もって地域福祉の向上に寄与する。</p> <p>同和問題をはじめとする人権問題に関する啓発に必要な研修、調査研究、指導助言等を行い、もって県民の人権意識の高揚を図る。</p> <p>男女共同参画に関する情報の提供、調査研究、相談支援、研修等を行うとともに、県民の自主的な活動及び交流の場を提供し、もって男女共同参画社会の形成に寄与する。</p>			
根拠となる条例等	福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例			
土地の敷地面積	27,138 m ²			
建物の延べ床面積と構造、建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	福岡県総合福祉センター	鉄筋鉄骨コンクリート造	30,911	平成8年度
	福岡県人権啓発情報センター	鉄筋鉄骨コンクリート造	2,704	平成8年度
	福岡県男女共同参画センター	鉄筋鉄骨コンクリート造	2,205	平成8年度
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 施設全般の維持管理、貸室等の貸し出し、アリーナ棟の運営、その他入居団体が実施する事業 常設展示室等の維持管理、人権・同和問題に関する県民啓発事業の推進 貸室等の維持管理、あすばるライブラリー維持管理、情報収集提供、調査研究、相談支援、研修養成、参加交流 			
施設の管理方法	直営	<u>指定管理</u>	委託	その他

(施設の概要について補足)

福岡県春日市に立地する福岡県立の複合施設であり、3つのセンターから構成されている。

施設名	施設概要
福岡県男女共同参画センター 「あすばる」	男女の自立と対等な社会参画に関する情報提供、調査研究、相談支援、研修等を行う。
福岡県人権啓発情報センター 「ヒューマン・アルカディア」	同和問題をはじめ人権問題に関する啓発に必要な研修、調査研究、助言指導を行う。
福岡県総合福祉センター (福岡県社会福祉協議会)	社会福祉に関する情報提供、調査研究、相談指導、研修等を行う。

(出典:クローバープラザ HP より抜粋)

施設館内は、大小の多目的ホール、各研修室、宿泊室、体育施設などを備え、会議や研修、講演会・音楽会などのイベント、体育・文化活動など、県民が様々な用途に幅広く利用できる施設となっている。

建築物としては以下のようにセンター棟が西棟と東棟に分かれ、別に体育館やアーチェリー室等を備えたアリーナ棟がある。



(出典:クローバープラザ HP より引用)

6F には福岡県障がい者スポーツ協会、福岡県身体障害者福祉協会、福岡県老人クラブ連合会等福祉関連団体の事務所が多数入居している。

施設の利用者数の状況(令和3年度実績)

①【占用利用】

施設名	減免/有料	利用人数
総合福祉センター	減免	29,364
	有料	52,415
男女共同参画センター	減免	2,023
	有料	24,396
アリーナ棟・屋外施設	減免	16,000
	有料	16,570
合計	減免	47,387
	有料	93,381

②【個人利用】

施設名	減免/有料	利用人数
総合福祉センター	減免人数	-
	有料人数	-
男女共同参画センター	減免人数	9
	有料人数	169
アリーナ棟・屋外施設	減免人数	54,786

	有料人数	16,309
合計	減免人数	54,795
	有料人数	16,478

使用料及び手数料の体系及び減免の概要

使用料及び手数料の料金体系

一 占用使用の場合

区分	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
音楽室	一、九一〇円	二、五五〇円	二、三四〇円	四、四六〇円	四、八九〇円	六、八〇〇円
工芸室	一、九一〇円	二、五五〇円	二、三四〇円	四、四六〇円	四、八九〇円	六、八〇〇円
スタジオ	一、五九〇円	二、一二〇円	一、九一〇円	三、七一〇円	四、〇三〇円	五、六二〇円
OA ルーム	二、二三〇円	二、九八〇円	二、六六〇円	五、二一〇円	五、六四〇円	七、八七〇円
スタディルーム	一、九一〇円	二、五五〇円	二、三四〇円	四、四六〇円	四、八九〇円	六、八〇〇円
セミナールーム	A	一、五九〇円	二、一二〇円	一、九一〇円	三、七一〇円	四、〇三〇円
	B	二、二三〇円	二、九八〇円	二、六六〇円	五、二一〇円	五、六四〇円
	C	一、五九〇円	二、一二〇円	一、九一〇円	三、七一〇円	四、〇三〇円
フィットネスルーム	二、五五〇円	三、四〇〇円	三、〇八〇円	五、九五〇円	六、四八〇円	九、〇三〇円

二 個人使用の場合

種類	単位	区分	料金
フィットネスルーム	二時間	一般	二一〇円
		児童・生徒	一〇〇円

種類	区分	単位	個人
展示室	一般	一人一回につき	二〇〇円
	高校・大学生等	一人一回につき	一〇〇円

(出典:福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例)

福岡県男女共同参画センター附属設備等

区分	品名	単位	金額	備考
音楽室	音響装置	一式(一回)	一、一四〇円	
スタジオ	放送設備	一式(一回)	一、一七〇円	
セミナー ルーム	ビデオプロジェクター	一式(一回)	九五〇円	
	スライド映写機	一式(一回)	五七〇円	
	オーバーヘッドプロジェクター	一式(一回)	五七〇円	

	ダイナミックマイクロホン	一本(一回)	三四〇円	
	ワイヤレスマイクロホン	一本(一回)	九二〇円	
	床置型マイクスタンド	一本(一回)	六〇円	
	卓上型マイクスタンド	一本(一回)	六〇円	
サロン	団体専用ロッカー	一口(一月)	三一〇円	

福岡県総合福祉センター附属設備等

区分	品名	単位	金額	備考
大ホール	演台・花台	一式(一回)	六八〇円	
	司会者台	一式(一回)	二〇〇円	
	テーブル	一台(一回)	七〇円	
	いす	一脚(一回)	四〇円	
	つりバトン	一式(一回)	五七〇円	
	ボーダーライト	一式(一回)	三三〇円	
	アッパーホリゾンライト	一式(一回)	九一〇円	
	ロアーホリゾンライト	一式(一回)	九一〇円	
	サスペンションライト	一台(一回)	一六〇円	五〇〇ワット
	シーリングライト	一台(一回)	三一〇円	一・五キロワット
	フォロースポット	一台(一回)	一、一四〇円	二キロワット
	フットライト	一式(一回)	二八〇円	
	音響装置	一式(一回)	一、七三〇円	
	カセットテープレコーダー	一台(一回)	五七〇円	
	CD プレーヤー	一台(一回)	五二〇円	
	移動型スピーカー	一式(一回)	四七〇円	
	はね返りスピーカー	一式(一回)	三一〇円	
	クローバーホール	演台・花台	一式(一回)	六八〇円
司会者台		一式(一回)	二〇〇円	
テーブル		一台(一回)	七〇円	
いす		一脚(一回)	四〇円	
ボーダーライト		一式(一回)	三三〇円	
アッパーホリゾンライト		一式(一回)	九一〇円	
ロアーホリゾンライト		一式(一回)	九一〇円	
サスペンションライト		一台(一回)	一六〇円	五〇〇ワット
シーリングライト		一台(一回)	二一〇円	一キロワット
フロントサイドライト		一台(一回)	二一〇円	一キロワット
スタンド		一式(一回)	一一〇円	
音響装置		一式(一回)	一、七三〇円	
つりマイク装置		一式(一回)	三三〇円	
カセットテープレコーダー		一台(一回)	五七〇円	
デジタルカセットテープレコーダー		一台(一回)	七四〇円	
CD プレーヤー		一台(一回)	五二〇円	
映写機		一式(一回)	四、六二〇円	
ステージスピーカー		一式(一回)	四七〇円	
はね返りスピーカー	一式(一回)	三一〇円		
研修室	音響装置	一式(一回)	一、一四〇円	
	ビデオプロジェクター	一式(一回)	九五〇円	

	カセットテープレコーダー	一台(一回)	五七〇円
	CD プレーヤー	一台(一回)	五二〇円
視聴覚室	音響装置	一式(一回)	一、一四〇円
	ビデオプロジェクター	一式(一回)	九五〇円
	カセットテープレコーダー	一台(一回)	五七〇円
	CD プレーヤー	一台(一回)	五二〇円
	ダイナミックマイクロホン	一本(一回)	三三〇円
	ワイヤレスマイクロホン	一本(一回)	九一〇円
	床上型マイクスタンド	一本(一回)	六〇円
	卓上型マイクスタンド	一本(一回)	六〇円
	その他	オーバーヘッドプロジェクター	一式(一回)
資料提示装置		一式(一回)	九五〇円
スライド映写機		一式(一回)	五七〇円
一六ミリ映写機		一式(一回)	五七〇円
ビデオデッキ		一式(一回)	六八〇円
コンデンサーマイクロホン		一本(一回)	五七〇円
ダイナミックマイクロホン		一本(一回)	三三〇円
ワイヤレスマイクロホン		一本(一回)	九一〇円
床上型マイクスタンド		一本(一回)	六〇円
卓上型マイクスタンド		一本(一回)	六〇円
コインロッカー		一口(一回)	一〇〇円
体育館施設	電光得点表示盤	一式(一回)	八四〇円
	フロアシート	一枚(一回)	二七〇円
	プール自動計時装置	一式(一回)	一、〇五〇円
(出典: 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則)			
減免の概要			
個人利用 障がい者、65歳以上 占用利用 指定管理者又は福祉関係団体が県の施策事業との関連においてセンターの設置目的を達成する事業を行うために利用する場合等 いずれも全額減免			

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

視察の結果、特に老朽化対策で放置されている箇所等は発見されていなかった。

【意見 25-1】未利用スペースの有効活用の検討について

視察の際に、新型コロナウイルス感染症拡大以降、閉鎖されている図書コーナー内の DVD の閲覧スペースがあった。指定管理者へのヒアリングの結果、2020 年4月以降、利用制限されており、2年半以上、未利用となっているとのことであった。



(監査人撮影)

(改善提案)

新型コロナウイルス感染症の影響は長期化する可能性が高く、このままの状況を継続することは施設の有効活用の観点から望ましくない。図書コーナー内の DVD の閲覧スペースについては規模の縮小や利用目的の変更など、今後の取扱いを検討することが望ましい。

②備品管理

(視察結果)

備品管理台帳より一部任意に抽出し、現物の管理状況を確認した。

なお、7Fフロアにあるキャッシュレス券売機については指定管理者ではなく、人権啓発情報センターの管理対象となっていた。人権啓発情報センターを利用するために設置している備品であり、人権啓発情報センターが管理することが効率的であることから、指定管理者の管理対象外としているものであった。

③資金管理

(視察結果)

管理についてヒアリング及び指定管理者の事務所の管理状況を視察した。

④情報資産管理

(視察結果)

情報資産の管理についてヒアリング及び指定管理者の事務所の管理状況を視察した。

⑤使用許可及び賃貸

(視察結果)

使用許可の一覧を入手し、視察を行った。

⑥料金徴収及び減免の状況

(視察結果)

管理についてヒアリング及び指定管理者の事務所の管理状況を視察した。

指定管理者が県に収納する券売機収入に係る管理資料について閲覧した。

収支計算書により受益者負担の状況を把握し、直近の料金の見直し資料を閲覧した。

⑦バリアフリー対応の状況

(視察結果)

施設の設立目的に『社会福祉に関する総合的な情報の提供、調査研究、相談指導、研修等を行うとともに、県民の参加及び交流の場を提供し、もって地域福祉の向上に寄与する。』として、6F には福岡県障がい者スポーツ協会や福岡県身体障害者福祉協会等、障がいのある人に係る関連団体が入居していることを考慮し、障がいのある人に対する配慮が行われているかの視点で視察を行った。

一部の階のエレベーターホールの点字動線を確認したところ、点字ブロックの案内はあるものの、その先のフロア案内掲示には点字案内が剥げており不十分な状況であった。

また一部の階では点字ブロックの動線がないにも関わらず、フロア案内掲示には点字案内があり、動線と案内内容が整合していない状況であった。



(監査人撮影)

【意見 25-2】利用者を想定した維持管理の必要性について

当該施設は障がい者関連団体が多数入居している施設であること、点字図書館を有する施設であり視覚障がい者の利用も他施設に比べて多いものと想定されることからバリアフリー対応について配慮を行う必要がある。

(改善提案)

県及び指定管理者は、実際に視覚障がい者が利用するとした場合の動線の確認等、想定する利用者の立場からバリアフリー対応が十分であることを確認することが望ましい。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

指定管理施設であり、指定管理料が主な県の支出であったため、検討を省略した。

26 博多サンヒルズホテル

(1) 施設の概要

NO	26			
施設名称	博多サンヒルズホテル(警察共済組合福岡県支部 宿泊施設 博多サンヒルズホテル)			
施設の所管部署名	警察本部総務部施設課			
施設の住所	福岡市博多区吉塚本町 13 番 55 号			
供用開始(竣工)年月日	昭和 63 年1月 31 日(建築)			
施設の概要、設置目的等	福利厚生施設として組合員(警察職員等)の福祉の増進に寄与するとともに公務の能率的運営に資することを目的に建設			
根拠となる条例等	地方公務員法第 42 条、地方公務員等共済組合法第 112 条等			
土地の敷地面積	6,155.23 m ²			
建物の延べ床面積と構造、建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	博多サンヒルズホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	8,714.15	昭和 62 年度
事業概要	宿泊、会議、宴会、婚礼及びレストランの 5 事業を展開 ○ 宿泊施設 34 室 70 名 ○ 宴会場 14 室 826 名 ○ チャペル 60 席、神殿 34 席 ○ レストラン 80 席			
施設の管理方法	直営	指定管理	委託	<u>その他</u>

(施設の概要について補足)

県は博多サンヒルズホテルの建物の 80%を所有している。それ以外の土地、及び建物の 20%は警察共済組合が所有している。

県の当該施設の関与は、県所有の建物の警察共済組合への無償貸付のみであり、施設運営には関与していない。

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

視察の結果、特に老朽化対策で放置されている箇所等は発見されていなかった。

また、「県有財産使用貸借契約書」に記載されている使用目的にしたがい、福利事業以外での使用は検出されなかった。



(監査人撮影)

②使用許可及び賃貸

(視察結果)

警察共済組合の施設使用許可の一覧を入手し、一部について使用許可手続の確認、及び該当個所の視察を行った。

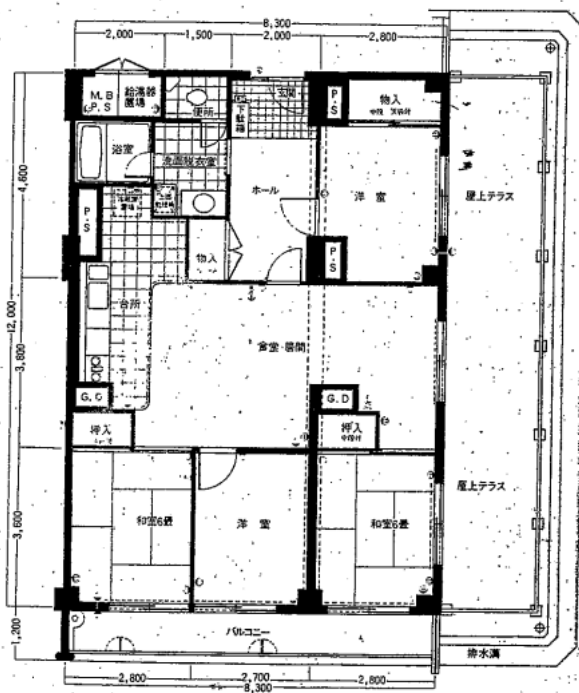
27 大阪事務所、所長公舎

(1) 施設の概要

NO	27			
施設名称	大阪事務所、所長公舎			
施設の所管部署名	商工部商工政策課			
施設の住所	大阪府吹田市山手町3丁目 17 番 C-414 号			
供用開始(竣工)年月日	(和暦)昭和 49 年9月 19 日			
施設の概要、設置目的等	所長公舎			
根拠となる条例等	—			
土地の敷地面積	71.26 m ²			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	関大前スカイハイツ C-414 号室	鉄筋コンクリー ト造	97.17	昭和 50 年度
事業概要	所長公舎として利用			
施設の管理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> その他			

(施設の概要について補足)

1974 年9月に民間が開発した分譲マンション(4LDK)を県が、大阪事務所の職員居住の用に供するために確保したもの。現在も所長公舎として使用されている。



(出典: 県提供資料より抜粋)

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

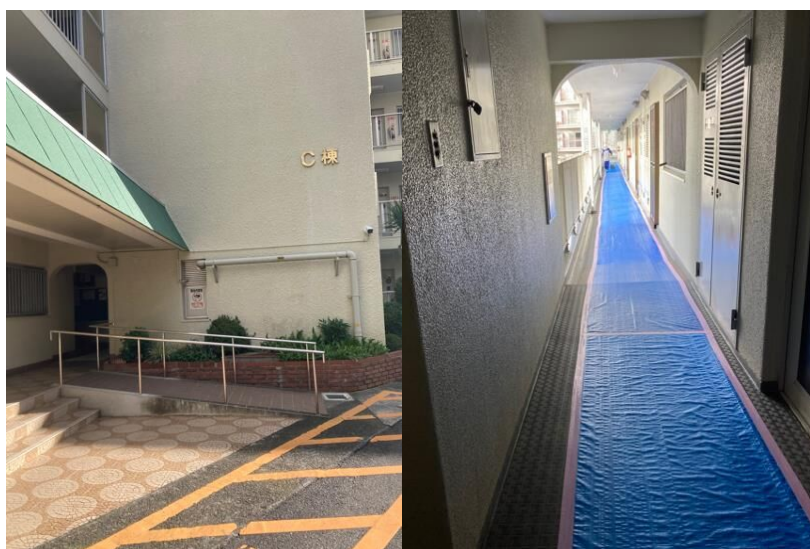
(視察結果)

視察の結果、特に老朽化対策で放置されている箇所等は発見されなかった。

建物は完成から48年が経過しているものの、共用部分の環境は保全されており、現場監査の際にも清掃が行われていた。所長公舎の入居する棟では87戸中入居が確認できないのは3戸であり、当該建物が住居としての機能が維持されている状況と推測される。



(監査人撮影)



(監査人撮影)

【意見 27-1】大阪事務所長公舎の継続保有について

大阪事務所長公舎を継続保有することの課題認識への対応が実行できていない。

大阪事務所長公舎は、現在大阪事務所長の住居、つまり職員住宅として利用されている。「公舎」と施設名称が付されているが、執務や災害等の非常時における役割が与えられた施設ではない。

大阪事務所には所長を含め6名が勤務しており、当公舎及び次長公舎を使用している所長・次長以外の4名は、大阪事務所への通勤利便性や経済的負担を考慮し、一般が利用できる賃貸物件を借り上げて住居としている。

一方、大阪事務所長として赴任した場合は、公舎が存在するため通勤利便性や家族構成に

かかわらず当公舎に居住することになる。

このような状況を踏まえ、大阪事務所は平成 24 年8月に当時の所管課長(商工部商工政策課)に対して、「大阪事務所が職員の居住の用に供するため確保する住宅について(協議)」の事務連絡を行い、公舎についての検討を行っている。

当事務連絡での検討内容は、公舎には以下の課題があり、その対応として公舎の売却、及び所長の居住確保を借り上げにて所長の住居を確保するというものである。

(当事務連絡の課題要約)

・公舎が建築から相当の年数が経過しており、今後大規模修繕の実施等による新たな県費負担が予想される

・適切な維持管理の徹底が困難である

→居住者の価値観に基づく維持管理が1～3年間続いたため、清掃や設備機器の取扱い及び維持補修が必ずしも適切又は十分とは言い難く、新居住者の居住に障りがある。

・老朽化が進んでいる

→居住内の痛みが進み、補修を要する箇所が多数みられる。

・広すぎて生活実態に適さない

→過去 20 年(平成 24 年 8 月当時)で、家族同伴で赴任した所長は一人だけ、あとは全て単身。

・事務所から遠く、非常時の迅速な対応もしくは災害等による交通遮断時の帰宅が困難である

→事務所～(徒歩 15 分)～阪急梅田～(20 分)～最寄り駅～(徒歩 15 分)～所長公舎(12 km)

当事務連絡での課題認識とその対応に不合理な点は見受けられないが、そこから 10 年経過した現時点においても課題対応が実現せず、当公舎の県保有が継続されている。

なお、当公舎と同じ棟・別室について、複数のインターネット検索をしたところ、売却価格は複数のサイトで 1,380 万円～1,890 万円(令和4年2月時点)と表示され、現時点における財産価値は0ではないことが認められる。

名称	種別	面積	財産区分	取得価格	現在高
大阪事務所 所長公舎	土地	71.26 m ²	普通財産	21,600,000 円	11,648,873 円
	建物	97.17 m ²	普通財産		11,323,071 円
合計				21,600,000 円	22,971,944 円

(出典:公有財産台帳より抜粋)

(改善提案)

大阪事務所長公舎の保有目的、将来における利活用の可能性、現在の課題認識、及び財産価値等を踏まえて、売却を念頭に置いた継続保有の是非を検討されたい。

28 福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園

(1) 施設の概要

NO	28			
施設名称	福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園			
施設の所管部署名	福祉労働部障がい福祉課			
施設の住所	福岡県大野城市曙町2-4-18			
供用開始(竣工)年月日	平成7年12月13日			
施設の概要、設置目的等	障がいのある人の自立を支援し、就労の機会の提供その他必要な訓練を行う。			
根拠となる条例等	障害者総合支援法			
土地の敷地面積	5813.08 m ²			
建物の延べ床面積と構造、 建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	福岡県障がい者就労支援 ホームあけぼの園	RC	2053.67	平成7年度
事業概要	障害者総合支援法に基づく施設入所支援、生活介護、就労継続支援、就労移行支援			
施設の管理方法	直営 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>			

(施設の概要について補足)

当該施設は、障がいのある人の自立を支援し、就労の機会の提供その他必要な訓練を行うことを目的に職業能力及び社会適応能力の回復を目標に、必要な訓練及び支援を行うとともに、積極的に地域社会との交流を深め、利用者の社会参加を目指して管理運営されている。

利用者の状況

	利用定員	令和3年度 平均利用者数
施設入所	40	29.2名
生活介護	16	11.3名
就労移行	6	0名
就労継続支援B型	38	31.1名

また、令和4年6月より県が公益財団法人日本財団と締結した連携協定に基づき、デジタル化を行う「就労支援の場」を開始している。主な事業として、国会図書館の蔵書のデジタル化を受託している。地域の複数の障がい者施設の方が共同で作業を行うことができる全国初の取り組みであり、工賃向上を図る取組のひとつとして、他施設にはない特色を備えた先進的な施設となっている。

今後のデジタル化時代を見据えた障がいのある人の新たな就労機会の増大及び工賃向上策として、デジタル化事業等の高単価の役務・サービス事業の受注拡大を目指している。

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

フェンスの一部の老朽化が著しかった。

指定管理者にヒアリングを行ったところ、劣化は激しいものの危険性は少ない箇所であり、防犯の観点からも特に大きな影響はない箇所とのことであった。



(監査人撮影)

施設内を視察した際に、施設内にある水飲み器が以下のように利用されない状況であった。



(監査人撮影)

当該水飲み器について、県及び指定管理者に利用状況や撤去の必要性について確認したところ、撤去を含めて総合的に検討がなされ、コスト等を踏まえて県として現況のままとする判断を行っていた。

②備品管理 (視察結果)

備品管理台帳より一部任意に抽出し、現物の管理状況を確認した。

備品倉庫として利用しているプレハブ小屋を視察した結果、前任の指定管理者が残り、現在は未利用となっている多くの備品を発見した。



(監査人撮影)

指定管理者にヒアリングをしたところ、倉庫に保管されていた備品は県からの貸与備品ではなく、前任の指定管理者が残していった消耗品や備品とのことであった。現在の指定管理者の裁量で勝手に処分を行って良いかがわからず、指定管理者交代時から現況のまま手つかずでそのまま残されていた。

また、施設内の備品数が多く、プレハブ小屋を含めて倉庫として活用している状況であり、指定管理者へのヒアリングでは備品を保管するためのスペースが少ないことが課題となっていた。

【指摘事項 28-1】指定管理者交代の際の備品管理責任について

指定管理者の交代の際には前任の指定管理者の責任で不要な備品の処分が行われるべきであったにも関わらず、実際には処分が行われておらず、施設の備品倉庫に放置されたままとなっている。

指定管理者が管理する備品は、基本協定における備品管理に関する特記事項によれば、県から貸与された備品である備品Ⅰと、指定管理者が業務のために購入した備品Ⅱに分類される。

基本協定

別記1 備品管理に関する特記事項

(備品の管理)

第1 乙は、指定期間中、甲から貸与された備品及び甲から支払いを受けた管理業務の実施に要する経費(以下「管理経費」という。)又は自己の費用により購入した備品(以下「管理備品」という。)を常に良好な状態に保ち、管理業務に支障がないように努めなければならない。

(備品台帳への記帳)

第2 乙は、管理備品で甲が指定する別表2に示すもの(以下「備品Ⅰ種」という。)は、備品台帳に記帳し管理しなければならない。

(略)

(備品の処分費用)

第4 管理備品の処分に要する費用は、備品Ⅰ種にあつては甲が負担し、それ以外の備品(以下「備品Ⅱ種」という。)にあつては乙が負担する。ただし、備品Ⅰ種のうち管理経費により購入したものにあつては、甲乙協議の上決定する。

(略)

(備品Ⅱ種の撤去等)

第7 乙は、指定の期間が満了し、又は指定の取り消しを受けたときは、備品Ⅱ種を、原則として乙の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲が特に必要と認めるときは、次に指定管理者となる者に引き継ぐことができるものとする。

(出典:基本協定 別記1 備品管理に関する特記事項)

※甲が県、乙が指定管理者である。

備品Ⅱについては、指定管理期間が満了した際、施設運営上、特に必要と県が判断した場合は、県の指定により備品Ⅰとなり、後任の指定管理者に引継ぎが行われることとなる。県が指定しなかった備品Ⅱについては、第4(備品の処分費用)及び第7(備品Ⅱ種の撤去等)に従い、前任の指定管理者の責任で必要な処分が行われることとなるが、その処分が行われていなかった。

(是正の方向性)

指定管理者が交代した際の間際の引継ぎに際しては、県は基本協定に定める取り決めに従って、新たな指定管理者に引き継ぐ備品について必要なものについては指定を行うとともに、前任の指定管理者が不要な備品を残していないかについても県は十分に確認する必要がある。

現在は、不要な備品が大量に倉庫に残っており、不要な備品については前任の指定管理者及び現在の指定管理者と協議の上、早急に処分を検討することが望ましい。

③資金管理

(視察結果)

管理についてヒアリング及び指定管理者の事務所の管理状況を視察した。

④情報資産管理

(視察結果)

情報資産の管理についてヒアリング及び指定管理者の事務所の管理状況を視察した。

⑤使用許可及び賃貸

(視察結果)

使用許可一覧を閲覧した。視察時に、他に使用許可が必要な設置物は発見されなかった。

⑥料金徴収及び減免の状況

(視察結果)

利用契約書及びサービス利用説明書、減免申請書を閲覧した。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

指定管理施設であるが、指定管理料の支出が無く、他の県の支出も無かったため、検討を省略した。

29 福岡県立あまぎ水の文化村

(1) 施設の概要

NO	29			
施設名称	福岡県立あまぎ水の文化村			
施設の所管部署名	人づくり・県民生活部 文化振興課			
施設の住所	朝倉市大字矢野竹 831			
供用開始(竣工)年月日	平成5年 11 月			
施設の概要、設置目的等	<p>施設概要: 県有施設と朝倉市有施設(以下、市有施設)から構成される。以下、県有施設について説明。</p> <p>県有施設: アクアカルチャーゾーン(せせらぎ館、ウォーターパレット(水遊び場)、カスケード階段)</p> <p>市有施設: グリーンスポーツゾーン、水辺のふれあいゾーン</p> <p>設置目的(県有施設): 水源地域の特性を活かした余暇、憩い、学習又は交流の場を県民に提供し、もって水の重要性及び有効利用の増進に対する県民の理解を深めることに寄与する。</p>			
根拠となる条例等	福岡県立あまぎ水の文化村条例			
土地の敷地面積	69,152.51 m ²			
建物の延べ床面積と構造、建築年度	建物名称	構造	延床面積(m ²)	建築年度(和暦)
	せせらぎ館	鉄筋コンクリート造	2,595.24 m ²	平成5年度
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・有料施設の利用承認 ・利用料金の徴収 ・施設の維持管理 ・自主事業の企画・運営 			
施設の管理方法	直営	<u>指定管理</u>	委託	その他

(施設の概要について補足)

施設は県有施設と朝倉市有施設で構成されている。県及び朝倉市は施設の運営に際して指定管理者制度を導入しており、それぞれで指定管理者を選定しているが、指定管理者制度導入以降、県、朝倉市ともに同一の指定管理者が、継続して選定されている。

あまぎ水の文化村の施設運営に係る県有施設と朝倉市有施設の概要や財政負担の状況は以下のとおりである。

	あまぎ水の文化村	
施設エリア	アクアカルチャーゾーン	グリーンスポーツゾーン、水辺のふれあいゾーン
所有関係	福岡県	朝倉市
主要な施設概要	せせらぎ館、ウォーターパレット(水遊び場)、カスケード階段等	モニュメント、冒険広場、交流広場、芝生広場等
指定管理者の施設維持運営のための財源	<p>県の指定管理料はないものの、基本財産 20 億円余(県出捐 6 億円、市出捐 10 億円余)の運用益を財源として運営。</p> <p>なお、無料で利用に供していたウォーターパレットをR2年度より利用料金制の対象としている。</p>	<p>指定管理者への補助金のほか、基本財産 20 億円余(県出捐 6 億円、市出捐 10 億円余)の運用益を財源として運営。</p>
改修・大幅修繕※	県負担	朝倉市負担

※改修・大幅修繕で、県と朝倉市の施設で共用の設備等については、その都度負担割合について協定で決定する。

施設の利用者数の状況(令和3年度実績)

アクアカルチャーゾーン入場者数 (無料)	ウォーターパレット入場者数 (料金徴収)	減免対象者数
20,148 人	8,010 人	82 名

使用料及び手数料の体系及び減免の概要

使用料及び手数料の料金体系										
原則、無料利用施設であるが、貸切である場合には以下の料金を徴収している。										
あまぎ水の文化村(せせらぎ館)貸切利用の場合の基本利用料金										
										(単位:円)
部屋名	貸出有効面積 (㎡)	10時～12時 利用料金	13時～17時 利用料金	13時～18時 利用料金	10時～17時 利用料金	10時～18時 利用料金	8時～10時 (超過利用)	12時～13時 (超過利用)	18時～8時 (超過利用)	1時間当たり 冷暖房利用 料金
レクチャー室	128.75	990	1,430	1,650	2,420	2,640	480	420	590	310
休憩室	119.63	990	1,430	1,650	2,420	2,640	480	420	590	310
厨房	45.54	770	1,210	1,430	1,980	2,200	390	360	460	200
更衣室	12.5	440	660	770	1,100	1,210	220	190	260	110
その他の空間 (1階フロアー)	—	1階1,100	1階1,320	1階1,430	1階2,420	1階2,530	1階480	1階390	1階510	1階210
(2階フロアー)	—	2階1,100	2階1,320	2階1,430	2階2,420	2階2,530	2階480	2階390	2階510	2階210
備考 1 基本利用料金には、消費税及び地方消費税相当額を含む。 2 2室以上を同時に利用する場合は、1室当たり利用料金を合計する。 3 営利活動として利用する場合は100分の300 4 3に規定する場合のほか、500円を超える入場料を徴収する場合は100分の200 5 その他の空間は、1階フロアー、2階フロアーそれぞれの一部を利用する場合も表の利用料金を適用 6 利用料金は前納。超過利用料金・冷暖房利用料金は利用後納付可。										
また、夏季に子供の水遊び場として開業するウォーターパレットについては、令和2年7月より利用料金の徴収を開始している。他、施設や備品を貸し出す際に以下の料金を徴収している。										
あまぎ水の文化村施設等の利用料金										
			(単位:円)							
種別	区分・単位	期間	利用料金							
ウォーターパレット	3歳以上・1人	1日	100							
テラスABC(バーベキューコーナー)	1区画	1日	1,100							
業としての写真撮影	写真機1台	1日	550							
業としての映画撮影	撮影機1台	1日	1,100							
興行	1件	1日	3,300							
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1件	1日	1,100							
その他のもの	1㎡	1日	20							
貸ロッカー	1回	—	100							
備考 1 利用料金には、消費税及び地方消費税相当額を含む。										

減免の概要
<p>以下の減免措置を設けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校(大学及び高等専門学校を除く)の児童、生徒及び園児が教育上の目的のために教職員に引率されて利用する場合並びにその引率者が利用する場合 <u>利用料金の50%に相当する額</u> ・児童福祉施設に入所又は通園している幼児及び少年が教育上の目的のために児童福祉施設の職員に引率されて利用する場合並びにその引率者が利用する場合 利用料金の50%に相当する額 ・身体障害者手帳の交付を受けている者が利用する場合 利用料金の全額 ・療育手帳の交付を受けている者が利用する場合 利用料金の全額 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合 利用料金の全額 ・福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第九条第五号に規定する身体障害者若しくは身体障がいのある人、療育手帳の交付を受けている者又は一級若しくは二級の精神障害者とその介護人が利用する場合 利用料金の全額 ・学校の児童、生徒及び園児その他これらに準じると知事が認めた者が土曜日に利用する場合 利用料金の全額 ・指定管理者が水の文化村の設置目的を達成するために利用する場合 利用料金の全額 ・指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が認める額 ・知事が特に必要と認める場合 知事が必要と認める額

(2) 現場の視察

主に以下の視点をもって現場の視察を行った。

①施設管理(老朽化の状況、施設利用の状況)

(視察結果)

視察の結果、園路の劣化が激しく大きなクラックが複数発見された。また、県民が利用する音楽の森においてコンクリートの膨張や破損が目立った。指定管理者に確認したところ、利用者にとって危険性が高いものを優先的に修繕しているとのことであった。



(監査人撮影:せせらぎ館前の街路)

せせらぎ館1階にあるアクシアターについては、視察日時点では故障により使用がなされて

いなかったが、令和4年度までにキッズコーナーとして改修を終える予定とのことであった。なお、アクアシアターは平成19年に故障しているとのことであった。

県道509号線沿いのアクアカルチャーゾーン横に待合小屋があり、当該小屋は県の敷地内にあるが、視察時に指定管理者にヒアリングしたところ、特に県からの指示はなく、指定管理者としては特に小屋の管理を行っていないとのことであった。

一方、県としては過去にバス停の待合所として、現指定管理者から設置の申請があり、当時の管理運営委託契約書の規定に基づき、県が承認しているとのことであった。

【意見 29-1】敷地内の建築物に係る管理について

当該小屋は指定管理者が管理すべきものと認識されていなかったが、小屋の隣には自動販売機も設置されており、県民が自由に利用できる休憩場所として利用することが想定される。

県が設置を承認している小屋で、指定管理者の管理がされていない小屋を県民が利用できる状況となっていた。



(監査人撮影:県有敷地内にある自動販売機横の小屋)

(改善提案)

指定管理者は、過去に県に設置を申請した経緯を踏まえて、適切に当該小屋を管理する必要がある。

なお、当該小屋については、施設内の視察にて発見したものである。県が施設を訪問した際に、県有施設以外で県有敷地に認識していない建築物がないか、その管理主体の確認等について確認するため、定期的に施設を視察することが望ましい。

②備品管理 (視察結果)

医薬品や劇薬はないとのことであった。また備品管理台帳より一部任意に抽出し、現物の管理状況を確認した。

長期間未利用となっている備品(アクアカルチャーゾーン入場料を廃止した平成14年以降は利用されていない自動販売機)が備品倉庫に保管されていた。

当該自動販売機については、現金のみ利用可能な券売機であり、利用見込みについて県及び指定管理者に確認したところ、今後の使用見込みはほとんどないとのことであった。



(監査人撮影:未利用となっている自動販売機)

【意見 29-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて

県が指定管理者に求める備品の現物管理は、年次報告にて指定管理者に備品台帳については報告を求めていたものの、備品の利用状況についてまでは報告を求めていない。そのため、県は指定管理者に貸与している備品が未利用となっていることについて認識していなかった。

※ 別記1 備品管理に関する特記事項

(備品の管理)

第1 乙は、指定期間中、甲から貸与された備品及び甲から支払いを受けた管理業務の実施に要する経費(以下「管理経費」という。)又は自己の費用により購入した備品(以下「管理備品」という。)を常に良好な状態に保ち、管理業務に支障がないように努めなければならない。

(備品台帳への記帳)

第2 乙は、管理備品で甲が指定する別表2に示すもの(以下「備品I種」という。)は、備品台帳に記帳し管理しなければならない。

(略)

(年次報告)

第5 乙は、年度末時点の備品台帳を第13条に定める事業報告書の提出と併せて甲に報告するものとする。

(出典:基本協定 別記1 備品管理に関する特記事項)

(改善提案)

長期間未利用である備品を把握するため、備品の利用状況や長期間未利用となっている備品

の有無についても報告を求めることが望ましい。

なお、備品を保管している部屋は机等、備品でいっぱいであった。当該自動販売機は保管のためかなりのスペースをとっていた。利用見込みのない備品については早急に廃棄や売却等、必要な措置を行うことが望ましい。

③資金管理

(視察結果)

利用料金は指定管理者の収入となるため、県への収納はない。

利用料金を管理している指定管理者の事務所の整理状況や施錠管理を視察した。

④情報資産管理

(視察結果)

情報資産の管理についてヒアリングを実施し、管理状況を視察した。

⑤使用許可及び賃貸

(視察結果)

せせらぎ館内及び敷地内バス停に自動販売機の設置、及びせせらぎ館内にクレーンゲーム等有料遊具が設置されていたが、目的外使用許可が行われていなかった。



(監査人撮影:せせらぎ館内の有料遊具及び自動販売機)

【指摘事項 29-1】目的外使用許可の漏れについて

指定管理者により自動販売機の設置やクレーンゲームの設置が行われていたが、県の目的外使用許可がなされていなかった。

指定管理者が施設を利用して行う業務内容と、県の使用許可の要不要の関係性を示すと以下のとおりである。

業務内容	使用許可の必要性	
基本協定や年度協定に記載の業務	県の使用許可は不要	
基本協定や年度協定に記載のない業務	施設の設置目的内の利用	県の使用許可が必要
	施設の設置目的外の利用	県の目的外使用許可が必要

基本協定や年度協定、管理仕様書には業務内容として自動販売機の設置、及びせせらぎ館内にクレーンゲーム等有料遊具に係る記載は見当たらなかった。

(福岡県立あまぎ水の文化村の管理に関する協定書)

(管理業務の内容)

第4条 乙は、条例第4条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 水の文化村の運営に関する業務

ア 利用の許可及び制限

イ 料金徴収、減免及び還付業務

ウ 広報・啓発業務

エ その他条例第1条の設置目的の達成に関する業務

(2) 水の文化村の施設・整備の維持管理に関する業務

ア 警備業務

イ 建物・設備(工作物を含む)の保守管理業

ウ 修景管理業務

エ 環境衛生管理業

オ 施設設備の修繕。改良・改修

カ 展示品・備品の管理

自動販売機の設置やクレーンゲーム等有料遊具の設置は施設の設置目的外であると考えられ、本来は、県の目的外使用許可が必要であるところ、目的外使用許可が行われていなかった。

(是正の方向性)

県は必要な許可を行う必要がある。

なお、施設を視察すれば自動販売機もクレーンゲーム等有料遊具も容易にその設置を確認できたことから、指定管理者から必要な目的外使用の申請が漏れていないか等の観点で県が定期的に施設を視察し、手続漏れがないかを確認することが望ましい。

⑥料金徴収及び減免の状況

(視察結果)

条例に基づいた料金を掲示していることを確認した。

減免については、条例の様式に定める利用料金減免申請書をサンプルで確認した。

(3) 施設管理に関連する予算執行について

指定管理施設であり、県は施設運営に係る指定管理料は支払っていないため検討を省略した。

(4) その他の監査結果

【意見 29-3】実績報告の徴収の必要性について

管理仕様書に示す施設の維持管理業務について、指定管理者からの文書による実績報告を求めている。

(改善提案)

県が、管理仕様書に基づいた施設の維持管理の実施状況を客観的に確認するため、管理仕様書との対応が分かる実績報告を徴収することが望ましい。

【意見 29-4】あまぎ水の文化村における県有施設運営コスト把握の必要性について

現在、県が徴収している実績報告の収支計算書では県有施設と朝倉市有施設が一体となったものを提出させているが、県は県有施設のみに係る経費を把握するための実績報告を徴収していない。

そのため、県有施設の維持運営でどの程度の管理コストがかかっているかを把握できない状況となっている。

実績報告については、基本協定において以下のように定められている。

(事業報告)

第 14 条

乙は、自治法第 244 条の2第7項の規定に基づき、毎事業年度終了後甲が指定する期日までに、管理業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。

事業報告書に記載する主な事項は、次のとおりで協定等に定めます。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 水の文化村の利用実績
- (3) 管理業務に要した経費
- (4) その他甲が必要と認める事項

基本協定で定める指定管理の対象は県有施設に係る部分のみであり、その趣旨からは第 14 条(3)管理業務に要した経費は、県有施設に係る経費を把握する必要があると考えられる。

よって、県が徴収すべき実績報告は不十分なものとなっている。

そのため、県有施設の維持運営でどの程度の管理コストがかかっているかを把握できていない。

施設のあり方を検討するため、あまぎ水の文化村あり方検討委員会(平成 31 年3月)による「あまぎ水の文化村の今後のあり方について」において施設のあり方を検討しているが、施設維持管理のためのコストを県有施設、市有施設に分けて把握しないまま施設のあり方を検討すれば、その判断を誤る恐れがある。

(改善提案)

県は県有施設に係る維持運営コストを把握するために、現在の実績報告書の様式に管理経費の内訳が分かるように指定管理者に指導することが望ましい。

例えば、監査人が令和3年度における指定管理者の委託契約内訳を入手し、県有施設と朝倉市市有施設に係る区分について県及び指定管理者に確認したところ、県有施設のみに係る委託契約が 10 件計約 270 万円、県有施設と市有施設で共通に係る委託契約が6件 計約 850 万円とのことであり、県有施設のみに係る直接の委託費の把握は可能であった。

共通に係る経費としては、委託費以外に光熱水費や人件費が想定されるが、関与時間や管理面積、点検回数等、定量的に把握したうえで、実態を踏まえてその案分割合を検討し、県有施設に係る維持管理コストが把握することが考えられる。例えば、以下のような形で指定管理者から提出される実績報告書の様式を変更することが望ましい。

【支出項目】	県有施設 指定管理事業	朝倉市有施設 指定管理事業	計
委託料			
人件費			
修繕費			
光熱水費			
××			
計			
【収入項目】			
指定管理料			
目的外使用料			
その他			
基本財産運用益			
××			
計			

【意見 29-5】あまぎ水の文化村における持続可能な指定管理者制度の運用について

県は、これまで蓄積した地域とのネットワークや水源地域の振興に係るノウハウをもつ等の理由で公益財団法人あまぎ水の文化村を指定管理者として個別選定しているが、出資した平成6年当時と比べて、長期金利が大幅に低くなっているにも関わらず、現在も無償で施設運営(指定管理)の委託を行っている。

県の寄附出捐時から令和3年度までの国債金利の推移

年度	10年物国債金利
平成6年3月時点(県寄附金出捐当時)	4.137%
平成18年3月時点(指定管理者制度導入時)	1.718%
令和4年3月時点	0.218%

(出典:財務省HP 国債の関連資料・データ>国債金利情報より該当の国債金利を記載)

このため、指定管理者の財政状態が悪化し、将来的な団体の存続が危ぶまれる状況となっている。

令和3年度における現行の指定管理者の赤字の状況と、赤字補填の財源となる特定資産期末残高を基に、県が試算した指定管理者の特定資産が不足するまでの年数は以下のとおりである。

$$\begin{array}{l} \text{特定資産期末残高} \quad \text{収支差額} \\ 154,000 \text{ 千円} \quad \div 4,846 \text{ 千円} = 31.7 \text{ 年} \end{array}$$

個別施設計画では施設の残年数を39年としているが、施設の残年数よりも早く指定管理者の財源が不足することとなる。

現在は指定管理料が発生しておらず、県の財政負担は発生していないものの、現在の指定管

理者の存続が困難となった場合、他の施設と同様に管理経費を積算し、公募にて事業者を選定し指定管理料を支払う必要がある。このまま指定管理者の事業運営が困難となった場合には、県の財政負担が大きくなる恐れがあるが、県は短期的な財政負担での検討しか行っていない。

(改善提案)

現在の指定管理者を継続することが個別選定理由にあるように、財政的にも蓄積した地域とのネットワークや水源地域の振興に係るノウハウを活かしながら、円滑で効果的な運営のためにも最適と判断するのであれば、持続可能な指定管理者制度となるような検討を行うことが望ましい。

現在、光熱水費の高騰等、物価変動も著しく、指定管理者の財政赤字は拡大することが予想される。現在の指定管理のあり方が最適なものを検討する必要がある。

仮に、現在の指定管理者を継続することが最適であると判断したとした場合、指定管理者の管理経費削減の努力を行ってもなお、指定管理者の基本財産運用益や自主事業で獲得する収益で不足する財源については指定管理料として指定管理者に支払うことを検討することが考えられる。その場合、以下のような様式を用いて施設運営で必要となる指定管理料を試算し、指定管理者として不足する財源を県が予算措置することが考えられる。

		×1年	×2年	×3年	××	合計
管理経費 (A)	人件費					
	物件費					
	×××					
	小計					
収入 (B)	利用料金					
	基本財産運用益					
	自主事業収入					
	朝倉市からの補助金					
	×××					
	小計					
県が補填すべき財源（指定管理料） (A - B)						

III 指定管理者制度について

1 監査対象施設

施設の監査対象施設のうち、指定管理者制度導入施設 10 施設について、県の指定管理者の選定と指定管理者の適切な業務執行等の観点から、監査を実施した。

NO	指定管理者制度導入施設名	指定管理者名	指定管理期間	令和3年度指定管理料
1	福岡県国際文化情報センター	公益財団法人アクロス福岡	R3.4～R8.3	361,836,000 円 及び利用料金制
2	福岡県立ももち文化センター	ももちパレスネットワーク	R2.4～R7.3	86,043,000 円 及び利用料金制
3	福岡県平尾台自然観察センター	ハートランド平尾台(株)	H29.4～R4.3	26,878,500 円
4	福岡県立飯塚研究開発センター	公益財団法人 飯塚研究開発機構	R3.4～R8.3	118,447,960 円 及び利用料金制
5	福岡県立四王寺県民の森	福岡県森林組合連合会	H29.4～R4.3	31,699,800 円
6	福岡県緑化センター	一般社団法人 福岡県樹芸組合連合会	H29.4～R4.3	39,241,400 円
7	福岡県立北九州勤労青少年文化センター	JR九州サービスサポート・ 岡崎建工・日本施設協会 共同企業体	H29.4～R4.3	77,039,000 円 及び利用料金制
8	福岡県総合福祉センター(クローバープラザ)	クローバープラザ 管理運営共同事業体	R2.4～R7.3	408,119,000 円 及び利用料金制
9	福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園	(社福)福岡コロニー	H29.4～R4.3	利用料金制
10	福岡県立あまぎ水の文化村	公益財団法人 あまぎ水の文化村	H29.4～R4.3	利用料金制

2 指定管理者の選定と業務執行について

(1) 指定管理者の選定

指定管理者の選定に係る県の基本的な考え方は、県の令和3年度庁内説明会資料によれば以下のとおりである。

1 基本的な考え方

(1)選定方式

指定管理者制度は、公の施設に対する多様な住民ニーズに対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としており、この目的を達成するため、公正な競争を通じて、効率的な管理運営や経営改善が図られるよう、指定管理者の選定にあたっては、原則として『公募』によることとしている。

ただし、以下の①～③など、特定の団体に限定することが適切な場合においては、『個別選定』によるものとする。

①施設で行われる事業が、県行政の推進と密接な関わりがあり、政策的・研究的事業の実施が中心であることなどから、このような事業を適切に実施できる特定の団体に限定される場合(施設管理は付随的)

②事業の性質から中立性が求められ、さらに高い専門性、技術が必要とされることなどから、特定の団体に限定される場合

③施設の管理にあたっては、地元関係者等との調整を要するなどの特殊な要因から特定の団体に限定される場合

また、募集要領(標準例)によれば、概ね以下のような基準で選定を行い、大項目毎に得点が6割に満たないものがある場合には当該事業者は選定対象とはしないとしている。

7 選定方法

(1) 選定基準

概ね次のような基準で選定を行います。

大項目	中項目	小項目
公共性(公益性)の確保	管理運営方針等	県の方針の反映、組織体制
		施設事業との関連、関係団体との連携
	平等利用、利用者の視点	平等利用の確保の仕組み、考え方
施設利用及びサービスの向上	利用の促進	事業の展開
		広報・PR対策
	サービス・利便性の維持向上	サービス向上策の提案
		教育・研修システム
		相談や苦情への対応
経営(収支)改善	収支の改善 経営の効率化	収入の確保
		総人件費
		今後の収支改善計画
		経営の効率化
職員確保方策及び健全な財政基盤	職員の確保方策	労務管理、職員確保、人員配置計画
		業務引継時の雇用対策
	健全な財政基盤	経営等の状況
		資産等の状況

施設管理上の個別事項	その他の特記事項	個人情報の保護、情報公開
		入札参加制限等
		業務実績等（類似施設の管理実績等）

※大項目毎に得点が6割に満たないものがある場合は選定対象としない。

(監査の視点)

主に、以下の視点等をもって監査を実施した。

- ・選定に際して原則公募であるか。選定過程、選定理由等が適切に文書化されているか。
- ・個別選定である場合には、非公募の理由は合理的であるか。

①公募選定

(監査結果)

公募にて事業者を選定している7施設については、公募資料、審査資料及び選定委員会の議事録を確認した。

各選定資料を閲覧し、選定基準である6割を下回った得点の事業者を選定していないことを確認した。

NO	指定管理者制度導入施設名	選定年度	選定方法
1	福岡県国際文化情報センター	令和2年	個別
2	福岡県立ももち文化センター	令和元年	公募
3	福岡県平尾台自然観察センター	令和3年	公募
4	福岡県立飯塚研究開発センター	令和2年	公募
5	福岡県立四王寺県民の森	令和3年	公募
6	福岡県緑化センター	令和3年	公募
7	福岡県立北九州勤労青少年文化センター	令和3年	公募
8	福岡県総合福祉センター(クローバープラザ)	令和3年	公募
9	福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園	令和3年	個別
10	福岡県立あまぎ水の文化村	令和3年	個別

【意見Ⅲ1】指定管理者応募者数増加のための方策の検討について

監査対象施設として選定した指定管理者制度を導入している施設のうち、7つが公募、3つが個別選定となっていた。公募した施設については全て応募事業者が1社となっている状況であった。

NO	指定管理者制度導入施設名	選定方法	応募者数
1	福岡県国際文化情報センター	個別	
2	福岡県立ももち文化センター	公募	1
3	福岡県平尾台自然観察センター	公募	1
4	福岡県立飯塚研究開発センター	公募	1
5	福岡県立四王寺県民の森	公募	1
6	福岡県緑化センター	公募	1
7	福岡県立北九州勤労青少年文化センター	公募	1
8	福岡県総合福祉センター(クローバープラザ)	公募	1

9	福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園	個別	
10	福岡県立あまぎ水の文化村	個別	

指定管理施設の応募事業者が1社となったことについて、課題分析や応募者増加のための方策の検討、マーケットサウンディングの実施状況について確認したところ、県は以下のように分析を行っていた。

・全庁的な対応結果

指定管理者制度の所管課である行政経営企画課では、応募が少なかった施設を対象に、現地説明会に参加したが応募しなかった事業者へ、応募しなかった要因を聞き取り、募集期間や提案書に記載させる内容が適当かなどの観点から、指定管理者制度の運用の改善を図っている。

・各施設毎の分析結果

応募者が1社となった上記全ての施設で分析や事業者へのヒアリングを行っている。1社となった要因については専門性や敷地面積、施設の規模、新型コロナウイルス感染症拡大に係るリスクへの対応等が要因として挙げられていた。

上記のように、県は応募事業者が少ない施設を対象にその要因を現地説明会の参加事業者に聞き取りや各課で課題分析を行っているが、現実として応募者が各施設とも1社にとどまっており、競争性を確保できているかに懸念のある状況となっている。

また現在の応募者が1社しかない状況が続けば指定管理者の担い手が不足し、指定管理者制度を継続できない恐れがある。

(改善提案)

今後の県施設の持続可能な施設運営のためにも、指定管理者制度が民間事業者にとって魅力のある制度であることが重要となる。競争性の確保のためにも応募者の増加が必要となるため、募集要領や応募条件について改善を図る必要があると考えられる。

指定管理業務の主な業務は施設の管理運営業務であり、体育館等、応募者が複数事業者発生している施設も存在していることから、全庁的な課題として募集要領や応募条件等に際しての課題について正確に把握し、次回の公募の際には、競争性を確保するために複数の応募者が参加するような対応策を図ることが望ましい。

例えば、一般的には以下のような課題と対応が想定される。

課題例	対応例
応募期間が短く、検討の時間が少ない。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、約2か月となっている公募期間を3か月程度に延長する。 ・応募者が1社の場合には、自動的に募集期間を1か月程度延長する。 その旨を公募やHPで周知する。
指定管理料の上限が低く、事業者にとって応募するメリットがない条件となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・物価高騰等の経済状況を踏まえて、指定管理料の積算を見直す。 ・責任分担を募集要領で明確にする。

光熱水費の高騰や新型コロナウイルス感染症拡大等、経営環境が不透明であり、事業者として負担するリスクが不透明である。	・光熱水費の高騰や新型コロナウイルス感染症拡大等、新たな事象を踏まえて、指定管理者との責任分担について見直しを図る。
専門性が高い業務が指定管理業務に含まれる。	・課題となる専門性の高い業務を把握した上で指定管理とする業務内容を整理する。 ・専門性の高い業務については、例えば優れたサービスや先進的な取組を提案させ、サービスの質的向上が図れたと県が認める場合には、指定管理料を上乘せする等、事業者にとってインセンティブが産まれるような公募条件とする。

特に、他県の類似施設で複数の応募者が発生している指定管理施設については、応募期間、指定管理者との責任分担等、現在の県の募集要領や指定管理の業務内容、インセンティブ等について県に何らかの課題がある可能性がある。

他県の類似施設の応募状況を踏まえて、課題把握のために現在行っている現地説明会の参加事業者への聞き取り調査だけでなく、他県の公募資料や指定管理業務内容、インセンティブ等の分析を行い、応募者数増加に向けた取組をすることが望ましい。

【意見Ⅲ2】県と指定管理者との責任分担表の再検討と募集要領での公表について

①県は、新型コロナウイルス感染症拡大による休業期間や新型コロナウイルス感染症拡大に対応するための経費について、指定管理者に対して令和2年度及び令和3年度の指定管理料の増額を行っている。

当該対応は、基本協定別表1に定める不可抗力に伴うものと判断の上、県の負担として整理されている。

※基本協定別表1

種類	内容	負担区分	
		県	指定管理者
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、放火、近隣施設からの延焼、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の損害、同修復による経費の増加及び履行不能	○	

②また、物価変動については、基本協定別表1により、指定管理者が負担することとなっているが、同協定第7条但し書きにおいて、別表に定める事項に疑義が生じた場合には、県と指定管理者が協議の上、責任の分担を決定することとなっている。

令和4年度においては、コロナ禍でエネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける事業者を支援するため、県は光熱費等の高騰分を補助する予定である。

<p>基本協定 (責任分担) 第7条 管理業務を行うに当たり、甲と乙の責任の分担については、別表1のとおりとする。 ただし、別表に定める事項に疑義を生じた場合又は別表に定めのない事項については、甲乙協議の上、責任の分担を決定するものとする。</p>
--

一方、最新の募集要領の標準例では、物価変動に係る負担区分は指定管理者の負担区分となっている。

12 指定管理者と県の責任分担等

福岡県と指定管理者との責任分担は概ね次のとおりとし、詳細は協定等で定めま
す。

	福岡県	指定管理者
物価や金利・為替の変動に伴うコスト増		○
施設の保守点検・維持管理（軽微な修繕を含む）		○
施設設備の大規模修繕	○	
事故・火災による施設の損傷・施設利用者の被災による責任	協議事項	
建物共済加入（火災、自然災害等による損害）	○	
施設賠償責任保険加入		○
包括的な管理責任	○	

※ 注意義務違反等、指定管理者の責めに帰すべき事由による損害については、指定管理者が賠償するものとします。

（出典：令和4年度 募集要領（標準例））

募集要領の標準例だけを見れば、昨今の光熱費の高騰や新型コロナウイルス対策に係る負担に関する記述がなく、その責任が指定管理者のみにあると誤認し、応募意欲を削がれる可能性があり、応募者が減少する要因となりうる。

総務省の調査によれば、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応等により生じた減収等のリスク分担の考え方については、選定時に示している自治体も一定程度存在する。

表8-2 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応等により生じた減収等の
リスク分担の考え方について

（単位：施設、%）

区分	都道府県	指定都市	市区町村	合計
1 選定時に示している、かつ、協定等に記載している	1,544 (23.0%)	4,631 (57.4%)	15,800 (25.2%)	21,975 (28.3%)
2 選定時にのみ示している	23 (0.3%)	183 (2.3%)	992 (1.6%)	1,198 (1.5%)
3 協定等のみ記載している	2,597 (38.6%)	433 (5.4%)	12,167 (19.4%)	15,197 (19.6%)
4 選定時に示さず、協定書等にも記載していない	2,557 (38.0%)	2,816 (34.9%)	33,794 (53.9%)	39,167 (50.5%)
合計	6,721 (100.0%)	8,063 (100.0%)	62,753 (100.0%)	77,537 (100.0%)

（出典：公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果 令和4年3月 29 日）

（改善提案）

今後、新型コロナウイルス感染症拡大や、昨今の光熱費の高騰に対する県の対応を踏まえ、基本協定の責任分担表に発生起因や高騰の要因別の責任区分を明確にする必要がある。

また、指定管理者と県の責任負担が選定時に明確にわかるように、募集要領の標準例について見直しを行うことが望ましい。

②個別選定

(監査結果)

・個別選定にて事業者を選定している3施設については、個別選定とした理由及び選定委員会での議事録を確認した。

・各選定資料を閲覧し、選定基準である6割を下回った得点の事業者を選定していないことを確認した。

個別選定とした理由は以下のとおりであり、いずれも選定年度の第一回指定管理者選定委員会にて個別選定が決定している。

No	指定管理施設	個別選定理由
1	福岡県国際文化情報センター	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設で行う事業は、本県文化行政の中核であり、県の文化振興施策と密接に関連するため、長期的視点を持ち、県と一体となって推進する必要がある。 ・このため、その担い手は、営利を目的とせず県の文化振興のために設立された団体であり、経営の効率化と文化事業展開の両面で実績を有し、さらに地元団体や地域との連携も備えている現団体に限定される。
9	福岡県障がい者就労支援ホームあけぼの園	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度までを計画期間とする現在の行政改革大綱において、県の施設として存続させる意義が乏しいものについては、そのあり方について見直しを行うとしているが、現時点では結論を得るに至っていない。 ・今後の検討によっては、移譲や廃止を行う可能性があることを考慮し、暫定的に現団体を個別選定して、指定期間を2年間延長する。
10	福岡県立あまぎ水の文化村	<p>本施設は、水の重要性和有効利用の増進に対する理解を深めること及び水源地域の振興に寄与することを目的に、朝倉市と県が役割分担し、一体的に整備された施設であり、朝倉市有施設と県有施設で構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的の達成には、水源地域の意向の反映が重要であり、事業推進に当たっては、朝倉市や地域団体等と連携していくことが不可欠。このため、その担い手は、朝倉市、県及び利水地域の自治体等が一体となって設立した財団であり、これまで蓄積した地域とのネットワークや水源地域の振興に係るノウハウを活かしながら、円滑で効果的な運営を行うことができる現団体に限定される。 ・なお、管理経費は、全額を財団の基本財産の運用益(一部朝倉市の補助金)で賄っているため、他の団体に管理させることになれば新たな財政支出が必要となる。

(出典：R 2年度、R 3年度の指定管理者選定委員会資料)

(2) 指定管理者の業務執行

県の各指定管理者施設では、基本協定において以下のように施設の管理運営や業務執行に係る条項を定めている。

<p>(管理業務の内容)</p> <p>第4条 乙は、条例第〇条の規定に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)センターの利用の承認</p> <p>(2)センターの施設・設備の維持及び保守</p> <p>(3)〇〇〇……………</p> <p>(4)〇〇〇……………</p> <p>2 前項各号に係る業務の細目は、管理仕様書に定めるとおりとする。</p> <p>(管理業務の委託等)</p> <p>第6条 乙は、管理業務を一括して第三者に対して委託し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>2 乙は、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。</p> <p>(年度事業計画書)</p> <p>第9条 乙は、次の事項を記載した年度事業計画書に基づき、第〇条の管理業務を行わなければならない。</p> <p>(1)事業の概要</p> <p>(2)管理業務の執行体制(人員配置計画を含む。)</p> <p>(3)管理業務に要する経費の収支計画</p> <p>(4)その他甲が必要と認める事項</p> <p>2 乙は、前項に規定する年度事業計画書を甲が指定する期日までに、甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。</p> <p>3 甲は、前項の規定により年度事業計画書が提出されたときは、内容を審査の上、必要があるときは乙と協議し、変更を指示することができる。</p> <p>(定期報告)</p> <p>第12条 乙は、四半期ごと(又は毎月)業務の終了後速やかに、センターの利用実績、収支状況等を記載した定期業務報告書を作成し、甲に提出するものとする。</p> <p>(事業報告)</p> <p>第13条 乙は、自治法第244条の2第7項の規定に基づき、毎事業年度終了後甲が指定する期日までに、管理業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲に提出しなければならない。</p> <p>(1)管理業務の実施状況</p> <p>(2)センターの利用実績</p> <p>(3)使用料(利用料金)の収入の実績</p> <p>(4)管理業務に要した経費</p> <p>(5)その他甲が必要と認める事項</p>
--

(出典:〇〇センターの管理に関する協定書(基本協定)(例))

指定管理者制度の主管部署である行政経営企画課より、上記の協定書【条文例】が示されており、指定管理施設の各所管部署がこの協定書【条文例】をもとに各指定管理者との間で基本協定を取り交わしている。

(監査の視点)

・業務の再委託については、あらかじめ県の承認を受けた場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるとされている。そこで再委託に係る県の承認が行われているかを確認した。

・年度事業計画書については、県が指定する期日までに県に提出し、県の承認を受けることとな

っている。そこで年度事業計画書が提出されているか確認した。

・定期報告については、「四半期ごと(又は毎月)業務の終了後速やかに、センターの利用実績、収支状況等を記載した定期業務報告書を作成し」等、基本協定で定める頻度で県に提出することとなっている。そこで基本協定に基づいて、定期業務報告書等が提出されているか確認した。

・事業報告については、毎事業年度終了後県が指定する期日までに、管理業務に関する事業報告書を県に提出することとなっている。そこで令和3年度事業報告が提出されているか確認した。

(監査結果)

・監査対象施設 10 施設について、再委託に係る県の承認、年度事業計画書が提出されていること、定期報告の実施状況、年度事業報告の徴収を確認した。

・あまぎ水の文化村、飯塚研究開発センターを除く8施設に係る管理仕様書及び実績報告書、管理運営に関する報告書等を閲覧した。

あまぎ水の文化村については、実績報告の中に管理仕様書に基づく保守管理業務の点検項目等の確認が含まれていなかった。

・飯塚研究開発センターについては、実績報告の中に管理仕様書に基づく保守管理業務の点検項目等の確認が口頭によるものとなっていた。

・福岡県立北九州勤労青少年文化センターについては、県は管理仕様書に基づいて「管理運営に関する報告書」を徴収し、指定管理者の管理運営について仕様書どおりの業務を行っているかについて確認をしていたものの、基本協定の中に管理仕様書に関する定めがなかった。

・福岡県国際文化情報センターについては、指定管理者から提出される報告書を見ると、業務及び設備名が管理仕様書と合致していない箇所が散見され、また具体的な実施回数が記載されていないため、設備の整備・点検等の回数が管理仕様書の要求どおりに実施されたかどうかを、確認することが出来なかった。

上記に係る指摘事項及び意見については、「Ⅱ 個別施設について」の各施設の監査結果に記載した。

(3) その他の検討事項

【意見Ⅲ3】指定管理者運用に係る共通ガイドラインの検討について

現在、県では指定管理者の選定から評価に至る方針について、毎年4月に当該年度の指定管理者選定施設担当者を集めた上で、選定方法等について説明を行う運用を行っている。当該資料は、県の指定管理者選定委員会の審議資料として県 HP で公表され、閲覧が可能な状況で公表されているが、県として統一的な指定管理者運用に係る共通ガイドラインの作成までには至っていない。

(改善提案)

指定管理者制度の運用にあたって、県として所管課や指定管理者が準拠すべき基本的事項や留意事項についてガイドラインとしてとりまとめを行い、県 HP にて公表することは指定管理者の選定過程の透明性・公平性の確保や指定管理者制度の適切な運用を進めることに有意義であると考えられる。

新潟県や島根県など、他県でも指定管理者制度のガイドラインを設け、公表している事例が多数存在することから、福岡県でもガイドラインを設け、運用することを検討することが望ましい。

【意見Ⅲ4】指定管理料と受益者負担の考え方について

県は、利用料金を徴収する県民利用施設について、5年に1回、定期的にご利用料金の見直しを行っている。

その見直し内容は、備品を利用する場合にはそのコストを算定し利用料金の見直しを行っている施設もあるものの、多くの施設については類似施設との料金比較、全国消費者物価指数との比較、及び消費税増税等に係る利用料金見直しに留まっており、施設管理経費をベースにした受益者負担及び県民向け施設横並びでの負担のあり方までは検討がされていない状況にある。

指定管理料は以下のように管理経費と利用料金(収入)の差額として計算されることから、受益者負担のあり方を見直さなければ、物価高騰や新型コロナウイルス感染症拡大対応等の影響で管理経費の増加が見込まれる現状では、県の財政負担が今後も増加する懸念がある。

9 委託料等

(1) 管理経費

県が支払う管理委託料については、〇カ年総額が現行の額の〇カ年分以内となるよう、収支計画書を作成してください。

(「現行の額」については、別添「現行の管理状況」P〇〇を参照してください。)

(単位:千円)

		単年度経費
管理経費	人件費	
	物件費	
	小計 A	
利用料金(収入) B		
県が支払う管理委託料 (A-B)		

(出典:福岡県立〇〇センターの指定管理者の募集に関する要領(標準例)より)

(改善提案)

限られた財源を有効に活用するためには、県民利用施設でサービスを提供するために係るコスト(原価)を基準として、受益者負担をどの程度求めるか、すなわちどの程度県が財政負担を行うかを検討する必要がある。その検討は個別施設毎に検討するのではなく、県民利用施設全体での公平性が求められる。そのため、施設の設置目的を考慮して、どの程度県が財政負担を行うかの検討が必要となると考えられる。

特に、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、利用者の動向に大きな影響があったことから、各施設の受益者負担に大きな変化が生じていることが予想される。

そのため、監査対象とした指定管理対象施設のうち、県の財政負担となっている指定管理料と利用者が負担する利用料金制のいずれにも該当する4施設をサンプルで、受益者負担と県の財政支出の割合の経年比較と施設間比較を行った。

なお、経年比較の年度としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮するため、新型コロナウイルス感染症拡大前の平成30年度と新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和3年度について、県より入手した支出及び収入の情報を基に監査人が算出した。

i 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の受益者負担の状況(平成30年度)

(単位 千円)

	項 目	福岡県立ももち文化センター	福岡県立北九州勤労青少年文化センター	福岡県総合福祉センター	福岡県立飯塚研究開発センター
支出	施設管理運営経費(①)	162,040	102,663	501,044	73,163
収入	県委託料(指定管理料)	84,828	82,931	443,986	111,200
	利用料金(②)	83,458	18,961	77,811	36,943
	自動販売機等その他(②)	1,226	847	17	862
	目的外利用(②)	0			2,930
減免	減免・免除額(③)	463	650	52,098	661
受益者負担	減免をしなかった場合の受益者負担割合(②+③÷①)	52.55%	19.93%	25.93%	56.58%
	受益者負担割合(②÷①)	52.26%	19.29%	15.53%	55.68%

(県提供資料を基に監査人が作成)

ii 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた受益者負担の状況(令和3年度)

(単位 千円)

	項目	福岡県立ももち文化センター	福岡県立北九州勤労青少年文化センター	福岡県総合福祉センター	福岡県立飯塚研究開発センター
支出	施設管理運営経費(①)	169,993	105,252	511,319	79,564
収入	県委託料(指定管理料)	105,818	91,569	451,256	118,448
	利用料金(②)	68,568	12,714	40,605	33,529
	自動販売機等その他(②)	464	977	4	379
	目的外利用(②)	0			914
減免	減免・免除額(③)	536	704	42,922	2,089
受益者負担	減免をしなかった場合の受益者負担割合(②+③÷①)	40.92%	13.68%	16.34%	46.39%
	受益者負担割合(②÷①)	40.61%	13.01%	7.94%	43.77%

(県提供資料を基に監査人が作成)

試算の結果、いずれの施設も平成30年度より令和3年度は管理経費が増加し、利用料金が減少していることから、県の財政負担の額、割合ともに増加している状況であった。

令和5年度以降は、光熱水費等、物価高騰の影響もあることから利用者数が大きく増加しなければ今後も県の財政負担は増加していくことが予想される。

県は、県民向け施設のそれぞれの設置目的を踏まえて、指定管理料として県の財政負担を行っていくかの方針を検討する必要があるが、そのため受益者負担のあり方を検討することが必要と考えられる。

例えば、監査人が判断した施設類型と、平成30年度及び令和2年度の受益者負担を記載すると以下のとおりである。

(単位 %)

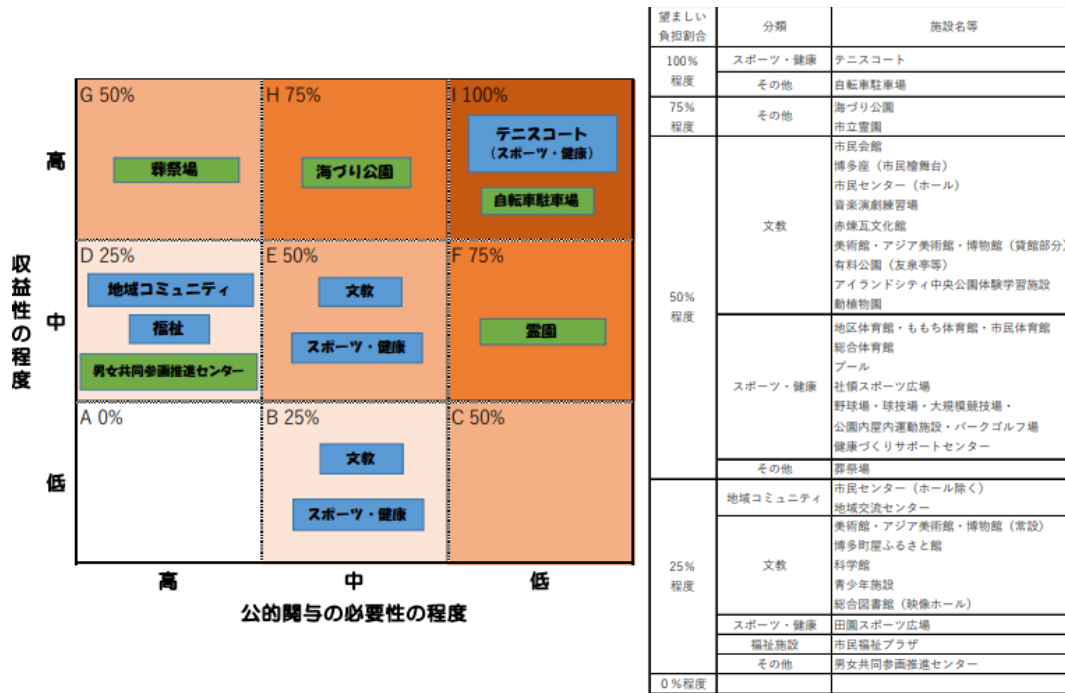
施設名	施設の設置目的(概要)	受益者負担(H30)	受益者負担(R3)
福岡県立ももち文化センター	文化施設(ホール等)	52.26	40.61
福岡県立北九州勤労青少年文化センター	勤労青少年の福祉を推進	19.29	13.01
福岡県総合福祉センター	総合福祉施設	15.53	7.94
福岡県立飯塚研究開発センター	産業支援施設	55.68	43.77

受益者負担における施設間比較を行った結果、文化施設(ホール等)である福岡県立ももち文化センターと産業支援施設である福岡県飯塚研究開発センターの負担割合は概ね同様であった。

また、青少年健全育成の目的である福岡県立北九州青少年勤労文化センターと総合福祉施設である福岡県総合福祉センターも概ね同様の負担割合であった。

また、令和3年度の受益者負担については、平成30年度と比べて概ね5ポイントから10ポイント程度減少し、その分県の財政負担が増加している状況である。

当該負担割合については各自治体によって様々であるが、例えば福岡県内では北九州市、福岡市の両政令指定都市においては、公の施設に係る受益者負担のあり方を検討し、市としての財政負担のあり方に係る検討状況や方針を公表している。



(出典:福岡市 第2回 市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準検討委員会説明資料)

5 公の施設の標準的受益者負担割合

収益可能性	A I (50%程度)			A II (75%程度)			A III (100%)		
	A	保健福祉施設(福祉会館) 【74.1% (53.2%)】	産業関連施設(コンベンション等) 【80.2% (58.6%)】	霊園等 【88.7% (98.7%)】	保健福祉施設(火葬場) 【62.0% (52.0%)】	産業関連施設(レジャー系) 【67.0% (63.9%)】		自転車駐車場 【59.6% (53.3%)】	有料公園(レジャー系) 【62.6% (70.6%)】
B	B I (25%程度)			B II (50%程度)			B III (75%程度)		
	市民活動拠点施設 【9.7% (6.7%)】	美術館・博物館等 【20.7% (17.0%)】	スポーツ施設 【34.1% (16.9%)】	保健福祉施設(スポーツ系) 【31.9% (13.3%)】	産業関連施設(産業支援系) 【30.2% (24.1%)】	観光施設 【35.1% (33.5%)】			
	C I (10%程度)			C II (25%程度)			C III (50%程度)		
C	地域コミュニティ施設 【11.3% (1.8%)】	青少年施設 【4.9% (3.5%)】	文化施設(ホール・市民会館等) 【21.5% (10.7%)】	環境・産業学習施設 【2.8% (1.8%)】	有料公園等 【14.6% (12.6%)】				
	保健福祉施設(高齢者福祉) 【16.7% (16.7%)】	子育て支援施設 【14.8% (14.1%)】							
	C I (0%)								
	保健福祉施設(障害者福祉会館) 【0% (0%)】	子育て支援施設(児童館) 【0% (0%)】							
	交通安全センター 【0% (0%)】								
	I	II	III	公的関与の必要性(公共サービス性)					

(出典:北九州市 公の施設に係る受益と負担のあり方 平成 29 年 12 月)

他都道府県では、受益者負担のあり方について、福岡市や北九州市のように公表している事例は発見できなかったものの、公表するか否かに関わらず、県の方針として施設の設置目的に合わせて受益者負担のあり方に係る方針をもたなければ、際限なく県の財政負担が増加する恐れがある。

受益者負担のあり方に係る県民向け施設の統一的な方針を定めることで、限られた財源をどの施設に重点をおいて配分するか、政策的にどの施設を重視するか等の検討が図れるものと考えられる。

県は、県民向け施設に係る受益者負担のあり方に係る方針を検討することが望ましい。

IV 総合意見

1 県有施設の管理運営に関するリスク対応について

県有施設の管理運営に係る全庁的な規程等のルール整備、公共施設等総合管理計画等の将来計画を確認し、個別施設を抽出して監査した結果、意見 49 件、指摘事項 12 件が検出された。

各種ルールの整備、及び将来計画の策定により、包括的な施設の管理運営に関するリスクへの対応は実施されているが、監査結果からは以下のような個別具体的なリスクは顕在化しており、「ヒト・モノ・カネ」に分類すると以下のとおりである。

施設管理に関する具体的なリスク	ヒト	モノ (サービス)	カネ	その他
施設の設置目的が果たせないリスク		施設運営		
施設を有効に活用できないリスク		施設運営		
施設が適切に使用されないリスク		施設運営		
県職員による施設の不適切使用を適時に是正できないリスク		施設運営		
施設の運営状況を把握できないリスク		施設運営		
施設利用者の安全を確保できないリスク		施設運営		
施設利用者に落とし物を返還できないリスク		施設運営		
委託業者・指定管理者によるサービス水準が要求水準に満たないリスク		施設運営		
民間事業者による競争環境が生まれずサービス水準が維持できないリスク		施設運営		
特定の民間事業者に依存せざるをえず民間事業者をコントロールできないリスク	民間 事業者	施設運営		
民間事業者が仕様どおりに業務を実施しないリスク		施設運営		
県と民間事業者との責任が不明確になるリスク		施設運営		
老朽化等により施設のサービス水準が維持できないリスク		施設整備		
資産の盗難・紛失により施設のサービス水準が低下するリスク		施設整備		
適時適切な維持修繕が実施されず維持修繕コストが大きくなるリスク		施設整備	整備コスト	
民間事業者が事業リスクを評価できず参入できない、又は高額な委託料・指定管理料が必要となるリスク	民間 事業者		運営コスト	
人材不足により施設運営ができなくなるリスク	県職員			
資産の管理コストが低減できないリスク			運営コスト	
適切なコスト負担を受益者に求めることができないリスク			受益者 負担	
指定管理制度導入に係る事務処理が効率的に行えないリスク				事務手続
情報漏洩が生じるリスク				事務手続
行政文書の作成漏れ、誤りを看過するリスク				事務手続

(監査人作成)

(1) 県有施設の管理運営における「ヒト」に関するリスク

県有施設の管理運営について、県職員が直接運営(直営)として担う一方、施設運営事務、清掃、維持修繕、警備等広範囲の業務を、委託、指定管理者制度を通じて民間事業者が担っている。

しかし、「【意見Ⅲ-1】指定管理者応募者数増加のための方策の検討について」にて述べたように、今回監査対象とした指定管理者制度導入施設 10 施設のうち7施設は指定管理者を公募選定しているが、応募事業者は1社のみであり、残りの3施設は公募ではなく個別選定をしている。

このような状況は、民間事業者による競争環境が生まれずサービス水準が維持できないリスクという施設運営上のリスクのみならず、担い手不足から、特定の民間事業者に依存せざるをえず民間事業者をコントロールできないリスクが生じることになる。

また、担い手を確保に関しては、施設管理にかかるコストと、その負担関係を明らかにしない場合は、民間事業者が事業リスクを評価できず参入できない、又は高額な委託料・指定管理料が必要となるリスクが生じることになる。

一方、直営施設については、「【意見 20-1】施設管理に必要な資格保有者の確保について」にて述べたように、技術資格等を保有する県職員を配置することが施設運営を継続する法的要件となっている施設では、人材不足により施設運営ができなくなるリスクが生じることになる。

福岡県公共施設等総合管理計画では、主に県有施設の維持管理及びその財政負担についての検討が行われているが、実際に施設運営を担当する担い手に関する記述は少ない。

(3) 民間活力等の活用

ア 本県が定める PPP/PFI 導入に係る手続等に基づき、民間の技術・ノウハウ、資金等の活用(PPP/PFI の活用)について積極的に検討します。

イ 国・他の地方公共団体の施設との合築や相互利用について検討するほか、地域住民やボランティア、企業、NPO 等による道路の清掃や植栽の手入れ、河川の草刈り等、公民協働による公共施設等の維持管理を促進します。

(出典:福岡県公共施設等総合管理計画 より抜粋)

これまでは少子高齢化の入り口として生産年齢人口減少の影響は顕著ではなく、官民ともに施設運営担い手の確保に関する課題認識は深刻ではなかった。

今後は、少子高齢化により生産年齢人口の減少スピードが増し、かつ、「人的資本」という新しい概念のもと、賃金や人材育成に費やす資金は価値創造に向けた投資として、民間事業者による戦略的な人材マネジメントが高度化することが予想される。そうなれば、これまでを踏襲した仕様、コスト水準、募集方法、県職員採用の方法では、必要な担い手の確保に関する課題認識は深刻化することが懸念される。



(出典:経済産業省「持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会報告書」より抜粋)

施設そのものの維持・整備やその財源が確保されても、その運営を担う「ヒト」が確保されていなければ施設設置の目的を果たすことはできない。「ヒト」に関するリスクへ対応するためには、担い手の選択肢を持つこと、また、その状況を継続的に維持することが必要になる。具体的には、民間事業者へのサウンディング、それに基づく業務仕様検討と各種法制度の整理、業務発注者もしくは直営事業の担い手としての県職員の育成等、改革的な目線での対応が求められる。

(2) 県有施設の管理運営における「モノ」に関するリスク

「モノ」としての県有施設の長期的な視点での更新等については「福岡県公共施設等総合管理計画」が策定され、老朽化、財源確保、利用ニーズの変化といったリスク要因について、県による計画的な対応が進行している。一方で、今回の施設現地監査では、「福岡県公共施設等総合管理計画」では拾いきれない施設運用・整備上のリスクが検出された。

今回認識した施設運用・整備上のリスクが検出された主な原因として、県による施設の実態把握が十分にできていないことが考えられる。具体的には委託業者・指定管理者等からの業務実績報告がない・実態把握ができるような報告様式になっていない、または、有効な報告になっていたとしてもリスク認識できず対応が図られていない、新型コロナウイルス感染症の影響により県職員が直接実態把握する機会が減少している。

現地監査は、監査人及びその補助者が1名ないし2名で、1日現地訪問した。また、現地訪問前には、その準備として上記リスクを想定、確認事項を整理した。県においても「福岡県内部統制に関する方針」に基づき、施設運用・整備上のリスクを洗い出しができるよう、施設の実態把握に能動的に務めることが期待される。

2. 内部統制の目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の効率的かつ効果的な遂行のため、業務プロセスの明確化、研修の充実を図るとともに、内部統制の不備を把握した場合、速やかにその対応策を検討し、全庁で共有します。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

予算、決算等の財務報告や行政評価等の非財務報告の信頼性を確保するため、正当な手続に基づく報告の作成、情報の適切な保管及び管理に取り組みます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令等が着実に遵守されるよう、業務の遂行に係る根拠規定を明示し、定期的な点検を行うとともに、組織内外からの通報制度を活用します。

(4) 資産の保全

県が保有する資産を保全するため、適正な手続及び承認の下に、取得、使用及び処分を行います。

(出典:「福岡県内部統制に関する方針」より抜粋)

また、県は施設の実態把握のみならず、具体化しているリスクについては対応するとともに、責任の所在が不明確になりやすい委託業者、指定管理者の交代・引継には、主体的な関与が望まれる。

(3) 県有施設の管理運営における「カネ」に関するリスク

① 適時適切な維持修繕が実施されず維持修繕コストが大きくなるリスク

県有施設の管理運営に係る「カネ」である財源については、「モノ」同様、「福岡県公共施設等総合管理計画」の中で財政負担の軽減・平準化への対応が進行しており、基本方針として予防保全型の維持管理・修繕、改修、更新を図り、約20%の経費節減を目指すとしている。

2 公共施設等の管理に関する実施方針

1) 予防保全による安全・安心の確保及び施設の長寿命化

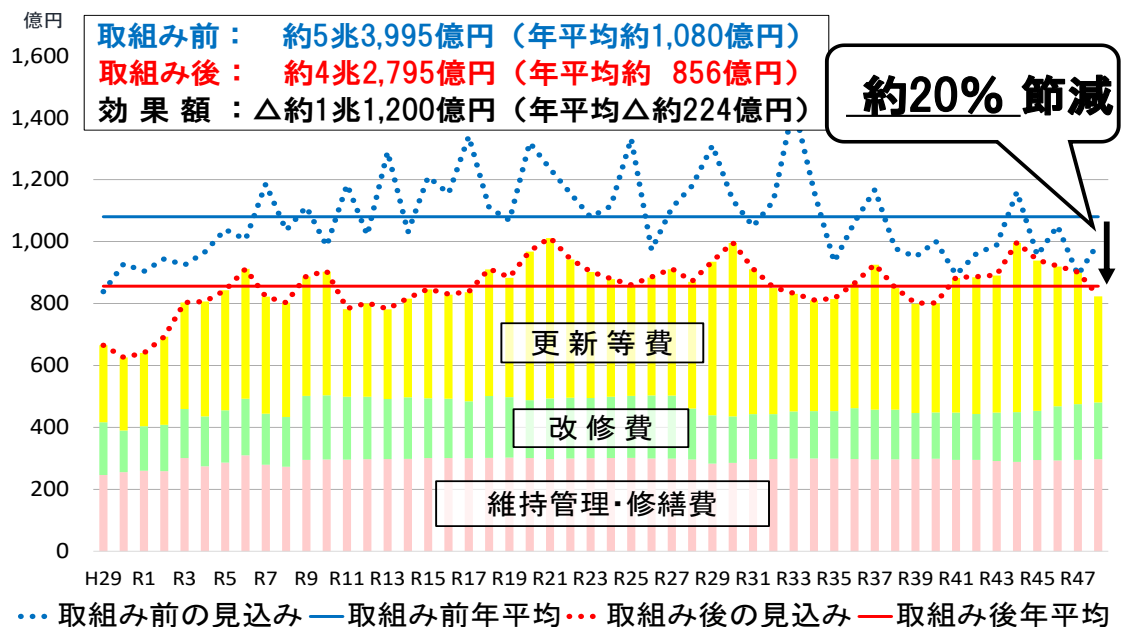
ア 点検・診断等の実施

- ・建築基準法等で定められた法定点検に加え、「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」等を活用した職員等による日常点検・診断等の充実を図ります。
- ・点検マニュアルの作成、点検結果のデータベース化等を行い、長寿命化や修繕計画の策定に役立てます。

イ 維持管理・修繕・更新や長寿命化の実施

- ・点検・診断等の結果を基に、(2)の「施設の最適配置」の実施方針に照らし、施設類型ごとに優先順位を付した対策を実施します。
- ・予防保全の徹底により単年度当たりのライフサイクルコストの縮減を図り(注7)、また、管理委託の内容の見直しや省エネの取組み等により経費の節減に努めることとし、トータルの財政負担の軽減や平準化を図ります。
- ・維持管理・修繕・更新等の履歴はデータベース化し、今後の老朽化・劣化対策等に役立てます。
- ・長寿命化については、施設ごとに目標となる使用年数を定め、優先順位を付して計画的な大規模修繕及び予防保全による修繕を実施します。

(略)



(出典:「福岡県公共施設等総合管理計画」より抜粋)

また、各施設については、その分類ごとに「個別施設計画の基本的な考え方」が示されており、それに基づき「個別施設計画」が策定されている。したがって、現地監査により検出された老朽化やひび割れ等の補修は基本的には当該個別施設計画に基づき実施されることになる。

県は、適時適切な維持修繕が実施されず維持修繕コストが大きくなるリスクを認識し、施設の

実態把握に能動的に務めることが期待される。

②適切なコスト負担を受益者に求めることができないリスク

県有施設の管理運営に係る「カネ」である財源に関しては、受益者から徴収する使用料等も、公平な負担関係の視点から、適切なコスト負担を受益者に求めることができないリスクが認識される。

各施設の受益者負担率については、新型コロナウイルスの影響前後での経年比較では大きな変化が生じており、施設間比較ではバラつきが生じている結果となっている。これは、使用料見直しについて、類似施設との料金、全国消費者物価指数等との比較にとどまり、受益者のあるべき負担について検討されていない状況が原因であると考えられる。

県は、受益者負担のあり方に係る方針を定め、現行の施設利用料金を当方針と整合性を図ることが望ましい。

③管理が継続することで資産の管理コストが低減できないリスク

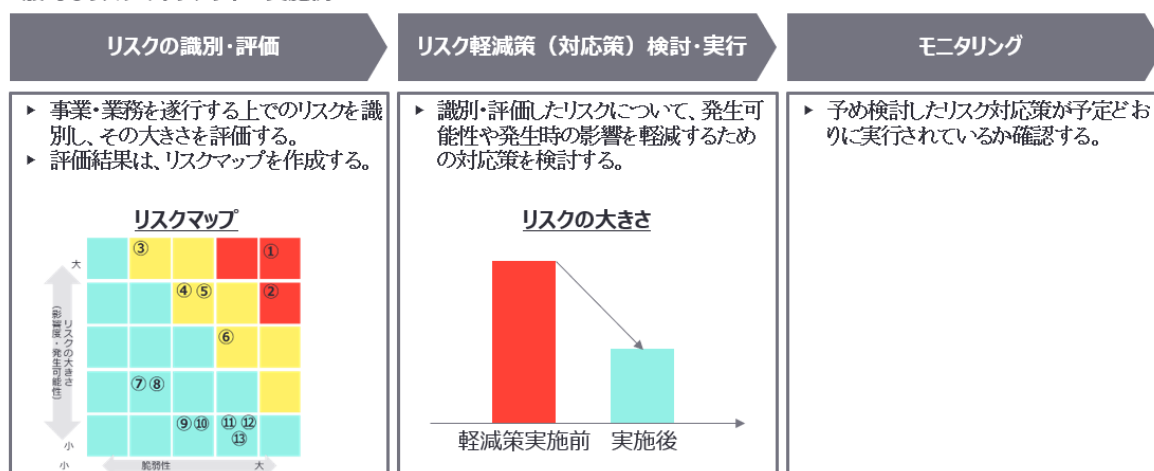
最後に、複数の施設において長期間使用していない備品が廃棄されずに管理対象のままになっている。紛失、横領、備品の種類によっては情報漏洩を誘引する原因になるのみならず、管理が継続することで資産の管理コストが低減できないリスクとして認識されることになる。

運営管理コスト全体と比較して金額的なインパクトは小さいものの、管理対象範囲を減らすことで、コストのみならず様々なリスク回避につながる。そのため、各施設で使用可能性がないものについては、他事業での使用可能性を検討したうえで、積極的に廃棄等の処理を推進することが望ましい。

(改善提案)

県は、施設の管理運営に係るリスクを網羅的・総合的に洗い出し、許容できる水準までリスクを低減していくリスクマネジメントを強化されたい。

一般的なリスクマネジメントの実施例



(監査人作成)

■施設管理に関する具体的なリスク抽出のベースとなった監査結果

リスク	監査結果
施設の設置目的が果たせないリスク	
	【指摘事項 18-1】野積場の使用について
	【意見 25-2】利用者を想定した維持管理の必要性について
施設を有効に活用できないリスク	
	【指摘事項1-1】執務室内の整理について
	【意見 17-2】施設の未利用スペースに係る網羅的な検討の必要性について
	【意見 25-1】未利用スペースの有効活用の検討について
	【意見 27-1】大阪事務所長公舎の継続保有について
施設が適切に使用されないリスク	
	【指摘事項1-2】トレーニング室の整理について
	【指摘事項 10-1】ポスター掲示に係る掲示許可について
	【指摘事項 13-1】私物放置について
	【指摘事項 14-1】試験場敷地外の使用許可について
	【指摘事項 22-1】県の使用許可が必要な業務について
	【指摘事項 18-2】占用の申請について
	【指摘事項 29-1】目的外使用許可の漏れについて
県職員による施設の不適切使用を適時に是正できないリスク	
	【指摘事項1-2】トレーニング室の整理について
	【意見 13-1】委託業務実績の確認について
	【意見 18-2】港湾管理嘱託員の巡視について
施設の運営状況を把握できないリスク	
	【意見 17-3】管理仕様書に対応する実績報告の徴収について
	【意見 20-2】土地の現状確認について
	【意見 22-1】施設管理に係る県の適切な指導と状況把握の必要性について
	【意見 29-3】実績報告の徴収の必要性について
施設利用者の安全を確保できないリスク	
	【意見3-2】清掃作業員など施設内で業務に従事する者の事前届出について
	【意見6-2】消火器の所定の場所での保管について
	【意見 17-1】危険性がある箇所への表示について
施設利用者に落とし物を返還できないリスク	
	【意見1-1】遺失物に関する事務について
委託業者・指定管理者によるサービス水準が要求水準に満たないリスク	
	【意見 24-4】基本協定書の管理仕様書の定め必要性について
	【意見 29-4】あまぎ水の文化村における県有施設運営コスト把握の必要性について
民間事業者による競争環境が生まれずサービス水準が維持できないリスク	
	【意見 29-4】あまぎ水の文化村における県有施設運営コスト把握の必要性について
	【意見Ⅲ1】指定管理者応募者数増加のための方策の検討について
特定の民間事業者に依存せざるをえず民間事業者をコントロールできないリスク	

リスク	監査結果
	【意見 29-4】あまぎ水の文化村における県有施設運営コスト把握の必要性について
	【意見Ⅲ1】指定管理者応募者数増加のための方策の検討について
民間事業者が仕様どおりに業務を実施しないリスク	
	【意見7-1】再委託の承認について
	【意見9-2】基本協定に基づいた業務の報告について
県と民間事業者との責任が不明確になるリスク	
	【意見7-1】再委託の承認について
	【意見 29-5】あまぎ水の文化村における持続可能な指定管理者制度の運用について
	【意見Ⅲ2】県と指定管理者との責任分担表の再検討と募集要項での公表について
老朽化等により施設のサービス水準が維持できないリスク	
	【意見6-1】施設の老朽化対策について
資産の盗難・紛失により施設のサービス水準が低下するリスク	
	【意見 10-1】寄贈された美術品の管理の必要性について
	【意見 23-3】備品管理ラベルの貼付について
	【意見 24-1】講師が利用する持ち込み楽器の保管について
	【指摘事項 28-1】指定管理者交代の際の備品管理責任について
適時適切な維持修繕が実施されず維持修繕コストが大きくなるリスク	
	【意見3-1】雨漏りと屋根の防水工事について
	【意見6-1】施設の老朽化対策について
	【意見 15-2】港湾施設管理に係る情報資産の保存について
	【意見 22-3】個別施設計画の基本方針の考え方について
	【意見 23-1】費用対効果を踏まえた施設更新に係る検討について
民間事業者が事業リスクを評価できず参入できない、又は高額な委託料・指定管理料が必要となるリスク	
	【意見 10-2】指定管理者の管理対象となる敷地の明確化について
	【意見 29-1】敷地内の建築物に係る管理について
人材不足により施設運営ができなくなるリスク	
	【意見 20-1】施設管理に必要な資格保有者の確保について
資産の管理コストが低減できないリスク	
	【意見2-1】不用品の整理について
	【意見9-1】未使用の録画済ビデオテープについて
	【意見 15-1】使用見込みがないパソコンについて
	【意見 20-3】長期間未利用となっている備品の取扱いについて
	【意見 22-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて
	【意見 23-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて
	【意見 24-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて
	【意見 24-3】県備品の管理について
	【意見 29-2】長期間未利用となっている備品の取扱いについて
適切なコスト負担を受益者に求めることができないリスク	
	【意見Ⅲ4】指定管理料と受益者負担の考え方について

リスク	監査結果
指定管理制度導入に係る事務処理が効率的に行えないリスク	
	【意見Ⅲ3】指定管理者運用に係る共通ガイドラインの検討について
情報漏洩が生じるリスク	
	【意見1-2】備品管理台帳に登載されていないパソコンについて
行政文書の作成漏れ、誤りを看過するリスク	
	【指摘事項3-1】指名競争入札の参加者について
	【意見 14-1】仕様書等の契約書への綴じ込みについて
	【意見 14-2】契約関連書類の保管について
	【意見 18-1】港湾施設に関する情報について

以上

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

○報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨てている。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。